



Title	公共的記憶に内在する格差とその克服に関する研究：戦後ドイツにおける２つの「警鐘碑論争」の場合
Author(s)	千葉, 美千子
Citation	北海道大学. 博士(国際広報メディア) 乙第7201号
Issue Date	2024-03-25
DOI	10.14943/doctoral.r7201
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91940
Type	theses (doctoral)
File Information	Chiba_Michiko.pdf



[Instructions for use](#)

学位論文題名

公共的記憶に内在する格差とその克服に関する研究
—戦後ドイツにおける2つの「警鐘碑論争」の場合—

氏名 千葉美千子

目次

序章 本博士論文の構成

第1節 本論の目的	2
第2節 「警鐘碑論争」と「もうひとつの警鐘碑論争」の概略	3
第3節 考察の視点と方法	5
第4節 本論の構成	6
第5節 補足資料（ナチス・ドイツの犠牲者数）	9
第6節 補遺	10

第1章 公共性の理念と想起の特質

第1節 本章の目的	11
第2節 公共性の理念の再考	11
2-1. アーレントの公共性	11
2-2. 斎藤の公共性	13
2-3. ハーバーマスの公共性	15
2-4. ハーバーマスにとってのコミュニケーション行為	16
2-5. フレイザーの対抗的な公共圏	18
2-6. まとめ	20
第3節 想起の特質	21
3-1. 想起のダイナミズム	21
3-2. 対話的な想起	22
3-3. 「中心部」と「周辺」における想起の違い	23
3-4. 想起の文化とは	25
3-5. まとめ	27
第4節 第1章のまとめ	27

第2章	記憶の多元的性格	
第1節	「機能的記憶」と「蓄積的記憶」	29
第2節	場所の記憶	31
第3節	想起の場所	33
第4節	記念碑の性格	34
第5節	第2章のまとめ	35
第3章	ナチス・ドイツの時代に対するドイツ（人）の意識変化	
第1節	意識と記憶の違い	37
第2節	ドイツの首相／大統領の記念演説の変遷	38
2-1.	1940年代	38
2-2.	1960-70年代	39
2-3.	1980年代	40
2-4.	1990年代	40
2-5.	2000年代	41
第3節	ドイツ（人）の意識変化	41
3-1.	「過去の克服」の理念	41
3-2.	1945-69年代	42
3-3.	1970年代	43
3-4.	1980年代	45
3-5.	1990-2000年代	46
第4節	「歴史家論争」	48
4-1.	修正	48
4-2.	抗い	50
4-3.	抗いに対する反論	51
4-4.	歴史認識をかたちづくるものとは	51
4-5.	当時の知識人／世論の反応	52
4-6.	まとめ	53
第5節	「ヴァルザー＝ブービス論争」	54

5-1. ヴァルザーの記念講演	54
5-2. 「ヴァルザー＝ブービス論争」の概略	55
5-3. ヴァルザーによる振り返り	56
5-4. 「ヴァルザー＝ブービス論争」の余波	57
5-5. まとめ	58
第6節 第3章のまとめ	58

第4章 犠牲者間に「認識の落差」が生じた背景

第1節 ユダヤ人の記憶とユダヤ人に対する記憶	61
1-1. 問題の所在	61
1-2. ユダヤ人の定義	61
1-3. ユダヤ人のコミュニケーションを妨げてきたものとは	62
1-4. ヨーロッパ社会とユダヤ人の関係	63
第2節 公共的な記憶の中のユダヤ人(像)	65
2-1. ユダヤ人の記憶と公共的なコミュニケーション	65
2-2. ドイツ人のユダヤ人に対する記憶	65
2-3. ユダヤ人の記憶	67
2-4. ユダヤ人の記憶の大衆化	70
第3節 ロマ問題とロマの／に対する記憶	72
3-1. ロマという集団	72
3-2. ロマのメンタリティ	73
3-3. ロマに対するカトリック教会の対応	74
3-4. 「書き言葉の世界」から締め出されてきたロマ	75
第4節 公共的な記憶の中のロマ	76
4-1. ロマの記憶と公共的なコミュニケーション	76
4-2. ドイツ人のロマに対する記憶	77
4-3. ロマ犠牲者が後景化した理由	78
4-4. ロマの記憶の大衆化	80
第5節 第4章のまとめ	81

第5章 事例研究	
第1節 ホロコースト記念博物館	83
1-1. 概要	83
1-2. 「追悼の対象者」を巡る2つの論争	88
1-3. まとめ	92
第2節 アウシュヴィッツ・ミュージアム	93
2-1. ミュージアムという「記憶の場」	93
2-2. 水彩画の所有権を巡る論争	96
2-3. 製作者とミュージアムの対立	97
2-4. 米国とポーランドの間の交渉	98
2-5. まとめ	100
第3節 ドイツの戦後補償	100
3-1. 戦後初期の取組み	100
3-2. 戦後補償の軌跡	102
3-3. 補償法がロマ犠牲者に与えた影響	103
3-4. 戦後補償における犠牲者間の格差	105
第4節 ドイツの歴史教育	107
4-1. 特徴	107
4-2. 歴史認識が教科書記述に与えた影響	107
4-3. 教科書記述の変容	108
4-4. 歴史教科書の中で顕現化した「犠牲者間の格差」	109
4-5. 格差克服に向けた取組み	111
4-6. まとめ	114
第5節 第5章のまとめ	114
第6章 「警鐘碑論争」の軌跡	
第1節 「警鐘碑論争」が内包する問い	117
1-1. 問題の所在	117
1-2. 「警鐘碑論争」の特徴	118
1-3. ドイツ連邦政府の決断	120

1-4. 警鐘碑の造形	121
1-5. 完成後の課題	122
第2節 提唱期(1988-1991)	124
2-1. 警鐘碑という「記憶の場」	124
2-2. 提唱者たちの思惑	125
2-3. 「記憶の所有権争い」のはじまり	127
2-4. 追悼の分離への異議	128
第3節 衝突期(1991-1993)	129
3-1. 個別碑か共同碑か	129
3-2. ベルリン市政府と市民団体「フェルダークライス」の協議	131
3-3. 連邦内務省による公式見解の発表	132
3-4. 中央委員会による抗い	133
3-5. 中央委員会に対する両政府の回答	135
第4節 停滞期(1994-1998 前半)	137
4-1. 第1回目のデザインコンペ	137
4-2. 第2回目のデザインコンペ	138
4-3. コンペ開催前後におけるロマの警鐘碑を巡る議論	139
4-4. 知識人からの問いかけ	141
第5節 和解期(1998 後半-1999)	143
5-1. 政権交代	143
5-2. シュレーダー首相の意向	144
5-3. ベルリン市長ディープゲンの意向	146
5-4. 公聴会の実施	147
5-5. ハーバーマスの進言	149
第6節 連邦議会の最終決議	150
6-1. 本会議の開始	150
6-2. 投票結果	151
6-3. 最終決議の解釈	154
第7節 第6章のまとめ	154

第7章 「もうひとつの警鐘碑論争」の軌跡	
第1節 「もうひとつの警鐘碑論争」が内包する問い	157
1-1. 問題の所在	157
1-2. 「もうひとつの警鐘碑論争」の特徴	158
1-3. 警鐘碑の造形	159
1-4. 完成後の課題	161
第2節 ベルリン市による土地の提供の承諾	162
2-1. 連邦政府の後方支援	162
2-2. ロルフ-モミン文化大臣の「肉声」の余波	164
2-3. 想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせの結実	165
2-4. ローゼの機略	166
第3節 銘文を巡る不協和音	167
3-1. 「スィンティ同盟」が立てた問い	167
3-2. 意見調整	169
3-3. イェッケルの提言	170
3-4. 連邦政府の判断	171
第4節 竣工に向けて	173
4-1. 竣工式	173
4-2. メディアの反応	173
4-3. 設計者の想い	176
4-4. 基本構想の再構築	177
4-5. 銘文の内容	178
4-6. 「殺害されたヨーロッパのスィンティとロマに捧げる警鐘碑」の完成	179
第5節 第7章のまとめ	180
終章 要約と主要な結論	
1. 本論のリサーチクエスチョンに対する解	184
2. 本論の考察・分析の結果	185
3. 残された課題と今後の展望	189

図表目次

図目次

図 1	ディーナが描いた水彩画	97
図 2	「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」	121
図 3	情報センター内の「名前の部屋」	122
図 4	御影石に置かれた一輪の花	160
図 5	国会議事堂南側に設置した標識板	163
図 6	建設現場に立つ設計者カラヴァン	177
図 7	完成した「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」	179

表目次

表 1	ナチス・ドイツの犠牲者数	9
表 2	どの程度ユダヤ人の大量殺戮を知っていたか	66
表 3	ユダヤ人の大量殺戮を聞き知った経緯	66
表 4	水彩画の所有権を巡る論争の経緯	96
表 5	戦後補償の支給額	103
表 6	ナチス・ドイツによるロマ政策	110
表 7	「スインティとロマ」に関する授業での言及	111
表 8	教育カリキュラム上のロマの扱い	112
表 9	「殺害されたヨーロッパのユダヤ人に捧げる警鐘碑」の軌跡	124
表 10	建立可否	151
表 11	ユダヤ人犠牲者のみに捧げるか／全犠牲者に捧げるか	151
表 12	アイゼンマンの「石碑のフィールド」のみを建設することの可否	152
表 13	アイゼンマンの「石碑のフィールド」と「情報センター」の併設可否	153
表 14	「もうひとつの警鐘碑論争」の軌跡	157

序章 本博士論文の構成

歴史的な流れの中で、動的・可変的な記憶は、一方では政争の具として、他方で言説の資源として、様々な活用をされてきた。前者にあつては、いつの時代も強者の記憶が勝者となり、弱者の記憶は後景化の一途を辿った。対照的に後者は、記憶の主体と客体の関係を主体間の関係に転じ、実社会の不平等とは一線を画す水平的なコミュニケーションを架橋した。かような記憶の二面性は、時として利害関係者の間に軋轢を起こしながらも、解積の多様性という選択肢を生み出してきたと言える。

こうした背景から、本論は、数的規模において、ナチス・ドイツの第一の犠牲者ユダヤ人と第二の犠牲者ロマの間の問題関心、すなわち、共に「人種的理由」の犠牲者でありながら、歴史的な文脈の中で、両者の記憶が決して同一の地平に据えられてはこなかったという問題関心を疑問の出発点としている。事実、行為者 (Täter)¹と犠牲者という縦軸、及び犠牲者間という横軸のどちらにおいても、ユダヤ人とロマに対する「記憶の格差」と「認識の落差」は歴然としていた。後述のように、本論で言う「記憶の格差」は、ユダヤ人の記憶がほぼ無条件に公的記憶に組み込まれたのに対し、ロマの記憶は客観的事実とされてきたものに照らした事後検証を必要としたことを意味する。次いで、「認識の落差」とは、歴史的な流れの中で、ユダヤ人の記憶とユダヤ人に対する記憶の乖離が稀であったのに対し、ロマの記憶とロマに対する記憶には浅からぬ溝が生じていたことを指す。

結果、後述の「警鐘碑論争²」においても、ユダヤ人の建立要請、すなわち、かれらの国家的警鐘碑の建立要請に対し、ロマが共同追悼を申し出た時、両者の間には即座に不協和音が生じた。本来、調整役を担うべきドイツは、犠牲者間の「記憶のせめぎあい」にどう関わるべきか、そして、記憶を巡る「多様性」と「統一性」、及び「個別性」と「一般性」の均衡をどう図るべきか、思案に暮れていた感がある。数多の障壁を瓦解させたのは、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせであった。この組み合わせは、想起の多様性を礎とする相互了解的な合意形成を主眼としている。そしてそれは、あらゆる記憶の主体を同一の地平に据えたいうえでの意見調整により成し遂げられる取組みである。

¹ ドイツ語の Täter には「加害者」、「犯人」という意味もある。

² 本論は、犠牲者の側に立つユダヤ人とロマが、加害者とその子孫への戒めを主眼とする碑の建立を望んでいたことを踏まえ、2つの論争を「記念碑論争」ではなく「警鐘碑論争」と表現する。

こうした背景から、本論は、同じ出来事に対して異なる記憶を抱く2つの集団が、どちらかに与するのではなく、また、相手の否定的見解に背を向けるのでもなく、想起の多様性を最大限に尊重しながら、そして、可謬主義的なコミュニケーションを繰り返しながら、合意形成に至る道筋を辿る。そのうえで、そこから派生した「もうひとつの警鐘碑論争」の付随的課題を検討する。これにより、部分的ではあるが、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが果たし得る可能性と限界、及び政治的意思決定の場に与え得る影響が明らかとなる。

第1節 本論の目的

本論の目的は、ドイツの「警鐘碑論争」（1989-2005）と「もうひとつの警鐘碑論争」（2005-2012）を事例に、公共的記憶の内にある格差とその克服に向けた取組みを考察することにある。それはいわば、「記憶の格差」と「認識の落差」が内包する問題群を、行為者と犠牲者という縦軸、及び犠牲者間という横軸から明らかにしようとする試みである。というのも、2つの論争にあつては、格差克服に向かう過程が目に見える形で現れているからである。具体的には、以下の問題関心に焦点を当てていく。

- (1) 格差の実態と事実関係
- (2) 格差が生まれた理由
- (3) 格差解消に向けた取組み（何を行ったのか、どうして解消できたのか）

上記(1)(2)(3)は、戦後、ユダヤ人が広範なロビー活動によって、あるいは「唯一性の概念³」を盾に、犠牲者としての然るべき立ち位置を確保したのに対し、ロマは犠牲となった事実を一人称で語り得る機会すら四半世紀近く奪われてきた理由を問うことを念頭に置いている。考察を通じて、犠牲者間の「記憶のせめぎあい」の顕現化に伴い、利害関係者の間で格差の問題が意識化され、克服に向けて議論のベクトルに軌道修正をかけていく過程を辿る。同時に、記憶を巡る「多様性」と「統一性」、及び「個別性」と「一般性」の均衡がどう図られようとしていたのかという点にも着目する。それゆえ、次のリサーチクエスチョンを設定する。

³ 本論における「唯一性の概念」は、千葉（2007）を基底としている。

- (1) なぜ、ロマという集団は、実社会でも、「記憶の場」でも、「忘れられた犠牲者⁴」の最たる存在となったのか。
- (2) なぜ、ユダヤ人は「唯一性の概念」を盾に、ロマ犠牲者との共同追悼を謝絶したのか。
- (3) どのようにして、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせは、一方では犠牲者集団の意向を汲み取りながら、他方では知識人や世論の反応を絡め取りながら、政治的意思決定の場で国家的警鐘碑の建立というロマの積年の願いを具現化したのか。

なお、本論が鍵概念とするのは、見る／見られる、聞く／聞かれるという双方向性に根ざした公共的なコミュニケーションの理念、及び客観的事実として裏付けられないからといって否定されてはならない記憶の多元的性格である。2つの論争を通して、第一に完全なる格差克服が不可能であるならば、集約した記憶の「多様性」と「統一性」の均衡をどう図り一般化させるのか、第二に公共的なコミュニケーションは記念行為をどう多元化し得るのか、第三に主体と客体の関係が主体間の変化した時、想起の在り様は、どのように多層化していくのかを確認する。

第2節 「警鐘碑論争」と「もうひとつの警鐘碑論争」の概略

そもそも、「警鐘碑論争」は、ユダヤ人ロビイストによるドイツへの要請、すなわち、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」の建立要請に追従しようと、スィンティ・ロマというロマ集団の代表者らが共同碑を求めたことに端を発する⁵。議論の過程では、建立可否に加え、個別碑か／共同碑か、同じ敷地内に建立するか／しないか、造形的な関連性を持たせるか／否かといった問題関心が争点となった⁶。そこには、「多様性」と「統一

⁴ 石田勇治 (2002) 291 頁。

⁵ ロマという呼称は、総称であると同時に、東欧側に居住するロマの呼称でもある。ドイツには、約 60,000 人のスィンティと約 10,000 人のロマが居住すると言われている。Minderheitensekretariat.de “Die deutschen Sinti und Roma”. No Date.

⁶ たとえば、香川 (2012, 115 頁) は、これらを「政治・社会の領野と美的構築物の領野とがせめぎあう場でもあった」と見ている。すなわちそれは、想起の主体のアイデンティティを造形に反映させるための議論の場であったと考えられる。

性」、「個別性」と「一般性」の課題が常に紐付いていた。再統一、首都移転といった歴史的転機と同時並行的に進んだ議論は、それまで「場所の真正性⁷」を担保に行われてきた地域的記念と、新首都の中心地での国家的記念を両輪的に行う重要性を可視的とした。結果、新生ドイツは、分断前の「社会的記憶⁸」から派生した残務課題と向き合うことになる。

対して、「もうひとつの警鐘碑論争」は、スィンティとロマ以外のロマ犠牲者の記憶の救済を焦点化している。「警鐘碑論争」において、終始、弱い犠牲者であったスィンティ・ロマ・中央委員会の代表者は、「もうひとつの警鐘碑論争」にあっては強い犠牲者に立場を転じ、他のロマ集団から共同追悼を迫られた。連邦政府が意見調整を進める中、ロマ集団の間の「記憶のせめぎあい」は、約7年の歳月を経て決着する。「警鐘碑論争」を踏襲するかのような一連の議論は、大きな社会的流れを形成する中で、まさに公共的なコミュニケーションの可能性と限界を鮮明にしたと言えるだろう。

付言すると、2つの論争は、加害者と犠牲者という二項対立の図式では描き出せない理論的課題を内包している。事実、「殺害されたヨーロッパのスィンティとロマに捧げる警鐘碑」の建立に費やした歳月は、第一に「記憶の所有権争い」に勝者は存在するのか、第二に想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせは「犠牲者間のヒエラルヒー」を瓦解し得るのか、第三に社会的不平等を考察の枠組みから外したうえでの水平的なコミュニケーションは実社会で機能し得るのかという問いをドイツ社会に突き付けた。これらを解決するには、アスマンの想起の理念とハーバーマスの公共的なコミュニケーションの理念を組み合わせ、想起した記憶を公共的なコミュニケーションの中で相互理解に持ち込むことがどうしても必要となる。なぜなら、前者には「個別性」と「多様性」を主軸としながら多彩な想起のかたちを展開し得る力が、そして後者には集約と統一を進めながら政治的公論や社会的コミュニケーションの基準を築き得る力があると言えるからである。むしろ、その際には、ロマの「対抗的な公共性」がユダヤ人やドイツ（人）の大きな公共性に与えた影響を視野に収めなければならない。このような背景から、「記憶のせめぎあい」を可視的としながら、そして、記憶の多声性を可聴的にしながら、何らかの解を見出そうというのが本論のねらいである。

⁷ 本論は、「場所の真正性」を客観的事実と矛盾することのない、実際に特定の出来事が起きた場所と捉える。

⁸ 本論は、「社会的記憶」を、セルューシ（2010, 44-45頁）の言う「集合的記憶」と同じ意味で捉える。それは、「可変的で扱いにくい、順応性がある」、という性格を帯びている。

以上を踏まえ、本論は、「犠牲者間のヒエラルヒー」という問題関心を中心的課題とする。特に、圧倒的な力関係の差異を前提とする複数の集団が、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせを通じて、相互理解に根ざした合意形成の道を拓き、格差克服に向けて歩を進めていく過程に焦点を当てていく。

第3節 考察の視点と方法

本論は、歴史学の視点から、上記の問題群を考察する⁹。「歴史の目的の一つはまさしく、過去と現在の間には橋を架け、中断された連続性を修復すること¹⁰」だと語るのは、アルヴァックス（1989）である。実際、客観的事実に対する意味付けは、歴史と共に、時間の経過と共に変化を遂げてきた¹¹。そのようななか、たとえば、佐藤（2009）は、歴史学とは「対話の素材を用意し、対話を実践する学問¹²」であり、その社会的使命は、「事実関係の整合性を検証することで他者とのコミュニケーションが成立する環境をつくること¹³」にあると言う。本論は、前者を記憶の主体が誰であるかを問わず、同じ目線の高さで対等な議論を行うことだと捉える。そして後者を同じ出来事に対して異なる記憶を抱く集団が、客観的事実を巡る「認識のずれ」の修正に向けて、公共的／戦略的なコミュニケーションを実践する過程と位置付けていく。

一方、武井（2021）は、「歴史学とは、過去が全体としてどうであったかを示す学問であり、一点から、一個面からのみ解釈することはしない¹⁴」と主張する。「歴史は単数では

⁹ 考察にあたっては、スズキ（2014, 13頁）の論、すなわち、「“歴史への真摯さ”にとって肝要なのは、異なる場所、社会背景、思想的観点からおなじ出来事を見る（あるいは見た）人たちによって創られた、過去の異なる表現に注意をはらう意欲と能力」だという論も重視していく。

¹⁰ アルヴァックス（1989）87頁。

¹¹ ノラ（2002, 28頁）の言葉を借りるなら、「過去の想起としての記憶ではなく、現在のなかにある過去の総体的構造としての記憶に関心をよせる歴史学」の深耕に向けて、意味付けは変化してきたと言えるのかもしれない。

¹² 佐藤卓巳（2009）30頁。

¹³ 同上、100頁。この他にも、たとえば、アーレント（1994a, 56-57頁）は、歴史とは「文字よりも古いものである」と述べている。さらに、アダム・スミスが経済取引を導く「見えざる手」を必要としたことに触れながら、歴史哲学にも舞台背後に「見えざる活動者」が存在したとも指摘する。これは、英雄の歴史には、聴衆の望む物語性が求められており、必ずしも真実である必要はなかったことを言い表している。

¹⁴ 武井彩佳（2021）p.iii.

なく、常に複数であり、また固定的な歴史像というものは存在しない¹⁵⁾という彼女の論は、本論が主眼とする犠牲者間の「記憶のせめぎあい」を考察するうえでも示唆に富んでいる。さらに、彼女は、「歴史的『事実』はある程度確定できるが、歴史的『真実』がどこにあるかを知ることにはできない¹⁶⁾」とも語る。かような状況から、一方では客観的事実とされてきたもの、すなわち、ロマはユダヤ人と同じ「人種的理由」による犠牲者ではない、という見解に動的・可變的な記憶を対置させて、他方ではメディアが犠牲者間の関係に与えた影響を探ることで、これまで綴られてこなかった歴史的眞実に必要な限り接近しようというのが、本論の試みである。

他方、安川（2007）は、「社会のマイノリティの歴史像が多声的に入り交じる、多元的な想起の文化」の出現を指摘したうえで、「複数形の歴史の存在¹⁷⁾」に着目する。これは、超地域的な歴史が、強者のみの物語で構成される時代の終焉を示唆するものである。同時に、彼は、歴史認識が、「その都度の現在のパースペクティブに拘束された観察者によって選別され、物語の構造を与えられ、解釈されたもの¹⁸⁾」となっている状況にも一定の評価を与えている。なぜなら、そうした歴史認識は、メディアに対する警戒心を必要としながらも、解釈の多様性に委ねるのを由とする土壌の中で醸成されると考えられるからである。

以上を踏まえ、本論は、先行研究と関連ウェブサイトを最大限に活用しながら考察を進める。シンティとロマという少数集団の記憶に照準を合わせることにより、格差の構造化の客観的検証が可能になる。同時に、かれらが、客観的事実とされてきたものに異を唱えるべく、自らの「記憶の眞正性¹⁹⁾」を担保に「追悼される権利」を獲得していく軌跡を辿ることは、「多様性の中の平等性」の具現化という問いへの取組みにも繋がる。

第4節 本論の構成

本論の構成は以下の通りである。第1章では、2つの論争の分析に向けて必要となる「公共性の理念」と「想起の特質」を明らかにする。具体的には、ハンナ・アーレント（1994b）

¹⁵⁾ 同上、13頁。

¹⁶⁾ 同上、13頁。

¹⁷⁾ 安川晴基（2007）559頁。

¹⁸⁾ 同上、559-560頁。

¹⁹⁾ 本論は、従来、客観的事実とされてきたものに臆することなく、支配的な言説に異を唱えることを可能にし得るツールを「記憶の眞正性」と捉える。それは、リアリティを記憶として保ち続けることに重きを置いた眞実性である。そこには、歳月の流れと共に、他者の経験を自身の経験にすり替えたことにより形成された記憶も含まれている。

と齋藤純一（2000）、及びユルゲン・ハーバーマス（1986,2000,2003）とナンシー・フレイザー（1999）に基づき、各人の「公共性の理念」を整理する。そのうえで、本論の目指す公共性を定義する²⁰。そして次に、米山（2005）とアスマン（2011,2013,2019）、及び安川（2007,2015a,2015b）から、想起の特質を探る。その際には、対話的想起がもたらす実り、「中心部」と「周縁」の間の相互補完性、及び想起の文化の多元性に着目する。これらにより、本論の考察の枠組みが固まる。

第2章では、記憶の多元的性格を確認する。具体的には、アスマン（2007）を導きの糸に、「機能的記憶」と「蓄積的記憶」、場所の記憶、想起の場所、記念碑の性格について検討する。これにより、様々な形態を通じた記憶継承は、ある種の努力を必要としながらも、強引に中断された歴史を顕現化し得ることが明らかとなる。

第3章では、ナチス・ドイツの時代に対するドイツ（人）の意識変化を辿る²¹。具体的には、ドイツの首相／大統領の記念演説の変遷と市井の人びとの意識変化、「歴史家論争²²」と「ヴァルザー＝ブービス論争」を概観する。これにより、世代交代に伴い、行為者の記憶に対する意識が高まりを見せたこと、反面、記憶の修正や想起の疲弊がいわば公然と語られるようになった事実が明らかとなる。これらは、想起が一般化された後の課題を検討するうえでも示唆に富んでいる。

第4章では、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の間に「認識の落差」が生じた背景を明らかにする²³。考察を通じて、主要因が、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の間の一人称による表現力、発信力の違いにあったことが明らかとなる。

第5章では、4つの事例研究を扱う。具体的には、米国のホロコースト記念博物館における追悼の対象者を巡る議論²⁴、ポーランドのアウシュヴィッツ・ミュージアムにおける水彩画を巡る論争²⁵、ドイツの戦後補償、及び歴史教育の変遷を考察する。これにより、アスマン（2007）の言う「機能的記憶」と「蓄積的記憶」の理念が、実社会に与え得る影響と、犠牲者間に格差の萌芽が芽生えた社会的背景が明らかとなる。

²⁰ 「公共性の理念」の整理と定義については、千葉（2013）から一部を引用している。

²¹ 「過去の克服」の理念は千葉（2006）を、時系列的な変遷は千葉（2007,2008）を素地としている。

²² 「歴史家論争」を巡る考察は、千葉（2008,2013）を纏めている。

²³ 本章で述べるロマの／に対する記憶については、千葉（2006）を素地としている。

²⁴ 記念博物館における追悼の対象者を巡る議論は、千葉（2006,2007）を素地としている。

²⁵ 水彩画を巡る論争については、千葉（2008）を纏めている。

第6章では、公共的なコミュニケーションという視点から、「警鐘碑論争²⁶」を取り上げる。同論争には2つの側面がある。ひとつは、ユダヤ人犠牲者に捧げる国家的警鐘碑の建立可否に関する議論である。そしてもうひとつは、追悼の対象者にしほりを設けることへの是非である。一見、2つの議論は別の様相を呈しているが、実際には響き合う部分が少なくない。なぜ、ユダヤ人ロビイストは慰霊碑 (Monument) ではなく、警鐘碑 (Mahnmal) を要請したのか。なぜ、最終的に“Denkmal”の名を冠したのか²⁷。再統一を機に、政治的性格を増した「警鐘碑論争」は、様々な問いを鮮明とした。それはいわば、国家的記念の在り方という根源的問いや犠牲者集団の「多様性の中の平等性」を担保することの難しさと向き合うことでもあった。こうした背景を踏まえ、本章は、提唱期→衝突期→停滞期→和解期という流れで議論の展開を追う。そのうえで、あらゆる場面で課題解決に資す調整弁となったのは、透過性の高い想起と了解志向的で公共的なコミュニケーションの組み合わせであった事実を明らかにする。

第7章では、「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」が完成するまでの道筋を描く。この「もうひとつの警鐘碑論争」は、スインティとロマ以外のロマの記憶の救済を争点とした。そしてそれは、記憶を巡る議論には、常に新たな課題が立ち現れることを如実に示すものとなった。考察の順序として、「もうひとつの警鐘碑論争」が内包する問い→ベルリン市による土地提供の承諾→銘文を巡る不協和音→竣工に向けてという流れで落成までの軌跡を辿る。そのうえで、「警鐘碑論争」の残務課題を引き継いだ「もうひとつの警鐘碑論争」は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが結実した一例として「一般化」できるものなのか、それとも「特殊な事例」に該当するのかを確認する。これにより、メディアと共犯関係にある格差の構造化は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせにより克服可能なものであるが、再生産されやすい危うさを抱えていることが明らかになる。

終章では、残された課題と今後の展望を示すことで、本論を締めくくる。

²⁶ 「警鐘碑論争」は千葉 (2006,2008) を素地としている。

²⁷ 香川 (2012, 114 頁) は、1970年代から80年代にかけて、「自国が犯した犠牲者の罪を追悼し、後世への戒めとするいわゆる『警告碑 Mahnmal』がドイツ各地で盛んに建てられるようになった」と述べている。そうであるなら、警鐘碑 (Mahnmal) の概念は、「警鐘碑論争」で突如現れたわけではなく、それまで地方で醸成された土壌が中央に流し込まれたとも考えられる。

第5節 補足資料（ナチス・ドイツの犠牲者数）

考察に先立ち、ナチス・ドイツの犠牲者数を確認する。現在、ホロコースト記念博物館（米国）のウェブサイトは、主な犠牲者集団の数を以下のように纏めている。

表1 ナチス・ドイツの犠牲者数²⁸

	犠牲者集団	犠牲者数(概算)
①	ユダヤ人	6,000,000
②	ロマ	250,000～500,000
③	ロシア人戦争捕虜	3,300,000
④	非ユダヤ系ポーランド市民	1,800,000
⑤	セルビア系市民	310,000
⑥	施設居住の身体障害者	250,000～300,000
⑦	エホバの証人	1,700
⑧	同性愛者	数百～数千人

ベント（2003）によると、ナチス・ドイツの犠牲者数の算出方法は二通りある。ひとつは文献資料を通じた証拠の合算であり、もうひとつはホロコースト以前と以後の人口統計の比較である²⁹。しかし、どちらも東側と東南ヨーロッパの文書／統計資料の欠如により、また、その信ぴょう性に対する疑義により、推定に依拠せざるを得ない部分が少なくなかった³⁰。ナチス・ドイツが、「多くの文書を破棄し、殺害の他の痕跡も拭い去ったこと」も、正確な犠牲者数の把握を妨げたと言えるだろう³¹。本論が扱うロマ犠牲者の数が、25万人から50万人という見積もりとなっているのも、戦前から戦後にかけて正確な統計が存在してこなかったことが影響している。

²⁸ United Holocaust Museum（2023）なお、同ウェブサイトは、戦後、米陸軍は唯一残存した包括的な統計的研究の写しを、米国、英国、ソ連といった占領国は幾つかの地域的資料を入手し、ナチス・ドイツの犯罪の全容解明に向けて最大限に活用したことにも触れている。

²⁹ ベント（2003）155頁。

³⁰ 同上、155頁。

³¹ 同上、155頁。

第6節 補遺

そもそも、ロマとユダヤ人には、ナチス・ドイツの時代に「逃げ道を失った」という共通体験がある。教会や市井の人びとが、沈黙という暗黙裡の同意を与えることで、絶滅政策の遂行に加担していたところも通底している。しかし戦後、両者の間には歴然とした差異が生じた。なぜなら、ロマの生還者の多くが文盲であり、アンダーソンの「想像の共同体」を創造することなど到底不可能であったと言えるからである³²。それに対し、パロール的なコミュニケーションに秀でたユダヤ人は、ホロコーストの記憶を紐帯に、地理的・時間的距離を越えて「自己と他者を関係づけること」に意欲的であった³³。

こうした背景から、80年代末に、ユダヤ人が行為者の地に国家的警鐘碑の建立を求めて声を上げた時、客観的事実と記憶の整合性をあらためて図る必要性は問われなかった。対照的に、ロマに関しては、客観的事実との照合に不可欠な記憶の欠如が指摘され、ユダヤ人と同様の要請を行うことに異が唱えられた。結果、ロマは、「記憶の真正性」を担保に、合意形成に向けた道筋を探ることになる。最終的に、ロマの記憶とロマに対する記憶を可能な限りすり合わせ、ロマ犠牲者に捧げる国家的警鐘碑の建立を具現化させたのは、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせであった。ロマの「対抗的な公共性」が、ユダヤ人とドイツ（人）の大きな公共性に揺さぶりをかけたことも、一助になったと言えるだろう。それゆえ、本論では「警鐘碑論争」と「もうひとつの警鐘碑論争」という2つ議論を通じて、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせにより生じた主体間の変化や「対抗的な公共性」が大きな公共性に与えた影響も、視野に収めていく。

³² 本論は、アンダーソン（2007, 84頁）の言う「想像の共同体」を、「印刷と紙による相互了解」を通じて形成し得る水平的な関係と捉える。近時のインターネットの普及に照らすと、「想像の共同体」は前時代的かもしれない。しかし、時代的差異を越えて形成される、という意味では、依然として重要な概念だと推測される。

³³ 同上、64頁。

第1章

公共性の理念と想起の特質

第1節 本章の目的

本章の目的は、公共性の理念と想起の特質を明らかにすることにある。前者では、如何にして、公共的なコミュニケーションは相互了解的な合意形成を架橋し得るのかという問いを立てる。後者では、次の3つの想起の特質に焦点を当てる。第一は対話的な想起がもたらす実りである。第二は中心部と周縁の相互補完性である。第三は想起の文化の多元性である。これらは、一見趣を異にするが、ひとたび環状に繋がると想起の多様性を紡ぎ出す。さらにいえば、2つの問題関心に対する理論的考察は、格差の構造の解明に向けた一助になると思料される。

考察にあたり、公共性の理念では、ハンナ・アーレント（1994b）と齋藤純一（2000）、及びユルゲン・ハーバーマス（1986,2000,2003）とナンシー・フレイザー（1999,2012）を取り上げる。そして、想起の特質では、米山（2005）とアスマン（2011,2013,2019）、及び安川（2007,2015a,2015b）の論を辿る。前者では、人間のことばを媒介とする公共性とコミュニケーションの関係を照らし出し、後者では記憶の主体とのコミュニケーションの在り様を確認する。

第2節 公共性の理念の再考

2-1. アーレントの公共性

ユダヤ人の出自を持つドイツ生まれの政治思想家、アーレントは、ナチス支配下のドイツにおいて、文字通り、その存在が見えなくなっていったユダヤ人の末路を目の当たりにしている。全体主義に抗う中で自らの生を確保しなければならないという切実な想いが、彼女の論理のベクトルを公共性の内にある複数性の概念に向かわせた。もちろん、そのような考えは、ナチスのユダヤ人絶滅政策を亡命先のフランスや米国から、つまり「外の世界」から眺めるしかなかった彼女自身の葛藤と繋がるものである。

アーレントの公共性には、2つの意味が包摂されている。ひとつは、「公に現れるものはすべて、万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示される³⁴」という意味であ

³⁴ アーレント（1994b）75頁。

る。彼女は、「現れ (appearance) がリアリティを形成する」と見なし、リアリティを保証するのは「すべての人がいつも同一の対象に係わっているという事実³⁵⁾」であると主張する。このような背景から、アーレントは現れのかたちが具現化されたリアリティを「人間関係の『網の目』³⁶⁾」と呼ぶ。言うなれば、共通の問題関心は、人との繋がりから成る「網の目」の内で新たな視点を取り入れながら、多元的意味を生成していくのである。

そしてもうひとつは、「世界そのもの³⁷⁾」という意味である。アーレントは世界を人々の間におかれたテーブルにたとえる。そしてそれは、「人々を結びつけると同時に人々を分離させている³⁸⁾」ものだとする。したがって、同じテーブルに集う人々は、共通の問題関心に向けられたまなざしの交わりを通じて、自らの視点が他者にどう映るのか、また他者の視点は持論とどの点で重なり、どの点に差異が生じているのかを知ることになる。この場合、仮に同じテーブルでコンフリクトが生じたならば、そこでは議論の行方を見守る第三者の視点がどのような調整弁となり得るのかということも重視されていく。なぜなら、他者への不寛容さから生まれるコンフリクトは、複数の視点の交錯がもたらす「共通理解」という処方箋により、解消されていくと考えられるからである。

加えて、アーレントの公共性は、「人間の唯一性 (uniqueness) に基づく差異性の競合する複数性 (plurality) の織り成す討議空間³⁹⁾」でもある。当然ながら、そこで行われる活動は、物あるいは事柄の介入なしに直接人と人との間で行われる⁴⁰⁾リアルなコミュニケーションから成り立つ。それは彼女によれば、「地球上に生き世界に住むのが一人の人間 man ではなく、多数の人間 men であるという事実⁴¹⁾」に呼応している。ゆえに、アーレントの公共性とは、平等と差異を重視しながら、そして、多声的な意見のせめぎあいを可視的としながら、他者との共生・共存を目指そうとするコミュニケーション空間であるというのが、筆者の理解である。

ところで、アーレントにとり、平等と差異はどのような意味を持つのだろうか。第一に平等について見ていくと、彼女は「もし人間が互いに等しいものでなければ、お互い同士を

³⁵⁾ 同上、86 頁。

³⁶⁾ 同上、297 頁。

³⁷⁾ 同上、78 頁。

³⁸⁾ 同上、79 頁。

³⁹⁾ 久保紀生 (2007) 69 頁。

⁴⁰⁾ アーレント (1994b) 20 頁。

⁴¹⁾ 同上、20 頁。

理解できず、自分たちよりも以前にこの世界に生まれた人たちを理解できない⁴²⁾」はずだと主張する。これは、人間の平等性を担保とするコミュニケーションが成立しなければ、対等な立場で見る／見られる、聞く／聞かれることもまた不可能になることを意味する。第二に差異について言うならば、彼女は、もしも人間が「現在、過去、未来の人びとと互いに異なっていなければ、自分たちを理解させようとして言論を用いたり、活動したりする必要はないだろう」し、「自分たちよりも後にやってくるはずの人たちの欲求を予見したりすることもできないだろう」と説く⁴³⁾。この意味において、人間に内在する個別的な異なりや議論のテーブルで交わされる多声的意見には、個と多様性を尊重しながら、双方の文化領域に有機的な意味を紡ぎ出していくことが期待されていると考えられる。

このように、アーレントの公共性は、妥協と説得を通じた唯一の意見の採用を主眼としてはいない。なぜなら、彼女は近視眼的な判断や傍観的態度がどれほど大きな悲しみをもたらすものであるかを、自らの経験から知り抜いているからである。それでは、アーレントの公共性は、現代社会にどう受け継がれているのだろうか。以下、齋藤（2000）を手がかりに、この問題を考えてみたい。

2-2. 齋藤の公共性

齋藤（2000）は、アーレントの理論を引きながら、公共性に対する自らの見解を明確に打ち出している。彼によれば、アーレントの公共性には、先述の「現れ（appearance）」の概念に加え、「共通世界」というものがある⁴⁴⁾。そして、「共通世界」への関心から成る公共性には、次の2つの条件が具されているとする。ひとつは、「世界に対する多種多様なパースペクティブが失われていないこと」であり、もうひとつは、「人々がそもそもその間に存在する（inter-esse）事柄への関心を失っていないこと⁴⁵⁾」である。そのうえで、齋藤は、公共的空間における言説の意味を「その違いを互いに明らかにすることにより、その違いを一つの合意に向けて収斂することにはない⁴⁶⁾」と纏める。この意味において、「共通世界」とは、閉域のないコミュニケーションによりかたちづくられていく、動的・可変的な言説の空間であると考えられる。

⁴²⁾ 同上、286頁。

⁴³⁾ 同上、286頁。

⁴⁴⁾ 齋藤純一（2000）45頁。

⁴⁵⁾ 同上、46頁。

⁴⁶⁾ 同上、50頁。

同時に、齋藤は、「この他者の立場にあったら事柄はこのように違って見えるかもしれないという仮設的な思考における幅⁴⁷」をも重視する。彼が思考の幅を重視する背景には、近年、独白的な持論の主張ばかりが際立ち、公共的なコミュニケーションを媒介に意見を交わすという対話的姿勢が等閑視されているという現実がある。

また、齋藤の公共性は量的多寡ではなく、質的な優劣により測られる「言説の資源」を鍵概念としている⁴⁸。彼によると、「言説の資源」には、以下の特質がある。

1. 「言説の資源」は、人々がどのような語彙をもっているかにかかわる。自らの問題関心を説明し、他者を説得しうる理由を挙げるためには、当面のコンテキストに相応しい（とされている）言葉がある程度自由に使用できることが必要である。
2. 言葉をどのように語ることができるかという言説のトーン（語り方・書き方）は、重要な資源の一つである。身体性が前面にでる語り方が排除されるという傾向は、現在の文化的コードがどのように編成されているかを暗示している。
3. （公共性には）、公私の区別をわきまえ、公共の場に相応しいテーマを語らなければならないという暗黙の規範的要求の問題がある。「言説の資源」は、その意味で、場に相応しい主題を選択できるかという能力にもかかわっている⁴⁹。

上記1と2は発話者である私から他者への働きかけに関わるものである。人間が見られ／聞かれるためには、必ず他者の存在を必要とする。別言すれば、対話から発せられる言葉は、必ず誰かに向けられている。すなわち、公共的なコミュニケーションのベクトルは、近くであれ、遠くであれ、必ず誰かに向けられているのである。それに対し、3は公と私为重なり合う共通領域の問題関心に照準を合わせている。齋藤によると、「公私を分ける境界は言説に依存する流動的なもの⁵⁰」である。近年の著しいメディアの進歩を踏まえるならば、言説の方向性を定める一端は、社会の不特定多数の声、別言すれば、アノニマスと呼ばれる匿名的な複数の声が担っているとも考えられる。

このように、齋藤はアーレントと同様、公共性の内にある複数性の概念を重視している。

⁴⁷ 同上、51頁。

⁴⁸ 同上、10頁。

⁴⁹ 同上、11-12頁。

⁵⁰ 同上、12頁。

それは、公共性を「『人々の言説の尽くしがたい豊かさ』が享受される場所⁵¹」と評する彼の言葉からも窺い知ることができる。しかしながら、公共的なコミュニケーションを考察するうえで、複数性の概念を検討するだけでは不十分となる。なぜなら、逆説的ではあるが、公共性は複数の意見を収斂・集約し、誰かの問題を万人の問題に変化させるという役割をも担っているからである。このような問題意識から、以下、強制なき合意形成という視点で、ハーバーマスの公共性に関する考察を進めたい。

2-3. ハーバーマスの公共性

日本語では「公共圏」と訳されるハーバーマスの‘public sphere’とは、「空間的には、国際関係、国家、地域、地方自治体、二次文化などの互いに重なりあう多数のアリーナによって構成された、高度に複合的なネットワーク⁵²」である。また、彼によれば、「公共圏のコミュニケーション構造は私的生活領域と結びついている⁵³」。それでは、彼は公共圏のコミュニケーションをどう説明しているのだろうか。彼によると、たとえば第三世界の窮乏化と世界経済秩序の諸問題、あるいは移民の増加に伴う社会の諸問題等を最初に提起するのは、国家機構ではなく、知識人や関与者といった自発的な代弁者である⁵⁴。こうした媒介者による発議の流れについて、彼は以下のように述べる⁵⁵。

そうした主題は雑誌、利害関係団体...等々にもちこまれ、フォーラム、市民発議、その他の議論の舞台に挙げられ、そうなることでいずれにせよ、集約されたかたちで社会運動および新たな二次文化^{サブカルチャー}の核心をかたちづくることになる。さらにこうした社会運動や二次文化^{サブカルチャー}によって発言が取り上げられ、マスメディアが問題を取り上げるように効果的な演出がなされる。メディアでの論争的な報道を通じてはじめて、そうした主題は無数の大衆へとゆきわたり、「公共的な議題」となりうる。

このように、ハーバーマスにとってのコミュニケーションとは、公共圏の内ではせめぎあう多声的な意見を収斂・集約したうえで、特定の社会／人々にのみ関係すると考えられてき

⁵¹ 同上、49 頁。

⁵² ハーバーマス (2003) 105 頁。

⁵³ 同上、113 頁。

⁵⁴ 同上、113 頁。

⁵⁵ 同上、113 頁。

た問題を万人の「公共的な議題」にすることを志向するものである。花田（1996）は、双方向的なコミュニケーションを可能とするハーバーマスの公共圏を「国家と社会の分離という近代成立の基本構図において、その媒介項となる言説の空間⁵⁶」と位置付けている。少し詳しく見ていくと、ハーバーマスの公共圏は、人々が対等な立場で自発的に議論に参加し、政治的／経済的問題に関わる利害とは距離を置きながら、強制なき合意形成を目指す討議空間である。したがって、公共圏での討議は、「暗黙裡の同意」により、はじめから結論ありきの形骸化した議論とは大きく異なる。なぜなら、そこでは議論の内容が「妥当要求」に耐え得るものであるかということが、正面から問われていくからである。

なお、中岡（1996）によると、ハーバーマスの「妥当要求」とは、「自分は真理を表明している（真理性）」、「自分は正しい規範に従っている（正当性）」、「自分は意図どおりのことを誠実に述べている（誠実性）」という3点に集約される⁵⁷。ハーバーマスが、「(意見の) 不一致は理由を挙げることにより調停される⁵⁸」という「可謬主義」に信を置いていることから明らかなように、「妥当要求」には、相手と対話を重ねた上で否定的見解を同意へと転換させる力がある。付言すれば、「妥当要求」は否定的見解にも耳を傾けるという意味において、権力で相手を組み伏せようとする戦略行為とは大きく異なっている。言うなれば、こうした妥当性の理念の先に、コミュニケーション行為が存在する。それでは、複数性と集約性という相矛盾する2つのベクトルを持つ公共性がコミュニケーションと結びつきを見せたとき、そこではどのような動的作用が生まれるのだろうか。引き続き、ハーバーマスの理論から、この問題を考えてみたい。

2-4. ハーバーマスにとってのコミュニケーション行為

ことばを媒介とするハーバーマスのコミュニケーション行為には、次の言語観がある。すなわちそれは、「言葉とそれを使用する人との関係を、ひいては言葉をあやつる人間の社会的（哲学の用語では[間主観的]）側面を問うという言語観である⁵⁹。こうした言語観は、「成員が成熟に達した、解放された社会において、はじめて、人間のコミュニケーション

⁵⁶ 花田達朗（1996）58頁。

⁵⁷ 中岡成文（1996）150頁。

⁵⁸ ハーバーマス（1986）293頁。

⁵⁹ 中岡成文（1996）144頁。

は、支配なき、万人と万人との対話へと発展する⁶⁰」という彼の理念とも響き合う。

このような背景から、彼は自らの提唱する了解志向型のコミュニケーション行為を次のように説明する⁶¹。

コミュニケーション的行為者は、彼らが共同討議による解釈によって同時に構築する状況のなかで、相手と遭遇する。発話状況の間主観的に共有された空間が明らかにされるには、関係者が相互的な発話行為の提示に対して態度を決定し、発話内的義務に従うことによって形成される、間人格的諸関係が不可欠である。

「間人格的諸関係」について説明すると、それは相手を観察しながら、その思惑を押し量る成果志向的な言説の空間ではなく、強制なき合意形成から生まれる了解志向的な言説の空間である。もちろん、「共通理解」という礎を築き上げるうえで、ハーバーマスが最も重視するのは、発話から生まれるコミュニケーション行為、すなわち独白ではなく、対話である。言うまでもなく、前者は個人の推論の域を出ない一方向的なものであり、場合によっては支配／被支配という従属的な関係しか生み出さない。それに対し、後者は双方向的なもの、見る／見られる、聞く／聞かれるという対等な関係を構築するものである。

中岡（1996）によると、ハーバーマスのコミュニケーション行為の理念は、次のように纏められる⁶²。

1. コミュニケーション行為は、了解（意思疎通）を可能にすることにより、文化的伝統を受け継いだり、更新したりする。
2. コミュニケーション行為は、言葉による行為調整に従事し、人々の社会的連帯を作り出す。
3. コミュニケーション行為は、個々の人間が社会の中で成長し、自分なりの人格的同一性を達成するために、すなわち「社会化」のために、中心的な役割を演じる。

このように、公共的なコミュニケーション行為は、他者や所属する社会との関係性を有機

⁶⁰ ハーバーマス（2000）188頁。

⁶¹ ハーバーマス（2003）91頁。

⁶² 中岡成文（1996）152頁。

的にかたちづくることを可能とする。人間は、対話の積み重ねを通じて自文化と異文化の境界を知る。そして相互接触は、自文化に対する侵食などではなく、どちらにも新たな意味を与える息吹であると気づいていく。この意味において、ハーバーマスと、他者との双方向的な働きかけを重視するアーレントや齋藤の理論は一致するのである。

2-5. フレイザーの対抗的な公共圏

そのようななか、ハーバーマスの公共圏とは一線を画す小さな公共圏の存在に着目したのは、フレイザー（1999）である。彼女は、ハーバーマスの公共圏を「市民が共通のものごとについてじっくりと議論を行う空間」と捉え、「論議と協議を行うための劇場」に見立てている⁶³。この場合、市民というアクターは、世論という観客の反応を伺いながら、ともすれば、すれ違いを繰り返す議論のベクトルの方向性を正す。上演を重ねるにつれ、台本にはない即興的な発話行為が、舞台の空気、すなわち、議論の流れを一変させることもある。翻って、観客は、舞台上の議論の進展に賛同するならば、カーテンコールで惜しみない拍手を送り、同意し難ければ、幕間を待たずに席を立つ。

彼女は、かような公共圏の内のアクターと観客の双方向的な関係を認めながらも、ハーバーマスの公共圏が単体で実社会に存在してきたとは見ていない。なぜなら、「公開性と接近可能性というレトリックを用いているにもかかわらず、公式の公共圏がかなりの部分の人びとの排除にもとづいており、じっさいにその排除が重要な構成要素をなしていた⁶⁴」からである。ゆえに、彼女は、「じっさいにブルジョア的な公共性とおなじ時代に、ナショナリストの公共性、庶民的な農民の公共性、エリート女性の公共性、労働者階級の公共性など数多くの競合する公共性が存在していた」事実を指摘し、ハーバーマスの公共圏は常に複数の小さな公共圏と競合関係にあったと主張する⁶⁵。裏を返せば、マイノリティのような従属的集団の小さな公共圏は、競合というかたちで大きな公共圏に接触することで、自らの問題関心を可視的／可聴的にし得たと言えるだろう。

さらに彼女は、ブルジョア的な公共性に挑む他の公共性を「対抗的な公共性」と呼び、「最初からブルジョア的な公共性の排他的な規範にたいして闘いをいどみ、政治行動の代

⁶³ フレイザー（1999）119頁

⁶⁴ 同上、123頁。

⁶⁵ 同上、127頁。

替様式や公共の場における言論の代替規範を精緻なものにしていった」と評する⁶⁶。そのうえで、ブルジョア的な公共性の閉鎖性、すなわち、かような挑みを「強く非難し、より広範な参加を慎重にはばもうとした」閉鎖性を批判する⁶⁷。この場合、大きな公共圏で議論する力を持たない集団、すなわち市民階級の議論に参画できない立場の人びとが、一旦撤退し、形成したのが「対抗的な公共性」であったと言えるだろう。

かような「対抗的な公共性」を論じるにあたり、フレイザーが最も注視したのは、「ブルジョア的な公共圏の概念が地位の不平等を括弧に入れることを求めて」いた点である⁶⁸。彼女によると、そもそも、公共圏は「対話者が、生まれや貧富の差といった特性を棚上げにし、あたかも社会的にも、経済的にも対等な者であるかのように対話を行っていく舞台のはずだった⁶⁹。」しかしひとたび、社会的不平等を括弧に入れてしまうと、彼女の言う「参加の同格性⁷⁰」を担保し得ないという弊害が生じ、公共圏は「零度の文化空間⁷¹」と化す。結果、マイノリティのような従属的集団は、対話のテーブルを囲むことすら不可能となる。しかし、敢えてかれらの「対抗的な公共性」をブルジョア的な公共性と競わせるならば、不平等や差異を前景化させたいうでの対話が可能となる。

なお、フレイザーは、「対抗的な公共性」が、「支配的な公共性の内部における排除に応じて」出現したと見ている。ゆえに、「下位の対抗的な公共性の拡大が意味しているのは、討議の場において論議が拡大していることであり、それは階層社会においては歓迎すべきこと」だと主張する。そして、かような下位の「対抗的な公共性」は二重性を帯びている。それを彼女は、次のように説明する。「一方は、撤退と再編成の空間として機能し、他方は、より広範な公共性を志向する扇動活動のための基地と訓練場所として機能する。これら二つの機能のあいだの弁証法こそ、明らかに解放への潜勢力を秘めている⁷²。」こうした下位

⁶⁶ 同上、127-128 頁。

⁶⁷ 同上、128 頁。

⁶⁸ 同上、131 頁。

⁶⁹ 同上、131 頁。

⁷⁰ 同上、133 頁。付言すると、彼女の言う「参加の同格性」は、後の「参加の平等」の概念とも通底している。フレイザー（2012, 51 頁）によると、「参加の平等」は、「承認要求を正当化する強力な基準を提供する。」そして、「討論の中で参加者は、現行の制度化された文化的価値パターンが参加の平等を妨げているのかどうか、また提案されたオルタナティブが他の不平等を不当に導いたり悪化させることなく、参加の平等を生み出すのかどうかということを論じ合う」状況に置かれる。

⁷¹ フレイザー（1999）133 頁。

⁷² 同上、140 頁。

の「対抗的な公共性」は、ブルジョア的な公共性に揺さぶりをかけるばかりか、「参加の同格性」の担保に向けたコミュニケーションを活性化させるとも考えられる。

フレイザーの論を纏めると、ハーバーマスの公共圏の周囲には規模の大小を問わず、競合的な複数の公共圏が存在していた。むしろ、その担い手はマイノリティとでも呼ぶべき従属的集団であった。かような「対抗的な公共性」は、社会の周縁的課題をハーバーマスの公共性に架橋する。新たな舞台で展開される透過性の高い議論は、世論の反応を機微に察知しながら、政治的意思決定の場に少なからぬ影響を与え得るものとなる。この意味において、「対抗的な公共性」は、ハーバーマスの公共性の振り幅を広げてきたとも言えるだろう。実際、かような公共性の競合は、後述の2つの「警鐘碑論争」においても随所で垣間見られる。そしてそれは、上意下達的な関係の完全なる解消を不可能としながらも、同じ目線の高さによる議論を通じて、マイノリティの問題を広範な社会的課題としながら、解決策を具現化させていく軌跡の中に映し出されている。

2-6. まとめ

ここまでの考察で、公共性とコミュニケーション概念の動的な結びつきを素描することができた。まず、前者3人の理論から、現代社会の公共性について、以下の定義を導き出せると考えられる。

1. 公共性は「多様性」・「平等性」・「開放性」という3つの特質を持つ。それは人間に内在する個別性と差異を認め、言説の公開性を保障するものである。かような公共性は、主体と客体の立場の交換をも可能にする。
2. 公共性は多様化・複数化／同一化・集約化という相矛盾するベクトルを持つ。2つのベクトルは、双方向的なコミュニケーションのダイナミズムにより、個別的／一般的なものを媒介していく。メディアもその一端を担っている。
3. 公共性を担保するのは、了解志向に基づく強制なき合意形成である。一方、公共性という限りにおいて集約された個別性は、多様性の対立の解消を通じて再び一般化されていくものでもある。

対して、後者のフレイザーからは、上記の公共性の周囲には、複数の競合する「対抗的な公共性」が存在し、相互接触を通じてマイノリティの問題関心を広範な社会的課題に引

き上げてきたことが明らかになったと思われる。したがって、「対抗的な公共性」は、ハーバーマスの公共性を脅かすものではなく、マイノリティの声を救い上げるオルタナティブな公共性であったと言えるだろう。

ここまでの考察から、公共性は、複数性と集約性という2つのベクトルを持ちながら、そして、「真理性」、「正当性」、「誠実性」を基底とする可謬主義的なコミュニケーションに重きを置きながら、理念を実践に架橋してきたことが確認できた⁷³。そして同時に、複数の公共性の競合が、マイノリティの抱える問題関心を解決すべき社会的課題に引き上げていることも明らかとなった。こうした公共性の性格は、政治的意思決定の場に要望を反映させていくプロセスの中で、議論を活性化させる鍵概念になったと言えるだろう。

こうした問題意識を踏まえ、次節では、「記憶の場」における「想起の特質」について考察したい。これにより、主体的想起という行為は、時代的差異を越えたコミュニケーションの紐帯となり得ることが明らかとなる。

第3節 想起の特質

3-1. 想起のダイナミズム

筆者の見限り、同じ出来事に対して異なる記憶を抱く集団は、その想起の在り様にも少なからぬ差異が見られる。米山(2005)は、こうした想起の性格を次のように説明する⁷⁴。

想起という行為は、記憶の正当性と所有権についてだけでなく、その人が共有の記憶に帰属するのか否かという問いを必然的にもなう。誰が想起に参加するのか、記念された出来事はどのように、何の目的のために解釈されるのか—これらの問いは本来的に、共同体の境界性とその真正性という問題に結びついている。

彼女の論に従うと、想起という行為に参加するにあたっては、想起する側の立ち位置の明確化が必要となる。同時に、記憶の共同体の多様性を活かすには、境界性の許容と真正性の担保が要請される。なぜなら、複数の記憶の共同体が存在する言説の空間では、互いの

⁷³ ここで言う「真理性」は、発話行為者の視点に立っている。それゆえ、客観的事実とされてきたものに反する、さらには客観的事実そのものとの矛盾さえ許容する「記憶の真正性」とは齟齬をきたすものではない、というのが筆者の理解である。

⁷⁴ 米山リサ(2005) 54頁。

差異を認め合わなければ、共生・共存が不可能になると考えられるからである。そうであるなら、想起のダイナミズムは、これまで見られる／聞かれる機会から遠ざけられてき記憶の主体が、コミュニケーションの送り手となり、ひいては、主流社会という受け手側に声を届ける為の動線を確認することにあると言えるだろう。むしろ、点在する記憶を線として繋ぐには、双方向的なコミュニケーションの実践が肝要となる。その際、導きの糸となるのは、対話的な想起にほかならない。そこで次に、アスマン（2013）を手がかりに、対話的な想起の理念を探る。これにより、動線の確保後に記憶の主体の声が可聴的となる過程が明らかとなる。

3-2. 対話的な想起

さて、アスマン（2013）は、対話的な想起が顕現化した 90 年代をひとつの節目と見ている⁷⁵。なぜなら、同時代に「犠牲者に声を与えられ、彼らの苦しみが承認されて共感をもって受け止められ、彼らの歴史のヴァージョンが国民のナラティブに取り込まれ、彼らの被った虐待の諸結果が象徴的にそして／あるいは物質的に償われる⁷⁶」土壌が醸成されたからである。そして、この対話的な想起には、「ヨーロッパの単一化されたマスター・ナラティブ」を突き崩す力があるとも考えられていた⁷⁷。

事実、記憶の主体間の公平性を期すことに長けた対話的な想起は、これまで彼女の言う「マスター・ナラティブ」に取り込まれてこなかった集団の声を可聴的とした。その特長を見ていくと、「独白的な想起が自分の苦しみを中心に据える」のに対し、対話的な想起は、「隣人に加えた苦しみを、自らの記憶の中に一緒に受け入れる⁷⁸。」そして、「一つの共有されたトラウマ的な暴力の歴史の中で、その時々立ち位置を変える加害者と犠牲者の関係についての、共通の歴史認識⁷⁹」を醸成する。それはいわば、「犠牲者と加害者の相互承認を土台にして初めて、共通の未来に対する展望が開かれる⁸⁰」ものだと言える。むしろ、

⁷⁵ 付言すると、武井（2017, 196 頁）もまた、「一九九〇年代から二〇〇〇年代は、想起が国家的な営みとして定着する時代」であったと評している。

⁷⁶ アスマン（2013）45 頁。

⁷⁷ 同上、44 頁。なお、ここで言う「マスター・ナラティブ」には、リュールupp（2020, 267 頁）の言う『『集団の罪』テーゼに対する反発』、及び「ナチ独裁の犠牲者としてのドイツ人という定式化」という考えも含まれていたと推測される。

⁷⁸ アスマン（2013）43 頁。

⁷⁹ 同上、44 頁。

⁸⁰ 同上、44 頁。

そこには、「共通の暴力の歴史に関して犠牲者と加害者の位置関係を相互に承認する⁸¹」という行為も含まれている。彼女の見解、すなわち、「想起の諸々の形式は、今日世界のいたるところで、新たな政治構造を確立し、現在と未来に対する新たなパースペクティブを獲得するという課題と、きわめて緊密に結び付いている⁸²」という見解は、過去への自省が今日的課題の解決に資すと捉えているからだと言えるだろう。

以上を踏まえ、次に安川（2015a）から、対話的な想起の鍵概念のひとつと言える、「中心部」と「周辺」における想起の違いを探る。これにより、ドイツが想起の文化を醸成した過程が明らかとなる。

3-3. 「中心部」と「周辺」における想起の違い

安川（2015a）によれば、再統一後のベルリンでは、「中心部」と「周辺」における想起の在り様が大きく異なる。まず、前者は「首都の地政学上の中心というその特権的な位置に、そして、その巨大なスケールに負っている⁸³」。対して、後者は「中心化された想起の形式に対する、一種のカウンター」となっている⁸⁴。さらには、「中心部」、すなわち首都ベルリンは、「想起の文化の拠点」、「巨大な広告塔」、「上からの想起」という役割を担ってきたと見ている⁸⁵。そのうえで、その最たる象徴の「ホロコースト警告碑」を「否定の否定によって肯定を創出する試み」という前提の下、「今日のドイツの政治的・道義的・文化的な資本」と評する⁸⁶。本来、この「資本」の用途は限られるはずだが、実社会での運用は必ずしもそうではない。事実、同碑は、当事者と傍観者、さらに後から生まれた者たちを絵花的な行為者とし、自省と記憶継承の境目を曖昧化させてしまった。ゆえに彼は、同碑の建立による想起の形骸化というリスクを次のように言い表す。それは、「日常生活の文脈から切り離され、孤立した、巨大で抽象的なモニュメントは、人々の眼差しを逆に出来事から遠ざけてしまうのではないか⁸⁷」、というものである。

他方、「周辺」は、「巻き込み型」、「市民の自発性」、「下からの想起」という独自色を有

⁸¹ 同上、42 頁。

⁸² 同上、44 頁。

⁸³ 安川晴基（2015a）101 頁。

⁸⁴ 同上、103 頁。

⁸⁵ 同上、124 頁。

⁸⁶ 同上、99 頁、101 頁。

⁸⁷ 同上、119 頁。

している⁸⁸。いずれも、「中央化されたコメモラシオンに代えて、ホロコーストの想起の営みをより『民主化』しようとする考え」に基づいている⁸⁹。その際、彼は日常生活への「接続」を重視する⁹⁰。むろん、その目的は、「迫害の法的な網の目だけではなく、それを可能にした社会構造を再現する」ことにある⁹¹。この「接続」を通じて、街並みの看板は旧住民への迫害を、歩道に埋めた「躓きの石」は氏名を刻んだ人びとの生を可視的とする⁹²。なお、ここで言う「社会構造」には2通りあり、ひとつは「かつての市民の協力・黙認・無関心」、もうひとつは「現在の市民の無視・無関心・忘却」である⁹³。

ここで着目したいのは、「周辺」の記憶文化、つまり、「異なる作品の間で直接・間接に参照し合い、意味のネットワークを構築」している記憶文化には「間テキスト性」がある、という彼の見解である⁹⁴。「この『間テキスト性』のネットワークが、ホロコーストを、一つの都市に広がる、絡み合った一連の出来事として想起⁹⁵」させている、という彼の論は、巨大な「中心部」の危うさを補うのが、「周辺」の小さな想起の広範なネットワークであることを示唆している。この意味において、「周辺」は想起に躍動感を与えるばかりか、彼の言う「カウンター」的役割を担っている⁹⁶。同時に、「中心部」の抽象性に「周辺」の具体性を織り込むことで、想起の多様性の裾野を広げるという面では、女房役に徹していると言えるだろう⁹⁷。つまり、想起の営みは、「周辺」の市民が「中心部」に時流に即した政治的判断を求めるという流れで、連綿と受け継がれてきたのである。

ここまでの考察から、「中心部」と「周辺」における想起の違い、及び両者の相互補完性を確認することができた。しかし、もうひとつ残された問いがある。それは、行為者の立場からの記念行為が、想起の文化をどう醸成したのかという問いである。そこで次に、

⁸⁸ 同上、107頁。

⁸⁹ 同上、107頁。

⁹⁰ 同上、104頁。

⁹¹ 同上、105頁。

⁹² こうした「周辺」、すなわち、地方の取組みは、武井（2017, 211頁）の言葉を借りるなら、「一九七〇年代以降の社会史の流行、日常史、郷土史など、『下からの歴史記述』の興隆」に端を発している。

⁹³ 安川晴基（2015a）105頁。

⁹⁴ 同上、121頁。

⁹⁵ 同上、121頁。

⁹⁶ 同上、103頁。

⁹⁷ なお、香川（2012, 136頁）は、「周辺」の活性化について、「場所へのこだわりは、個別の想起や追悼の作業を非物理的な『想像の共同体』のなかへと引きさらい根なし草と化してきた文化への対抗的な動きでもあった」と評している。

戦後ドイツが醸成した想起の文化の概念を確認する。これにより、後述の「警鐘碑論争」と「もうひとつの警鐘碑論争」が、一方では想起と文化の概念を両極としながら、他方では時に交差させながら、議論を深化させたことが明らかとなる。

3-4. 想起の文化とは

そもそも、想起の文化は、どう定義できるのだろうか。たとえば、想起の文化を「ボトムアップで記憶との文化的かつ自主的な関わりを示す概念」と定義したのは、磯崎(2011a)である⁹⁸。彼によれば、かような想起の文化は、トップダウン的な歴史政策と「重なり合う内容を持ちながら、対置して用いられることも珍しくない⁹⁹。」

それでは、ドイツは想起の文化をどう醸成してきたのか。安川(2015b)の言葉を借りるなら、ドイツ語圏で「想起の文化(Erinnerungskultur)」という表現が用いられるようになったのは、90年代以降のことである¹⁰⁰。彼は、同語を「ナチズムとホロコーストの過去を自己批判的に想起し、その記憶を、現在の民主主義の社会を支える政治的・文化的な資源に転換しようとする実践¹⁰¹」と解釈する。実際、想起を媒介に過去を資源として活用する試みは、ドイツ復興の支柱であった¹⁰²。それでは、想起と文化が結び付きは、どのような相互作用を生み出したのだろうか。この点につき、アスマン(2011)は「想起の文化の三次元」という言い方で、その過程を次のように説明する¹⁰³。

- ①好奇心：「歴史書、博物館、展覧会、映画、および建築上の文化財、歴史的景観」
- ②アイデンティティの確認：「『人間のもっとも固有の本質や欲求に』属するもの」
- ③倫理的な命令：「忘却が推進力となって人が恥や罪の意識の棄却に向かう場」において効果を発揮する

まず、「好奇心」は、過去にアクセスを試みる動機であり、メディアが媒介装置となるケー

⁹⁸ 磯崎康太郎(2011a) 330 - 331 頁。

⁹⁹ 同上、330 頁。

¹⁰⁰ 安川晴基(2015b) 28 頁。

¹⁰¹ 同上、28 頁。

¹⁰² アスマン(2019, 77 頁)も、「想起の文化」は、「自分たちが(ともに)罪を背負っていることや、他者の苦しみへの共感を、自己の内部に受け入れた」ことにより醸成され得るという立場を取っている。

¹⁰³ アスマン(2011) 39-42 頁。

スが少なくない。次に、「アイデンティティの確認」は、個人史／国民的歴史の振り返りから導かれる。最後の「倫理的な命令」は、記念碑や警鐘碑を通して、積極的に思い起こしたくない出来事を顕現化させようとする試みであり、本論と重なる部分が少なくない。というのも、この「倫理的な命令」に基づく想起は、彼女の言葉を借りるなら、「集団の結合に端を発して、不変主義的な想起の水準にせよ、共同体で共有された想起の水準にせよ、（…中略…）犠牲者と加害者とを結びつけることができる¹⁰⁴」からである。実際、これら3つの次元は、後述の2つの論争においても、同時並行的に関わりを持つ概念装置となり、多声的な記憶に新たな息吹をもたらしてきた。

さらにアスマン（2019）は、想起の文化が『上辺だけの儀礼と皮相な当事者意識』に還元されるものではないこと¹⁰⁵から、『感情で飾り立てられた（歴史）政治の術策』に陥してはならない¹⁰⁶とも主張する。前者は「想起の形骸化」に対する、そして後者は「記憶の道具化」に対する警鐘だと解釈される。ゆえに、彼女は想起の文化に次の意味を与える。第一は「過去へのアプローチの多元化」である¹⁰⁷。これは想起の主体が、「歴史家、文書係、学芸員、史跡保護員といった本職の専門家」のみならず、「個人や集団、町、地域、国民」に開かれたことを意味している¹⁰⁸。第二は「集団による過去の獲得」である¹⁰⁹。「記念碑的な想起」、「好古的な想起」、「批判的な想起」といった複数の想起の在り様を通じて、「集団は自分たちのアイデンティティを強化」し得るとするのが彼女の主張である¹¹⁰。第三は「倫理的な想起の文化」という価値の付加である¹¹¹。ここで彼女は、被害者が自らの証人となることで、犠牲者としての位置づけを確立する重要性を説いている¹¹²。そして、最終的に、行為者の子孫が、「生存者や被害者の子孫と新たな関係を取り結ぶことは、（…中略…）ともに想起する心構えを経由してのみ、達成できる¹¹²」と結論している。これは、彼女が想起の文化を、行為者と犠牲者の子孫が手を携えて継承していく過程に意義を見出していたからだと考えられる。そうであるなら、想起の文化は、過去の出来事に現代の視

¹⁰⁴ 同上、42頁。

¹⁰⁵ アスマン（2019）27頁。

¹⁰⁶ 同上、28頁。

¹⁰⁷ 同上、28頁。

¹⁰⁸ 同上、28頁。

¹⁰⁹ 同上、28頁。

¹¹⁰ 同上、28頁。

¹¹¹ 同上、29頁。

¹¹² 同上、205頁。

点から意味付けを行うことで、あるいは、感覚や情動を積極的に取り込むことで、多元化を図ってきたと言える。そして、かような想起の文化が、長くドイツの歴史政策を支えてきたことにより、ドイツは正常化への道を拓いてきたのである。

3-5. まとめ

まず、想起のダイナミズムは、記憶の主体が社会に声を届ける為の動線の確保を主眼としていることが確認できた。次に、アスマン（2013）の対話的な想起の理念は、モザイク状の記憶を組み合わせながら、過去を多元的に再読する試みと解釈できる。こうした取り組みは、常に強者の記憶の影となってきた弱者の記憶を表舞台に立たせる効果をもたらしている。さらに、安川（2015a）の「中心部」と「周辺」は、次のことを明らかとした。それは、「周辺」で集積された歴史認識は、記念の中央集中化をけん制するばかりか、「中心部」での記念行為の内実を見極める判断材料になっている、という事実である。しかし、後述の「警鐘碑論争」を見る限り、依然、記憶の主体にとり、「中心部」と「周辺」の意味は大きく異なる。というのも、「周辺」での記念は記憶の周縁化を招くという懸念を払拭するほどに、両者の相互補完的な関係が成熟しているとは言えないからである。そして、想起の文化では、アスマン（2011, 2019）に基づき、形成過程と3つの概念を整理した。考察から、想起の文化は、動的・可変的な記憶と表裏一体的な関係にあり、忘却に抗う盾の役割を担っていることが確認できたと思われる。

ここまでの考察から、私的／公的、トップダウン型／ボトムアップ型、中心部／周辺といった対概念が、想起のプラットフォームの整備の一翼を担ってきたことが明らかとなった。同時に、想起の在り様は、歴史政策の影響を少なからず受けながら、そして、記憶の主体の来し方に想いを寄せながら、変遷を辿ってきたと言えるだろう。ゆえに本論は、想起の文化には、記憶に躍動感とリアリティを与え、かつてそこに生きた人びとのアイデンティティを社会的記憶に内包させていく力があると捉えたい。

第4節 第1章のまとめ

上述のように、本章では、後述の2つの「警鐘碑論争」を考察するうえでの鍵概念となる公共的なコミュニケーションの理念、及び想起の特質を整理した。まず、前者については次のことを確認した。それは、集約の前段階として視点の視点の複数性を担保とする自由な意見交換の場が存在し、ハーバーマスの「真理性」、「正当性」、「誠実性」の理念が強

制なき合意形成に向けた調整弁の役割を担い得る、というものである。そのうえで、公共的なコミュニケーションには、従来、特定の社会／人々にのみ関係すると考えられてきた問題を万人の公共的な議題に転じ、政治的意思決定の場に影響を与え得る力があると結論した。むしろ、そこには、世論形成の一翼を担うメディアやオルタナティブとでも言うべき「対抗的な公共性」も介在している。そのうえで、「多様性」と「統一性」、及び「個別性」と「一般性」の均衡を図るうえで必要となる現代の公共性を3つの視点から定義した。

次いで、後者では、まず、コミュニケーションの送り手となる機会を逸してきた集団が、自らの声を可聴的にする為の動線の確保に向けた取組みを想起のダイナミズムと位置付けた。そのうえで、アスマン（2013）の対話的な想起の理念は、他者の悲しみに寄り添いながら、そして、加害者と犠牲者の関係の変化に注意を向けながら、共通の歴史認識のプラットフォームを築き得るものであることを明らかとしている。ここからは、彼女の対話的な想起の理念もまた、集約の前段階となる解釈の多様性を喚起し、過去を多面体として捉えるのを由としていることが見えてくる。次いで、安川（2015a）を通して、ドイツの首都と地方の想起の在り様の違いを整理し、「中心部」と「周辺」の相互補完性に着目した。その際には、犠牲者側が、記憶の周縁化への危惧から、「周辺」での記念を必ずしも歓迎してはいない現実にも言及した。そして最後に、アスマン（2011, 2019）により、ドイツの想起の文化は、非当事者世代が記憶継承の主たる担い手となる中、記憶の主体に対する敬意、記念行為に対する理解、関心の持続といった能動的な関与により深化が期待されるものであることも確認した。纏めると、ハーバーマスの公共性の理念は、集約と統一に向けた社会的コミュニケーションを形成し、政治的意思決定の場に少なからぬ影響を与え得るものであった。その前段階にあるのが、個別性と多様性を素地としながら想起のグラデーションを塗り重ねることで、コミュニケーションの素地を固めようとするアスマンと安川の理念であったと言える。

一連の分析により、格差の構造の解明に向けた考察の枠組みを構築し得たと考えられる。先述のように、2つの「警鐘碑論争」の軌跡を辿るには、想起と公共的なコミュニケーションを組み合わせ、想起した記憶を公共的なコミュニケーションの中で相互理解に持ち込むことがどうしても必要となる。ゆえに、本論全体の理論的基盤を固めるという意味においても、本考察が必要であったと言えるだろう。以上を踏まえ、次章では、再びアスマン（2007）を導きの糸に、記憶の多元的性格を検討する。本考察により、動的・可変的な記憶の特質が明らかとなる。

第2章 記憶の多元的性格

本章の目的は、記憶の多元的性格を4つの視点から考察することにある。これにより、動的・可変的な記憶が、公共的なコミュニケーションを通して、「犠牲者間のヒエラルヒー」に対する抗いの盾となり得た理論的背景が明らかとなる。

第1節 「機能的記憶」と「蓄積的記憶」

記憶は、たとえ無意識の内の加除修正があろうとも、想起の繰り返しにより、多元的性格を帯びる。そして、その種別により趣を異にする。アルヴァックス（1989）によると、「集合的記憶はそれ自身の特有の法則に従って発展する¹¹³。」他方、個人的記憶であれば、「人間は彼自身の過去を想起するために、しばしば他人の思い出に訴える必要がある¹¹⁴。」

こうした記憶の特質を、別の角度から捉え直したのがアスマン（2007）である。彼女は、記憶を「機能的記憶（Funktionsgedächtnis）」、歴史を「蓄積的記憶（Speichergedächtnis）」と区分する。そのうえで、両者の違いを次のように説明する¹¹⁵。

- ① 機能的記憶：特定の集団とのつながり、選択的性格、価値に拘束されている。そして、未来に向けられている。国家や国民といった集合的な行為主体は、この記憶によって、特定の過去を構成する。
- ② 蓄積的記憶：諸々の記憶の記憶であり、現在との生きたつながりを失ったものを收容する。データ、情報、記録、思い出といった、機能的記憶が許容するものとは異なったものを、より多く收容する。

彼女によれば、「蓄積的記憶」は「機能的記憶」という「前景」を取り囲む「背景」であり、このモデルは「二元論的ではなくパースペクティブ的」な視座に立っている¹¹⁶。そして、ここで言う「背景」は、「文化の知識を更新するための基本的な資源であり、文化の変遷を

¹¹³ アルヴァックス（1989）46頁。

¹¹⁴ 同上、46頁。

¹¹⁵ アスマン（2007）163-167頁。

¹¹⁶ 同上、165-167頁。

可能にする条件¹¹⁷」を意味する。つまり、「蓄積的記憶」は、「機能的記憶」に相矛盾する記憶を対置させながら、想起のグラデーションに濃淡をつけてきたのである。

それでは、実際のところ、「機能的記憶」と「蓄積的記憶」は、どのような役割を担っているのだろうか。この点につき、彼女は次のように説明する。まず、「機能的記憶」には、「記念碑・モニュメントを通して支配を正当化した公的な記憶（正当化）」、「公的な記憶が生み出す非公式の対抗記憶（非正当化）」、「集団のアイデンティティに輪郭を与えることに役立つ（区別）」という3つの使用形式がある¹¹⁸。同時に、「機能的記憶は、政治的要求を伴う」ものであり、その最大の特長を意味の生成に見ている¹¹⁹。そしてそれを、「蓄積的記憶には根本的に欠けている性質¹²⁰」だとする。

他方、「蓄積的記憶」は、「将来の機能的記憶の貯蔵庫」、「文化の知識を更新するための基本的な資源」、「文化の変遷を可能にする条件」だと主張する¹²¹。同時に、彼女は、「蓄積的記憶」は、「アクチュアルな機能的記憶を矯正する¹²²」とも述べている。たしかに、「蓄積的記憶」が「機能的記憶」の手綱を握っている限り、せめぎあう記憶が覆い隠されはしないであろうし、強者の記憶に与する危険性も低減されると考えられる。そしてそれは、常に更新を続ける記憶の動性と可変性を保障し得るものとなる。

なお、ここで抑えておきたいのは、「機能的記憶と蓄積的記憶の境界が、高度に透過的でなければならない¹²³」という彼女の指摘である。なぜなら、「境界が開かれたままに保たれていれば、諸要素の交換と意味のパターンの再編成がより容易に行われる」し、そうでなければ、「記憶が硬直化する恐れ」が生じるからである¹²⁴。つまり、開かれた境界は、「機能的記憶」を権力による操作から守るばかりか、貯蔵庫から取り出した抗いの記憶との行き来をも可能とする。結果、記憶文化は、意味の生成を繰り返しながら、深化を遂げていく。逆に、貯蔵庫に格納された「使用されざる諸々の可能性、代案、矛盾、相対化、批判的な異議申し立てが『機能的記憶』へのアクセスを禁じられる」と、彼女の言う「記

¹¹⁷ 同上、170 頁。

¹¹⁸ 同上、168-169 頁。

¹¹⁹ 同上、167 頁。

¹²⁰ 同上、167 頁。

¹²¹ 同上、170 頁。

¹²² 同上、170 頁。

¹²³ 同上、170 頁。

¹²⁴ 同上、170 頁。

憶の絶対化と原理化」を招いてしまう¹²⁵。彼女の結論、すなわち、「文化の未来は、両者が新たなメディアの状況下でも相並んで維持されることにかかっている¹²⁶」という結論は、「背景」と「前景」の均衡が取れていなければ、内実の伴わない皮相的な記憶文化が継承されてしまうことを言い表している。

それでは、つまるところ、アスマン（2007）は、「機能的記憶」と「蓄積的記憶」の関係をどう捉えていたのだろうか。この問いに対する彼女の答えは、「蓄積的記憶が機能的記憶を検証し、支持し、あるいは修正することができるように、機能的記憶は蓄積的記憶に方向と動機を与えることができる¹²⁷」というものである。このように両者は、軌道修正を繰り返しながら均衡を保ち、記憶の多元化を下支えしてきた¹²⁸。この意味においても、「機能的記憶」と「蓄積的記憶」の関係は、後述の2つの論争を考察するうえでの概念装置となる。なぜなら、「政治的要求」を伴う「機能的記憶」と、それを資源として貯蔵し、「矯正する力」をも有する「蓄積的記憶」の表裏一体的な関係は、ユダヤ人の「唯一性の概念」とロマの「追悼される権利」を巡る主張、及び意見調整の軌跡を辿る上での導きの糸になると言えるからである。その際、貯蔵庫は、客観的事実とされてきたものに反する記憶であっても格納し、必要に応じて矯正を施し、「政治的要求」に応じ得る準備を整える、という役割を担っている。

以上を踏まえ、次に場所の記憶の概念を確認する。本考察により、「場所の真正性」の多角的な解釈が可能となる。

第2節 場所の記憶

アスマン（2007）によると、「記念の場所には、もはや存在していないが、想起によってよみがえらせることのできるものが残されている¹²⁹。」こうした記念の場所が内包する場所の記憶は、後述の「もうひとつの警鐘碑論争」における最大の争点のひとつであった。建立地に相応しいのは、計画を立案した首都の中心部か、それとも実行に移した周縁の地

¹²⁵ 同上、170頁。

¹²⁶ 同上、171頁。

¹²⁷ 同上、173頁。

¹²⁸ 香川（2012, 19頁）は、アスマンの2つの分類により、記憶が「現在の枠組みが要請する想起の取捨選択をとおして決定されるという、動的で構築的なものとして理論化されるようになった」と評している。

¹²⁹ アスマン（2007）368頁。

か。この問いを巡り、犠牲者間で、あるいは行為者と犠牲者の間で幾度となく激しい意見が交わされた¹³⁰。犠牲者集団が、場所の周縁化と記憶の周縁化を同一の地平に据えていたことは、特筆に値する。

さらに、彼女は、記憶を内包する記念の場所を特徴づけるのは「不連続性¹³¹」であったとも主張する。そして、記念の場所における「特定の歴史」は「多かれ少なかれ強引に中断」されており、「その土地の現在の生活とは関係がない」状況にあると指摘する¹³²。これを本論に当てはめると、80年代以前、行為者の地において、ロマ絶滅政策という「特定の歴史」は、かれらが「追悼される権利」を主張するまで強引に中断されていた。ウィーゼンタール（1968）の指摘、すなわち、「一九六四年以来、私は世界中のさまざまなユダヤ関係文書の中から、ジプシー虐殺に関するかなりの資料を見つけ出したが、まだ詳細がわからぬところが多い¹³³」という指摘からも明らかなように、ロマ絶滅政策に関する戦後の関心の希薄さも歴史中断の一因であったと言えるだろう。

同時に、アスマン（2007）は、場所の記憶を忘却に抗う盾と見ていた感がある。彼女は、80年代の東欧の取組みを引きながら、場所の記憶について次のように説明する。まず、「場所の被った傷」は、「新たに生活が営まれ、新たに利用されること」で治癒が見込める¹³⁴。ただし、「間隙や空白を根絶の痕跡として保存するために、思ってもみなかった努力が必要になる¹³⁵。」なお、ここで言う努力とは、「痕跡を確保して、忘却の風景の中に記憶の場所を印づけるための配慮¹³⁶」である。そして、その象徴がモニュメントだと結論する。一例として、彼女は、アウシュヴィッツを引きながら、犠牲者の地に根付く記憶の性格を次のように説明する。それは、被収容者にとっては「共通の経験を裏づけるための具体的な証拠」であり、犠牲者やその子孫には「墓地」となる、というものである¹³⁷。

¹³⁰ 補足すると、セルーシ（2010, 43-44頁）は、記念という概念が、「①記憶の行為の主体者、②場所、③時間」により構成されていると述べている。「記憶の行為の主体者が権力を持っている時には、つらい過去というものは分断された形で記念がなされる」という彼の論は、本論が扱う犠牲者間の「記憶のせめぎあい」にも通底している。

¹³¹ アスマン（2007）367頁。

¹³² 同上、367頁。

¹³³ ウィーゼンタール（1968）164頁。

¹³⁴ アスマン（2007）389頁。

¹³⁵ 同上、389頁。

¹³⁶ 同上、389頁。

¹³⁷ 同上、393頁。

第3節 想起の場所

こうした背景から、アスマン（2007）は、肌で過去を感じ取ることを可能とする「記憶の場」が放つ、想起のリアリティについて以下のように述べている¹³⁸。

人々が想起の場所に期待するのは、その場所から離れた記念館や資料館でも伝えることのできる想像以上のもの、つまり感覚的に実見することで高められる強烈さだ、文字メディアや視覚メディアが伝達することのできないものが、歴史の現場では訪問者にじかに吹きつけるというのだ。

彼女の言葉を借りると、かような地には、「いかなるメディアによっても複製することのできない場所のアウラ¹³⁹」がある。この「アウラ」は、来訪者の感性と情動に揺さぶりをかけて、次の2つの記憶の差異を鮮明とする。ひとつは知識に基づく「学習記憶」、もうひとつは実体験に基づく「経験記憶」である¹⁴⁰。アウシュヴィッツの訪問者を例とするならば、「学習記憶」の保持者は、文献知識を鞆に詰めて、「経験記憶」の保持者は「知識をもっぱら書物やイメージから得た人々とは、まったく違うものを手荷物に入れて」、場所の記憶に触れる¹⁴¹。結果、前者は「場所に固有の記憶の力」、「その場所が帯びている圧倒的な訴えかける性格」を感じることで獲得した二次的な「経験記憶」で鞆を膨らませる¹⁴²。他方、後者は、生と死を紙一重とする一次的な「経験記憶」に想起のグラデーションを塗り重ねていく。加えて、アスマン（2007）は、「想起とは、忘却や抑圧の願望に抗して発揮される力¹⁴³」でもあると言う。これを「場所の真正性」に絡めて考えると、周縁的記憶を中心部に移し替え、記憶の客体を主体に変容し得るのが、まさに想起の力ということになる。

ゆえに、彼女は、「想起の場所」を「『空間と時間から織り成された不可思議な織物』」

¹³⁸ 同上、394 頁。

¹³⁹ 同上、394 頁。

¹⁴⁰ どちらかという、アスマン（2007, 192 頁）は、「非体系的で偶然的であり、まとまりがない」という「経験記憶」に言説の資源としての価値を見出している。その理由は、「経験記憶」は、仕草や触覚、あるいは味覚を引き金に抑圧されていた記憶を呼び覚まし、振り返りたくても振り返ることのできなかつた過去と「折り合い」をつける格好の機会を提供しているからだと考えられる。

¹⁴¹ 同上、397 頁。

¹⁴² 同上、397 頁。

¹⁴³ 同上、401 頁。

に例え、「その織物は現前と不在を、感覚的な現在と歴史的な過去を交差¹⁴⁴」させていると分析する。つまるところ、彼女は、縦軸と横軸の接点にコミュニケーションの萌芽を見ており、次世代に向けて、想起の糸が紡ぎ出だされていくと考えていたことになる。裏を返せば、想起の場所は、来訪者の知性と感性に信を置くことで解釈の多様性を下支えしてきたと言えるだろう。それでは、こうした想起の場所に建つ記念碑は、どのような性格を帯びているのだろうか。

第4節 記念碑の性格

たとえば、松本（2012）は、「記念碑は『政治記念』のために建てられる」という前提に立ち、「まずは誰が何のために作り、どのように受けとめられたのか、その政治的意味を分析することが課題となる¹⁴⁵」と述べている。むろん、それらは、費用・原資・支援者といった経済的課題も含意している。さらに、彼は「誰でも見ることのできる、いや、見せるために作られた記念碑の意味を考えることも重要であろう¹⁴⁶」とも語る。そのうえで、「記念碑は最初から、後世に残し、広く伝えるために作られたメッセージであり、そこには当時の人々の誇りや期待、無念の思いや悔恨が込められている¹⁴⁷」とその特長を分析する。そうであるなら、万人に開かれた記念碑には、追悼される側のアイデンティティ、そして、生を突然奪われたことへの悲哀が凝集されていることになる。

一方、彼は、「記念碑はメッセージ性の強い『作品』」であることから、記念碑が見る側に「どのように『受容』されたか、現在どうなっているのかを問うことは、特に重要¹⁴⁸」だとも主張する。その場合、記念の対象が不可視的な存在であるほど、見る側の受容は難しくなり、現在という視点からの振り返りも表面的とならざるを得ない。ともすれば、記念碑は、その静性・不変性に眼差しが注がれがちである。しかし、現在を問うことも重要であるならば、見る時代により解釈が変容するという、記念碑の動性・可変性に着目する必要性が増していくと言えるだろう。

他方、アスマン（2007）によると、記念碑には次の特質がある。順に並べると、それは、「中心性と地方性、統一と差異の間の緊張が緩むことはないし、多種多様な歴史的パース

¹⁴⁴ 同上、403頁。

¹⁴⁵ 松本彰（2012）15頁。

¹⁴⁶ 同上、2頁。

¹⁴⁷ 同上、2頁。

¹⁴⁸ 同上、17頁。

ペクティヴが止揚されることもない」、「政治的に行為しうる主体が多様化するのに伴い、競合するさまざまな政治的要求が記念碑となって現れる」、「さまざまな利害集団の自己確信がぐらつけばぐらつくほど、それだけ記念碑は数を増し、芝居じみたものとなった」というものである¹⁴⁹。このように、彼女は中央と周辺の緊張関係に着目している。同時に、記念碑の政治的性格、すなわち必ずしも利害関係者を公平に扱うものではなく、むしろ争いを助長しがちである、という記念碑の政治的性格にも言及する。

なお、彼女は、本論が扱う「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」については、「もっぱら過去に向けられたモニュメント」であり、「すべての名声のレトリックの終焉を印づけ、文化的記憶の本来の形式、つまり死者の記念に立ち戻っている」と主張する¹⁵⁰。反面、記念碑が内包する戒めの性格や未来志向的な側面には言及していない。これは、同碑の性格、すなわち、行為者と犠牲者の間で交わされた碑の斬新な性格は、あくまでも内側からの見立てであり、外側、すなわち第三者には、どちらかという、死者に捧げる古典的な記念碑に映っていることを言い表している。

さらに、彼女は、「固有名が文化の中で想起されるということが、きわめて排他的な特権¹⁵¹」であるというフェミニズム研究にも着目する。本論とは、ユダヤ人犠牲者が、ドイツ、ひいてはヨーロッパの記憶文化の中で集団的／個的に想起される一方、その他の犠牲者は、同じ恩恵を与えることができずにきた点で通底する。別言すれば、記憶の場は、想起される側と主流社会の関係を映し出す鏡の役割を果たしてきたのである。これらから、想起は、強引に中断された歴史を再現するばかりか、過去・現在・未来の結節点になり得ることが見えてきた。さらにいえば、公共的なコミュニケーションを媒介とする主体的想起は、記憶を優劣から解放し、ありのままの姿で立ち現れることをも可能としたと言える。

第5節 第2章のまとめ

上述のように、本章では、記憶の多元的性格を4つの視点から考察した。第一にアスマン(2007)からは、「機能的記憶」と「蓄積的記憶」の相互補完的な関係を考察した。前者は国家や国民を行為主体としながら、特定の過去を構成する。対して、後者は現在との生きたつながりを失ったデータや思い出等を収容する。この時、彼女は、両者の境界に透過

¹⁴⁹ アスマン(2007) 66頁。

¹⁵⁰ 同上、66頁。

¹⁵¹ 同上、79-80頁。

性を求めている。本論と重ねると、ロマの代表者らは、「機能的記憶」から過去を再構成し、「蓄積的記憶」が格納する情報を引き出しながら、ユダヤ人と同水準の記念という政治的要求を行った。こうした両輪的な活用は、客観的事実と思われていたものとの照合に不可欠な記憶の欠如を補い、コミュニケーションの活性化を促すものとなる。

第二にアスマン（2007）から、場所の記憶を概観した。考察から、場所の記憶は想起によりよみがえる何かを残しているものの、今日にあっては、史実と無関係の土地活用も稀ではない状況が確認できたと思われる。そしてそれは、行為者の側が、記憶を留め得る景観の保存に必ずしも意欲的ではなかった現実を物語っている。

第三にアスマン（2007）から、想起の場所について考察した。ここでの彼女の論は、想起の場所には、メディアを介した関わりでは決して体験できない感覚的な実見が伴っている、というものである。そして知識に基づく「学習記憶」と実体験に基づく「経験記憶」の違いを整理したうえで、両者が想起の場所で何を糧とし、想起をどう多層化し得るのかを説明する。前者が二次的な「経験記憶」を持ち帰るのに対し、後者は一次的な「経験記憶」に想起のグラデーションを塗り重ねる。想起の場所と来訪者の関係が可変的であることは、非当事者世代へのアクセスの道の拡大にも繋がっていく。彼女が、想起の場所を「感覚的な現在と歴史的な過去を交差する不可思議な織物」に例えたのも、来訪者の数だけ想起の在り様は異なると捉えていたからかもしれない。

第四に松本（2012）とアスマン（2007）から、記念碑の性格を考察した。松本（2012）は、記念碑は政治記念の為に建立されるという前提に則り、政治的意味を問う必要性を説いている。同時に、記念碑のメッセージ性にも着目し、現代という視点からの記念碑の受容の在り方に注意を払う。次ぐアスマン（2007）は、政治的要求の数だけ、記念碑は建立される、という立場を取る。さらに、記念碑の中で、特定の個人／集団が固有名詞で想起されることを「きわめて排他的な特権」と見なし、必ずしも公平性を期して建立されてはこなかった記念碑の政治性に対する批判を忘れていない。

以上を踏まえ、次章では、行為者の記憶に対するドイツ（人）の意識変化を分析する¹⁵²。

¹⁵² こうした問題関心について、米山（2005, 36頁）は、「歴史についての問いが記憶という言葉で語られるとき、研究者たちは歴史的知の内容だけではなく、その知がアクセスされるプロセスも問わなければならない」と語っている。

第3章

ナチス・ドイツの時代に対するドイツ（人）の意識変化

本章では、戦後から現代にかけてのドイツの首相／大統領の記念演説、及び市井の人の意識変化を辿る。その目的は、ドイツ（人）が行為者の記憶に向き合う過程を鮮明としながら、格差の萌芽が芽生えた理由を探ることにある。考察の前段階として、意識と記憶の違いをどう定義づけられるのかを確認する。これにより、意識化された記憶は、先述の「機能的記憶」に非常に近い性格を帯びていることが明らかとなる。

第1節 意識と記憶の違い

ドイツには、「約二〇年のリズム」で想起の在り様に転機が訪れたとするのは、アスマン（2019）であり、彼女は、これを「想起のクレッシェンド」と評している¹⁵³。それは、アウシュヴィッツ裁判（1963-1965）からヴァイツゼッカー大統領の演説（1985）を経て、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」の完成（2005）までの道程である¹⁵⁴。この流れの中で、犠牲者意識から脱却したドイツ（人）は、行為者の記憶を想起し、向き合い、時に政争の具としながらも、犠牲者の多声性を尊重し得るコミュニケーションのプラットフォームを整備した。

ところで、意識と記憶の違いは、どう定義づけられるのか。たとえば、ダマシオ（2018）は、演奏者の楽屋からステージへの移動を例に、「守られてはいるが窮屈な空間と、その向こう側に広がる可能性とリスクに満ちた世界とを分け隔てる門口をくぐり抜ける瞬間¹⁵⁵」に意識が生成されると主張する。対して、記憶は「その対象の色、形、音といった感覚的側面の記録だけでなく、その感覚的信号を得るために必然的に伴われた運動調節の記録」、「その対象に対する必然的な情動反応の記録」を含むものだと述べる¹⁵⁶。

一方、ジェインズ（2005）は、意識は「経験の複写ではない¹⁵⁷」と主張する。彼によれば、意識は「実際の行動の比喩」、あるいは事物の「抜粋」に過ぎない¹⁵⁸。なぜなら、意

¹⁵³ アスマン（2019）55 - 56 頁。

¹⁵⁴ 同上、56 頁。

¹⁵⁵ ダマシオ（2018）10 頁。

¹⁵⁶ 同上、215 頁。

¹⁵⁷ ジェインズ（2005）39 頁。

¹⁵⁸ 同上、81 頁。

識は「客観的に観察できる事物にのみ働きかける¹⁵⁹」からである。ゆえに、彼は、意識的な記憶は、「感覚器官が得た心象の蓄積ではない¹⁶⁰」と結論する。というのも、記憶は「そうであったはずの姿を伝える媒体」であり、「推論によって経験の主観的印象を創作」していた場合でも、「それを実際の記憶だと確信することすらある」と言えるからである¹⁶¹。

そうだとすると、意識の生成には、未来志向的な外向きのベクトルと事物に対する客観的な眼差しが不可欠となる。そして、かような意識に感覚や情動が伴うことにより、記憶が形成される。どちらも、磯崎（2011b）の言う「人間の介在」を軸としながら、同時代を生きる特定の集団の間で意味や価値観を醸成し得るところが通底している¹⁶²。ここから言えるのは、意識化された記憶は、「機能的記憶」に非常に近い性格を帯びている、ということである。アスマン（2007）の言う「機能的記憶」は、公的記憶から対抗記憶を生み出すばかりか、自と他の区別をも可能とする。そして、意味の生成を最大の特長としている¹⁶³。意識化された記憶は、必ずしも実体験の踏襲ではないのかもしれないが、支配的な記憶に抗う記憶を対置させ、感覚的なものを重視しながら、意味の生成を担うことを可能としている。そうであるなら、2つの記憶は非常に似ていると言えるだろう。

以上を踏まえ、次に、ドイツの首相大統領の記念演説の変遷を辿る。

第2節 ドイツの首相／大統領の記念演説の変遷

本節では、歴代のドイツの首相／大統領が、犠牲者集団をどう記念してきたのかを確認する。本考察により、想起の推移、すなわち、いつの時代から「真の犠牲者」に対する記念の辞が述べられ、犠牲者集団の「多様性の中の平等性」が尊重されるようになったのかが明らかとなる。以下、戦後から2000年代初頭までの主な記念演説を取り上げる。

2-1. 1940年代

過去との距離が取りにくい1940年代にあっては、ドイツ人犠牲者に関する言及が際立っていた。まず、コンラード・アデナウアー初代首相の就任演説（1949年9月20日）を見ていくと、「東欧の故郷を追われた人びと」、「ドイツから切り離された地域に残留するドイ

¹⁵⁹ 同上、87頁。

¹⁶⁰ 同上、40頁。

¹⁶¹ 同上、42頁。

¹⁶² 磯崎康太郎（2011b）243頁。

¹⁶³ アスマン（2007）167-169頁。

ツ人」、「戦犯として各国で勾留されているドイツ人」への気遣いに終始している¹⁶⁴。

次いで、テオドール・ホイス初代大統領は、「キリスト教＝ユダヤ教協働協会¹⁶⁵」における演説（同年12月7日）の場で、「集団的罪（Kollektivschuld）」に抗うかのような、「集団的恥辱（Kollektivscham）」の概念を聴衆に語った。彼によると、前者は「あまりにも一意的である。」それに対し、後者は「今後も継続的な議論の裾野の広がりが見込まれる。」ただし、彼の言う「恥」とは、「ヒトラーとその仲間と共にドイツ人の名を背負う」ことを意味していた。というのも、その真意は、「ナチス・ドイツの過去を引き受けざるを得ない西側」という構図を、文字通り「見せる」ことにあったからである。とはいえ、彼は、ユダヤ人を「異郷の地で不幸な死に陥れたこと」に対する率直な謝罪を述べており、必ずしも行為者の全責任に背を向けていたわけではなかった¹⁶⁶。

2-2. 1960-70年代

1960年代-70年代も、依然、行為者の中の犠牲者が主体であった。ルートヴィヒ・エアハルト首相は、終戦20周年記念演説（1965年5月8日）で、“Blutopfer（戦乱の犠牲者）”という語を一度だけ用いた。しかしそこに、行為者の中の犠牲者と真の犠牲者の区別はない。反面、彼は、「ヒトラーの暴力と圧政に係る負債を完済できた暁に、すべての人びとは5月8日の解放記念日を言祝ぐことができる。しかし、そうした現実が程遠いことを、われわれは皆知っている」とも述べており、迂遠的ではあるが、償いが緒についていない状況にも眼差しを向けていた¹⁶⁷。

次いで、ヴィリー・ブランド首相が、終戦25周年記念演説（1970年5月8日）において、“Opfer（犠牲者）”の語を用いたのも、一度だけである。残念ながら、彼も行為者の中の犠牲者を主眼としていた。演説の中には、「西ドイツが移民・難民の新たな故郷となるよう」願う一節もあるが、犠牲者の追悼とは別の性格を帯びている。とはいえ、彼の「誰ひとり、この歴史からは逃れられない」という発言は、ドイツの歴史認識が変化の兆しを見せていたことの証であったと言えるだろう¹⁶⁸。

¹⁶⁴ 武井彩佳（2017）18頁。

¹⁶⁵ 板橋 拓己（2014）113頁。

¹⁶⁶ Ulrich（2019）

¹⁶⁷ Erhard（1965）p.641.

¹⁶⁸ Brandt（1970）

2-3. 1980 年代

1980 年代は、想起の多様性が顕現化した時代である。なかでも、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー大統領が終戦 40 周年記念演説（1985 年 5 月 8 日）で説いた、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります¹⁶⁹」という一節は、ドイツの「良心」として、今日まで受け継がれている¹⁷⁰。実際、彼の進言、すなわち、「われわれ自身の内面に、智と情の記念碑が必要であります¹⁷¹」という進言は、ドイツ人が自己の内面と向き合う足場を築いた。そのようななか、本論が最も着目したいのは、彼による、非ユダヤ人犠牲者に対する記念の辞である¹⁷²。国の代表者が、ユダヤ人のみならず、ロシア人、ポーランド人、ロマ、同性愛者といった非ユダヤ人犠牲者を公の場で記念したことにより、初めて犠牲者集団は同一の地平に据えられた。それは、格差の萌芽を摘み取る試みであったと考えられる。これを機に、終戦記念演説では、犠牲者集団の個別記念が継承されていく。

2-4. 1990 年代

1990 年代は、より広い視野で過去が顧みられている。ローマン・ヘルツォーク大統領は、終戦 50 周年記念演説（1995 年 5 月 8 日）において、次の言葉を残した。「数百万人のあらゆるヨーロッパ民族、そして、ドイツ人もまた、爆撃や収容所における飢餓で命を落としたり、道端で凍死したりした。とりわけ、ユダヤ人、スインティとロマ、ポーランド人、ロシア人、チェコ人、スロバキア人は、大規模な絶滅政策により殺された。どちらも、人間の知のなせる技であった¹⁷³。」彼の語り、すなわち、知力の誤用を指摘したうえで、一方ではドイツ人を含むヨーロッパ民族は「偶発性」を含む理由で亡くなり、他方では他の犠牲者は「計画的」に死に追いやられたとする語りは、行為者の中の犠牲者と「真の犠牲者」の差異を際立せる一助となったというのが、筆者の理解である。

¹⁶⁹ ヴァイツゼッカー（2009）11 頁。

¹⁷⁰ ヴァイツゼッカー（2009, 52 頁）は、“Erinnerung（想起）”が内包する「-inner-『内面』の部分をととも重視」していた。ゆえに、記念演説でも、あらゆる世代の人びとが過去を自身の心の内に取り込むことを願いながら、平和について語りかけていたと考えられる。

¹⁷¹ 同上、12 頁。

¹⁷² 同上、6 頁。

¹⁷³ Herzog（1995）

2-5. 2000 年代

2000 年代は、歴史的転機を迎えた時代である。2008 年 3 月 8 日、アンゲラ・メルケルは、ドイツの首相として初めて、イスラエルの国会で演説を行った。その内容は、「イスラエル建国 60 周年」に対する言祝ぎ、「ドイツとイスラエルの特別かつ唯一の関係」の強調、「ドイツが過去に対する恒久的な責任を引き受けた時のみに、人道的な未来が拓かれる」という決意表明を軸に構成されている¹⁷⁴。彼女の演説は、記憶という紐帯で固く結ばれた両国の比類なき関係が新たな段階を迎えた証として、今日まで積極的に評価されている。

以上を踏まえ、次節では、ドイツ（人）の過去に対する意識変化を辿る。その目的は、メディアが与えた影響を視野に収めたうえで、行為者の記憶に対する向き合い方の変容を明らかにすることにある。

第 3 節 ドイツ（人）の意識変化

本節では、ドイツ（人）の意識変化を確認する。それは、長い時間をかけて、「相手の見解を否定しない」という公共性の理念が社会に浸透し、一般化されていく軌跡を辿る試みでもある。以下、過去の克服の理念を確認の上、1945 年から現在に至る期間を 4 つに区分し、考察を進めていく。

3-1. 「過去の克服」の理念

1945 年 5 月 7 日の降伏により、ドイツは米英ソの占領下におかれた。おそらく、分割統治が統一体としての記憶、つまり国民国家の記憶を解体させたことと、公共的記憶に関する考察が先送りされたことは、無関係ではない。そのようななか、ドイツの記憶政策を支えてきたのは、初代大統領テオドーア・ホイスが提唱した、「過去の克服（Vergangenheitsbewältigung）¹⁷⁵」の理念である。石田（2002）によると、「過去の克服」は、第一に被害者への補償、第二に司法訴追、第三にネオナチの規制、第四に現代史重視の歴史教育の実践といった 4 つの理念に支えられてきた¹⁷⁶。この理念が提唱された背景に

¹⁷⁴ Merkel (2008)

¹⁷⁵ 石田勇治 (2002) 7 頁。なお、栗屋 (1994, 76 頁) は、「過去の克服」では、「国民レベルの戦争責任、他民族に対する加害責任という意識が、どれだけ社会に浸透しているかが問われることになる」と述べている。これは、市井の人びとが犠牲者に対する「無関心の罪」／「傍観者の罪」とどう向き合ってきたのかを問うものだと言える。

¹⁷⁶ 石田勇治 (2002) 7 頁。

は、統一体としての記憶を再構築しなければ、国民国家の再建は茨の道になるという危機意識があったと考えられる。それでは、これら4つの理念を形骸化させないために、ドイツ（人）は、行為者の記憶とどう向き合ってきたのだろうか。以下、その軌跡を示す。

3-2. 1945-69年代

まず、復興期にあつては、記憶に最もリアリティがありながらも、ナチス・ドイツの時代の記録を保存したり、記憶を継承したりしようとする意識が高まりはしなかった¹⁷⁷。連合国もまた、「復興と再建の問題に没頭していた¹⁷⁸」からか、ドイツ（人）がナチス・ドイツの時代と距離を置くことに驚くほど寛容だったようである。ウォルター・ラカー（2003）は、その要因を次のように纏めている¹⁷⁹。

戦争直後には、大量殺戮に関して沈黙を守ることを促す、重なり合う諸要因があった。すなわち、冷戦の始まり、経済的・物理的に荒廃したヨーロッパ大陸を再建する必要性、「最終解決」での処刑に関与したか、それを傍観して人命を救うために何もしなかった人たちのやましい心、である。

こうした政治的影響からか、この時期は、「数少ない収容所の生存者が回顧録を書いても、関心を引くことはほとんどなかった」し、「戦後十五年間に出版された、いわゆる『最終解決』に関する主な研究は「たった二つ」であった¹⁸⁰。カンシュタイナー（2001）は、こうした状況が生まれた背景を次のように分析する。それは、「歴史家を含め、復職した研究者の多くは、資料不足に直面しながらも、その準備にはきわめて消極的であり、経験主義に基づく分析を継続した」、「かれらは、『ナチス革命』に身を投じた、国防軍・経済搾取・民族浄化に携わる機能エリートでもあった」、というものである¹⁸¹。見方を変えると、「行為者の罪」と自らの関わりを白日の下にさらすことへの躊躇いが、関係者の意欲をそいでい

¹⁷⁷ ヴィッパーマン（2005, P.49）は、犠牲者に対する記憶が後景化した理由を、次のように分析する。それは「ニュルンベルク裁判の中心にホロコーストがなかった」、「連合国の調査官も検事も数多の証拠書類にさほど関心を示さず、むしろ存在を否定したことから、犠牲者の運命に対する関心が徐々に薄れていった」というものである。

¹⁷⁸ ラカー（2003） p. xviii.

¹⁷⁹ 同上、p. xviii.

¹⁸⁰ 同上、p. xix.

¹⁸¹ Kansteiner（2001） p.223.

たとも考えられる¹⁸²。

このように、犠牲者の存在が蚊帳の外に置かれた背景には、連合国の側が、ドイツの国際社会への復帰を最優先課題としていたという外的理由と、行為者と犠牲者が共に生活再建に勤しんでいたという内的理由が混在している。武井（2021）の言葉を借りるなら、ドイツの「外に向けた顔と、国民の実態にはギャップがあった¹⁸³」こともまた、ある種の枷になっていたと言えるだろう。ゆえに、研究の深化には、出来事の客観視を可能とする、次の世代の台頭を待つことになったのである。

3-3. 1970年代

石田（2002）によると、70年代は、「ナチ犠牲者にたいする補償政策とナチの犯罪追及が一定の成果をあげた」ことから、「議論の焦点はナチ時代に関する歴史認識へと移っていった¹⁸⁴。」メディアが世論形成の一翼を担うようになったのも、この時代の特徴である。とはいえ、「ナチスの時代に関するすべての政治的・倫理的な根本問題では、公の場での意見と『民衆の声』との間にしばしば深淵が覗いている¹⁸⁵」というジョルダーノ（2005）の発言からも明らかのように、歴史認識に関する見解は二分されていた。

議論の発端となったのは、1970年12月7日、ワルシャワ条約調印の際、ブランド首相がポーランドのゲットー跡地に立つユダヤ人犠牲者追悼碑の前での跪きである¹⁸⁶。『デア・シュピーゲル』誌の調査によれば、当時、首相の跪きを「適切な振る舞い」とみなした回答は全体の41%、「適切ではない」という回答は48%であった¹⁸⁷。なお、同誌による

¹⁸² なお、石田（2002, 148頁）によると、「大学の歴史学者の取り組みの嚆矢は、ベルリン自由大学教授ヴォルフガング・シェフラーが著した『第三帝国のユダヤ人迫害一九三三～四五年』（1961年）」であった。一方、大学に先立ち、1950年には連邦政府とバイエルン州政府の下で「ナチズム研究所」が設置され、学術面ばかりか、「実際の裁判や非ナチ化、補償政策」に貢献を果たしていた。しかし、大学側が政府主導の研究活動に必ずしも好意的であったわけではない。なぜなら、石田（2002, 148頁）が指摘するように、「アカデミズムの歴史学とは一線を画した研究所の活動は、大学の歴史家たちから一段低くみなされていた」からである。

¹⁸³ 武井彩佳（2021）44頁。

¹⁸⁴ 石田勇治（2002）248頁。

¹⁸⁵ ジョルダーノ（2005）17頁。

¹⁸⁶ アスマン（2019, 179頁）は、この所作を「儀礼の偽善的な性格」の一例と見なし、「自分を政治的に正当化するための見せかけ」ではなかったか、と問うている。

¹⁸⁷ SpiegelOnline（1970）なお、テルチク（1992, 20頁）によると、ブランド首相の主張を擁護するかのよう、89年11月9日に同地を訪れたコール首相は、「こうした場

「あなたの跪きは、ドイツ国民の心に大きな感動を与えた。何があなたをそうさせたのか」という問いに対し、ブランド首相は次のように答えている。「私はドイツ人の名の下に行われた未曾有の犯罪をドイツ人の名の下に謝罪したかった。新たな一步を踏み出そうとするとき、そして過去の恐怖を繰り返すまいと誓うとき、かような謝罪が必要となるのだ¹⁸⁸。」

次に影響を与えたのは、1979年に放映されたアメリカのテレビドラマ「ホロコースト」である¹⁸⁹。石田（2002）によると、ユダヤ人開業医の一家を主人公とする同ドラマの実質的視聴率は、59%であった¹⁹⁰。同作品は、被害者が「最後まで誠実であり続ける」のに対し、加害者は「徐々に人間性を失って」いくように描かれている¹⁹¹。彼は、「二〇〇〇万人以上のドイツの視聴者がこれを見、その大半がナチ時代の理解を深めたという事実は、ナチ時代の歴史研究に従事する学者たちに少なからぬ動揺を与えた¹⁹²」と言葉を結ぶ。同様に、カンシュタイナー（2000）も、「お茶の間」の関心の高まりに対して、「歴史家は過去の解釈を現代の道標としながら啓発するという縄張りをテレビに奪われたことに打ちひしがれた¹⁹³」と当時を振り返る¹⁹⁴。

このような背景からか、カンシュタイナー（2001）は、この時代に「日常史に関する考察も進み、学問の世界から離れた場所でも、ナチス・ドイツの歴史が戦後世代の視点から書き直されるようになっていた¹⁹⁵」と分析する。とはいえ、『『最終解決』の中心にあった合意については付随的な言及に留まっていた。ごく僅かの例外を除き、ナチス・ドイツの

所であの振る舞いをしたことに、どうして疑念をはさむことができたのだろうか」と述べ、当時のブランドの跪きは人間の自然な感情から生まれたものであるという見解を示していた。

¹⁸⁸ SpiegelOnline（1970）op., cit.

¹⁸⁹ アスマン（2019, 54頁）は、同ドラマが「経験世代と後に生まれた人々に、一つの共通のメディア経験を媒介した」と分析する。同時に、「名前のないユダヤ人を代理表象する虚構の人物たちの運命に、ドイツ人視聴者が感情的に関与したことが、後に〈想起の文化〉と名づけられたものの基礎を築いた」とも語り、フィクションに対する感情移入が、歴史の直視に繋がったことに一定の評価を与えている。

¹⁹⁰ 石田勇治（2002）240頁。

¹⁹¹ 同上、241頁。

¹⁹² 同上、241頁。

¹⁹³ Kansteiner, (2004) pp.1-2.

¹⁹⁴ なお、高橋（2017, 209頁）もまた、テレビドラマ「ホロコースト」が、加害者と犠牲者以外の『『第三者』が登場しない物語』と指摘したうえで、前者に属するドイツ人が「犠牲者の視点からホロコーストをあらためて知る」足場を築いたと結論している。

¹⁹⁵ Kansteiner（2001）op.cit., p.229.

犯罪は独創的な研究対象ではなかった¹⁹⁶」という発言からも明らかなように、依然、この研究は傍流であった¹⁹⁷。

3-4. 1980年代

80年代は、ホロコーストの記憶に対する多層的なパースペクティブが顕現化した「鍵」となる時代である。様々な場面での市井の人びとの関与が明らかになるにつれ、ホロコーストは、近代文明における「道徳的無関心」の所産としてテーマ化されていった。その一方で、ジョルダーノ（2005）が指摘するように、ナチス・ドイツの過去の心理的抑圧を目的とする「第二の罪」、そして「ドイツ人の国民的な基本感情」に内在する「集団的情動」の問題が顕現化したのも、この時代の特色である¹⁹⁸。若者を中心に、記念に対する考え方にも変化の兆しが見えていた。これをミルトン（2003）は、「現場を記念物として修復することで、新しい世代には、想像的経験による感情の浄化（カタルシス）や信頼性という感覚が与えられた」と言い表している¹⁹⁹。

1982年の政権交代も大きな影響を与えた。石田（2002）によると、ヘルムート・コールは、「歴史政策を政府の政策として明確に位置づけた戦後初の首相である²⁰⁰。」その目的は、「さまざまな記念行事の開催や歴史博物館・モニュメントの建造、歴史書の刊行などを通して、ドイツ連邦共和国の歴史的アイデンティティを創出し、そのうえで国民統合をはかること²⁰¹」にあった²⁰²。誤解を恐れずに言うならば、同政策は、1985年5月5日のコール首相と米国のレーガン大統領のベルゲン・ベルゼン強制収容所跡地とビットブルク軍人墓地訪問により、その真意が顕現化されることになる²⁰³。

¹⁹⁶ Ibid., p.230.

¹⁹⁷ この点については、リュールupp（2020, 266頁）も「ナチズムの歴史の批判的な見直しへの関心は、七〇年代に入ってもなお、紛れもなく小さなものであった」と当時を振り返っている。

¹⁹⁸ ジョルダーノ（2005）9頁、30頁。

¹⁹⁹ ミルトン（2003）163頁。

²⁰⁰ 石田勇治（2002）264頁。

²⁰¹ 同上、264頁。

²⁰² 相馬（2009, 34頁）は、かようなコールの取組み、すなわち、「ドイツ史の流れの延長線上に連邦共和国の『成功』物語を紡ぐことによって『歴史なき国』にアイデンティティーをもたらそう」という取組みは、保守派の歴史家たちのアウシュヴィッツ相対化論とともに厳しい批判的世論にさらされた、と評している。

²⁰³ ハーバーマス（1995, 198頁）は、このシナリオから見えてくる3つの意図を次のように述べる。すなわち、軍人基地の後光によってナショナルな心性を目覚めさせ、

一方、リュールupp (2020) の言葉を借りるなら、「突然『小さき民』の歴史や歴史的な場所に関心が向けられるようになった²⁰⁴」のも、この時代の特長である。実際、80年代後半には、ユダヤ人と「忘れられた犠牲者」に関する「展示や出版物、建物の再建、記念碑の建立、記念銘板の設置や街路や広場の新しい命名となって現れる」ことになった²⁰⁵。そうであるなら、80年代は、国家が記憶政策の道筋を描く一方、街中の「草の根的」な取り組みが、過去の保存に関する足場を築いたことになる。かような、過去を多面的に捉えるという意識の高まりは、ナチス・ドイツの時代をドイツ史の「逸脱」と見なす風潮に終止符を打ったと言えるだろう。

3-5. 1990-2000年代

90年代以降のドイツは、「再統一」、「東欧の民主化」、「EU圏の拡大」という政治体制の構造変換により、歴史的転機を迎えていた。実際、89年11月9日のベルリンの壁崩壊から90年10月3日の再統一まで、ドイツは歓喜と熱狂に包まれた感がある。そのようななか、「再統一」の背後には、「一九四五年という区切りを事実として認めたくなかった人々の、何度も拒絶されてきた正常化への願望が隠れている²⁰⁶」と、当時の国民感情を押し量ったのは、ハーバーマス (2004) である。彼が、「今大切なのは、連邦共和国の政治的役割を新しいリアリティに適応させることである²⁰⁷」と説いたのも、「正常化への願望」は、「過去の克服」の理念の希求によってのみ、叶えられると考えていたからだと推測される。

事実、連邦政府の手続きも迅速であり、「九〇年代初め、記念施設に対する共同責任を負い、予算の五〇%までを負担することを決定」し、旧東側の各州の財政負担を緩和した²⁰⁸。これに呼応するかのようになり、山名 (2011) も、「追悼施設の発展が広く公的な行為として認知されるようになり、社会全体に根ざした記憶文化が企てられるように」になったのが、同時代の特長だとしている²⁰⁹。

収容所跡地の訪問後にビットブルクに向かうことで、ナチスの特異性をひそかに打ち消し、アメリカ大統領の面前での退役将軍たちの握手は、ボルシェビズムに対する闘争において常に正しい側に立っていたと認め合うことであった、としている。

²⁰⁴ リュールupp (2020) 272 頁。

²⁰⁵ 同上、273 頁。

²⁰⁶ ハーバーマス (2004) 268 頁。

²⁰⁷ 同上、268 頁。

²⁰⁸ リュールupp (2020) 275-276 頁。

²⁰⁹ 山名淳 (2011) 264 頁。

併せて、市民を担い手とするボトムアップ型の取り組みも活発化した。リュールupp (2020) の言葉を借りるなら、かれらが創り出した「記憶の場」は、「ほとんどすべての場合、イニシアチブはベルリンの市民たちによるもの」であり、「メディアは積極的にかかわりつつまた専門的な観点から情報提供を行い」、「政治家が最終的に計画の実現に必要な決定を下す前に、個々のプロジェクトを強力に後押しする世論を生み出していった²¹⁰。」この過程は、まさにハーバーマスの理念、すなわち、コミュニケーション行為は、言葉による行為調整に従事し、人々の社会的連帯を作り出し、ひいては、政治的意思決定の場に確固たる判断基準を提供するという理念を具現化したものだと考えられる。

一方、2000年代以降の、「非体験世代がその記憶を次の世代に引き継ぐ試み²¹¹」の活発化に着目したのは、石田 (2020) である。その範囲は、「モニュメントの建設から、ミュージアム、展示、造形芸術、演劇、創作活動²¹²」に及んでいる。かような試みは、アスマン (2007) の言う「蓄積的記憶」からデータ、思い出等を引き出し、「機能的記憶」の最大の特長である意味の生成に繋ぐ実践的取組みだと言えるだろう。いずれも、そのねらいは、追体験・記憶の再獲得だと考えられる。ここで抑えておきたいのは、石田 (2020) が、『『想起の文化』の牽引者』と呼ぶメルケル首相の発言である²¹³。繰り返しになるが、彼女は「イスラエル建国 60 周年」の記念式典で、「想起は繰り返し真価を発揮しなければなりません。思想から言葉が生まれ、言葉から行動が生じなければなりません」と語り、持続可能な想起の文化を若い世代と共に発展させていくことを誓った²¹⁴。見方を変えると、彼女は、各世代が記憶のバトンを受け継ぎ、多元的な想起を繰り返していくことによつてのみ、「正常化への願望」は叶うと考えていたのかもしれない。

以上を踏まえ、次節では「歴史家論争」を取り上げる。同論争は、ドイツの記憶政策の主軸を為す「過去の克服」の理念が、当時の社会に必ずしも肯定的に受け入れられてはいない現実を白日の下にさらした。本考察により、ドイツ人の心情の巧みな利用を図った修正主義者の思惑、及びハーバーマスが抗いの盾を向けた理由が明らかとなる。

²¹⁰ リュールupp (2020) 278 頁。

²¹¹ 石田勇治 (2020) 363 頁。

²¹² 同上、363 頁。

²¹³ 同上、363 頁。

²¹⁴ 同上、363 頁。

第4節「歴史家論争」

さて、1986年に始まった「歴史家論争」は、歴史認識の修正を図るドイツの知識人が、「ホロコーストの記憶」の相対化を図る議論を仕掛けたことに端を発する。具体的には、閉じ込められた歴史観の中でホロコーストという自国の国家犯罪を相対化させ、公共的記憶として一般化させようとした修正主義者と、当事者という第1人称のパースペクティブなしには、真の記憶継承は不可能だとするハーバーマスの間で展開された議論である²¹⁵。

同論争について、日本では、1995年に『過ぎ去ろうとしない過去²¹⁶』という翻訳書が出版された。そこには、解釈と継承の在り方に争点を絞った16本の論文が所収されている。本節では、同書を手がかりに、議論の流れを確認していく。

4-1. 修正

1986年4月25日、現代史家であり、コール首相の顧問も務めたミヒャエル・シュテュルマーは、『フランクフルター・アルゲマイネ²¹⁷』紙上で「歴史なき国における歴史」という論文を発表した。そこで彼は、「歴史なき国において将来を獲ちえるのは、記憶を満たし、概念を定め、そして過去を解釈する者」であると説き、ドイツ史が「憲法、価値志向、過去と未来についてのイメージ、そうしたものをたえず消耗させてきた歴史」であることに異を唱えた²¹⁸。彼が言わんとしたのは、世代ごとに記憶を異にするドイツ人の意識を纏まりのあるものにするためにも、歴史を見直す時期が来ている、というものである。

続く1986年6月6日、現代史家エルンスト・ノルテが同紙上で「過ぎ去ろうとしない過去」という論文を発表した。そこで彼は、ナチズムの過去が「裁きの剣のように現代の頭上に吊り下がっている」状況を批判し、「ドイツの過去を原則的にもはや他の国と異ならないものにしたいと思っているのは、果たして日常生活のなかの『実際のドイツ国民』の頑迷さだけなのだろうか」という問いを立てた²¹⁹。彼の論の特徴は、ホロコーストをロシア・ベトナム・アフガニスタンといった非西欧地域の近現代史と相対化したうえで、「ガスの利

²¹⁵ 中岡（1996, 238頁）によると、ハーバーマスは、修正主義者に見られがちな「ある行為を具体的文脈で判断すると称して、実際には、一定の伝統や慣習を無批判に前提する動き」を、「新保守主義」と総括している。

²¹⁶ ハーバーマス, J, ノルテ, E 他（1995）

²¹⁷ 保守系の立場を取るドイツの全国紙（日刊）。

²¹⁸ ハーバーマス, J, ノルテ, E 他（1995）36-37頁。

²¹⁹ 同上、39-41頁。

用」という技術的なプロセスを唯一の例外としながら、ユダヤ人絶滅政策を他の歴史的出来事のコピーに見立てようとした点にある。

さかのぼれば、ノルテは 1980 年 7 月 20 日付の同紙にも、「歴史伝説と修正主義のはざま？」という論文を発表している。そこで彼は、第三帝国の活況が「徹頭徹尾否定的な活況」であることに異を唱え、「第三帝国の歴史もまた、今日、終戦後三五年の時点で、修正（Revision）を必要とするのではないか？」と問うていた²²⁰。彼によると、ここで言う「修正」とは、第一は第三帝国の「脱孤立化」、第二は第三帝国の「脱道具化」、第三は第三帝国の「脱特異化」を意味する。彼は、こうした見解を「歴史の伝説化でも修正主義でもないが、変化した歴史状況から出発した歴史の見直し」と位置付け、学問は「時代への束縛から自らを解放」しようとするものでなければならないと主張した²²¹。

6 年後、ノルテの主張は、より苛烈化する。彼は、「迫害された人々とその子孫が永く特別に取り扱われ、特権化されていること」に異を唱え、ユダヤ人問題の「最終解決」以外の問題、すなわち安楽死、ロシアの戦時捕虜といった問題や現代社会の堕胎や民族殺戮と絡ませながらの考察がなおざりにされているのは何故なのかと声高に叫ぶ²²²。そして、「アウシュヴィッツは、そもそも、過ぎ去ろうとしない過去に起因していたのだろうか」という問いに立ち返ろうとする²²³。

たしかに、第三帝国を歴史の断絶ではなく連続性から捉えるという視点の転換は、一見理にかなっているように思われる。しかし、独自のアプローチによる相対化の試み、すなわち知の装いを纏いながら歴史的事実を比較し、その成果に照らして加害者の記憶を別の物語に綴り直そうとする試みを「見直し」と言ってよいのだろうか。また、「過ぎ去ろうとしない過去」を焦点化した研究が間違いだというならば、それとは見えぬかたちで、ドイツ人の積年の不安を払拭しようという試みは間違いではないのだろうか。この問いに取り組むために、以下ではハーバーマスの「抗い」を見ていくこととしたい。

²²⁰ 同上、15 頁。

²²¹ 同上、33 頁。

²²² 同上、31-33 頁。

²²³ 同上、47 頁。

4-2. 抗い

1986年7月11日、ハーバーマスは「ツァイト²²⁴」紙上に「一種の損害補償」という論文を発表する。ハーバーマスは、まず、宗教に代わる共同体の統合の紐帯をアイデンティティに求め、「専門的な歴史記述は、『意味の創造と脱神話化の間で綱渡り』をしている²²⁵」とするシュテュルマーの論を取り上げる。ハーバーマスは、現代史家アンドレアス・ヒルグラーの『ふたつの没落』から、この「綱渡り」の分析を試みる。端的に言うと、ヒルグラーは、自らを当時のどの当事者と「同一化」させて歴史を描くのか、という問題関心に焦点を当てていた。彼自身は、歴史家が「同一化」できるのは「ドイツ東部の民衆のリアルな運命、そして東部方面のドイツ陸軍、ならびにバルト海域のドイツ海軍の絶望的で多大な犠牲を伴った努力²²⁶」、という結論を答えに代えている。

それに対し、ハーバーマスは次の問いを投げかける。「何ゆえに一九八六年の歴史家に、四〇年の歳月を経た時点から振り返ることを試みさせないのか²²⁷。」彼によると、「現在から過去を振り返るパースペクティヴには、直接その場、その時に居合わせた当事者たちの選択的な認識を関係づけ、互いに比較考量し、あとから生まれた者の知識でもって補足することができるという解釈学的な利点²²⁸」がある。したがって、ハーバーマスの批判は、なぜヒルグラーが第1人称のパースペクティヴから生じる責任を引き受けることなく、まるで当事者との距離などはじめから存在しないように見せかけるのか、彼の動機と意図はどこにあるのかという点に向けられている。というのも、「同一化」の試みは、後から生まれた者に「なぜ」という問いに踏み込むことをためらわせ、回顧に必要な年月を経て見えてくるであろう真実をも覆い隠してしまうからである。

次に、ハーバーマスは、ノルテに対して次の批判を向ける。それは、なぜ、非西欧地域の集団抹殺とホロコーストを相対化しなければならないのか。なぜ、第三帝国のユダヤ人根絶を「ひとつの反作用ないしは歪んだコピーであって、初めて生じた事件ないしはオリジナルではない²²⁹」と言わねばならないのか、というものである。ハーバーマスから見ると、ノルテの試みは「近代への以降に伴う伝統的生活世界の解体という歴史的出来事を、

²²⁴ リベラルな立場を取るドイツの全国紙（週刊）。

²²⁵ ハーバーマス, J, ノルテ, E 他（1995）52頁。

²²⁶ 同上、52頁。

²²⁷ 同上、53頁。

²²⁸ 同上、53頁。

²²⁹ 同上、60頁。

人間学的に根源的なものの領域に移し入れようとする²³⁰修正主義的な方法論に過ぎない。なぜなら、そこでは個々の質的差異が、敢えて考察の枠組みから外されているからである。

4-3. 抗いに対する反論

それでは、ハーバーマスの抗いに、修正主義者たちはどう反論したのか。まず、ヒルグラーバーは「研究には禁じられた問いはないはずである」と主張し、ハーバーマスの問題提起は「学問上の大変なスキャンダル」だと批判した²³¹。なぜなら、彼によれば「研究成果の『修正』というのは、どのような学問においてもきわめて普通のこと」であり、「学問の規範ですらあるはずのもの」だからである²³²。

次に、ノルテは、「ナチスの過去を他のすべての過去と同じに、その複雑さにおいて認識し、『客観性』を追求しようとする試みはすべて、『弁護論』だという刻印を押されてしまう状況²³³」を疑問視する。さらには、「ドイツ連邦共和国の状況は過ぎ去ろうとしない過去によって特徴づけられ」、「ナチスの過去は絶対的悪という否定的神話となり、重要な修正が妨害され、結果として学問を無視するような状況²³⁴」にあると不快感を示す。そのうえで、知識人は「根源的な罪に目が届かない局地的思考」から離れる時期を迎えているのではないかと問いかける²³⁵。

ノルテらの発言は、後から生まれた者には新たな解釈を加える自由があるかのように見せかけた独白である。当然、そうした試みは、歴史的事実から第一人称のパーспекティヴによって有機的な意味を紡ぎ出すものではない。しかし、広範な世論の「沈黙の声」を味方につけたという意味において、修正主義者の試みが十分過ぎる影響を与えたことも、また事実である。そしてその余波が、後述の「ヴァルザー＝ブービス論争」に波及したと言えるだろう。

4-4. 歴史認識をかたちづくるものとは

ところで、そもそも歴史認識とはどのようにかたちづくられるのか。ハーバーマスは、

²³⁰ 同上、61頁。

²³¹ 同上、182-183頁。

²³² 同上、183頁。

²³³ 同上、172頁。

²³⁴ 同上、176頁。

²³⁵ 同上、180-181頁。

先の「一種の損害補償」において、歴史認識に関する2つの方向性を提示している。ひとつは、「距離を置いて理解する作業は、反省的な想起の力を解放し、そのことによって、両義的な意味を持つ伝統と自律的に関わる余地を拡大する、という前提から出発する」方向性。そしてもうひとつは、「伝統的なアイデンティティーを国民の歴史を軸にして修復するという目的に、修正主義的な歴史記述を奉仕させようとする」方向性である²³⁶。ハーバーマスは、後者の支持者が、「任意に再構成された前史というサーチライトによって現在を照らし出し、そこで選び出されたもののなかから特に都合のよい歴史像を選択することができる」と考えるなら、それは解釈学的な洞察を誤解するものであると指摘する²³⁷。そして、そのような過ちを修正できるのが、前者から導かれる「透明性を与えられた多元主義」であり、「アイデンティティーを形成する自らの伝統を、その両義性において明らかにする機会を切り開くことである、としている²³⁸。なぜなら、そのような多元主義こそが、閉じた歴史像でも、反省なく共有される伝統的なアイデンティティーでもない歴史意識をかたちづくることを可能とするからである²³⁹。

4-5. 当時の知識人／世論の反応

ところで、他の知識人／世論は、「歴史家論争」にどう応答したのだろうか。たとえば、近代史家のエーバーハルト・イエッケルは、ノルテらは「人を惑わすゲーム」を仕掛けたのだと主張する²⁴⁰。彼から見れば、ノルテらは、「問いかけていると見せかけて、もっぱら当人はその言明を根拠づける作業をまぬがれ、説得の労をいくつかの留保つきの示唆にゆだねただけ²⁴¹」に過ぎない。それゆえイエッケルは、「研究成果とともにその動機も検討されている²⁴²」のが歴史家であるとし、修正主義者の真意に疑義を抱く。なぜなら、「一つの国家がその責任ある指導者の権威をもって」、あるいは「可能なかぎりの国家の権力機構をあげて実行に移された」のがホロコーストであるという客観的事実を踏まえると、他の集

²³⁶ 同上、65頁。

²³⁷ 同上、66頁。

²³⁸ 同上、67頁。

²³⁹ 同上、67頁。

²⁴⁰ 同上、106頁。

²⁴¹ 同上、106頁。

²⁴² 同上、108頁。

団抹殺との「因果的関連」を見出すことなど、文字通り不可能となるからである²⁴³。

また、近・現代史家のユルゲン・コッカは、歴史家は「つねに類似点と差異を問わねばならない比較という行為²⁴⁴」を支持しなければならないとしながらも、なぜノルテらが敢えて非西欧地域の出来事との比較を試みるのかと疑義を抱く。なぜなら、「歴史的な議論の根本的な態度決定においては、学問と道徳と政治がつねに結びついている²⁴⁵」からである。

次に、世論の反応について見ていくと、たとえば、三島（1994）が1993年に行ったインタビューにおいて、『ツァイト』紙発行人であるマリオン・デーホフは、ハーバーマスの論文が多くの賛同を得たとしながらも、以下の言葉を残している²⁴⁶。

（歴史家論争は）、典型的な知識人同士の論争として始まったにはちがいません。でもいったん始まってしまうと、教育程度のすべてのレベルにおいてこの論争が行われたのです。社会の最も下の方では、何も考えずに、もう四〇年もたっているのに今更なんだという議論もありました…。ノルテ教授はナチスの責任を相対化し、同時にもう昔のことだからという論理をほのめかすことで、多くのレベルで受け入れられたのです。

このような背景から、三島（1995）はメディアに現れない水面下で修正主義者の議論が支持された理由を次のように分析する。それは、たしかにハーバーマスらの方が、識者の支持も多く、ゲームの技術にも長けていた。しかし、「国家を支える階層とそこご婦人方」に受け入れられたのは、学問であることをどこかで放棄して、物語という複雑な規則のネクサスを利用し、日常語に由来する教養言語の段階で議論しようとする修正主義者の意見であった、というものである²⁴⁷。別言すると、記憶のダイナミズムの内に自らを置く人々は、それとは知らぬうちに、修正主義者の思惑に取り込まれていたのである。

4-6. まとめ

これまで論じてきたように、「歴史家論争」では、ホロコーストの記憶という「過ぎ去る

²⁴³ 同上、110頁。

²⁴⁴ 同上、119頁。

²⁴⁵ 同上、120頁。

²⁴⁶ 三島憲一（1994）33頁。（）内は筆者の補足。

²⁴⁷ 三島憲一（1995）249-250頁。

うとしない過去」を公共的記憶の中心に据えるうえでの多声的な意見が交わされている。考察を通して、独自のアプローチによる記憶の相対化が、時として公共的なコミュニケーションという視点に立つ対話的な語りかけをも凌ぐ影響力を持っていることが明らかになったと思われる²⁴⁸。

論争の収束から約1年後、ベルリンの壁が崩壊した。再統一後のドイツにおいて、「他者への不寛容さ」に端を発する東側と西側の不協和音や移民・難民への暴力／排斥行為が相次いだことは記憶に新しい。数多の社会問題が顕在化するにつれ、客観的事実を恣意的に縫い合わせた記憶では、東西の人々の心を結ぶことも、異文化の出自を持つ者や後から生まれた者と有機的な関係を築くことも不可能であるという現実が鮮明になっていく。そしてあらためて、ドイツの人々は、公共的記憶をかたちづくるうえで礎となるのは、「過ぎ去ろうとしない過去」の内にある個別的／集合的な記憶との対話、すなわち第1人称のパーソナリティで負の遺産を引き受けることにほかならないと気づいていくのである²⁴⁹。

以上を踏まえ、次に、「歴史家論争」とは別の性格を帯びた「ヴァルザー＝ブービス論争」を取り上げる。同論争は、再統一後の疲弊が声高に叫ばれるようになった90年代後半に始まった。この議論を再読することで、「警鐘碑論争」が苛烈化していた時期のドイツ社会の歴史認識を確認できる。

第5節「ヴァルザー＝ブービス論争」

5-1. ヴァルザーの記念講演

1998年10月11日、作家マルティン・ヴァルザーは、ドイツ出版社協会平和賞の授与式で、「ユダヤ人が犠牲者ではなかった場合、果たして勇敢に振る舞ったのか」という問題関心を提起した²⁵⁰。さらに、記念講演においても、「繰り返し繰り返し放映される強制収容所の悲惨な映像から、もう何十篇も目をそらした」、「自分を真剣に受け取られたいと思う

²⁴⁸ なお、武井（2021, 142頁）は、「歴史家論争」の功績を次のように語る。それは、「ナチズムの歴史に関し国民も巻き込んだ議論が行われたことで、ドイツ社会が悪質な歴史の歪曲と、許容範囲にあるさまざまな歴史解釈とを、区別することができるようになったことではないだろうか」、というものである。

²⁴⁹ アスマン（2019, 204頁）は、ヴァイツゼッカーの演説から「歴史家論争」までの流れを受けて、「西ドイツでは文化と政治の領域で、枠組みをなす条件が、忘れることから想起することに切り替えられた」のが80年代であったと分析している。

²⁵⁰ 遠山義孝（2007）159-160頁。

人間で、アウシュヴィッツを否認する者は誰一人としていない」という心情を吐露した²⁵¹。そして、次のように言葉を継いだ。「しかしこの過去が、毎日メディアにおいて私の前に呈示されると、私はなにかある物が心の中で、この我々の恥辱の常時公開に抵抗するのに気づくのである²⁵²。」

さらに、ヴァルザーは、アウシュヴィッツが「脅しの決まり文句」、「道徳棍棒」、「規定義務演技」として道具化されていることにも言及、想起の形骸化が「アウシュヴィッツ」の多義的概念を揺らがせていると警鐘を鳴らした²⁵³。決して穏やかではない表現が並ぶ中、最も物議を醸したのは、次の発言である。「もしも人が、ドイツ人はいまや正常な国民であり、ふつうの社会を構成しているとしても言おうものなら、どんな疑いをかけられることだろうか²⁵⁴。」この時、彼は、あらゆる世代の代弁者になろうとしていたのかもしれない。しかし残念ながら、12月19日に「ベルリンのユダヤ人墓地にある前ユダヤ人協議会議長ハインツ・ガリンスキーの墓がネオナチによって爆破²⁵⁵」されたことにより、ヴァルザーの「正常な国民」、「ふつうの社会」という発言は信ぴょう性を失うことになる。

5-2. 「ヴァルザー＝ブービス論争」の概略

遠山(2007)によると、上記の記念講演を発端とする「ヴァルザー＝ブービス論争」は、4段階に分けられる。第一段階は、「ヴァルザーの演説の中のいくつかの言いまわしが、ナチスドイツのユダヤ人に対するホロコーストから目をそらさせる要請」であるというブービスユダヤ人評議会議長(Ignatz Bubis)の批判である。これに対し、「もしもユダヤ人が被害者でなかったとしたら」という仮定法で応戦したのはヴァルザーの弁護役ドーナニであった²⁵⁶。

第二段階は、11月9日の「『帝国水晶の夜』追悼記念式典」におけるブービスの演説である。彼は、ヘルツォーク大統領とシュレーダー首相の前で、「罪をとがめられたもの」というヴァルザーの発言は、罪を能動的に捉えていないものだと怒りをあらわにした²⁵⁷。

²⁵¹ 同上、161頁。

²⁵² 同上、161頁。

²⁵³ 同上、162頁。

²⁵⁴ 同上、162頁。

²⁵⁵ 米沢薫(2009)125頁。

²⁵⁶ 遠山義孝(2007)159-160頁。

²⁵⁷ 同上、162-163頁。

第三段階は、11月26日にデュースブルク大学で行われたヴァルザーの演説である。彼が核心としたのは、「ドイツのメディア社会をおおうイデオロギー的に硬化した意見制限、つまり意見を自由に言えなくしてしまう雰囲気」であった。というのも、彼は「人々が過去と訣別したいのではなく」、「過去の過度な叙述に終止符を打ちたい」のだということを知り抜いていたからである²⁵⁸。

第四段階は、12月12日にFAZ紙本社内で行われたヴァルザー・ブービス会談である。ここでようやく、両者は対面に至った。ヴァルザーは、「アウシュヴィッツ論議に終止符を打つなどとは一言も言っていない」とブービスの思い違いを指摘した。それに対するブービスの反論は、ヴァルザーのような社会的影響力を持つ人物が、「自己の良心からの解放」を呼びかけ、「過去の映像にはうんざり」だと言うならば、一般の人びとはその流れに抗うことなく従ってしまう、というものであった²⁵⁹。

議論に終止符を打ったのは、「もしも、『我々は共通の記憶のために1本の道を見つけなければならない』という一文があなたの受賞演説のテキストに入っていたなら、事情はまったく違っていただろう」というブービスのひと言である²⁶⁰。むろん、この「1本の道」とは、同じ未来を見据えた想起への道であったと考えられる。とはいえ、「第二次大戦後、指導的な立場のユダヤ人とドイツ人の間でホロコーストとそれに今日どのように対処するかの方法をめぐって」、「オープンな直接対決がはじめて行われた」という意味において、当時の社会に与えた影響は少なくなかったと言えるだろう²⁶¹。

5-3. ヴァルザーによる振り返り

直接会談の数日後、ヴァルザーは『ニューズウィーク』誌（1998年12月21日付）の取材に応じた。自宅というくつろいだ空間であるからか、彼は演説が曲解されたことへの困惑を率直に述べる。順に並べると、それは「私の発言が極右の言動と同一視されていることに非常に驚いている」、「私が言いたかったのは、長年に亘り、ドイツの過去に関する言及が儀式化しているという一点だ」、「ブービスは私の発言をスキャンダラスなものに見做した。しかし、ドイツ系ユダヤ人の頂に立つ者であるなら、スキャンダラスという表現を

²⁵⁸ 同上、163-164頁。

²⁵⁹ 同上、166頁。

²⁶⁰ 同上、168頁。

²⁶¹ 同上、168頁。

慎むべきである」というものである²⁶²。

一方、インタビュアーAndrew Nagorskiの「あなたの発言は、果てなきホロコースト論議はもう十分ではないかということをおうとして理解されている。いかがなものか」という問いかけには、毅然と反論する。彼の憤りは、「歴史の中で、この章の完結はあり得ない。それはあまりに愚かな考えだ。だからといって、メディアはドイツ人がどう国家の恥辱と向き合うのかを規定することなどできない²⁶³」という発言からも見て取ることができる。実際、ヴァルザーの危惧は、メディアが主体的想起の芽を摘むことにより、アウシュヴィッツの道具化が自明化されてしまうことにある。

他方、彼は、後から生まれた者への配慮の必要性にも言及する。それは、「若者は、ほとんど知らないことへの罪の意識を絶えず感じる必要などないのだ²⁶⁴」という「配慮」である。おそらく、ヴァルザーは、後から生まれた者に必要なのは記憶の主体とコミュニケーションを図る為の学習機会であり、そこで紡がれる主体的想起が記憶継承の道を拓くと考えていたのではないか。だからこそ、当時、まさに建立可否が問われていた記念碑を「サッカー場規模の悪夢²⁶⁵」と揶揄し、「来訪者は石碑の間を駆け抜ける必要などない」と断じたのではないか。というのも、彼は、「もしも記念碑を建てるなら、それは来訪者に何かを考えさせるものであるべきだ」という立場を取っていたからである²⁶⁶。

5-4. 「ヴァルザー＝ブービス論争」の余波

なお、同論争の余波は大統領演説にも及んだ。ローマン・ヘルツォーク大統領は、アウシュヴィッツ記念日（1991年1月27日）の冒頭演説で、「ヴァルザー＝ブービス論争」に触れ、「多くの人々がさまざまに考えていることが言葉に表れないままで留まっているよりは、それぞれの立場が説明される方がはるかによい」と評した²⁶⁷。その際、「ホロコーストは政治的妥当性（ポリティカル・コレクトネス）に任せてよいことではない」と述べたのも、お仕着せの想起の限界を察知していたからだと推測される²⁶⁸。同時に、民族は「歴史のよい部分や喜ばしい部分だけではなく、歴史全体の中で、また歴史全体と共に生きる

²⁶² Newsweek (1998)

²⁶³ Ibid.

²⁶⁴ Ibid.

²⁶⁵ Ibid.

²⁶⁶ Ibid.

²⁶⁷ 米沢薫 (2009) 133 頁

²⁶⁸ 同上、133-134 頁。

べき」だとし、「私は、我々の歴史に向かい合おうとする時、それを恥辱においてではなく、尊厳においてなそうとする」のだとも強調した²⁶⁹。加えて、大統領は、「自分たちの問いかけの方法で年老いた世代の思考の類型や決まり文句を打ち破ってほしい」と新しい世代に語りかけ、記念碑を「我々自身のために建てる」と明言した²⁷⁰。おそらく、彼は当事者世代の最後の責務は、恒久的な「想起の場」を提供することであり、客観的事実に動的・可変的な記憶を結び付けることで、想起の多様性を喚起しようとしていたのである。

なお、ヴァルザーも、演説の内容が独特であり、かつ「ポリティカリー・コレクト」ではなかったことを認めている²⁷¹。遠山（2007）によると、ここで言う「ポリティカリー・コレクト」とは、「差別に結びつけかねない言動を避ける」の意である²⁷²。しかし、彼の迂遠的な表現が解釈の濃淡を許容したのであれば、噛み合わない議論そのものが、ドイツの記憶政策が過渡期を迎えようとしていたことの証であったのかもしれない。

5-5. まとめ

振り返ると、この論争は、歴史認識を争点とするという面では先の「歴史家論争」と重なるが、ドイツ人とユダヤ人が直接意見を交わしたという面では趣を異にしている。実際、「歴史家論争」が白黒のはっきりとした議論であったのに対し、「ヴァルザー＝ブービス論争」は見方によって濃淡の調節を可能とする、つまり肯定的にも否定的にも解釈できるという二面性を持っていた。もちろん、警鐘碑の建立可否が問われていた時期にかような意見が公に交わされたという事実は、後の政府の決断に少なからぬ影響を与えることになる。

一連の考察から、80年代を節目に意識のベクトルが真の犠牲者集団に向けられるようになる一方、メディアが公とする政治的見解と市井の人びとの本心の間には、浅からぬ溝があったことも明らかとなったと思われる。

第6節 第3章のまとめ

本章では、行為者の意識変化を考察した。第一にダマシオ（2018）とジェインズ（2005）から、意識と記憶の違いを整理した。考察から、意識は事物に対する客観的な眼差しや未

²⁶⁹ 同上、133頁。

²⁷⁰ 同上、136頁。

²⁷¹ Newsweek, December (1998) op. cit.

²⁷² 遠山義孝（2007）169頁。

来志向的なベクトルにより生成され、記憶は感覚や情動の紐付けにより形成されることが確認できたと思われる。同時に、意味の生成という点において、意識化された記憶は、「機能的記憶」に非常に近い性格を帯びていることも明らかとなった。

第二に戦後のドイツの首相／大統領の記念演説の変遷を辿った。演説内容は、各時代の歴史認識を映し出す鏡のようでもあった。繰り返しになるが、85年のヴァイツゼッカー大統領の演説以前／以後で、記念の在り方は大きく異なる。なぜなら、彼は、犠牲者の記憶に寄り添うかたちで自己の関わり方を問うならば、時間的距離に反比例するかのようになり、想起はリアリティを増していくと捉えていたからである。2008年にメルケル首相がイスラエルの国会で行った決意表明も、両国の未来志向的な関係の基盤を築いたと言えるだろう。

第三に戦後のドイツ（人）の意識変化を確認した。市井の人びともまた、自らを行為者の中の犠牲者と位置付ける時代が長かった。行為者の記憶を呼び覚ましたのは、テレビドラマ「ホロコースト」（1979年）である。この時は、大衆メディアが歴史家を凌ぐ社会的影響を与えたことへの批判も生まれている。1982年以降は、政府が歴史政策の展開に本腰を入れたことに伴い、記念行為も活発化した。再統一を経て、今日まで、記憶継承に関する取組みは、政府主導のトップダウン型、民間主導のボトムアップ型を軸に、非当事者世代を主たる担い手としながら、様々な取組みが実践されている。

第四に「歴史家論争」を通して、修正主義者の一見知の装いを纏ったホロコーストの相対化は、負の過去との決別を願う少なからぬ人びとから一定の支持を得ていたことが明らかとなった。この時、抗いの盾を向けたのがハーバーマスである。彼は、非西欧地域の戦争犯罪の中に、ユダヤ人絶滅政策との類似性を見出そうとする修正主義者たちの思惑に、第1人称のパースペクティヴからの振り返りを由としない理由を問うていた。論争の勝者は、ハーバーマスのようにも見えるが、学問から距離を置くことを由とする層は、修正主義者の支持に回っていたことも抑えておきたい。

第五に「ヴァルザー＝ブービス論争」から、ドイツ人の疲弊を考察した。作家ヴァルザーの発言の真意は、メディアが想起の在り様を主導していることに対する批判にあったと考えられる。対して、ブービスユダヤ人評議会議長は、ヴァルザーがアウシュヴィッツを「脅しの決まり文句」、「道徳棍棒」、「規定義務演技」という穏やかではない言葉で表現したことをスキャンダルと捉え、自らの発言の社会的影響力を斟酌するよう苦言を呈している。この点につき、後日、ヴァルザーは、自らの発言が「独特」かつ「ポリティカリー・コレクト」ではなかったことを認めている。しかし、これまでと異なる視点から、過去と

の向き合い方に関する議論を可能としたという意味において、同論争の社会的影響は少ない。事実、1998年に始まった同論争は、警鐘碑の建立可否が問われていた時期と重なっており、後の政府の決断にも少なからぬ影響を与えたと推測される。

一連の考察から、格差の構造化の萌芽は、戦後比較的早い段階で芽生えていたと推測される。なぜなら、行為者の記憶は、ホロコーストという自国の犯罪と向き合う中で、ある種の取捨選択を通して形成されてきたと考えられるからである。

以上を踏まえ、次章では、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の間に「認識の落差」が生じた背景を整理する。これは、「犠牲者間のヒエラルヒー」の形成過程の確認に向けた考察である。

第4章

犠牲者間に「認識の落差」が生じた背景

本章の目的は、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の間に「認識の落差」が生じた背景を明らかにすることにある。ユダヤ人とロマの来し方に関する比較考察を通じて、格差の構造化の主要因とでも言うべき、「犠牲者間のヒエラルヒー」が形成された軌跡が明らかとなる。

第1節 ユダヤ人の記憶とユダヤ人に対する記憶

1-1. 問題の所在

振り返ると、ユダヤ人は個ではなく、集団全体を単位に語られがちであった。そうした状況に異を唱えたのが、カール・ヤスパーズ（1998）である。以下は、彼の見解を纏めたものである²⁷³。

ヤスパーズは、個々の人間を網羅する「類概念」と個々の人間が或る程度まで該当するに過ぎない「類型概念」を峻別し、「そもそもユダヤ人というものは／ドイツ人というものは」といった「集団を単位とした物の考え方」に懐疑的な立場を取っていた。この「類型概念」は、「憎悪の手段として過去幾世紀を通じて見られた考え方」と言えるが、ここに「まるで人間というものはもはや存在せず、今はただこのような集団のみが存在するといった感」を加味したのが後のナチス・ドイツである。

歴史上、ヨーロッパ社会は、「他者性」という衣を纏うユダヤ人をスケープゴートとして利用し続けた。そして、風刺画に描かれるユダヤ人もまた、常に強欲な表情を見せていた。その憎しみを最大化させたのが、ナチス・ドイツの絶滅政策である。それでは、実際のところ、ユダヤ人はどう定義されてきたのだろうか。そして、かれらの記憶／かれらに対する記憶は、どう形成されたのだろうか。以下、この問いに取り組んでいくこととしたい。

1-2. ユダヤ人の定義

まず、ユダヤ人の数的規模を確認する。Jewish Virtual Libraryによれば、2022年現在、

²⁷³ ヤスパーズ（1998）62-63頁。

ユダヤ人の総人口は 15,253,500 人、そのうち 95 パーセントがイスラエルと米国に居住する²⁷⁴。箱崎 (1972) が、「新しい皮袋に古いワインをつめた国²⁷⁵」に例えるイスラエルは、1948 年 5 月に建国された。初代首相ダビッド・ベングリオンは、同国を「いかなる人間であれすべてのユダヤ人のための国家であり、それに属したいと望むあらゆるユダヤ人のための国²⁷⁶」と評している。

それでは、ユダヤ人はどう定義できるのか。たとえば、サンド (2010) は、ユダヤ人とは「居住地域とのあいだにいかなる絆ももたない、さまよえる民族である」と言う²⁷⁷。そのうえで、「ラビたちの口伝律法の重視」・「追放と贖罪の概念」・「エルサレムとの深い宗教的なつながり」を核とするユダヤ教を紐帯と位置付ける²⁷⁸。

対照的に、「ユダヤ人とは何ではないのか」という逆の視点からユダヤ人の定義を試みたのは、内田 (2006) である。彼の指摘は、「ユダヤ人は『ユダヤ人を否定しようとするもの』に媒介されて存在し続けてきた²⁷⁹」、というものである。そのうえで、「ユダヤ人とは、国民国家の構成員ではなく、国籍・ライフスタイル・言語の異なる人々を指す」、「ユダヤ人という人種は存在しない。ゆえに、鉤鼻・浅黒い肌・巻き髪といった揶揄的描写にも生物学的根拠はない」、「ユダヤ人とユダヤ教徒が同義語であったのは、近代以前までのことである」、と言葉を継ぐ²⁸⁰。

2 人の意見を整理すると、かつて、ユダヤ人は出自や信仰の有無を基準に定義されており、外見的特徴は後付けに過ぎなかった。しかし、近代以降の世俗化により、ユダヤ人と宗教の表裏一体性は、徐々に失われていくことになる。

1-3. ユダヤ人のコミュニケーションを妨げてきたものとは

そもそも、記憶には内的コミュニケーションと、外的コミュニケーションに向かう 2 つのベクトルがある。これをユダヤ人の記憶に当てはめると、前者はユダヤ人の受難の歴史とユダヤ教を一体化させるという紐帯的役割を担っている。一方、後者は内側のコミュニ

²⁷⁴ Jewish Virtual Library (2023)

²⁷⁵ 箱崎総一 (1972) 24 頁。

²⁷⁶ サンド (2010) 426 頁。

²⁷⁷ 同上、384 頁。

²⁷⁸ 同上、366 頁。

²⁷⁹ 内田樹 (2006) 36 頁。

²⁸⁰ 同上、23-28 頁。

ケーションにより醸成されたアイデンティティを軸に、宗教的な価値観の連鎖を可視的なものとしながら、他の社会との関係をどう築くのかということに重きを置いている。

繰り返しになるが、ユダヤ人の／に対するコミュニケーションを妨げてきたのは、主流社会の反ユダヤ的感情である。ラブキン（2010）は、連綿と続いてきた反ユダヤ的感情を次のように説明する。すなわち、「数世紀来、ユダヤ人が周囲から差し向けられてきた敵意は尋常の域をはるかに超えるものであった。それは他所に決して例を見ない、唯一無二の敵意であった²⁸¹」としている。それでは、ユダヤ人はこの敵意をどう受け止めたのか。ラブキンは、ユダヤ人をシオニストとユダヤ教徒に大別したうえで、前者は、敵意の根源をユダヤ人の「政治的かつ軍事的無力さ」に、後者は「自身が犯した罪の重さ」に見ていたと答えている²⁸²。

とはいえ、ユダヤ人は、数世紀をかけてヨーロッパの社会制度に入り込み、近代以降は、市場経済の安定に向けて活動の裾野を広げていった。主流社会は、その恩恵を与りながらも、われわれと他者を分かち境界線の向こう側に、ユダヤ人（像）を対置させることで、一定の距離を取っていた。内田（2006）は、ラカンを引きながら、この不可視的な「境界」の存在理由を次のように説明する。すなわち、「ユダヤ人と非ユダヤ人」という対立概念が、現実世界に「骨組みと軸と構造」を与え、ユダヤ人という「シニフィアン（意味するもの）」が、ヨーロッパ社会を今日のような世界にした、としている²⁸³。そうであるなら、ユダヤ人の公共的なコミュニケーションを妨げてきたのは、双方の思惑、すなわち、ユダヤ人というベンチマークを必要とした主流社会と、境界の向こう側に立つリスクを知り抜きながら、面従腹背で渡り合おうとしたユダヤ人の思惑であったのかもしれない。

1-4. ヨーロッパ社会とユダヤ人の関係

それでは、資本主義が確立した 20 世紀において、ヨーロッパ社会とユダヤ人の関係はどう変容したのか。以下、サンド（2010）と内田（2006）を手がかりにその軌跡を辿る。

サンド（2010）によると、第一次世界大戦（1914-18）までのユダヤ人は都市部に集中し、ネイション言語やネイション文化の先駆的な担い手になっていた。ただし、それは、ドイ

²⁸¹ ラブキン（2010）270 頁。

²⁸² 同上、270 頁。

²⁸³ 内田樹（2006）54-55 頁。

ツ人／フランス人として、つまり国民としての担い手であることを意味していた²⁸⁴。

次に、第二次世界大戦（1939-1945）までを見ていくと、サンド（2010）は、絶滅政策が次のことを明らかにしたと言う。すなわち、「技術の進歩と文化的洗練と道徳的美質のあいだにいかなる直接的な関係も存在しないことが、白日のもとにさらされた²⁸⁵」、としている。実際、過去に類を見ない絶滅政策は、同化を通じたネーションとの一体化という、ユダヤ人の幻想を打ち砕いた。結果、ユダヤ人の間では、苦しみの共有の為に、敢えて神は自分たちを選び出したという「選民意識」が高まり、「唯一性の概念」を盾に、他の犠牲者との溝が深まることになる。

最後に、戦後社会を見ていくと、サンド（2010）は、1950年代のイスラエルに視点を移す。同国の世俗文化が「驚くほどのテンポで発展しはじめたこと」に一定の評価を与える一方、「祭りや象徴といった新しい文化の源泉の一部はユダヤの伝承に深く根ざしていた」としながらも、「この文化には、『世界中のユダヤ人』の共通基盤となるに足るほどの堅固さはなかった」と分析する。ゆえに、彼は「世界中のユダヤ人を統合する主な社会基盤は、ホロコーストの苦い記憶を別にすれば（…中略…）衰えきった古い宗教文化（…中略…）しか残っていない」と結論したのである²⁸⁶。

内田（2006）も、ホロコーストが、ユダヤ人に「忘れかけていた聖史的召命を思い出させた」としており、その理由として、「ユダヤ人の受難を偶発的な災禍とは考えない。それはユダヤ人がこの世界で果たすべき民族的な責務ゆえの必然なのである」というフランスの哲学者エマニュエル・レヴィナスの言葉を引く²⁸⁷。というのも、ユダヤ人は「非ユダヤ人よりも世界の不幸について多くの責任を引き受けなければならない」し、「神はそのためにユダヤ人を選ばれた」からである²⁸⁸。彼の結論は、「ユダヤ人はいかなる宗教を信じていようと、あるいは信じていまいと、ユダヤ人であることを止めることができないということをニュルンベルク法と『ホロコースト』は教えた²⁸⁹」という一文に集約されている。

結果、80年代後半に、ロマが同じ「人種的理由」による犠牲者として名乗りを上げた時、ユダヤ人は上記の「唯一性」を盾に、かれらの主張を一蹴しようとした。

²⁸⁴ サンド（2010）378頁。

²⁸⁵ 同上、379頁。

²⁸⁶ 同上、423頁。

²⁸⁷ 内田樹（2006）186頁。

²⁸⁸ 同上、187頁。

²⁸⁹ 同上、28頁。

以上を踏まえ、次に、公共的な記憶の中のユダヤ人（像）を確認する。これにより、ユダヤ人の来し方が、犠牲者の位置付けに与えた影響の確認が可能となる。

第2節 公共的な記憶の中のユダヤ人（像）

2-1. ユダヤ人の記憶と公共的なコミュニケーション

これまでユダヤ人は、ドイツ（人）が行為者の記憶と向き合う状況を作らなければ、犠牲者の記憶が後景化してしまうという危機感の下、多様なコミュニケーションを紡ぎ出してきた。結果、メディアの積極的な関与の下、ユダヤ人への段階的な権利剥奪、あるいは強制収容所への収容から解放までのプロセスは、公共的なコミュニケーションを媒介に繰り返して想起されている。特に、後述の「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」の建立を巡る議論に費やした17年間は、あらゆる記憶に敬意を払いながらの想起の継続が責務であることをドイツ（人）に再認識させた。しかし時として、行為者と犠牲者の解釈には、微妙なずれのある場合が少なくない。したがって、公共的なコミュニケーションには、行為者と特定の犠牲者の間の解釈のずれを修正したうえで外に開いていくという形態もあれば、はじめから誰に対しても開放性を担保した形態もあることが望まれる。

2-2. ドイツ人のユダヤ人に対する記憶

ユダヤ人の記憶に対するドイツ人の反応は、世代により温度差がある。Schuman（1998）らが1991年に実施した調査によると、ドイツ人回答者728名の内、32.1%が20世紀で最も印象に残った出来事として「第二次世界大戦」を挙げ、26.6%の「再統一」を凌いでいる。しかし、2番目に印象的な出来事として「第二次世界大戦」を挙げたのは5.6%、「再統一」が24%であった。つまり、約半数のドイツ人が「再統一」を「第二次世界大戦」より心に残るものと捉えていたのである²⁹⁰。しかも、ユダヤ人殺害を挙げたのは僅か7名であり、回答者全員がナチス政権時代に生まれていない、あるいは10歳未満であった。対照的に、当事者世代は爆撃への恐怖心、食糧難、敵国による占領、敗戦に対する罪の意識に苛まれていたことを挙げている。こうした世代間の温度差は、内側にいたからこそ背を向けるもの、外側にいるからこそ語り得るものを端的に示している。

表2は、Eric & Karl（2006）が4都市で実施した調査である。

²⁹⁰ Schuman, Howard, Akiyama, Hiroko and Knäuper, Bärbel（1998）

(表 2) どの程度ユダヤ人の大量殺戮を知っていたか²⁹¹

	単位: %			
主な回答	Köln	Krefeld	Dresden	Berlin
疑義を抱いていた	11	10	13	
聞き知っていた	27	27	29	28
何も知らなかった	62	63	58	72
回答者数	802	362	602	923

上記の結果を見る限り、ナチス支配下のドイツにおいて、ユダヤ人の大量殺戮を「聞き知っていた」とする回答は3割に満たない。対照的に、「何も知らなかった」とする回答は、全4都市が過半数を超えている。とはいえ、各都市の3割以上の回答者は、「何かが起きている」と感じていたようである。次に、表3を見ていくと、回答者は、ユダヤ人の大量殺戮に関する情報を近い人間や外国のラジオ放送から得ていたようである²⁹²。

(表 3) ユダヤ人の大量殺戮を聞き知った経緯²⁹³

	単位: 人			
	Köln	Krefeld	Dresden	Berlin
自分の目で見て	4	5	6	3
家族	20	20	20	26
友人・同僚・近所の人	24	23	23	19
仲間の兵士・上官	19	24	15	17
外国のラジオ放送	26	29	14	15
連合国のピラ・その他	5	9	10	8
回答者数 (複数回答あり)	296	127	197	161

それでは、外国のラジオ放送はどのようにユダヤ人問題を報じていたのだろうか。たと

²⁹¹ Eric&Karl (2006) p.369.

²⁹² 貴志・川嶋・孫 (2015, iv) は、「いままで自分たちとはまったく縁のない世界のことに ついても、人々はあたかも自分自身が直接関与しているような、あるいは利害がかか わっているかのような錯覚を与え」、「コミュニティや国家、そして民族を覚醒させる 作用をもはたした」のがラジオ放送であったと分析している。そのうえで、アドルフ・ ヒットラーにより、「ラジオが政治や軍事にも効果的な装置であることが証明されたこ とで、世界各国は競って国策のプロパガンダにラジオを利用し始めた」と結論する。 裏を返せば、活字に次ぐ超地域的な情報戦はラジオにより仕掛けられ、聴き手は、そ の一言一句に信を置きながら、戦況把握に努めていたのかもしれない。

²⁹³ Eric&Karl (2006) op. cit., p.383.

例えば、イギリスの BBC は少なくとも 1941 年のドイツ軍によるソ連侵攻と同時期に、ユダヤ人の大量銃殺を報じていた。さらに 1942 年の終わりには、ユダヤ人の強制移送に関する報道も加わった。どちらもドイツ語であった²⁹⁴。にもかかわらず、なぜ、「何も知らなかった」とする回答が多勢を占めたのか。Eric & Karl は 2 つの理由を挙げる。ひとつは、ドイツ人は国防軍の動向に関心に向けていたこと、もうひとつは、内容の信憑性に疑義を抱いていた、ということである。というのも、回答者は、「われわれは、BBC によってのみユダヤ人問題を知り得た。反面、プロパガンダの威力を知り抜いてもいた。だからこそ、報道は BBC の術策ではないか、あるいは(事実の)誇張ではないかと疑義を抱いていた²⁹⁵」と証言しているからである。つまるところ、情報に飢えていたドイツ人には、敵国が隠れ蓑として、ユダヤ人問題を扱っているように見えていたのかもしれない。

2-3. ユダヤ人の記憶

こうしたドイツ人の「無関心の罪」に対し、ユダヤ人は地域と個人というマイクロレベル、そして国家と集団というマクロレベルで記憶の風化に抗い続けてきた。その目的は、記憶の泉を枯渇させないことにあったと言える。しかしながら、戦後初期にあつては、イスラエルにおいても、記憶を語る障壁は高かったようである。猪狩 (2020) は、当時の状況を次のように語る。それは、「一九五〇年代にはホロコーストの生存者の存在が公に語られることはほとんどなかった」、「虐殺されたユダヤ人は、『屠殺場に向かう羊』という表現によって従順な愚か者というイメージを着せられ、疎まれた」、「建国間もない国家のアイデンティティの拠り所としては、むしろナチに対して抵抗した英雄的なユダヤ人の姿が好んで取り上げられた」、というものである²⁹⁶。一方、生存者の中には、「圧倒的な出来事を語るための言葉を持ち合わせていない」者や、「語りたいという切迫感と語るができないとい

²⁹⁴ 当時、ドイツ国民のメディアへのアクセスはナチスのコントロールの及ぶ範囲に限定されており、外国のラジオ放送の受信も固く禁じられていた。しかし、Eric & Karl (2006, pp.357-359) が行った別の調査によると、回答者の約 4 割が当時の不法行為への関与として「外国のラジオ放送の受信」を挙げている。なぜなら、家庭という私的空間で行える情報収集だったからである。あるベルリンの回答者は、当時を次のように振り返る。すなわち「生活のすべてがナチスの支配下にあった。にもかかわらず、ナチスというのが何かわからずにいた。だからこそ、われわれは外国のラジオ放送に熱心に耳を傾けなければならなかったし、こうしたことは早く終わってほしいといつも願っていた。」

²⁹⁵ Eric & Karl (2006, pp.382-383) によると、BBC は、ドイツ人の沈黙を「ラジオを聴く習慣がないのではないかとまで憶測していたようである。

²⁹⁶ 猪狩弘美 (2020) 303 頁。

うジレンマの間で苦しむことになった」者も少なくなかったようである²⁹⁷。そのようななか、プリーモ・レーヴィ (Primo Levi) とヴィクトール・E・フランクル (Viktor Emil Frankl) の作品は、当事者の記憶が想起の多様性を導き得ることを明らかとし、今日まで広く読み継がれている。以下、その概略を示す。

(1) プリーモ・レーヴィ

化学者かつイタリアの代表的作家であるレーヴィ (1976) は、1947年に『アウシュヴィッツは終わらないーあるイタリア人生存者の考察』を出版した²⁹⁸。彼は、当初、同書が全く受け入れられなかった理由を次のように説明する。それは、「あの戦後のつらい時期には、過ぎ去ったばかりの苦しい年月の記憶をよみがえらせようと望む人々はいなかった²⁹⁹」、というものである。

レーヴィは、自ら生涯を閉じる87年までに複数の自伝的作品を残している。「真の証人とは私たち生き残りではない」と主張する彼は、強制収容所の「日常」を次のように語る³⁰⁰。それは、「私たち全員は(工場/台所等から)盗みをした」、「あるものは(少数ではあったが)自分の仲間のパンを盗むまでに身を落とした」、「(過去、未来、家族を忘れ)、動物と同様に現在だけに押し込められていた」というものである³⁰¹。それゆえ、彼は、悪人と善人のあいだの「灰色の領域」にいた人間が生き残りであったと結論する³⁰²。なぜなら、彼は、生還を偶然や幸運の帰結と見ており、必ずしも周囲より秀でた者が生き延びたとは考えていなかったからである。

これは、ユダヤ人犠牲者が殉教者であるならば、生還者もまた神の恩寵を受けた選ばれし者だとするユダヤ的思想とは、明らかに一線を画す。なぜなら、竹山(2011)によると、レーヴィは、敢えて「宗教にすぎらないことで」、「アウシュヴィッツとは何か、なぜそれが生まれてしまったのか」という疑問への答えを見出そうとしていたからである³⁰³。

²⁹⁷ 同上、305頁。

²⁹⁸ レーヴィについては、ラカー(2003, p.xix)も、「最初の本はイタリアのほとんどの出版社に拒否された。(…中略…)。印刷された二〇〇〇部のうち、半数は一〇年たっても売れなかった」と回顧している。

²⁹⁹ レーヴィ(1976) 219頁。

³⁰⁰ レーヴィ(1986) 93頁。

³⁰¹ 同上、82頁。

³⁰² 同上、42頁。

³⁰³ 竹山博英(2011) 200頁。

付言すると、猪狩（2020）は、晩年、彼が自ら命を絶った背景には、「自分の体験が生かされていない³⁰⁴」という苦悩があったとしている。そのようななか、「現在ではレーヴィは鬱病のために自殺したという説が大勢を占めている」、「ただその鬱病に、アウシュヴィッツ体験がどれだけ作用したかについては、今でも議論がなされている」と語るのは、竹山（2011）である³⁰⁵。たしかに、80年代は「歴史家論争」を通して行為者の疲弊が公に語られるようになる等、レーヴィのような生還者が絶望に陥る要素が少なくなかった。この点につき、竹山（2011）は、レーヴィの幼なじみであるビアンカ・グイデッティ・セッラの「生きていく困難さを埋め合わせる方法が見つからなかったのではないか」という言葉を引いている³⁰⁶。こうしたレーヴィの語りが、「灰色の領域」に立つ人間の苦悩を伝えるものであったとするなら、その苦悩に意味を与え、記憶をより普遍的なものへと高めたのが、以下のフランクである。

(2) ヴィクトール・E・フランク

ウィーン出身の精神医学者、ヴィクトール・E・フランク（1947）は、テュルクハイム強制収容所からの解放直後から、「罪を問うのはその人に責任がある場合だけ」であるとし、晩年までドイツ人の集団的罪を否定した³⁰⁷。その基底にあったのは、「まともな人間とまともでない人間」が混在する社会には、どちらかの性質だけを持つ集団など存在しない、という信念である³⁰⁸。「境界線は集団を越えて引かれる」という彼の主張は、幾度となく、強制収容所で「善と悪をわかつ亀裂」を目の当たりにした経験から生まれている³⁰⁹。

レーヴィが、「灰色の領域」に立っていた人間の葛藤を描いたのとは対照的に、フランクは、どれほど抗し難い状況にあろうとも、「あたえられた環境でいかにふるまうかという、人間としての最後の自由だけは奪えない」ことを伝えようとした³¹⁰。その背景には、彼が知に寄せていた信頼、すなわち、知を心の鎧とすれば、面前の理不尽に惑わされることのない精神力が培われる、という信頼があったと思われる。同時に彼は、レーヴィ的な「灰

³⁰⁴ 猪狩弘美（2020）308頁。

³⁰⁵ 竹山博英（2011）193頁。

³⁰⁶ 同上、228頁。

³⁰⁷ フランク（1947）144頁。

³⁰⁸ フランク（1977）144-145頁。

³⁰⁹ 同上、144-145頁。

³¹⁰ 同上、110頁。

色の世界」に射した光をも見落としてはいなかった。なぜなら、彼は、「極限の生存状況の中でいかに自分の精神を高めるのかに主眼を置いて」いたからである³¹¹。

だからこそ、フランクルは、「(美しい夕日を見せようと)、疲れていようが寒かろうが、とにかく点呼場に出てこい、と急きたてた」仲間もいれば、「通りすがりに思いやりのある言葉をかけ、なけなしのパンを譲っていた人びとがいた」、「(規則を破って) ポケット・マネーで被収容者のために菓を購入していた親衛隊員がいた」例を引きながら、強制収容所という「灰色の世界」にあっても、人間的なコミュニケーションが完全に失われていたわけではないと結論したのである³¹²。

さらに、フランクルは、「コペルニクスの転回」という言葉を用いて、生きる意味を問うのではなく、われわれが「問いの前に立っている」ことに気づくべきだと主張する³¹³。というのも、生きるとは「生きることの問いに正しく答える義務、生きることが各人に課す課題を果たす義務、時々刻々の要請を充たす義務を引き受けることにほかならない」と言えるからである³¹⁴。彼による視点の転換を通じて、ホロコーストの記憶はユダヤ的なものから普遍的なものに変容した。記憶を引き受ける責任と、行動を起こす責任を両極に置く彼の論は、本論の趣旨ともまさに一致する。

2-4. ユダヤ人の記憶の大衆化

一方、ユダヤ人の記憶の大衆化に一石を投じたのは映像メディアである。特に、映画「シヨアー」(1985)は、社会的影響を与えた作品として知られている³¹⁵。フランス系ユダヤ人クロード・ランズマンが、約11年の歳月をかけて製作した同作品は、登場人物をすべて当事者で構成している。そして、話者の表情と証言の内容のずれが、リアリティを増幅させている³¹⁶。たとえば、ドイツ国鉄の第三三課課長を務めた元ナチ党員のヴァルター・シュ

³¹¹ 竹山博英 (2011) 198 頁。

³¹² フランクル (1977) 66 頁、110 頁、143 頁。() 内は筆者。

³¹³ 同上、129-130 頁。

³¹⁴ 同上、130 頁。

³¹⁵ 林 (2022, 6 頁) は、「まだ冷戦が終わっていない時期に、米国・フランス・チェコスロバキア・ソ連の権力者と知識人がイデオロギーの壁を越え、同じ映画に好意的反応を見せたのは異例だった」と評している。同時に、ポーランドの公式メディアが「まるでポーランド人がホロコーストの共犯であるかのような誤ったイメージを伝えている」と同作品を非難し、国内での上映を禁じたことにも触れている。

³¹⁶ なお、リクール (2004, 250 頁) は、証言には、「説明や表象に抵抗するだけでなく、記録文書として保存することにも抵抗し、ついには故意に歴史叙述の枠外に位置して、

ティールは、『特別列車』のダイヤを編成していたのは事実だが、列車を見たこともなければ、アウシュヴィッツの噂も最終解決についても何ひとつ知らなかった」と証言する。にもかかわらず、スクリーンが映し出す彼の表情は、苦渋に満ちている³¹⁷。

一方、ヘウムノからの生還者シモン・スレブニクは、原風景の中で、「あれ、あれはね、言葉にするわけにはいきませんよ」と言語化の不可能性を語る³¹⁸。アウシュヴィッツからの生還者フィリップ・ミュラーも、ガス室に向かうと知らずにいる人びとに「それをどう話したらよいのか」という葛藤があったと告白する³¹⁹。終始、かれらは、「あれ」／「それ」という指示代名詞で説明を試みている³²⁰。誤解を恐れずに言うならば、犠牲者が最も伝えたい想いは、こうした語り得ぬ記憶に織り込まれており、理解の深化を促すのは、察するという聴く側の意識であると思われる。

他方、「シンドラのリスト」(1993)や「ライフ・イズ・ビューティフル」(1997)といった映画は、個人のライフストーリーから捉えた全体史を大衆化させている³²¹。前者には、机上の犯罪者やアウシュヴィッツに向かう移送列車に向けて、首をかき切るしぐさを見せるポーランドの農民も登場する。対して、教育的要素の強い後者は、父子の愛情という視点から収容所生活の内側を描いている。様々な演出を施した両作品をハリウッド的と揶揄する向きもあるが、公共的なコミュニケーションという本来の目的を見失っていなければ、かような形態で記憶を大衆化させる意義は少なくない³²²。なぜなら、メディアが記憶の個別性を担保とするコミュニケーションの場となるならば、他者の中に自己を置きながらの主体的想起が可能となるからである³²³。

しかし、ユダヤ人の記憶とは対照的に、ロマの記憶は不可視的なままであった。ロマは、メディアを味方につけることが不得手であり、情報発信の力も欠いていた。そしてそれは、

その真実追求の意図に疑問を投げかけるにいたる」という特徴がある、としている。

³¹⁷ ランズマン (1985) 296-305 頁。

³¹⁸ 同上、34-36 頁。

³¹⁹ 同上、275-289 頁。

³²⁰ 同上、275-289 頁。

³²¹ スズキ (2014, 39 頁) は、大衆メディアの影響力を、「ほかの人の立場からものを見ること、同じ出来事を異なる角度から見ることを可能にしてくれる」ものだと評する。

³²² この点につき、アスマン (2011, 253 頁) も、「歴史映画はたんに過ぎ去ったものを再構成するのではなく、人々の心をひく物語や現在の時局にかなった歴史像というものを提供する」と説いている。

³²³ しかしこの場合、アスマン (2011, 252 頁) の指摘のように、「観客でしかないはずの公衆が、自分は証人であるという錯覚を生む」という危険性と背中合わせであることに注意を払う必要がある。

格差克服の障壁となった。そこで次節では、ロマの歴史を概観したうえで、ロマの記憶とロマに対する記憶に「ずれ」が生じた背景を探ってみたい。本考察により、暗黙裡の同意の下、「認識の落差」が固定化した理由が明らかとなる。

第3節 ロマ問題とロマの／に対する記憶

3-1. ロマという集団

そもそも、ロマという集団を、一意的に語ることはできない。というのも、ロマという集団は居住地により呼称が異なり、文化や慣習にも違いが見られるからである。ペーター・ヴェルメールシュ（2006）によると、「国境を越える集団（cross-border nation）」とも呼ばれるロマ問題への取り組みが、ヨーロッパ統一の行方を予示すると言われてきた³²⁴。

ユダヤ人とは対照的に、小集団内の閉じたコミュニケーションを常としていたロマには、被迫害者の記憶を紐帯とする超地域的なアイデンティの醸成が難しかった。そのうえ、ロマのルーツについても、未だ推測の域を出ていない。そのようななか、11世紀のインド史にロマのルーツを見たのは、ハンコック（2002a）である。以下のように、彼は、イスラム勢力と戦うインド軍の従者がロマであったという仮説を立てている³²⁵。

当時のインドの民兵は、主に「王の息子」を意味するラージプートという種族で構成されていた。（…中略…）。インド軍は、数多の従者を引き連れていた。従者は、①野営地を整える、②テントを張る、③食事を作る、④兵士を楽しませる、⑤武器の修理・けがの手当てといった非戦闘的な仕事に就いていた。（…中略…）。かれらは、ラージプートと行動を共にしながら、ヒンドゥー山脈を越えていった。

ここからは、ロマが従者として故郷を離れ、ヒンドゥー山脈を越えたことが見えてくる。そして、この仮説は、ロマが労働忌避者であるという言説をも覆す。というのも、戦から戻った兵士が心身を休め、英気を養ううえで、かれらの労働力は重宝されたと考えられるからである。同時に、ロマが金属加工や楽師を生業としてきたことや、従者の仕事との共通点も、彼らのルーツをインドに求める重要な手がかりとなる。しかし、筆者の知る限り、

³²⁴ Vermeersch (2006) pp.191-192.

³²⁵ Hancock (2002a) pp.10-13.

この仮説を裏付ける研究は緒に就いたばかりであり、その深化が望まれている。

3-2. ロマのメンタリティ

それでは、ロマはどのようなメンタリティを培ってきたのだろうか。引き続きハンコック (2002a) に基づき、ルーマニアのロマ奴隷を事例に、この問題を考えてみたい。

彼によれば、中世から近代初期にかけて、ルーマニアはロマを「奴隷」として扱っていた。ロマの仕事は、「料理」・「洗濯」・「雑役」といった家事的なもの、「花売り」・「占い」・「バイオリンの演奏」といった伝統的職業、「金細工製作」・「籠編み」・「大釜作り」といった手工業、「金の選鉱」・「漁夫」・「炭焼き」といった肉体労働に分けられる³²⁶。なお、「ロマ奴隷が完全に自由となったのは 1864 年であり、約 60 万人が解放された³²⁷。」とされている。ここで抑えておきたいのは、彼の引く、「ロマ奴隷が解放に狂喜乱舞したのは、つかの間であり、数時間後にはロマの住居に重苦しい空気が立ち込めた」とするブッカー (Washington Booker) の言葉である。ブッカーの主張は、ロマ奴隷が、「自由になるというのは、住居・生活・子どもの養育・市民権・教会からの支援といった問題すべてに自ら責任を負うことであると気づいたために、解放は束の間の喜びをもたらしたに過ぎなかった」、というものであった³²⁸。これは、ブルデュー (1989) の主張する、「性向」と「ハビトゥス」の概念にも通底する。ブルデューによると、「性向」とは、「各行為者の行動や知覚を規定する潜在的方向づけ」であり、それは「個人の生得的資質に帰せられるものではなく、多くの場合むしろ社会的につちかわれ獲得された傾向」である。そして、「ハビトゥス」とは、「もろもろの性向の体系として、ある階級・集団に特有の行動・知覚様式を生産するシステム」だとしている³²⁹。この概念をロマ奴隷に当てはめると、依存的なメンタリティが解放を不安と捉えたことに矛盾はない。なぜなら、従属的な環境が、自己責任に恐怖心をも抱かせるメンタリティを形成したと考えられるからである。別言すると、居住地域で多数派集団と肩を並べる機会に恵まれずにきたロマには、責任を対価に自由を勝ち取るという考え方の受容そのものが、想像以上に困難であったのかもしれない。

³²⁶ Ibid., p.19.

³²⁷ Ibid., p.25.

³²⁸ Ibid., p.17.

³²⁹ ブルデュー (1989) pp.vi-vii.

3-3. ロマに対するカトリック教会の対応

ロマに対しては、ナチス・ドイツの時代の教会も冷淡な態度を取っていた。Gilsenbach (1998) によると、教会は、実務面でナチス・ドイツと共犯関係にあり、「ベルリンだけでも 150 人の司祭と伝教士が、200 万人以上もの登録のある受洗者名簿を整理したり、索引カードを作成したりしていた³³⁰」ようである。さらに詳しい分析は、Brieskorn (1998) にある。彼は、ロマ絶滅政策に対する教会の「沈黙」を批判、「影響力を行使しなかった理由」と「当時の聖職者が果たし得た可能性」を問うている³³¹。なぜなら、このテーマは、「神学と歴史学のどちらにおいても論じ尽くされてはいない³³²」と言えるからである。

そもそも、聖職者は、ロマの運命をどの程度知り得たのか³³³。この問いに対し、彼は、「ドイツ司教の側が、ロマに対する態度を明確化していたのかなど、まず答えられはしない」という立場を取る³³⁴。そのうえで、僅かな手がかりを聖職者の往復書簡に求めている。彼の論を順に並べると、ドイツ司教は、「ロマの移送／逮捕を知る立場にあった」、「しかし、ロマの絶滅をねらいとしていたことまで知り得ていたかは、どう見ても推測の域を出てはいなかった」、「ただし、大司教のあいだでは、ロマの移送をナチスの人種政策と密接に関連付けた書簡が交わされていた」、というものである。そして、「教皇・大司教・司教は、当時の事件や機略をいつまでも内密にしていたわけではない。明らかに、問題の抜本的見直しを考えていた³³⁵」、と結論する。そうであるなら、職位に応じて、得られる情報には限りがあり、上位の職に就いている者ほど事実を仔細に把握していたことになる。

矛盾するようであるが、Brieskorn は、ロマの救済に尽力したのは、「とりわけ地域社会の教会の司祭と信徒であったのではないか」という仮説も立てている。なぜなら、「記録文書が何一つ残されていないとはいえ、往復書簡の内容は、何らかのかたちで地域の教会に

³³⁰ Gilsenbach (1998) p.92.

³³¹ Brieskorn (1998) p.399.

³³² Ibid., p.400.

³³³ Brieskorn (1998, pp.400-401) は、教皇と聖職者が、たとえ事実を把握していたとしても、「教皇庁の激しい抗議は、殺戮行為の抑止力とならないばかりか、むしろ加速させ、その範囲を拡大させてしまうこと、同時に外交的説得という、残された一縷の可能性をも奪うものであることを確信していた」とし、かれらの「沈黙」に相応の理由を与えている。

³³⁴ Ibid., p.400.

³³⁵ Ibid., p.401.

申し送りされていた」と考えられるからである。とはいえ、「どのような救援／支援が為されていたのかを知る手がかりが、どこにもない」のは、彼も認めるところである³³⁶。

いずれにせよ、教会の沈黙が、賢明な判断であったかどうかは疑わしく、結果的に、ロマ絶滅政策を後押しすることになった。しかし、一次資料の著しい欠如から、この問題もまた、推測の域を出ていないのが実状である³³⁷。

3-4. 「書き言葉の世界」から締め出されてきたロマ

このように、教会にも背を向けられたロマは、戦後、自らの手で迫害の事実を記述することができなかった。この問題を、ロマと「書き言葉の世界」との関わりの希薄さに重ねたのは、Crowe (1991) である。彼は、ロマには『盾となる国家』も『歴史』もないことに加え、「書き言葉を通じて『文化』／『文明』を醸成していないという事実」が、「マイノリティとしての権利主張を正当化するうえで、役人にある種の違和感を抱かせている」と主張する³³⁸。この指摘は、ロマ犠牲者の位置付けが不確かな理由を探るうえでも示唆に富んでいる。

振り返ると、グーテンベルクが活版印刷技術を確立した 15 世紀以降、ヨーロッパの記憶文化は、口承文化と記載文化という 2 つの文化の融合を通じて醸成されてきた。特に、後者が形成した「書き言葉の世界」は、凶らずも住人の選別に加担する。知と教養を武器に、硬柔交えて主流社会と関係を築き上げたユダヤ人は、ヨーロッパの記憶文化の中心に自らを据えつつ、学術面でも十分な力を発揮した。対して、生還したロマの多くは文盲であり、教育機会も限られていた為、「書き言葉の世界」で存在感を放つことは難しかった。

それでは、「書き言葉の世界」に住むのは、どのような人間なのか。オング (1991) は、「書き言葉の世界」を支える「文字文化」とは、一方では先行者の記憶を破壊しかねない

³³⁶ Brieskorn (1998) op. cit., p.403.

³³⁷ Rose (2003, p.228) によると、「遺言書」とでも言うべき手紙を残した若きロマもいる。それは、ピルゼンスのカトリック系養護施設からアウシュヴィッツに移送された 14 歳の少年、ローベルト・ラインハルトが綴った、別れの手紙である。「僕は、両親と兄弟姉妹をもう一度見つけた。強制収容所に移送されたときのことだ。両親は何が待ち受けているのかを知らずにいる。でも僕は違う。心の中では長い葛藤があった。死を受け入れる準備はできている。私にしてくれた、すべてのことにあらためて感謝するよ。すべての友人たちへー天国でまた逢おう！ローベルトより。」

³³⁸ Crowe (1991) p.69.

ものであるとし、他方ではその再建／再構成を可能とするものだとする立場を取る³³⁹。そして、「読み書きが身にしみついた人間とは、たんに生まれながらの力ではなく、書くという技術によって直接ないし間接的に構造化された力からその思考過程が生じているような人間」だと説明する³⁴⁰。言い換えるなら、「書き言葉の世界」への入場資格は、生来の権利ではなく、対象なり出来事なりを自らの心情と重ねながら再生成することに長けた人間のみを与えられていることになる。事実、ユダヤ人は、パロール的な形態によるコミュニケーション展開に長けており、テキストに対して多様性を生み出す技も身に付けていた。対して、ロマは深慮遠謀なコミュニケーションを仕掛けることに長けてはいなかったし、テキストの修正の術など知る由もなかったと推測される。こうした「書き言葉の世界」とロマの関係は、実社会のコミュニケーションの障壁にもなった。結果、長きに亘り、ロマの記憶は、第三者の視点で語られることになる³⁴¹。今日まで、ユダヤ人の記憶に関する書籍が途切れずに出版される一方、ロマの記憶に関する文献がほぼ一般化されていないことも、格差が存在し続けている証跡となっている。

第4節 公共的な記憶の中のロマ

4-1. ロマの記憶と公共的なコミュニケーション

「書き言葉の世界」へのアクセスを閉ざされたロマは、公共的な記憶の中でも虚像と実像という二重性の檻に閉じ込められることになった。ロマに対する虚構のイメージは、社会の近代化が急速に進んだ産業革命期の文学作品の中で、かれらを太古の牧歌的、田園的な生活様式の象徴としたことに端を発する。つまり、虚構の世界に生きるロマは、「高潔な野蛮人」というヨーロッパ人の理解とも、キリスト教的な魂の救済を切望しながら、文明社会の中心に生きる異教徒集団という認識とも一致していたのである。翻って、現実世界に目を向けると、ロマを取り巻く状況は厳しく、常に不利益を被る立場にある。

先述のように、ユダヤ人は、西洋的な語り／芸術作品に則るパロール的なコミュニケーションを紡ぎ出すことで、記憶の一般化を図り、主流社会が反応せざるを得ない状況を作り出してきた。翻って、虚構の世界と現実世界の間を揺れ動くロマは、実像の見えにくさ

³³⁹ オング（1991）40頁。

³⁴⁰ 同上、166頁。

³⁴¹ この点について、Reisin（1998）は、「東西ヨーロッパを通して、ロマには、かれらのマイノリティとしての権利を擁護すべく、ペンを武器とするような政治社会的集団も存在しなかった」、と述べている。

が枷となり、コミュニケーションに多声的な記憶を載せられずにいた。ゆえに、彼我の力量の差を、砂を噛む思いで見ているロマも少なくなかったと思われる。

それでは、ロマの記憶が公共的なコミュニケーションに載せられたのは、いつなのか。川喜田（2005）によると、ヨーロッパという大きな枠組みで、ナチス・ドイツによるシンティとロマの迫害に対する記念集会が初めて行われたのは、1979年のことである³⁴²。次ぐ、1980年にダッハウ収容所跡地で行われたハンガーストライキ、及び82年と85年の連邦首相との対話は、いずれもロマの自発的行動に端を発していた³⁴³。しかし、「書き言葉の世界」から閉め出されていたロマが、多数派社会との「認識の落差」を埋めることは困難を極めた。その背景には、ロマの記憶とロマに対する記憶の乖離があったと考えられる。

4-2. ドイツ人のロマに対する記憶

それでは、東西ドイツのロマに対する記憶には、どのような違いがあったのだろうか。この問いに取り組むために、以下、ギルセンバッハ（1998）を取り上げる。彼は、東西ドイツのロマに対する記憶を次のように分析している³⁴⁴。

1. 東ドイツにおいて、ナチス時代の「ツィゴイナー」への犯罪に関する公的研究は、置き去りにされた、望まれないテーマであった。ロマ犠牲者が、大学のドイツ史のテキストや教科書に現れることなどなかった。1968年に『シンティへの大量殺戮』と題した自著を東ドイツで出版した折には、最初は関心を引いたものの、まもなく、特段の根拠もないままに退けられてしまった。
2. 知ろうとしなかった、という意味において、西ドイツの事情は異なる。シンティとロマの迫害に関するごく僅かな出版物は、例外なく民間機関／団体が手がけていた。つまり、担い手は素人であり、歴史家ではなかったのである。仮に歴史家であったとしても、正教授の職位に就いていない者を担い手とするのが常であった。
3. 国防軍の降伏後、東西ドイツの人々の多くは、恥じ入りながらも、アウシュヴィッツで何が起きていたのか知らなかったと主張した。かれらは、ユダヤ人絶滅政策はおろか、シンティとロマに同じ過ちが犯されていたことなど露ほども知らな

³⁴² 川喜田敦子（2005）109頁。

³⁴³ Rose (ed) (2003) p.9.

³⁴⁴ Gilsenbach (1998) pp. 90-92.

ったと主張したのであった。

ギルセンバッハの論を纏めると、第一に、彼の批判は、東側ではホロコースト犠牲者としてのロマに関する問題が、学術的／教育的テーマとなり得なかつただけではなく、研究者の関心の埒外にあったことにも向けられている。第二に、彼は、西側では素人の視点で研究が進められたと指摘する。裏を返せば、どちらも専門家の不在と関心の欠如が、研究の深化を妨げてきたことになる³⁴⁵。第三に、彼の眼差しは、アウシュヴィッツに関する無知を免罪符とすることで、逃げ道の確保を図った東西のドイツ人に向けられている。かような「傍観者の罪」は、自らをナチス・ドイツの被害者と位置付けた当事者世代に顕著であったが、世代交代に伴い、批判的となっていく。もちろん、それは眼前の事実を見ようとしなかつた／聞こうとしなかつたことへの批判である。以上を踏まえ、次に、ロマ犠牲者の存在が後景化した理由を検討したい。

4-3. ロマ犠牲者が後景化した理由

さて、ベンツ（1999）は、ロマ犠牲者が後景化した理由を次のように述べる。それは、「東欧や南欧で生活しているロマは、その生活様式のため統計記録から相当数が除外されていた。さらに記録資料による大量虐殺の証拠は、長い間誰も調査の労を取らず、その数も少なかったこともあり、不正確で不十分³⁴⁶」、というものである。

これに呼応するかのように、「ホロコーストの時代のロマの経験は、しばしば、ユダヤ人のレンズを通して屈折を伴いながら伝播されてきた」と語るのは、Joskowicz（2016）である³⁴⁷。彼の分析、すなわち、「今日においても、ユダヤ人の証言文書や記憶政治に対する考慮なしに、ロマのホロコースト史を綴ることなどできない」という分析もまた、ロマ研究が未だ黎明期にあるという問題状況を言い表している³⁴⁸。

なぜ、これほどまでに研究が遅延したのか。この問いに、アウシュヴィッツ-ビルケナウ

³⁴⁵ 「専門家の不在」については、Tynauer（1985, pp.32-33）にも、同様の言及が見られる。彼女は、「研究者たちがロマ問題に関する体系的な研究や文献の照合を怠っていた」とし、「ロマ犠牲者に関心を抱く数少ない人々は、その大半が生還者の同胞であった」と述べている。

³⁴⁶ ベンツ（2004）146頁。

³⁴⁷ Joskowicz（2016）p.111.

³⁴⁸ Ibid., p.112.

博物館の研究者ドゥゴボルスキ（1998）は、以下のように答えている³⁴⁹。

1. スィンティとロマには、ユダヤ人やスラヴ人のように、ナチス・ドイツのテロ行為をことのほか残酷なものとする固有の国家がない。このことが、然るべき研究を促進するうえでの妨げとなっている。
2. ロマは、反社会的集団と呼ばれるツィゴイナーであり、ナチスがかれらをユダヤ人のような「人種的劣性」に基づいてというよりは、むしろ流浪生活と社会適応能力の欠如という理由で迫害したとする古い常套句がまかりとおっている。
3. ロマは、広範に分散して居住する。いずれの国々でも、かれらの社会的／法的立場は異なっている。

これらから、ドゥゴボルスキは、「スィンティとロマがナチズムの過去の全容を知らしめること、人種的理由により迫害された第二の集団だと主張すること、戦後補償を当然の権利として主張することは困難であった³⁵⁰」と結論する。なぜなら、「ユダヤ人へのホロコーストが、幅広い多様性の下で研究されているのに比べ、ロマ研究はあまりに不十分」な状況にあると言えるからである³⁵¹。

加えて、彼は、後述の「警鐘碑論争」に絡め、「建築家や少なからぬ著名な歴史家らが、人種的理由により迫害された唯一の集団—つまりはユダヤ人犠牲者のみに警鐘碑を捧げようとした」という事実にも触れている。そのうえで、次のように言葉を継ぐ。「かれらは、同じ理由で迫害された第二の集団であるスィンティとロマに想いを寄せようとはしなかった。ドイツでは、いかなる場合でも、ロマへの迫害、及びかれらが犠牲者として供せられたという記憶は忘却の彼方に沈んでいた³⁵²。」そうであるなら、行為者の側の「認識の落差」が、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の記憶の間に境界線を引いてきたことになる。

こうした問題意識を背景に、次に、ロマの記憶を一人称の視点で残そうとした表現者の取組みに焦点を当ててみたい。これにより、ロマ犠牲者は、必ずしも三人称による説明によってのみ、その存在が語り継がれてきたわけではない事実、及び「書き言葉の世界」と

³⁴⁹ Dlugoborski (1998) pp.16-17.

³⁵⁰ Ibid., p.16.

³⁵¹ Ibid., p.19.

³⁵² Ibid., p.19.

の複雑な距離感が明らかとなる。

4-4. ロマの記憶の大衆化

筆者の知る限り、「ショアー」や「シンドラーのリスト」、あるいは『アンネの日記』に比肩する、ロマを記憶の主体とした映画や自伝的小説は見当たらない³⁵³。この点に関する Tebbutt (2000) の分析は、「口頭言語を主としてきたロマに、ユダヤ人や他の被迫害集団と同量の記憶を書き残せたとはいえないし、内側から見たホロコーストを綴るようになったのも、80年代以降のこと³⁵⁴」というものである。

さらに、Tebbutt は、「ロマのホロコーストの書き手が少数であると言うならば、芸術家の数はさらに少ない³⁵⁵」と指摘する。そして、数少ない一人として、ロマ生還者としてホロコーストを描いた芸術家カール・シュトイカ (Karl Stojka) の名を挙げる。オーストリア出身のシュトイカは、アウシュヴィッツを始めとする3つの収容所からの生還し、一人称でロマの記憶を可視的とした。Tebbutt によれば、彼の感情ほとばしる作風は、表現主義、すなわち大胆な色使いと力強いグラフィックデザインを特長とする。同時に、彼女は、シュトイカの作品の政治性にも着目する。というのも、彼は、サインの傍らに「Z:5742」と記すのを常としていたからである³⁵⁶。これは、彼の腕に刻まれた刺青、「ツィゴイナー：5742番」を意味する。

一方、「記憶の大衆化」に視点を移すと、2013年に公開された「パプーシャ (Papusza)」というポーランド映画がある。同作品は、ブロニスラワ・ワイス (1910-1987) という実在のロマ女性詩人の生涯を戦前・戦中・戦後に亘って描いている。筆者は、2015年8月に札幌で鑑賞の機会に恵まれた。同作品は、読み書きを覚えたがゆえにロマのコミュニティや家族と不仲になり、ひいては精神を病んだ彼女の生涯に焦点を当てている。

³⁵³ そのようななか、2007年には、Krausnick (2007) により、実在のロマの少女を主人公とする『エルゼの物語-アウシュヴィッツを生き抜いたひとりの少女 (Elses Geschichte Ein Mädchen überlebt Auschwitz)』という児童書がドイツで出版されている。同書は、養父母の温かな愛情に包まれて養育されていたエルゼ・シュミットという8歳の少女が、ナチスの人種政策により、アウシュヴィッツ強制収容所に連行されたこと、養父が間一髪のところエルゼを死の淵から救出し、家に連れ帰ったことまでが綴られた物語である。内容的には、客観的事実に即した、大人にも十分読み応えのある一冊となっている。

³⁵⁴ Tebbutt (2000) p.70.

³⁵⁵ Ibid., p.70.

³⁵⁶ Ibid., p.72.

このように、ロマの実像を描いた作品は未だ僅かである。おそらく、こうした量的課題も、ユダヤ人とロマの格差を助長している。もしも、適切な時期にメディアがユダヤ人と比肩する犠牲者としてロマを取り上げ、研究者らがロマの記憶を記録として書き残していたならば、ロマ犠牲者の位置付けも、今日とは違っていたと考えられる。そう遠くない未来に当事者が不在になることを踏まえると、ロマの記憶をどう継承するのが、喫緊の課題と言えるのかもしれない。

第5節 第4章のまとめ

本章では、ユダヤ人犠牲者とロマの犠牲者の間に「認識の落差」が生じた理由を考察した。まず、ユダヤ人の記憶とユダヤ人に対する記憶の違いを分析した。そこでは、近代以降、ユダヤ人とユダヤ教の表裏一体性が薄まった為、ホロコーストの記憶が新たな精神的紐帯の役割を担ったことが確認できた。同時に、メディアの積極的な関与の下、ユダヤ人への段階的な権利剥奪、強制収容所への収容から解放までのプロセスが、公共的なコミュニケーションを媒介に繰り返し想起されている状況にも触れた。次いで、Schuman (1998)らの調査結果から、ドイツの人びとの多くが、ユダヤ人問題に関する戦時下の報道を、敵国の演出と捉えていた感があった現実に触れた。さらに、レーヴィとフランクルという2人の生還者の自伝的作品から、ユダヤ人の記憶が公共的記憶に組み込まれる背景を探った。そして最後に、ユダヤ人の記憶の大衆化の一翼を担った映像作品を取り上げ、メディアが記憶の個別性を担保とするコミュニケーションの場となるならば、他者の中に自己を置きながらの主体的想起が可能となることを確認した。

翻って、ロマについては、まず、ロマという集団の多様性を概観し、ルーツの解明すら黎明期にあることを確認した。次いで、中世から近代初期にかけてのルーマニアのロマの奴隷制度を引きながら、ロマの依存的なメンタリティを、ブルデュー (1979) の主張する、「性向」と「ハビトゥス」の概念と重ねて検討した。さらに、カトリック教会のロマに対する対応や、ロマと「書き言葉の世界」との関わりの希薄さも分析対象とした。前者では、教会は、実務面でナチス・ドイツと共犯関係にあった一方、救済に動いたのは地域の司祭と信徒であったという矛盾にも触れている、後者では、生還したのロマの多くが文盲であった事実を指摘し、「書き言葉を通じて文化／文明を醸成していないという事実が、当時の役人に違和感を抱かせた」という Crowe (1991) の論を引いた。そのうえで、公共的記憶の中のロマの描写の軌跡を辿った。そこでは、ロマは、長きに亘り虚像と実像という二

重性の檻に閉じ込められており、ナチス・ドイツの犠牲者として公共的記憶に載せられたのは1979年以降であった事実を指摘した。加えて、東西ドイツにおける専門家の不在と関心の欠如がユダヤ人犠牲者との「認識の落差」を生み出した問題にも言及した。最後にロマの記憶を一人称で表現した作品を引きながら、メディアの関心の希薄さが枷となり、大衆化への道が未だ十分に拓かれていない現実を浮き彫りとした。

比較考察を通じて明らかとなったのは、ユダヤ人とロマの一人称による発信力と表現力の違いが、主流社会に「認識の落差」をもたらし、「犠牲者間のヒエラルヒー」を形成したという事実である。言うなれば、2つの集団の格差は自然発生的なものではなく、外的／内的要因の複雑な絡み合いに基づき人為的に形成された。こうした実情が、まさに格差の構造化を助長したと言える。実際、後述の「警鐘碑論争」にあっては、この犠牲者間の「認識の落差」が障壁となり、幾度となくコミュニケーションが機能不全に陥った。言うなれば、主流社会が2つの犠牲者集団をまったく別の枠組みで捉えていたがゆえに、2つのコミュニケーションのベクトルは、同じタイミングで「統一性」に向かえずにいたのである。

以上を踏まえ、次章では、4つの事例研究に焦点を当ててみたい。これにより、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが果たし得る可能性と限界が明らかとなる。

第5章 事例研究

本章では、4つの事例研究を中心に据えながら、犠牲者間の格差が利害関係者に及ぼした影響、及び克服に向けた取組みを考察する。具体的には、第一に米国のホロコースト記念博物館の開館に先立ち、最大の争点となった追悼の対象者を巡る議論を、第二にポーランドのアウシュヴィッツ・ミュージアムで生じたロマの水彩画を巡る「記憶の所有権争い」を扱う。そして、第三にドイツの戦後補償の状況を、第四に歴史教育の軌跡を辿る。その目的は、記憶の格差解消に向けて、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが果たし得る可能性と限界を探ることにある。考察を通して、記憶の「多様性」を尊重しながら意見調整を行ったり、「統一性」への道を探りながら、格差の溝を埋めていったりすることの難しさを描き出していく。

第1節 ホロコースト記念博物館

本節では、アスマン（2007）の言う「機能的記憶」の3つの使用形式を誤用した場合に生じる課題、すなわち、「公的な記憶（正当化）」と「対抗する記憶（非正当化）」及び、「集団のアイデンティティに輪郭を与えること（区別）」という3つの使用形式を誤用した場合に生じる課題を検討する。

1-1. 概要

(1) 立地

1993年4月、米国の首都ワシントンにホロコースト記念博物館（以下、記念博物館）が開館した。記念博物館は、ナショナル・モールと呼ばれる緑豊かな国立公園の近郊にあり、ホワイトハウスや議会議事堂からも徒歩圏にある³⁵⁷。Young（1999）は、記念博物館が、

³⁵⁷ Linenthal（1995, p.59）は、米国がワシントンを選んだ理由を、次のように分析する。「もしも、記念博物館をニューヨークに建設するなら、たとえ国家的追憶を意図するものであろうと、明らかに、ユダヤ人コミュニティの中心部に位置するユダヤ人の記念博物館という捉えられ方をするであろう。その場合、ホロコーストの記憶は米国ユダヤ人の記憶であり続けることになる。」一方、ワシントンに立地するなら、「(追悼されるべき記憶)は、より広範なものとなり、かつ多くの議論の余地を残すものとなる。」というのも、「首都に『国家的』な記念博物館を設置するということは、自ら

国立アメリカ歴史博物館やスミソニアン博物館に近接する理由を次のように説明する。すなわち、この立地は、「ホロコースト史の神聖化というよりは、むしろホロコーストという出来事との対比により、米国の民主主義と平等主義の理想を際立たせるために為された」、としている³⁵⁸。それは、林（2022）によれば、「ホロコーストの記憶が米国の文化的記憶の中心を占めることで、ベトナム戦争の負の記憶は後景に追いやられる」という効果を生み出している³⁵⁹。実際、記念博物館は、第二次世界大戦記念碑やベトナム戦争戦没者慰霊碑と同様、政治と記憶の浅からぬ関係を顕現化させた。博物館と政治の関係については、馬（2004）の言葉を借りるなら、「様々な視点と物語が交差する空間である博物館にどのような政治的意図が生じるかについては、これまで十分な研究がなされているとは言えない」状況にある³⁶⁰。したがって、博物館は都市文化の記憶と絡めて設置するという伝統的な考え方に立つならば、明らかに、この記念博物館は趣を異にしている³⁶¹。

（2）提唱者たちの思惑

それでは、どのような背景の下、記念博物館の必要性が提唱されたのだろうか。この点につき、Linenthal（1995）は、提唱者カーター大統領の思惑を次のように分析する。それは、「彼は、ホロコーストの記憶に対する関心がきわめて薄く、すべてはユダヤ人の関心を引くことで内政の安定を図るという動機から創設を決断した」、というものである³⁶²。

これに呼応するかのように、フィンケルスタイン（2004）もまた、『『ホロコーストの話題』が『アメリカで突然流行した』』のは、1973年の第四次中東戦争直後であると指摘したうえで、それは米国がイスラエルに多大な軍事的援助を提供し、国民もイスラエルを強硬に支持していた時期と重なるものだと分析する³⁶³。そして、「もしドイツがベルリンに、

にも「記憶の場」を要求する正当な権利があると考える非ユダヤ人犠牲者集団の代表者たちを勇気づけるものでもあったからである。」

³⁵⁸ Young（1999） p.72.

³⁵⁹ 林志弦（2022） 241 頁。

³⁶⁰ 馬曉華（2004） 364 頁。

³⁶¹ 付言すると、ドイツ・フランス共通歴史教科書（2008, 34-35 頁）は、開館の鍵を「米国の大衆文化」の風土に見ていた。同書は、テレビドラマ「ホロコースト」（1978）の高視聴率と映画「シンドラのリスト」（1993）の商業的成功、及び漫画本『マウス』のピューリッツァー賞受賞（1992）を引き合いに、米国には「絶対悪」の意でホロコーストを受け入れる社会的土壌が醸成されていたと結論している。

³⁶² Linenthal（1995） op.cit., p.17.

³⁶³ フィンケルスタイン（2004） 38-39 頁。

ナチによる虐殺ではなく、アメリカの奴隷制やネイティブ・アメリカンの殲滅を記念する国立博物館を作ったら、偽善だとして轟々たる非難がアメリカ中に沸き起こるはずだ」と主張し、「その構想から完成まで、この博物館は、ずっと政治にまみれていた」と当時を振り返る³⁶⁴。

実際、カーター大統領が記念博物館の必要性を提唱したのは、1978年5月のことである。ベーレンバウム（2003）によると、カーター大統領は「イスラエル国家成立三〇周年記念日という政治的機会」を「ホロコースト評議会の結成を告知するため」に選び、「イスラエル首相とアメリカ人の1000人のラビ」の前で提唱した³⁶⁵。その背景には、2つの理由がある。ひとつは、1977年後半に生じた、ユダヤ人コミュニティとの不協和音である。これは、同時期の米国が「パレスチナ解放機構」との接触を公表するばかりか、エジプトとサウジアラビアにF15戦闘機を売り込んでいたことと関係している³⁶⁶。そしてもうひとつは、米国が陥っていた「ベトナム戦争の深刻な後遺症³⁶⁷」である。言うなれば、彼は、国内の重苦しい雰囲気を払拭し、大衆の支持を獲得するためにホロコーストの記憶の利用を試みた。以下は、1979年4月24日にカーター大統領が行った演説である³⁶⁸。

ホロコーストは、ヨーロッパで起きたものである。しかし、次の3つの理由から、アメリカ人にも少なからぬ意味を持つ出来事となっている。第一に、アメリカ軍は絶滅収容所から多くの人たちを解放し、そこで行われていた恐ろしい真実を詳らかにした。そしてまた、アメリカは数多の生存者の母国となった。第二に、われわれは40年前の身の毛もよだつ出来事を認めようとしなかった責任を分かち合わなければならない。第三に、われわれはすべての人びとの人権に関心を持つ血の通った人間である。われわれには、ユダヤ人の根絶を学ぶ義務があると思われる。将来、同様の非道行為が起きた場合の防ぎ方を知識として身に付けられるように。

このように、大統領の演説は、米国は過去に対する自省と未来への備えという観点から、開館の必要性を強調するものであった。もちろん、すべてを文字通りに受け止めることも、

³⁶⁴ 同上、79-80頁。

³⁶⁵ ベーレンバウム（2003）22頁。

³⁶⁶ Linenthal（1995）op.cit.,p.18.

³⁶⁷ Novick（1999）p.112.

³⁶⁸ Young（1999）op.cit., pp.72-73.

政治的思惑と切り離して考えることもできないが、記念博物館には、「人間の良心」に対する働きかけという側面もあったというのが筆者の理解である。

(3) 米国のユダヤ人の反応

それでは、米国在住のユダヤ人は、記念博物館の提唱にどう反応したのか。Novick (1999) の言葉を借りるなら、「米国に住むホロコースト生還者とその子孫は総人口の1パーセントにも満たない」ことから、当初は「なぜ、今になって」、「なぜ、米国で」という戸惑いが生まれていたようである³⁶⁹。しかし最終的に、かれらは開館に一筋の希望を見出した³⁷⁰。Linenthal は、その理由を次のように説明する。それは一方では「生還者は、自分たちの死後、記憶がどう守られていくのかを案じていた、特に、ホロコーストなど決して存在しなかったという否定論者の声高な主張を恐れていた」という不安であり。他方では「生還者は、書物とオーラル・ヒストリーでは不十分だと思っていた」という焦燥感であった³⁷¹。それゆえ、かれらは「米国の中心部に位置する記念博物館に追憶の場を得るということは、恒久的な保険証券を得ることと同じだと感じていた³⁷²」のである。その背景には、Novick の指摘のように、「最近の米国のユダヤ人は、ユダヤ教の信仰を礎とするユダヤ人らしさというものを定義できずにいた³⁷³」という現実がある。事実、米国のユダヤ人は、同化・交婚が進んでいたこともあり、必ずしも社会的弱者という意味でのマイノリティではなかった³⁷⁴。しかしだからこそ、かれらは、ホロコーストの記憶を共通分母としながら、ユダヤ的なアイデンティティをたぐり寄せようとしていたと考えられる。

³⁶⁹ Novick (1999) op. cit., p.2.

³⁷⁰ 矛盾するようであるが、戦時中の米国のユダヤ人は必ずしもヨーロッパの同胞に手を差し伸べようとはしていなかった。堀 (2000, 152 頁) は、その理由を次のように説明する。「刻苦勉励を通じて経済的基盤と社会的地位を築き上げた」米国のユダヤ人実力者は、ヨーロッパ・ユダヤ人の救済を声高に叫ぶことを由とはしなかった。なぜなら、救済行動により、「ユダヤ人はアメリカの中にありながら異人種の集団であり誠実で愛国心のあるアメリカ人ではない」という印象を与え、ひいては「ユダヤ人社会に害をもたらす」ことを過度に恐れていたからである。

³⁷¹ Linenthal (1995) op.cit., p.63.

³⁷² Ibid., p.63.

³⁷³ Novick (1999) op. cit., pp.7-9.

³⁷⁴ この点につき、ベル (1990, 616 頁) は、「アメリカにおけるユダヤ人の生活を定める基本的な形成要素は、移民体験である」としたうえで、それは「不安に希望という内面的な緊張を強いる経験であった」と分析している。「時々、このことは『家の中にお客さん』であるという感覚を誘発」という彼の結論は、ユダヤ人が米国社会で然るべき立ち位置を確保するための道を模索し続けていたことを物語っている。

併せて、米国とユダヤ人の「特別な関係」についても抑えておきたい、もともと、米国にはヨーロッパ・ユダヤ人を救済したという自負が、ユダヤ人には米国の知的文化を深耕し、経済の繁栄を築いたという確信があった。こうした考え方は、コインの裏表のように、アメリカの物語とユダヤの物語を絡めることにも成功した。結果、ユダヤ人は、米国のヒロイックな心情を利用しながら、Novick の言う“victim community³⁷⁵”のマイノリティとして、壮大な物語の完成を試みる。その結晶となるのが、記念博物館の開館であった。なぜなら、かような舞台では、米国のヒロイズム的な物語とユダヤ人のマイノリティ的な物語の同時上演が可能になり、ひいてはユダヤ的なソフト・パワーに新たな付加価値が加わると考えられたからである。それでは、図らずも、利害の一致を見た記念博物館の館内の展示は、どのように構成されているのだろうか。

(4) 館内の様子

記念博物館の公式ウェブサイトによると、2023年1月現在、来訪者総数は約4,700万人、そのうち、非ユダヤ人が約90パーセントを占めている。ウェブサイトへのアクセス数は、2022年だけでも3,400万人に上る³⁷⁶。入口では、入場券に代わり、ユダヤ人犠牲者の氏名・年齢等が書かれた顔写真入りのIDカード（the victim identification card）が渡される。来館者が、専用機にIDカードを差し込むと、スクリーンにはその人物の個人史が映し出され、個的記憶とのコミュニケーションが紡ぎ出される。

館内は、地下1階から4階までがエキシビション、5階が資料館となっている。テロへの警戒からか、入館時には国際空港と同レベルのセキュリティチェックが行われ、屈強な体格の警備員が館内を巡回する。言うなれば、来館者は「監視」という一定の制約の下、記憶の主体とのコミュニケーションを許されるのである。

同時に、どれほどの来訪者が気づいているかは定かではないが、館内では、ユダヤ人犠牲者に関するエキシビションにのみ、“Holocaust”が用いられ、ロマをはじめとする非ユダヤ人犠牲者は、“Persecution”と評されている。それは、ホロコーストという壮大な物語を、ユダヤ人の物語と一体化させようとする意図の下に為された区別である。

そのような背景からか、「その他の犠牲者」に関する展示は僅かに過ぎない。本論が主

³⁷⁵ Novick (1999) op. cit., p.171.

³⁷⁶ United States Holocaust Memorial Museum (2022)

眼とするロマのエキシビションは、3階の目立たない一角にある。そこには、Rom (Gypsies) というタイトルの下、亡くなった女性のポートレートを掲げ、黒いドレスとアクセサリ、古馬車とバイオリンを展示している³⁷⁷。ナチス・ドイツが恒常的な迫害を助長したという説明も付している。しかし、ユダヤ人犠牲者と同じ「人種的理由」で犠牲になったという事実には一切触れていない。おそらく、大半の見学者は、ロマという「流浪の民」が犠牲となった真の理由を知ることのないまま、エキシビションを後にすることになる。ハンコック (2001) は、こうした形式的な体裁を取り繕ったエキシビションを“more Hollywood than Holocaust”と揶揄し、真実の記憶に背を向けた記念博物館の姿勢を厳しく批判した³⁷⁸。実際、ロマの多声性に背を向けたエキシビションは一意的であり、「一般化」に資す内容とは程遠い状況にある。

1-2. 追悼の対象者を巡る2つの論争

振り返ると、開館に至るまでの15年の歳月は、追悼の対象者を巡る議論に費やされた。特に、非ユダヤ人犠牲者の扱いに関する見解が争点となった。戦略的コミュニケーションの流し込みは、記憶の「多様化」と「集約化」の妨げとなるばかりか、議論の揺り戻しに繋がることも稀ではなかったと言える。このような背景から、以下、記念博物館の運営を担うホロコースト評議会（以下、評議会）の取組みを中心に、第一に犠牲数の表記の在り方について、第二にロマ犠牲者に向けた眼差しについて考察する。これにより、圧倒的な力関係の差異が公共的なコミュニケーションを機能不全に陥らせ、ひいては、格差の構造化を助長していたことが浮き彫りとなる。

(1) 犠牲者数の表記

Linenthal によると、議論の中で、あるユダヤ人評議員は、「国立の記念博物館であるからには、非ユダヤ人犠牲者に対する追悼の場の『貸し出し』は避けられない」と述べていた³⁷⁹。この考えは、犠牲者数の表記にも反映されていく。たとえば、評議員フリードマン (Freedman Monroe) は、「600万人のユダヤ人と約500万人の他の犠牲者」を「1,100万人」

³⁷⁷ たとえば、竹沢 (2015, 7頁) はミュージアムの重要な役割のひとつとして、「展示を通じた記憶の定型化」を挙げている。しかし、意図的な操作を加えた「定型化」であるならば、内実を伴わない展示により、来訪者は事実誤認に陥ることになる。

³⁷⁸ Hancock (2001) p.85.

³⁷⁹ Linenthal (1995) op. cit., p.249.

と言いつつとする政府の態度を、「理不尽かつユダヤ人の『唯一性』を揺らがせる」ものだと批判した³⁸⁰。評議会議長ヴィーゼルも、政府の意向に従うならば、「そう遠くない未来に、かれらは 600 万人の犠牲者が誰であったのかを語ろうとしなくなるだろう³⁸¹」と苦言を呈した。Novick によると、ヴィーゼルは、ユダヤ人犠牲者と非ユダヤ人犠牲者を同一の地平に据えるのを、「ゴルゴタの丘で磔の刑に処されたキリストと同じ日に同じ場所で磔の刑を執行された 2 人の盗賊を合わせて受難者とするのに等しい行為³⁸²」と捉えていたのである。

このような背景からか、1980 年 1 月、フリードマンとヴィーゼルは、ある提案を行った。それは、「どのようなものであれ、大統領令及び評議会の発行文書には、ユダヤ人犠牲者と非ユダヤ人犠牲者の間にコンマよりも分断力の強いダッシュを 2 本引くこととする」、という提案であった³⁸³。かれらは、“six million Jews—and the millions of other Nazi victim…”という表記であれば、一方では犠牲者同士の「関連性」が維持され、他方では「均質化」を免れられると考えていたのである³⁸⁴。実際、犠牲者の表記を巡る評議会とホワイトハウスの議論は数ヶ月に及んだ。同時期、ある大統領側近は、「ヴィーゼルがわれわれに望むような、二級の犠牲者というカテゴリーを作ること」は「道徳的な嫌悪感を引き起こす」ものだと苦言を呈した³⁸⁵。それでもなお、ヴィーゼルは、ユダヤ人生還者の声を積極的に取り入れることで、誰が真の犠牲者であるのかを政府に再認識させようとした³⁸⁶。最終的に、カーター大統領は、公の場での「1,100 万人」という表現を控えることになる³⁸⁷。

Novick は、一連の議論を次のように総括する。それは、「たとえ『1,100 万人』という表記であっても、ユダヤ人が中心に座し、他の犠牲者は周辺化を免れないのではないか」、「『ホロコーストとは、正確には』、600 万人のユダヤ人犠牲者という本影を非ユダヤ人犠牲者という半影が取り囲むことではないか」、「記念博物館が、公式に『1,100 万人の犠牲者』の追悼の場になろうとも、実際には、すべてのエキシビションが、ヨーロッパ・ユダヤ人の

³⁸⁰ Ibid., p.49.

³⁸¹ Ibid., p.49.

³⁸² Novick (1999) op.cit., p.219.

³⁸³ Linenthal (1995) op. cit., p.50.

³⁸⁴ Ibid., p.50.

³⁸⁵ Novick (1999) op.cit., p.218.

³⁸⁶ Ibid., pp.218-219.

³⁸⁷ Ibid., p.220.

苦しみに捧げられるのではないか」、というものである³⁸⁸。これを本論に照らすと、記憶の「多様性」は覆い隠され、特定の集団の記憶のみが「一般化」されることを意味する。

それでは、議論の「勝者」となったヴィーゼルらは、ユダヤ人と同じ「人種的理由」の犠牲者として認められることを望んだロマに、どう応答したのだろうか。そしてそこでは、どのような「記憶のせめぎあい」が顕現化したのだろうか。

(2) ロマ犠牲者に対する評議員の眼差し

Linenthal によると、「80年代半ばまで、評議会はロマ犠牲者の存在に目を閉じていた³⁸⁹。」当時、米国在住のロマは、評議会の正式メンバーとなったり、会議に公式招聘されたりすることによる発言の場の獲得に意欲を見せていた。その背景には、『その他の犠牲者』が、『その他の犠牲者』なりに出来事を語る『権利』を不当に奪われていた³⁹⁰という現実がある。それゆえ、ロマ研究者 Puxon は、「ヴィーゼルのミッションは、『すべてのホロコースト犠牲者をあまねく追悼するという国家プロジェクトを統括すること』だと苦言を呈し、“International Romani Union”のメンバーMarks IIもまた、「犠牲者の同胞であるロマが、誰一人として評議員に任命されることもなければ、会議や追悼セレモニーに招かれないのはなぜなのか」と問いかけた³⁹¹。これに対し、ヴィーゼルは「ロマの苦境は、われわれの記憶の一部であり、これからもわれわれの内で生き続ける」と応答、「(政府は彼に判断を委ねていたにもかかわらず)、評議員の人は、すべてホワイトハウスが決めている」と言葉を濁したというのが実状である³⁹²。

そのようななか、1984年に二つの動きがあった。まず、6月20日、米国の11の州から約15人のロマが首都ワシントンに集合した。かれらは、強制収容所の囚人服を纏い、“Justice for Roma”, “Why no Gypsy Representation”と記したプラカードを掲げ、記念博物館によるロマの排除を批判した³⁹³。ハンコック(2002)によると、『ワシントンポスト』紙が、この抗議行動を写真付きで掲載したことにより、かれらの戦略的コミュニケーションは一定の

³⁸⁸ Ibid., pp.226-227.

³⁸⁹ Linenthal (1995) op.cit., p.240.

³⁹⁰ Ibid., p.249.

³⁹¹ Ibid., pp.240-241.

³⁹² Ibid., p.241. ()内は筆者。

³⁹³ Bhabha, Matache, Elkins ed (2021) p.245.

成功を収めたようである³⁹⁴。

次ぐ7月20日には、ロマの苛立ちを沈めるべく、評議会の常任理事 Rabbi Seymour Siegel と Micah Naftalin らが、「将来的に、『ロマも会議に出席する』ことになる」という含みを持たせたうえで、評議会は、「政府系機関として、ユダヤ人コミュニティを含め、どのコミュニティも擁護できない」立場にあると主張した³⁹⁵。しかし、『ワシントンポスト』紙が、Siegel の次の発言を掲載したことにより、両者の対立は深刻化する。それは、「評議会にとり、ロマはあまりにも扱いにくい問題」、「ロマのために席を譲ろうとする評議員が表れるかもしれないというのは『ありえない (cockamamie)』」、「もしも、ロマという集団が真に『実在する』ならば、評議員として迎えることに異論はない」、というものである³⁹⁶。

翌年、外部からの批判の高まりから、評議会は2つの和解案を提示する。ひとつは、ロマ研究者のひとり、Tyrnauer にロマへのホロコーストに関する報告書の作成を依頼するという案、そしてもうひとつは、ロマの出自を持つ、ハンコック教授（テキサス大学）に、特別顧問の椅子を用意するという案である³⁹⁷。

しかし後に、「趣旨の違い」を理由に、評議会は Tyrnauer の報告書の出版の申し出を拒絶した。Tyrnauer は、「誰がジプシーの代弁者になるというのか」、というフランス人老医師の発言を報告書に記していたのだが、皮肉にも評議会の態度がその答えとなる³⁹⁸。

名誉職を得たハンコックもまた、ヴィーゼルと顔を合わせることもなければ、他の評議員たちと友好的関係を築くことも叶わなかった³⁹⁹。

さらに、1986年9月16日には、「ナチ・ジェノサイドの犠牲者であるジプシーの追悼記

³⁹⁴ Hancock (2002b)

³⁹⁵ Linenthal (1995) op. cit., p.241.

³⁹⁶ Ibid., p.243.

³⁹⁷ Ibid., p.243.

³⁹⁸ Tyrnauer (1985) op.cit., pp.5-6.

³⁹⁹ Linenthal (1995) op.cit., p.243. なお、ロマとして、ハンコックが初めて評議員の席を確保したのは、1998年のことである。2005年9月に筆者が行ったインタビューの中で、彼は評議員を務めた2年間を次のように回想している。「ロマの出自を持つ私が発言を試みると、何人かのユダヤ人評議員は不愉快だと席を立った。私の言葉が、議事録から削除されることも稀ではなかった。ある人は、歴史家ではない私に『ホロコーストを語る資格などない』と大声で罵った。コーヒーブレイクの時間、私はいつも孤独だった。評議会の態度をひそかに詫びる評議員もいたが、公の場面で私の代弁者になろうとする者はいなかった。私は、ホロコースト教育／習得評議会 (Holocaust Education and Acquisitions) に所属していたのだが、一度も出席を求められはしなかった」。しかし同時に、ハンコックは次の謝辞をも述べていた。「どれほど差別を受けようと、私はユダヤ人に感謝している。ロマの記憶を社会に知らせたのは、かれらなのだから。」

念日 (In Memory of the Gypsy Victims of Nazi Genocide)」と題したセレモニーが、ラッセル上院ビルで開催された⁴⁰⁰。まずヴィーゼルは、議長として、評議会が「これまで十分にロマの声に耳を傾けてこなかった」ことを謝罪した⁴⁰¹。そのうえで、次のように言葉を継いだ。「友人たちが変わり、私は約束する。今後、われわれはロマを最大限に尊重し、思いやりを持って接していくであろう⁴⁰²。」このセレモニーは、ロマの参列者らが土、すなわち、かつてロマが殺害された強制収容所跡地の土に水を注ぐことで幕を閉じた⁴⁰³。

一見、公の場での謝罪は、ユダヤ人とロマの関係改善を予感させた。しかし残念ながら、セレモニーは内実を伴わないパフォーマンスに過ぎなかった。同席したハンコックによると、出席した評議員は全 65 名中 5 名、ヴィーゼルもまた、自らのスピーチを終えると会場を後にした⁴⁰⁴。そのうえ、ロマの参列者は、「近隣オフィスの迷惑になる」という理由から、聖歌斉唱を禁じられた⁴⁰⁵。端的に言えば、一度限りのセレモニーは、ユダヤ人ロビイストは、ロマに「記憶の場」を分け与える「心積もり」があることを表明する場であったに過ぎない。これらは、一方ではロマの記憶とユダヤ人の記憶の「多様性」を尊重し、他方では集約を経て「一般化」というコミュニケーションのダイナミズムを根底から否定している。実際、自らをユダヤ人と同じ「人種的理由」による犠牲者と位置付けるロマと、かれらを「社会的理由」による犠牲者と見なすユダヤ人の間には、最初から浅からぬ溝があった。当事者の一方に、他方と少なからぬ「認識の落差」がある場合、コミュニケーションの深耕は事実上不可能となる。それゆえ、後日、ハンコックは次のように想いを綴っている。「私は、個別追悼という考えを好まない。われわれの灰は、焼却炉の中で混じり合っていた。それなのになぜ、今になり個別追悼が必要なのか⁴⁰⁶」。

1-3. まとめ

本来、記念博物館が果たすべき最も大切な役割は、すべての犠牲者集団を記念し、かつ、平等に扱うことにあった。にもかかわらず、犠牲者数の表記にあっては、約 600 万人のユダヤ人犠牲者の「唯一性」を守ることに、第二の犠牲者であるロマに対しては、表面的な

⁴⁰⁰ Linenthal (1995) op.cit., p.244.

⁴⁰¹ Ibid., p.245.

⁴⁰² United States Holocaust Memorial Council (1986)

⁴⁰³ Linenthal (1995) op.cit., p.245.

⁴⁰⁴ Ibid., p.245.

⁴⁰⁵ Ibid., p.245.

⁴⁰⁶ Ibid., p.245.

対応に終始していた。ユダヤ人ロビイストのソフト・パワーに依拠する米国社会にとり、どちらの意見を優先すべきかは自明であったと言える。むしろ、こうした行為は、格差の肯定に繋がるものでもあった。

一連の議論は、アスマン（2007）の言う「機能的記憶」の3つの使用形式の中の「公的な記憶（正当化）」のみを際立たせ、「対抗する記憶（非正当化）」や、「集団のアイデンティティに輪郭を与えること（区別）」に背を向けていたと言える。結果、コミュニケーションは空中分解の様相を呈し、今日のエキシビションの在り様が定着した。そうであるなら、記念博物館は、予め主客の配役を決めたエスノセントリズムな物語を紡ぎ出しながら、利害関係者の実社会の立ち位置を顕現化させていたとも考えられる。以上を踏まえ、次にポーランドのアウシュヴィッツ・ミュージアムに舞台を移し、アスマンの言う「蓄積的記憶」に関する考察を深めたい。

第2節 アウシュヴィッツ・ミュージアム

ここでは、アスマンの「蓄積的記憶」の概念を政争の具とした議論の軌跡を辿る。「一方の記憶を支持し、他方に反対するのは無理だ⁴⁰⁷」と述べているように、彼女は記憶に優劣をつけることを由としていない。しかし、以下の議論は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが、実社会では必ずしも十分機能しない現実を明らかとしている。

2-1. ミュージアムという「記憶の場」

アウシュヴィッツ・ミュージアム（以下、ミュージアム）は、ポーランド南部の都市オシフィエンチウムに立地する⁴⁰⁸。駐車場には何台もの大型バスが並び、行き交う人びとの国籍も様々である。かつては自由な個人見学も可能であった。しかし、現在は見学者の増加に対応すべく、夏季から秋季にかけては公式ガイド付きの見学だけが許されている⁴⁰⁹。

⁴⁰⁷ アスマン（2007）171頁。

⁴⁰⁸ なお、竹沢（2015, 64頁）は、かの地が「定義上も実際上もミュージアムになったということは、まさにそれまでの常識を逸したものであった」と評する。そしてその目的は、「文化における蝕、非文明化のエピソードを詳言することにあつた」と見ている。

⁴⁰⁹ 中谷（2007, 35頁）は、ガイドの役割と力量とは何かを次のように説明する。すなわち、「直接の被害者に対しても観光旅行で寄る人に対しても、それぞれの見学者の立場でアウシュヴィッツの歴史を理解してもらえるようにする」のがガイドの役割であり、「見学者が打ち返せるような」、そして「打ち返された球がフィールドを外れないような適度の球出しをすること」だとしている。

ところで、第一収容所と第二収容所（ビルケナウ）から成るミュージアムは、どの程度の規模なのか。日本人唯一の公認ガイドである中谷（2012）によると、敷地面積は160ヘクタールに及び、約30名の作業員が下草刈り／除雪といった管理に当たる。ここに、ドイツの若者を中心とするボランティアが加わることもある。彼は、ミュージアムが「きれいに整備されてしまっている」ことへの違和感を口にする見学者に会うと、ミュージアム維持管理部のブラシュチンスカの『「ここは歴史を伝える場所ですが、同時に亡くなった犠牲者のお墓でもある』という言葉が思い浮かぶ」と述べている⁴¹⁰。

それでは、ミュージアムはどのような軌跡を辿ってきたのか。中谷（2007）によると、1947年7月2日、ポーランドは「アウシュヴィッツ強制収容所跡地を国立ミュージアムとして永久保存」すること、及び「戦争犯罪の物的証拠を収集管理、そして学術研究する期間と定める国会決議をおこなった。」さらに1979年には、「戦争に関連する対象としてはじめて、ユネスコから世界文化遺産」に指定されている⁴¹¹。見学者の数的規模について言うと、1947年6月に一般公開されてからの60年間に、統計に残るだけでも2,800万人以上が来訪している⁴¹²。

ミュージアムは、ナチス・ドイツがヨーロッパ占領地に建設した絶滅収容所の中でも最大規模の施設であり、その歴史は1940年6月14日から1945年1月27日までの4年7ヶ月に及ぶ⁴¹³。犠牲者数は、「110万人を下回らないといわれるが、その数は永遠にわからない」というのが定説である⁴¹⁴。ヒルバーグ（2003）によると、1944年に幾度となく為された『「ガス室を爆破してほしい』というユダヤ人の要求』は、「ワシントンでもロンドンでも却下」され続けた⁴¹⁵。裏を返せば、もしも、連合軍が反ユダヤ主義よりも人道主義を重んじていたなら、少なからぬ人命が救われたことになる。

International Auschwitz Committee（2008）によると、ミュージアムは、すべての被収容者

⁴¹⁰ 中谷剛（2012）77-78頁。

⁴¹¹ 中谷剛（2007）2-3頁。

⁴¹² 同上、15頁。

⁴¹³ しかし、竹沢（2015, 71-72頁）によると、当初、アウシュヴィッツは「ポーランド国民の殉教の場のひとつ」であり、「ユダヤ人の記憶がそこで承認されたのは一九八〇年代の終わりであった。」彼によれば、青少年の研修旅行が実施されたり、改築に向けた超地域的な委員会が設置されるようになったりしたのも、1988年以降である。そうであるなら、80年代は、ドイツと同様、犠牲者の地においても、想起の多様性が顕現化したと言えるのかもしれない。

⁴¹⁴ 中谷剛（2007）5頁。

⁴¹⁵ ヒルバーグ（2003a）13頁。

の運命を伝えなければならないこと、特にユダヤ人及びロマのジェノサイドを中心テーマとしなければならないことを満場一致で決議している⁴¹⁶。ゆえに、館内は写真をはじめ、犠牲者の靴・メガネ・鞆といった無数の遺留品と処分を免れた記録書類を展示している。それらは単なるモノという概念を越えた記憶の代弁者となっており、ガラスケースに山積された遺留品を前にした見学者は、ミュージアムが真の「記憶の場」だと知ることになる。

かようなミュージアムの特長を、ミルトン（2003）は「オリジナルの構造物が持つ環境上の力」と言う。そして、ドイツが国内の強制収容所跡地を「空っぽで牧歌的風景」や「田園的な環境」に整備したのは、「ナチスの過去を遠く離れて近づき難く、記憶しづらいように見せている」ものだと批判する⁴¹⁷。当然ながら、こうした意図的な整備は、行為者の記憶と「場所の真正性」の相関関係を曖昧模糊とする。ポーランドは、ドイツを反面教師としたのか、80年代まで「ミュージアムを国家予算だけで細々と維持管理」し、恒久的な想起／追悼の場となるよう尽力してきた⁴¹⁸。

ホロコーストが「一切の近代文明に対する見方をも変えた」と語るのは、現館長ツヴィンスキ（2013）である。彼は、「アウシュヴィッツに来ることは、何十年か前の出来事についての知識を学ぶだけに役立つ」のではないと言う。そして、「正真正銘の記憶の場所」であるミュージアムは、知識以上のもの、すなわち「より深い考察と最大限の理解」が得られるところだとする⁴¹⁹。これを公共的コミュニケーションの視点で捉えるならば、記憶と場所という2つの真正性を兼ね備えたミュージアムは、文字通り、歴史を肌で感じられる場所ということになる⁴²⁰。一方、開館以来、ミュージアムはかつての被収容者とその家族から、展示物の返還を求められるという事態にも遭遇している。時として、議論の射程は展示物が内包する記憶の所有権にも及んでいる。その一例として、以下、アウシュヴィッツ強制収容所で描かれたロマをモデルとする水彩画の返還を巡る論争を取り上げる。

⁴¹⁶ International Auschwitz Committee（2008）2p.

⁴¹⁷ ミルトン（2003）160頁。

⁴¹⁸ 中谷剛（2012）77頁。

⁴¹⁹ ツィヴィンスキ（2013）「あなたの立っているところ」頁なし

⁴²⁰ アスマン（2011, 238頁）は、こうしたミュージアムの機能を次のように説明する。それは、「収集品や陳列品を備えたミュージアムは、事物が想起の蓄えとなりうるもので、想起を誘発することでオーラと力とを手に入れるという認識を振りどころにしている」というものである。

2-2. 水彩画の所有権を巡る論争

これは、ディーナ・ゴトリボバ・バビット (Dinah Gottliebova Babbit) という、ひとりのユダヤ人女性が、7枚のロマの水彩画の返還をミュージアムに求めた論争である。彼女は、1923年にチェコのブルーノに生まれた。アウシュヴィッツの被収容者であった時期には、画家の才能を活かして自らの生を繋ぎ、2009年に米国のカリフォルニアで86年の生涯を閉じている⁴²¹。最終的に国家間の議論にまで発展した議論は、コミュニケーションの結実には、「妥当性」と「事実性」、及び「公開性」の概念が重要になることを可視的とした。

主な論争の経緯は以下の通りである。

(表4) 水彩画の所有権を巡る論争の経緯

年代	概略
1944	医師メンゲレの命令により、ディーナは11枚のロマの水彩画を描く。
1968	ミュージアムは、旧被収容者Ewa Krcz-Sieczkaから6枚の水彩画を 購入した。 (Ewaは、アウシュヴィッツ解放後に水彩画を持ち出していた)。 ミュージアムは、他の1枚を別の者から購入した。 他の5枚の所在は、現在まで不明。
1973	ディーナは、ミュージアムより、水彩画の現存を報告される。 ポーランドを訪問し、水彩画の返還を求めるが謝絶される。
1980	美術部門責任者Tadeusz Symanskiは、ディーナの返還要求を 「少々恥ずべきもの」と批判した。 同時に、1979年に他界した医師メンゲレのみに返還要求の権利が あるという異例の見解を示した。
1997	ディーナは、弁護士とNBCテレビスタッフを伴い、ポーランドを再訪し、 あらためて、水彩画の返還を要請した。 対して、ポーランドの官僚は、水彩画の返還が、ミュージアムの存在 そのものを脅かす危険な前例になると苦言を呈した
1999	米国の上院議会議事録は、水彩画の返還に賛同する両院一致の 決議を記載した
2001	ディーナは、『ニューズウィーク』誌の取材に対し、「私の心の一部は 1999 今もアウシュヴィッツにある」と応答した
2009	7月にディーナが他界した(享年86)。
2022	現在まで、ミュージアムは水彩画の展示を継続している。

出典：NewsweekOnline.2001, Apel, Dora. 2002, Find a grave. 2009.

大学で美術を専攻していた彼女は、アウシュヴィッツのバラックの壁に白雪姫と7人のこびと等を描いていた時、メンゲレ医師 (Josef Mengele) からロマをモデルとする水彩画を

⁴²¹ Find a grave (2009) “Dina Gottliebova – Babitt”

描くよう命じられる⁴²²。当時、アウシュヴィッツで「死の天使」と恐れられていたメンゲレ医師は、ロマの人種的劣等性を科学的に証明しようとしていた。彼は、「当時のカラーフィルム品質では皮膚の色を正確にとらえられないこと⁴²³」を不満としており、ディーナに白羽の矢を立てたのである。

『ニューズウィーク』誌（2001年7月15日付）には、「メンゲレは自分のオフィスに椅子を二脚置き、ディーナに紙と絵の具を渡した（…中略…）。一ヶ月半をかけて、彼女は九人の収容者の肖像画を描いた。九人とも後にガス室に送られた」とある⁴²⁴。そうであるなら、彼女は、敢えて絵筆の進みを遅くすることで、モデルの生の確保に努めていたとも考えられる。以下に、ミュージアムに現存する水彩画を示す。

（図1）ディーナが描いた水彩画



出典：Memorial and Museum Auschwitz-Birkenau Former German Nazi Concentration and Extermination Camp. “Roma People The exhibition The Destruction of the European Roma”

2-3. 製作者とミュージアムの対立

Dora (2002)によると、ディーナは、1973年にミュージアムから連絡を受けたのを機に、7枚の水彩画の現存を知り、返却を求めることになった⁴²⁵。それに対して、ミュージアムは次のように応答した。たとえば、責任者のひとりであるオレクシー（Krystyna Oleksy）は、1996年に、「世界中の来館者は、オリジナルを見るためにだけミュージアムを訪れる」、「われわれには、10万足の靴がある。これを米国の記念博物館やイスラエルのヤド・ヴァ

⁴²² San Diego Union Tribune (2009)

⁴²³ Ibid.

⁴²⁴ NewsweekOnline (2001)

⁴²⁵ Apel (2002)

シエムに差し出せというのか」と問いかけた⁴²⁶。これに呼応するかのように、“International Council of the Auschwitz Camp Museum”のメンバーであるクラエウスキ（Stanislaw Krajewski）もまた、「もしもすべての展示物を本来の所有者に返還しなければならないとすると、世界中のミュージアムは瞬く間に空き家となる」と苦言を呈した⁴²⁷。これらを、アスマンの言う「蓄積的記憶」の概念、すなわち、「文化の知識を更新するための基本的な資源であり、文化の変遷を可能にする条件でもある⁴²⁸」という概念に重ねると、来訪者は、オリジナルの展示物を通して、かつての遺品の所有者に思いを巡らす。この時、犠牲者に寄せた想いは、その深淺を問わず、来訪者の糧となる。しかし、以下の議論の展開からも明らかなように、貯蔵庫から引き出した「蓄積的記憶」を政争の具とした場合、状況は一転してしまう。

1997年、自らの生を賭して描いた作品を取り戻すべく、ディーナは弁護士及び米国の三大ネットワークのひとつNBCテレビのスタッフを伴い、ミュージアムを再訪した⁴²⁹。しかしこの時も、ミュージアムは、「展示物の返却はミュージアムの存続そのものを脅かす行為⁴³⁰」だというスタンスを崩しはしなかった。それでは、ミュージアムがコミュニケーションの受け手となる姿勢を見せながらも、決して返還要請に応じなかったのはなぜなのか。筆者は、その手がかりを1973年の見解、すなわち、ロマの「描かれた権利」を擁護する立場を取ったミュージアムの見解に求める。そもそも、80年代後半まで、アウシュヴィッツのロマ犠牲者の存在はほとんど知られていなかった。この意味でも、水彩画が貴重な一次資料であったことは想像に難くない。言うなれば、ミュージアムは、亡くなったロマのモデルたちに代わり、かれらの「描かれた権利」の擁護を主張したのである。それでは、この繊細な問題は、どのような着地点を見出したのか。以下、議論の最終局面を確認したい。

2-4. 米国とポーランドの間の交渉

相手の疲弊を待つかのような議論の応酬が続く中、ディーナは、政治とメディアを巻き込みながら、国家間交渉という大舞台に解決を委ねようとした。Dora（2002）によると、2000年前後には、インディアナ州の医師のGroszと弁護士のFriedmanがディーナの支援者

⁴²⁶ Ibid.

⁴²⁷ Ibid.

⁴²⁸ アスマン（2007）170頁。

⁴²⁹ NewsweekOnline（2001）op.cit.

⁴³⁰ Ibid.

として、世論の圧力と外交交渉という戦略をめぐらせている⁴³¹。特に、Grosz は、国家間の圧倒的な力関係の差異を背景に、「これは法廷で所有権を争う類の問題ではない」、「ポーランド政府と当局に圧力をかければ済む問題である」、「もしもポーランドが NATO への加盟を望むのなら、米国市民の権利に敬意を払うべきだ」といった挑発的な発言を繰り返し、相手の感情を煽り立てていた⁴³²。

それでは、進言に名を借りた米国の「圧力」に、ミュージアムとポーランドはどう応じたのか。Dora (2002) によると、ミュージアムは返還可否については、同国の芸術文化省だけが決められると明言した⁴³³。対して、芸術文化省は、ミュージアムが最初の判断を下すべきだと身をかかわした⁴³⁴。同時に、ミュージアムが水彩画の返還に同意したならば、問題は芸術文化省に差し戻され、可否決定が下されるであろうと示唆した⁴³⁵。このとき、芸術文化省の代表者らはクラコフの米総領事に、その際はポーランド司法の判断を仰がなければならず、裁定には数年を要すると伝えている⁴³⁶。言うなれば、ポーランドは抜け道を探りながら米国の「圧力」をかかわすことで、問題の沈静化を図ろうとしていたのである⁴³⁷。

それでは、研究者はこの議論をどう俯瞰していたのだろうか。例えば、米国のホロコースト記念博物館の主席研究員ミルトンは、ディーナの問題が法的には「非常に理解しにくいもの」であるとしたうえで、「抵抗」の記録として水彩画をミュージアムに残すべきだと主張した。ミルトンは、その理由を次のように説明する。「描かれたのは、メンゲレが墮落したと見做した人びとである。しかし、ロマは墮落などしていない。ディーナは一方ではメンゲレの命令に忠実であったのかもしれないが、他方では抵抗を試みている。というのも、彼女の作品にはロマの美しさがにじみ出ているからである。つまり、彼女は歴史の記録係の役割を果たしたのだ⁴³⁸。」

⁴³¹ Apel (2002) op.cit.

⁴³² Ibid.

⁴³³ Ibid.

⁴³⁴ Ibid.

⁴³⁵ Ibid.

⁴³⁶ Ibid.

⁴³⁷ アウシュヴィッツの公式日本人ガイド中谷剛は、「かような米国という大国からの返還要求を『国家』として拒絶したポーランドの対応は、1999年8月6日付の同国の主要紙ジチュエ (ZYCIE) にも大きく報じられ、世論の関心を引くことになった」と筆者に語った。

⁴³⁸ Apel (2002) op. cit.

2-5. まとめ

振り返ると、本論争において、ディーナは「記憶の所有権」の奪取を主眼とし、ミュージアムはロマの「描かれた権利」を守り抜くことに意義を見出していた感がある。当初、個人対ミュージアムで始まった議論は、時と共に米国対ポーランドという構図に変容した。メディアと政治を味方につけて、幾度となくサービスエースをねらったのがディーナであったとするならば、根気強くラリーを続けることで返還の謝絶に理解を得ようとしたのがミュージアムであったと言えるだろう。こうした見解は、アスマンの「蓄積的記憶もまた、(…中略…)、文化の知識を記録し、維持し、開拓し、循環させるためのしかるべき制度によって支えられる必要がある⁴³⁹⁾」という考え方も通底する。

なお、本論争は、記憶の「集約化」と「一般化」に向けた前向きな議論となることも、公共的なコミュニケーションの体を成すこともなく、ディーナの他界(2009年7月)により幕を閉じた。今日まで、ミュージアムは、彼女の水彩画を展示し続けている。これらは、「記憶の所有権争い」に決して「勝者」が存在しないことを物語っている。本論争から、格差の構造化の根底にある力関係の差異は議論の展開に少なからぬ影響を与えるが、必ずしも勝敗の明確化を目的とはしていないことが確認できたと思われる。

以上を踏まえ、次節ではドイツの戦後補償の軌跡を辿る。ドイツの司法と行政がロマ犠牲者を、敢えて補償対象の枠組みから外そうとした理由を探ることで、格差の萌芽は「記憶の場」に先んじて、すなわち、実社会の中で芽生えていた事実が明らかとなる。

第3節. ドイツの戦後補償

本節では、ドイツの戦後補償の軌跡を辿る。考察を通して、「犠牲者間の格差」は人為的に作られたものであることや、犠牲者の「多様性」と「一般化」の問題が、実社会でも先送りされていた現実が明らかとなる。

3-1. 戦後初期の取組み

さて、ドイツの戦後補償は、外交政策や国益に資すべく、戦略的に展開されていた。というのも、占領国は、ドイツの国際社会への復帰を主眼としていたからである。それゆえ、占領国は、戦後補償に係る語意の使用にも細心の注意を払っていた。ヴィッパーマン(2012)

⁴³⁹⁾ アスマン(2007) 171頁。

によると、「もともと、ドイツは（『敗戦国に課せられる賠償』というニュアンスの濃い）“Reparation”を用いていた⁴⁴⁰。」しかし、「第二次世界大戦中、イスラエルは存在していなかったという理由から、占領国は同語の使用を禁じることとし」、「（イスラエルで『支払い』等の意味で話されていた）“schilumim”を、“Wiedergutmachung”（『罪の償い』という意味での）補償」に翻訳した」のである⁴⁴¹。

さらにいえば、戦後補償は二層構造となっていた。ゴシュラー（2011）によると、「戦争の結果とナチ迫害の結果とは、二つの異なる分野として扱われてきた⁴⁴²。」そして、「前者は国家間の賠償として、後者は国内の補償問題として⁴⁴³」区別されていた。「賠償とは、非ドイツ人への迫害に関するもの」、「補償とは、ドイツ人に対する迫害に関するもの⁴⁴⁴」とする彼の論は、賠償は国際問題、補償は内政問題という解釈に依拠していたと推測される。しかし、「明確な区別は理論の上だけ⁴⁴⁵」という彼の主張からも明らかなように、賠償と補償の峻別は現実的ではなかった。

前者の賠償については、「一九五九-六四年にかけて十一か国と二国間協定を締結」、「それに基づく支払いは西欧諸国のナチ被害者の救済に充てられる」ことになった⁴⁴⁶。「国家」という政治的屋根のない集団については、ユダヤ人の救済を念頭に締結されたルクセンブルク協定（1952年）を通して、「国家間の戦争賠償支払いの枠外での救済が初めて行われた⁴⁴⁷。」なお、こうした「被害者—ユダヤ人被害者-に対する補償支払いを通じて国際世論においてドイツの倫理性への信頼が回復されることを期待した戦略としての側面もあっただろう⁴⁴⁸」というのが、川喜田（2020）の見解である。

後者の補償に関しては、1950年代に、「連邦補充法（1953年）」、「連邦補償法（1956年）」、「連邦補償法終結法（1965年）」という3つの法律が制定されている。Willems（1998）は、

⁴⁴⁰ Wippermann（2005）op. cit., pp.56-57.（ ）内は筆者。対照的に、武井（2017, 12頁）によると、「イスラエルはドイツに対する補償要求をあえて『賠償（Reparation）』と呼んできた。」これは亡くなった犠牲者に代わって、イスラエルが賠償を求めているという考えに則っている。

⁴⁴¹ Ibid. p57.（ ）内は筆者。

⁴⁴² ゴシュラー（2011）10頁。 .

⁴⁴³ 同上、11頁。

⁴⁴⁴ 同上、11頁。

⁴⁴⁵ 同上、11頁。

⁴⁴⁶ 川喜田敦子（2020）250頁。

⁴⁴⁷ 同上、250頁。

⁴⁴⁸ 同上、258頁。

ドイツがその過程で直面した2つの課題を次のように指摘する。ひとつは、「第三帝国とドイツ占領下のヨーロッパにおける迫害の事実、1945年以降、根本的に変化した知識や、芽生えかけの行為者意識を関連付けることができずにいた⁴⁴⁹」という立法機関の葛藤である。そしてもうひとつは、「ナチス・ドイツの犯罪と同様、補償の取り決めもまた、前例なきものであり、立法は体系を欠いていた⁴⁵⁰」という構造的な綻びの問題である。

そのようななか、武井（2017）が指摘するように、「謝罪の有効性は、犠牲者の心身の回復と安定した生活の達成をバロメーターとして測るべき」だというのが、当時のヨーロッパの見解であった。ドイツが、「個人に対する補償と犠牲者の総体に対する『集団的補償』」というふたつの次元で補償の履行を求められていたのも、公の場での謝罪と対イスラエル・対ユダヤ人への経済支援を切り離すべきではないと考えられていたからである⁴⁵¹。しかし、ユダヤ人以外の犠牲者に集団的補償を行う必要性が問われなかったことにより、「犠牲者間の格差」は拡大した。この意味において、ふたつの次元の補償を手放して喜ぶことはできないと言えるだろう。その背景には、戦後補償の旗手となった司法が、従来のロマに対する社会政策の延長線上にナチス・ドイツのロマ政策を見ていたという現実がある。

3-2. 戦後補償の軌跡

こうした動向を背景に、Willems（1998）は、戦後補償の軌跡を次のように辿る。まず、「補償の間口が広がったのは、複数の被迫害者集団が一定の取り決めの必要性を指摘した50~60年代にかけてのこと⁴⁵²」だと黎明期を振り返る。次に、「80年代には、被迫害者が有利となるよう、より厳格な方針を取り、補償対象の拡充を図った⁴⁵³」と、その舵取りを評価する。最後に、「東欧の被迫害者に対する補償に合意したのは、90年代以降であった⁴⁵⁴」とし、再統一を機に、戦後補償への取組みが新たな局面を迎えたと言葉を結ぶ。

実際、今日に至るまで、ドイツは補償に向けて巨額の公的資金を投じてきた。表5は、2022年12月末日までの主な支給額を纏めたものである。

⁴⁴⁹ Willems（1998）pp.368-369.

⁴⁵⁰ Ibid., p.368.

⁴⁵¹ 武井彩佳（2017）11頁。

⁴⁵² Willems（1998）op. cit., p.368.

⁴⁵³ Ibid., p.368.

⁴⁵⁴ Ibid., p.368.

表 5 戦後補償の支給額⁴⁵⁵

①連邦補償法 対象地域：旧西ドイツ側	487億9,300万ユーロ
②補償年金法 対象地域：旧東ドイツ側	8億1,300万ユーロ
③対イスラエル条約 1952年制定のルクセンブルク協定を指す。	17億6,400万ユーロ
④その他の支給 対象者：非ユダヤ人犠牲者、医学実験の犠牲者等	72億4,600万ユーロ
⑤苛酷緩和規定 対象者：忘れられた犠牲者、安楽死措置の犠牲者等 (ドイツ財務省発表 2022年12月31日現在)	125億5,100万ユーロ

上記を見る限り、ロマは、対イスラエル条約を除き、すべての対象となり得たと考えられる。特に「苛酷緩和協定」に最も相応しい犠牲者であったと言えるだろう、かような「間口の広がり」、「補償対象者の拡充」、「東欧の被迫害者に対する補償」といった好条件が揃いながら、なぜ、ロマは救済の網から抜け落ちたのか。ウィッパーマン（2005）の指摘のように、戦中／戦後を通じて、「同一人物が立場を変えて、つまり、行為者から権力者に立場を変えて、誰を犠牲者とするのかを決定し、補償申請を裁可していた⁴⁵⁶」ことが問題だったのだろうか。それとも、「国家」という政治的屋根がないことが主要因だったのだろうか。この問いに取り組むべく、次に、補償法がロマ犠牲者に与えた影響を探る。

3-3. 補償法がロマ犠牲者に与えた影響

川喜田（2020）によれば、「パリ賠償会議（一九四五年／四六年）は、『国籍を喪失し、特定の国家の保護を受けることのできない難民にも国家間の戦争賠償支払いに準じて一定の賠償額が割り当てられること⁴⁵⁷』」を定め、国籍喪失者に救済の道を示していた。これについては、ゴシュラー（2011）も、「ナチは、国際的な規模の難民問題を引き起こし、このため本来なら一国内政問題であった事柄を、難民の流入によって影響を受けた諸国家への問題へと転化させた⁴⁵⁸」と述べている。同時に、「どの程度まで外国籍のナチ犠牲者を補償の対象に含めるか、また含めないかは、連邦共和国の外交利益への考慮にかなり左

⁴⁵⁵ Bundesministerium der Finanzen -Referat VB4（2022）

⁴⁵⁶ Wippermann（2005）op. cit., p.58.

⁴⁵⁷ 川喜田敦子（2020）250頁。

⁴⁵⁸ ゴシュラー（2011）9頁。

右されてきた⁴⁵⁹」という彼の指摘は、先の川喜田（2020）の見解とも重なっている。

こうした背景の下、1952年5月26日、ドイツは補償法の前段階として法的問題に関する解決義務を明文化した。それは、「被迫害者に対して、いかなる差別もせず、迅速な審理・判決を行う」、「否決された申請について、新たに何らかのより有利な補償ができないか、可能性の道を拓く」といった理念を内包していた⁴⁶⁰。続いて、先述の3つの補償法の中で最も実効性の高かった「連邦補償法」について見ていくと、第一条には、「宗教的、政治的、人種的理由により迫害にあった者で1952年12月31日の時点でドイツ連邦共和国に居住していた者、難民、亡命者、帰還兵、強制移住外国人らに補償資格がある⁴⁶¹」と記されている。その特徴は、属地主義の見地に立った救済を意図していたことにある。にもかかわらず、ロマは救済の網からこぼれ落ちた。その理由を、Törne（1998）は次のように説明する。それは、『補償を受けられる可能性を知らずにいた者』、『文盲のため、必要書類に記入ができなかった者』、『迫害の証拠や関連書類を準備できなかった者』には、最初から申請の機会が奪われていた⁴⁶²、というものである。同時に、補償申請に向けた「検診や行政との質疑応答は、かつての強制収容所への移送手続きと類似していた⁴⁶³」ことも、ロマを躊躇させた。結果、申請をリスクと捉えた少なからぬロマは、敢えて沈黙を選ぶことになる。

さらに、Törne（1998）が指摘するように、ドイツは「1965年の連邦補償法終結法を最後に、法律に新しい条項を追加しなかった⁴⁶⁴。」時と共に、補償対象から外れた犠牲者の存在が顕現化していたにもかかわらず、なぜ、ドイツは「連邦補償法終結法」を節目としたのだろうか。彼女は、「改善の余地がなかったのではなく、『厄介事』に対する不安があった⁴⁶⁵」と、行為者の疲弊に要因を見る。そして、次のように言葉を継ぐ。「行政機関は、まさに『条項追加に対するトラウマ』を増幅させていた。かれらは、ひとつの法律を何度も変更する立法機関の資質に疑念を抱いていた。というのも、補償問題は、依然、財政問題であり続けたからである⁴⁶⁶。」ここからは、財政圧迫を危惧する行政が、補償対象の拡充に務める司法に物言いをつけようとしていた構図が見えてくる。

⁴⁵⁹ 同上、12頁。

⁴⁶⁰ Törne（1998）op. cit., p.381.

⁴⁶¹ Ibid., pp.382-383.

⁴⁶² Ibid., p.379.

⁴⁶³ Ibid., p.379.

⁴⁶⁴ Ibid., p.383.

⁴⁶⁵ Ibid., p.383.

⁴⁶⁶ Ibid., p.383.

しかし皮肉にも、ロマ犠牲者に対する司法と行政の見解は一致していた。Törne (1998) の言うように、「たしかに、地方法と連邦補償法の解釈を通じて、『ツィゴイナー』はナチス・ドイツによる迫害の犠牲者だと認められていた。」にもかかわらず、この解釈が救済に繋りはしなかった。なぜなら、「補償問題に携わる官僚と法廷は、ロマ犠牲者に対する補償義務を疑問視していた⁴⁶⁷」からである。以上を踏まえ、次に、ユダヤ人とロマの格差の問題を掘り下げて検討する。

3-4. 戦後補償における犠牲者間の格差

最初から、戦後補償は、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者に全く別の様相を呈していた。川喜田 (2005) によると、「ユダヤ人の場合には、『集団的迫害』(人種的迫害)が行われたと認められたため、補償を請求する際に迫害の事実を個人が立証する必要はなかった⁴⁶⁸。」翻って、ロマに視点を移すと、「1945年以降の西ドイツにおいて、ナチス・ドイツ支配下のシンティとロマに対する迫害に関する法的承認と補償の歴史は、人種差別の継続を証明する歴史である⁴⁶⁹」という Willems (1998) の言葉がすべてを物語っている。その背景には、戦後補償の旗手となった司法が、従来のロマに対する社会政策の延長線上にナチス・ドイツのロマ政策を見ていたという現実がある。

Törne (1998) によると、司法は「1933年以前から公布されていた『ツィゴイナー』に関する差別的な規定や法律を部分的に適用し、補償の判定にも反映させていた⁴⁷⁰。」その証左として、連邦補償法の草案に係る中心人物のひとり、オットー キュスター (Otto Küster) は、「古くから、ツィゴイナーは、西側の文化民族にとって災禍のような存在だった⁴⁷¹」という私見の下、「1942年12月16日に発布された『アウシュヴィッツ訓令』に基づく、1943年1月29日以降の移送は人種的迫害、それ以前の移送は、かれらの反社会性、犯罪性、放浪性を理由としている⁴⁷²」と証言している。ヴィッパーマン (2005) によると、こうしたキュスターの誤った見解は、「国内各地の上級地方裁判所に波及し、シンティと

⁴⁶⁷ Ibid., p.383.

⁴⁶⁸ 川喜田敦子 (2005) 106 頁。

⁴⁶⁹ Willems (1998) op. cit., p.367.

⁴⁷⁰ Törne (1998) op. cit., p.378.

⁴⁷¹ Ibid., p.384.

⁴⁷² Ibid., p.384.

ロマによる『補償』の申し出を却下することが常態化した⁴⁷³。」しかも、「この不可解なスキャンダルは、当時のドイツの世論を喚起することもなければ、批判の呼び水にもならなかった⁴⁷⁴。」これに呼応するかのよう、連邦最高裁判所も、「ナチス・ドイツがユダヤ人に対する措置と『ツィゴイナー』に対する措置は比較し得ない⁴⁷⁵」というスタンスを崩さなかった。ナチス・ドイツが、「ユダヤ人の迫害のみを党の綱領に組み入れていたこと、そして、『ツィゴイナー』のような、あるいは『ツィゴイナー』的な生活様式を営むユダヤ人などいない⁴⁷⁶。」というのが、その理由であった。

最後に、補償の実効性について見ていくと、Willems (1998) の分析、すなわち、「1981年以降、約 5,000 人のシンティとロマが一度限りの助成金を申請した。しかし、少なくとも半数が却下された」、「1986 年から 1989 年末にかけては、861 人の新たな申請に対し、635 人が却下された」、「財務大臣の自由裁量で配分可能な助成金についても、599 名 (1990 年 3 月) の申請に対し、認められたのは 72 名であった」という分析からも明らかのように、依然、ロマは不利益を被る立場に置かれていたのである⁴⁷⁷。

ここまでの考察から、ロマは諸条件が揃いながらも、敢えて補償の枠組みから外された犠牲者であることが明らかとなった。それはいわば、ドイツの司法と行政が、犠牲者間の格差の構造化とその拡大に加担していたことを裏付けるものでもあった。事実、戦後補償の舵取りを担った占領国のねらいは、犠牲者の救済とドイツの国際社会への復帰を同時並行的に行うことであった。実際、今日まで、ドイツが巨額の公的資金を投入し、広範な犠牲者の救済に努めている。一方、司法と行政が、迫害の事実よりも、従来差別と偏見から成る主観を優先させたことにより、ロマは不利を被った。申請手続きの煩雑さや、辛い記憶を思い起こすことへの拒絶反応が、ロマを補償から遠ざけたこともたしかである。そして何よりも、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の相互関連性の否定が格差の萌芽となり、補償法からロマを退けたと考えられる。

以上を踏まえ、次にドイツの歴史教育におけるロマの位置付けを確認する。これにより、ロマ犠牲者が教育の場にあっても、不可視的な存在であり続けた事実が明らかとなる。

⁴⁷³ Wippermann (2005) op. cit., p.60.

⁴⁷⁴ Ibid., p.61.

⁴⁷⁵ Törne (1998) op. cit., p.387.

⁴⁷⁶ Ibid., p.387.

⁴⁷⁷ Willems (1998) op. cit., p.371.

第4節 ドイツの歴史教育

本節では、ドイツの歴史教育の変遷を確認する。これにより、非ユダヤ人犠牲者に関する「基礎資料」の乏しさが、ユダヤ人犠牲者との「認識の落差」を生み出したばかりか、戦後補償の問題と同様、犠牲者の「多様性」を「一般化」するうえでの妨げとなっていたことが明らかとなる。

4-1. 特徴

岡（2012）によると、「ドイツでは、『歴史を批判的に見る』ということが、歴史教育の最も重要な目的の一つとなっている⁴⁷⁸。」むろん、そこでは、「その歴史事象の問題点を指摘し、問いを投げかけ、さらにその問いに対する答えを自ら考える」ことが重視されている⁴⁷⁹。しかし、ここまでの道程は、必ずしも順風満帆であったわけではない。特に、ナチス・ドイツの時代に関しては、時間的経過と共に教科書の記述内容の充実が図られたというのが実状である。こうした問題意識を背景に、以下、ユダヤ人とロマの記述の差異に焦点を当てながら、ドイツの歴史教育を概観していきたい。

4-2. 歴史認識が教科書記述に与えた影響

川喜田（2005）の言葉を借りるなら、ドイツが連合国に禁じられていた歴史の授業を再開したのは、1947年以降のことである⁴⁸⁰。しかし、時間的経過の短さに加え、「教師の側のとまどい、抵抗、拒否反応」、「親の反対、生徒の拒否反応」等が枷となり、「実際の授業は第一次世界大戦やヴァイマル共和国で終わりになることが多かった⁴⁸¹。」そのような背景からか、歴史教科書の内容は、「六〇年代初めまで、ユダヤ人の大量殺害すら十分に記述されていない段階⁴⁸²」にあったようである。しかも、「全般的にあまり多くは説明されておらず」、「四、五行の記述しかない」ことから、「歴史認識の特徴を分析しようにも、何も書かれていないのでは分析のしようがない」というのが実状であった⁴⁸³。これは、ナチス・ドイツの12年間を歴史の暗部と捉え、自国史とは一線を画そうとしたドイツと、当時を肌

⁴⁷⁸ 岡裕人（2012）25頁。

⁴⁷⁹ 同上、25頁。

⁴⁸⁰ 川喜田敦子（2005）34頁。

⁴⁸¹ 同上、36頁。

⁴⁸² 同上、102頁。

⁴⁸³ 同上、41-42頁。

感覚で知る第一世代の「集団的情動⁴⁸⁴」が一致した結果だと考えられる。そして、この状況は、社会の主翼が「第二の罪」を犯した第一世代から、「行為者の罪」を客観的に俯瞰し得る第二世代に交代するまで続くことになる。

ヴィッパーマン（2005）によると、こうした意図的な視点の移し替えは、研究者の出来事との距離の取り方に原因がある。彼は言う。「研究者たちはまず、『抵抗』と『迫害』を対概念とする綿密な検討を試みた⁴⁸⁵。」そして、続ける。「そこから導かれる犠牲者とは、ナチス・ドイツに抵抗を試みた市民軍、宗教的・政治的信念に基づき、迎合を拒んだ人びとであった⁴⁸⁶。」ここから言えるのは、戦後初期の歴史認識は、「無関心の罪」から逃れようとした市井の人びとへの迎合を由としていた、ということである。

当然ながら、その余波は、歴史教科書にも及んだ。川喜田（2005）は、60年代初頭までは「大衆は知らなかった」という記述が見受けられ、「一般のドイツ人の責任、ドイツ社会全体の責任について考えさせようという教科書はまれであった」と分析する⁴⁸⁷。これは、猪狩（2020）の指摘、すなわち、「人々は戦争が終わって日々の普通の生活を取り戻すのに忙しく、過去を振り返って検証しようという雰囲気ではなかった」、「戦後初期には多くの人々がどちらかという自らの被害の側面に向けていた」、という当時のドイツ人の意識に関する指摘と重なるものでもある⁴⁸⁸。

4-3. 教科書記述の変容

そのようななか、学校教育や教科書記述に関する議論が活発化したのは、50年代末から60年代にかけてのことである。以下に、その流れを纏める⁴⁸⁹。

1. 五九年一二月から六〇年一月にかけて、西ドイツ全土のユダヤ人墓地が右翼の若者によっていっせいに荒らされた。犯人の大多数が青少年であったため、若年層の歴史的知識の不足が問題視され、学校内外の教育の責任が議論の的となった。

⁴⁸⁴ ジョルダーノ（1990）30頁。ナチス・ドイツの過去を傍観者の立場で捉えようとする行為を指す。

⁴⁸⁵ Wippermann（2005）op. cit., p.79.

⁴⁸⁶ Ibid., p.79.

⁴⁸⁷ 川喜田敦子（2005）56-57頁。

⁴⁸⁸ 猪狩弘美（2020）302-303頁。

⁴⁸⁹ 川喜田敦子（2005）36-43頁。

2. 六〇年代初頭に行われた教科書調査で、二五種類の歴史教科書の記述分析が行われ、六三年にはその結果が『ドイツの教科書におけるユダヤ人の歴史』として出版された。学術的な教科書分析は、これが初めてであった。
3. 六〇年代半ば以降、「最終解決」「帝国水晶の夜」といった用語をナチ・エリートの言葉で説明する状況から、収容所の囚人の手記を引用することで、被害者の視点から絶滅のプロセスが描かれるようになり、質と量の充実化が図られた。

川喜田（2005）によると、1. については、ケルンのシナゴークへの落書きを機に、総計四七〇件超の同様の事件が続いたことから、ドイツ教育制度審議会が一月三〇日に声明を発表、連邦と州の間で調整がなされ、現代史教育へ抵抗を払拭しようという機運が高まりを見せた⁴⁹⁰。2.については、ユダヤ人差別→強制移住→絶滅への過程が段階的に記述されるようになり、生徒自身に考えさせることを重視する内容となった⁴⁹¹。そして、3.については、歴史教育の充実に伴い国際的評価も上昇、「過去の克服」の進展という意味でも、現代につながる流れが確定した時期としている⁴⁹²。そうであるなら、この時期に、「過去の克服」の理念が内包する「現代史重視の歴史教育など政策・制度面の実践⁴⁹³」の新芽が芽吹いたと言えるだろう。反面、80年代になっても、「一般の人びとがナチの政策にどのように協力したかについて触れられることはまずなかった」という彼女の指摘からは、ジョルダナーノ的な「第二の罪」を否定する土壌が醸成されはしなかった事実が窺える。

このように、ある種の課題を残しつつも、ドイツの歴史教科書は、時代の要請に応じて、ユダヤ人政策を時系列的に記述するようになった。その成果は、八一年に開始した「西ドイツ＝イスラエル教科書会議」において、イスラエル側が一定の評価を与えていることから明らかである⁴⁹⁴。それでは、ロマ犠牲者に関する記述は、いつから始まったのだろうか。その描写の中に、格差の萌芽は見えていたのだろうか。以下、この問題を探る。

4-4. 歴史教科書の中で顕現化した「犠牲者間の格差」

川喜田（2005）によると、歴史教科書の中で、「シンティ・ロマがナチ犯罪の犠牲者とし

⁴⁹⁰ 同上、36-37頁。

⁴⁹¹ 同上、43頁。

⁴⁹² 同上、44頁。

⁴⁹³ 石田勇治（2002）7頁。

⁴⁹⁴ 川喜田敦子（2005）55頁。

て言及されるようになったのは、六〇年代半ば以降に登場した新世代の教科書からであった⁴⁹⁵。」ただし、それは『『望ましくない』集団が計画的に『根絶』させられることになった⁴⁹⁶』という程度に過ぎない。これを誰にとり、望ましくない集団であったのかという視点から再読すると、そのなかには、圧倒的な力関係の差異を前提とする「コミュニケーションの断絶」、「他者の排除」、「社会的不平等」といった概念が凝集されているようにも思われる。しかし、表6が示すように、ロマ政策は決して一意的ではなかった⁴⁹⁷。

(表6) ナチス・ドイツによるロマ政策

項番	年	スィンティとロマに対する迫害
①	1933	「危険な常習犯罪者対策法」・「遺伝病子孫予防法」に基づく「強制断種」の開始
②	1935	ニュルンベルク法(ドイツもしくは同種の血統の国籍保持者)でない者の権利を制限する法律)の発布
③	1937	公職追放・自営業の禁止
④	1938	「労働忌避者」・「反社会分子」として、スィンティとロマの大量逮捕を開始 「ジプシー禍撲滅令」により、警察にさらなるジプシー逮捕権限を与える
⑤	1940	ドイツとオストマルクの三万人のスィンティとロマがポーランド総督府への移送対象となる
⑥	1943	「アウシュヴィッツ訓令」により、すべてのスィンティとロマがアウシュヴィッツへの移送対象となる

出典：川喜田（2005）（②と③はユダヤ人政策と共通）

このように、戦後補償で引き合いに出された「アウシュヴィッツ訓令」以前から、ロマを対象とする法律や規則が実行されていた。にもかかわらず、かれらが「その他の犠牲者」から脱却できずにいたのは、「書き言葉の世界」へのアクセスが閉ざされていたからだと考えられる。実際、川喜田（2005）の言葉を借りるなら、『『被害のヒエラルキー』は、歴史教科書での扱いにもそのまま反映⁴⁹⁸』されていた。それでは、こうした状況を打開すべく、近時のドイツはロマ犠牲者及びかれらの歴史を教育現場でどう教えようとしているのだろうか。以下、その取組みを見ていきたい。

⁴⁹⁵ 同上、102頁。

⁴⁹⁶ 同上、102頁。

⁴⁹⁷ 同上、100-101頁。

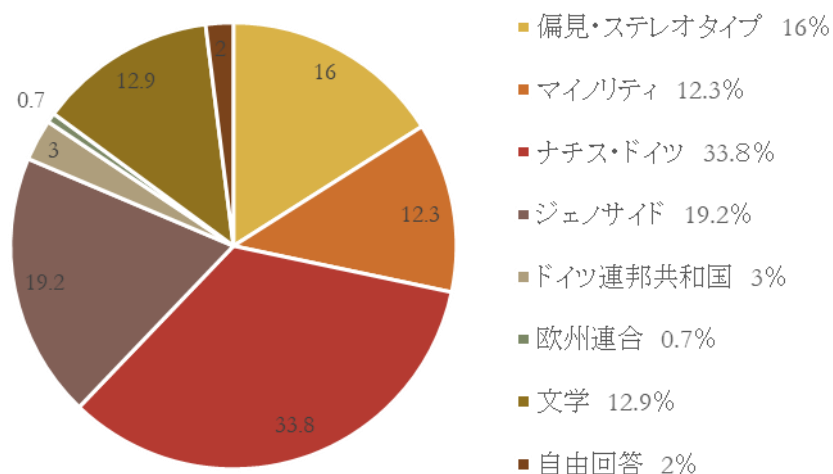
⁴⁹⁸ 同上、102頁。

4-5. 格差克服に向けた取組み

(1) ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会の調査

2004年、「ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会」（以下、中央委員会）は、国内の中学校と高校 400校に向けて、3,200通のアンケートを送付した。その内容は、スインティとロマに関する授業での言及を問うものであった。有効回答 397通の調査結果は、以下の通りである⁴⁹⁹。

(表 7) スインティとロマに関する授業での言及



なお、調査結果に基づき、中央委員会は次の見解を示している。

- ① 文学の中のスインティとロマには、予め配役が決められていると推測される。
- ② マイノリティの権利を付与する面でも、東欧の EU 加盟の拡大という意味でも、重要な問題である。しかし、ドイツ連邦共和国、欧州連合の枠組みでの言及は僅か 3.7%に留まっている。
- ③ 政治的課題と絡めた言及が、ほとんどない。
- ④ 経験の長い教員ほど、ナチス・ドイツの犠牲者として言及する傾向にある。
- ⑤ しかし同時に、ナチス・ドイツの犠牲者として言及した教員の 98.3%は、マイノリティの項目でスインティとロマに言及していない。これは、未だドイツのシラ

⁴⁹⁹ Documentary Centre of German Sinti and Roma (2004)

バスと教科書の大半が「ジェノサイド」をユダヤ人と絡めて記述し、高い割合で公開討論の議題としていることとも関係する。

筆者の見る限り、肯定的回答は④のみであり、他の回答は今後の課題の示唆に富んでいる。そうであるなら、教科教育におけるロマの扱いは、2000年代にあっても、黎明期にあると言えるのかもしれない。

(2) ゲオルク・エックカート国際教科書研究所の調査⁵⁰⁰

加えて、“The Representation of Roma in European Curricula and Textbooks Analytical Report” (2020)⁵⁰¹は、ロマの歴史が、近時の教育カリキュラムにどう組み込まれているのかを概観している。同レポートによると、ドイツの「16の連邦州のうち11の連邦州が歴史／社会科学の授業でシンティとロマについて触れている⁵⁰²。」表8は、教育カリキュラム上のロマの扱いを纏めたものである⁵⁰³。

(表8) 教育カリキュラム上のロマの扱い

ロマ				(ナショナル)マイノリティ				合計
教科 版数	地理学	歴史学	公民	教科 版数	地理学	歴史学	公民	
	0	14	4		0	2	1	21

※出典：Georg Eckert Institute for International Textbook Research (2020)

おそらく、「ロマ」として扱う教科が多いのは、かれらが1995年まで「マイノリティ」として公認を得られなかったことと関係している。教科教育について見ていくと、歴史学の比率が最も高く、「第二次世界大戦、ナチス・ドイツ、ホロコースト、ジェノサイド、移民、マイノリティ」の枠組みで扱っている。次いで公民は、「マイノリティ、マイノリティの権

⁵⁰⁰ 岡 (2012, 91-92 頁) によると、ゲオルク・エックカート国際教科書研究所は、ドイツのニーダーザクセン州ブラウンシュヴァイク市に立地する、世界最大の教科書図書館である。世界中から集めた歴史、地理、公民の教科書と関連資料を広く一般市民や研究者に開放している。熊谷 (2015, 65 頁) も、同研究所は「1951年に設置され、連邦政府の外務省と7つの州政府の支援によって運営されて」おり、「世界各国の歴史教科書21万冊のコレクションを持つ研究所は、世界にも例がない」と述べている。

⁵⁰¹ Georg Eckert Institute for International Textbook Research (2020)

⁵⁰² Ibid., p.10.

⁵⁰³ Ibid., p.11.

利」の枠組みでロマを論じている⁵⁰⁴。地理学の扱いが皆無なのは、ロマのルーツが推測の域を出ていないことと関係していると言えるだろう。この他、複数の歴史学／公民の教科書が、「バルゲン・ベルゼン、ニーダーザクセンにおけるスィンティとロマの記念碑を含めた、ホロコースト犠牲者に対する今日の補償に言及している⁵⁰⁵」、とある。とはいえ、犠牲者としてのロマは、「まさにその他のマイノリティ集団として、ユダヤ人と切り離して言及されることがほとんど」というのが実状であった⁵⁰⁶。

さらに、同レポートには、「歴史学／市民教育のどちらからも、ロマのルーツやナチス・ドイツ以前の記述が抜け落ちている」という指摘がある。そうだとすると、依然、ロマ史に関する記述は「抜き書き」が続いていることになる。したがって、今後は、この「抜き書き」に、ロマの「記憶の真正性」に照らした適切な説明を接ぎ穂していくことが肝要になっていくと言えるだろう。

(3) 欧州評議会の調査

この他、欧州評議会（Council of Europe）の“Newsroom”（2020年7月1日付）のウェブサイトでも、近年の動きが報告されている。同サイトによると、「2020年7月1日、欧州評議会（Council of Europe）の閣僚委員会は、ロマ／トラベラーズの歴史を教科課程と教材に含めるという初の提言を採択した⁵⁰⁷。」そのなかには、ナチス・ドイツによるロマ迫害という、「歴史のきわめてネガティブな部分を別のエピソードで補うべきである。それは、地域や国家、及び汎ヨーロッパ的な文化遺産に対する貢献、あるいは反ナチス・反ファシズムに向けた抵抗運動における積極的役割といった、ロマの実際の物語について教えていくということである」という文言も盛り込まれている。ここでいう「ネガティブな部分」が「影」であるとするならば、ロマのルーツや文化、及びナチス・ドイツに対する抗いは、「光」である。そしてそれは、ロマという総称の中に埋没しがちな各集団の「個」の側面に輪郭を与え、かれらが従順な犠牲者ではなかった事実を浮き彫りとする。

さらに提言は、メディアの影響力を視野に収めたうえで、「インターネットや SNS からきわめて容易に伝達される反ジプシー主義、ヘイトスピーチ、プロパガンダ、偽の情報に

⁵⁰⁴ Ibid., p.12.

⁵⁰⁵ Ibid., p.16.

⁵⁰⁶ Council of Europe (2020)

⁵⁰⁷ Ibid.

対抗する⁵⁰⁸」には、史料の質を見極めることが肝要だとも説いている。これは、風説の流布に惑わされがちな大衆に対して、信頼に足る史料を引くことが、差別・偏見の払拭に繋がるという考えに基づいていると言えるだろう。

4-6. まとめ

ここまでの考察から、第一に戦後初期の歴史認識の誤り、すなわち、ドイツを犠牲者の国と位置付けることに利を見出した研究者と第一世代の思惑の合致が、教科書の記述範囲に影響したことが確認できた。第二に 50 年代から 80 年代にかけては、当事者の肉声を反映させるなど、ユダヤ人政策に関する記述が充実し、イスラエルの側からも一定の評価を得たことを明らかとした。第三では、ナチス・ドイツのロマ政策を、教科書は僅かな記述に留めていたことを辿った。第四では教育現場でロマの記憶をどう可視化／可聴化するかという議論が未だ緒に就いたばかりであることが鮮明になった。これらから言えるのは、ドイツの歴史教育や他の教科教育にも、確実に格差の萌芽は芽生えていた、という事実である。ゆえに、教育の場で犠牲者の「多様性」を尊重しながら「一般化」を図るには、未だ相応の時間を必要とすると言えるだろう。

第 5 節 第 5 章のまとめ

本章では、4 つの事例研究を扱った。第一に米国の記念博物館では、アスマンの言う「機能的記憶」の実社会での運用を概観した。同施設は、ベトナム戦争の後遺症から逃れ、ユダヤ人、ひいてはイスラエルとの友好関係を堅持するという政治的思惑の下、その必要性が提唱された。しかし実際には、ロマをはじめとする非ユダヤ人犠牲者の記念を巡る議論が苛烈化し、開館に約 15 年の歳月を費やすことになる。考察からは、「機能的記憶」の誤用が、利害関係者のコミュニケーションを阻害するという現実が浮き彫りとなった。なぜなら、繰り返しになるが、一連の議論は、終始、「公的な記憶（正当化）」のみを際立たせ、「対抗する記憶（非正当化）」や、「集団のアイデンティティに輪郭を与えること（区別）」に背を向け、特定の集団の意向に与していたからである。

第二にアウシュヴィッツ・ミュージアムが展示するロマの水彩画を巡る議論の軌跡を辿り、著作権と「描かれた側の権利」の問題を「記憶の所有権争い」に絡めて論じた。考察

⁵⁰⁸ Ibid.

に先立ち、まず、ミュージアムが記憶と場所という2つの真正性を兼ね備えていることに触れた。そのうえで、かつて被収容者であったユダヤ人女性が、アウシュヴィッツで自ら絵筆を取った水彩画の返還を求め続けた理由を探った。約30年に及ぶ議論は、両政府を巻き込みながらも、ユダヤ人女性が86年の生涯を閉じたことにより幕を閉じている。ロマの描かれた権利を盾に、返還謝絶の理解に努めたミュージアムの見解は、文化の記録と維持、開拓と循環といった「蓄積的記憶」の特質を下支えするものでもあったと言える。議論に勝者が存在しない中、今日まで、アウシュヴィッツのエキシビションは、ロマの水彩画を展示し続けている。

第三にドイツの戦後補償を考察した。まず、戦後初期の取組みは、賠償は国際問題、補償は内政問題という二重構造としていたものの、ユダヤ人以外の犠牲者に集団的補償を行う必要性が問われていなかった事実を確認した。次に、戦後補償の支給額を明記したうえで、申請の機会を逸したり、敢えて申請を避けたりしたロマも少なくなかった事実に言及した。さらに、補償法の解釈の変遷を辿り、司法も行政も、ロマ犠牲者を被迫害者と認めながらも補償対象にしないと言う点で意見を一致させていた事実に触れた。そして最後に、ユダヤ人犠牲者とロマ犠牲者の相互関連性の否定が格差の萌芽となって補償法からロマを退け、犠牲者の「多様性」と「一般化」の問題が、実社会でも先送りされた結論した。

第四にドイツの歴史教育、なかでも教科書記述の変容の軌跡を辿った。結果、ユダヤ人政策の記述に関しては、時間的距離と比例するかたちで充実化が図られたこと、特に80年代には、一般の人びとの関与がほぼ言及されなくとも、イスラエルの側からも一定の評価を得られる記述内容となっていたことが確認できた。次に、ロマ犠牲者に関する教科書記述を概観した。そこから、60年代に始まったロマ政策に関する記述は、2000年代以降も表層的な内容に留まっていることが明らかとなった。さらに、ドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会(2004)とゲオルク・エッカート国際教科書研究所(2020)、及び欧州評議会(2020)のロマの教科書記述と教科教育に関する調査結果を分析した。そこからは、経験の長い教員ほど、ロマをナチス・ドイツの犠牲者と見ている、ロマのルーツやナチス・ドイツ以前の記述を省いた「抜き書き」が続いている、ナチス・ドイツのロマ政策のみならず、ロマのヨーロッパ文化への貢献に関する記述を行う必要がある、といった課題認識の共有が確認された。同時に、教科書記述、教科教育のいずれにおいても、ロマの歴史に関する言及が未だ黎明期にあることも明らかとなった。

本章の事例研究を通して、アスマンの言う「機能的記憶」と「蓄積的記憶」が記憶の場

でどのような課題を顕現化し得たのか、戦後補償と歴史教育の中で、如何にして、「認識の落差」の萌芽が芽生えたのかという問題関心を考察した。同時に、想起と組み合わせたうえで、公共的なコミュニケーションの流し込みには、予め利害関係者間で了解志向的な意見調整を必要とするという現実をも浮き彫りとした。なお、いずれの事例においても、格差が構造化されていたことも確認されている。

以上を踏まえ、次に、「警鐘碑論争」と「もうひとつの警鐘碑論争」という 2 つの論争の軌跡を辿る。考察により、格差克服に向けて、公共的なコミュニケーションが利害関係者間の相互理解を架橋し、歴史認識に係る周縁的課題を公的課題に引き上げ、ひいては政治的判断を仰ぐことを可能とした過程が明らかとなる。

第6章 「警鐘碑論争」の軌跡

本章の目的は、「警鐘碑論争」（1988-2005）の軌跡を辿ることにある。考察により、格差の克服に向けて、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせを必要とした理由が明らかとなる。振り返ると、同論争には無数の転轍点があり、幾度となく、利害関係者は選択を迫られた。仮に「記憶の真正性」を担保とするなら、想起の多様性を保障できるのか。開かれた記憶の共同体とするには、如何なる制度設計が必要なのか。そこから見えてきたのは、「多様性の中の平等性」を保障するには、そして、記憶の「多様性」と「統一性」、及び「個別性」と「一般性」の均衡を保つには、実社会の不平等とは一線を画した透過性の高い想起と了解志向的で公共的なコミュニケーションが求められるという現実である。

先述の公共性の概念に照らすと、競合を通じてユダヤ人の公共性やドイツ（人）の公共性に接触を試みたのがロマの「対抗的な公共性」である。一見、ロマの公共性は、かれらの「追悼される権利」を2つの大きな公共性に架橋するにはあまりに脆弱であるように思われた。しかし、かれらは、客観的事実とされてきたものに記憶を対置させながらこれに反駁し、「もうひとつの警鐘碑」の建立の必要性を大きな公共性に架橋する。結果、利害関係者は相手の否定的見解に背を向けることを由としない可謬主義的なコミュニケーションを選択することで、様々な落としどころを見出していったのである。

第1節「警鐘碑論争」が内包する問い

1-1. 問題の所在

筆者の見る限り、「警鐘碑論争」には2つの争点がある。ひとつは、ユダヤ人犠牲者のみに捧げる国家的警鐘碑の建立可否を問うた議論である。もうひとつは、追悼の対象者にしほりを設けることへの是非である。この問題に対し、ユダヤ人ロビイストとロマの代表者は、当初、「独白的なコミュニケーション」のぶつけ合いに専心した。しかし、時と共に、両者は公共的なコミュニケーションを媒介とする対話的な想起に議論のベクトルを向けていく⁵⁰⁹。実際、2つの理念の結びつきは、想起単独では成し得なかった記憶の「多元化」

⁵⁰⁹ ここで言う対話的な想起とは、想起とコミュニケーションを繋げていく過程で、自己と相手を相互理解に向けて動かすプロセスを指す。

と「集約化」を可能とした。さらにいえば、一旦集約した記憶を解体し、ガラス張りの多面体として「一般化」させていく過程は、解釈の多様性にも帰結する。ここから芽生えるのは、格差の萌芽の摘み取りという意識である。

したがって、これらの問題関心に向き合うには、まず、公共性の理念が、行為者と犠牲者という縦軸、及び犠牲者間という横軸のねじれを解消していく過程を辿らなければならない⁵¹⁰。同時に、完成後に鮮明となった課題にも関心を向ける必要がある。というのも、完成した 2,711 本の石柱群は、「警鐘碑論争」で有識者たちが抱いた懸念を必ずしも払拭してはいないと言えるからである。それは、一旦集約した議論のベクトルを公平な意見交換の場に持ち込み、収斂・集約を重ねたうえで、再び複数の方向に向かわせるという取り組みでもある。こうした問題意識を踏まえ、以下、論争の軌跡を辿りたい。

1-2. 「警鐘碑論争」の特徴

振り返ると、1988年に始まった「警鐘碑論争」は、2005年の「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑（Das Denkmal für die ermordeten Juden Europas）」の完成により、一応の幕引きを迎えた。序章で述べたように、当初、ユダヤ人ロビイストは、慰霊碑（Monument）ではなく、戒めの碑（Mahnmahl）の建立を要請していた。その背景には、行為者の地に、自省に基づく国家的記念碑が存在してこなかったという現実がある。そしてそれは、草の根的な地域的記念の活性化と国家の中心的記念が上手く接続していなかったことの示唆でもあった。最終的に、警鐘碑に“Denkmal”の名を冠したのは、行為者の子孫に対し、「考え続けよ」という記憶継承の責務を説く為であったと考えられる。

ところで、同碑を「楔のように打ち込まれた負の過去の標し⁵¹¹」と評するのは、香川（2012）である。彼女によると、「警鐘碑論争」は、「記念碑というものが社会に対してもつ倫理的意味合いや歴史的解釈をめぐって、高度な水準の議論が重ねられていった⁵¹²」ことを特徴としている。その際、反対派からは「記念碑芸術という芸術作品の体裁をとった

⁵¹⁰ 考察に向けて、本章が導きの糸とするのは、中岡（1996, 238頁）のハーバーマス論である。なぜなら、彼の視点、すなわち、ハーバーマスの「理論の限界を見定めつつ、むしろ政治社会的実践を通して、理念と現実との落差を埋めることに関心を向けているよう」であるという視点は、格差はコミュニケーションで克服し得るものだという本論の仮説を強く支えるものだと言えるからである。

⁵¹¹ 香川檀（2012）115頁。

⁵¹² 同上、115頁。

追悼の仕方」への反発や、「文化国家の体面を保つための事業ではないか」という批判の声が上がった⁵¹³。一方、推進派からは、「現場性とは切り離れた記念碑を首都に建造する必要がある」、「ナショナルな共同想起とそれによって文化的記憶を継承していくためには、（…中略…）象徴的な表現形式とその儀式的な実践とがなくてはならない」という見解が示された⁵¹⁴。「記念碑は元来、『想起せよ』という要求話を内包している⁵¹⁵」という彼女の論に、警鐘碑（Mahnmal）の性格を重ねると、2,711本の石碑は、戒めと想起を両極としていることになる。

ところで、先の米国の記念博物館の開館を巡る議論と「警鐘碑論争」の違いはどこにあるのか。ウィッパーマン（2005）の言葉を借りると、前者には「ほぼ全体を通してロマとユダヤ人が関わっており、本質的に『犠牲者間の競争』という仲間内の問題⁵¹⁶」の性格が強かった。他方、後者は初めから別の様相を呈していた。なぜなら、この議論の核心は「行為者が複数の犠牲者集団を同時追悼し得るのか⁵¹⁷」ということにあったからである。実際、ユダヤ人犠牲者のみに捧げる壮大な碑の建立には相応の理由を必要としたし、他の犠牲者集団の記憶の救済という課題の先送りはもはや許されはしなかった⁵¹⁸。

そのようななか、アスマン（2019）は、90年代に「たくさんの追悼記念行事、展示、ミュージアムの設立、記念碑、政治的な象徴の設置でしっかりと固められ」て、グローバルな「想起の共同体」が形成されたことに着目している⁵¹⁹。というのも、これを機に、非ユダヤ人犠牲者も、「自分たちの要求をいかに掲げ、自分たちのトラウマ的な思い出にどう形態を与えるか、方針を定めた」からである⁵²⁰。

そのようななか、ユダヤ人ロビイストは、「唯一性の概念」を盾に、追悼の対象者にしほりを設けるよう、繰り返し要請した。しかしドイツは、犠牲者間の「記憶のせめぎあい」という繊細な問題に対して、模様眺めに徹する場面が少なくなかった。結果、議論は、知

⁵¹³ 同上、116頁。

⁵¹⁴ 同上、117頁。

⁵¹⁵ 同上、117頁。

⁵¹⁶ Wippermann (2005) op. cit., p.107.

⁵¹⁷ Ibid., p.107.

⁵¹⁸ これは、「記念はその出来事から経過した時間の長さだけでなく、現在における派閥中心政治や社会的現実の一部分となっている特定の過去の影響も受けている」というセルーシ（2010, 50-51頁）の論とも重なる。

⁵¹⁹ アスマン（2019）56頁。

⁵²⁰ 同上、56頁。

識人の意見と世論を折々の調整弁としつつ、政治的判断に持ち込まれていく。最終的に、解決の鍵となったのは、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせであった。当時の意識変化を、ウィッパーマン（2005）は「過去の確かな正常化⁵²¹」と評している。

1-3. ドイツ連邦政府の決断

それでは、当時の連邦政府は、こうした要請にどう呼応したのだろうか。先述のように、コール首相は、歴史政策を通じた国家的アイデンティティの創出に意欲的であった。この流れを受けて、「警鐘碑論争」は、市民団体、知識人、ジャーナリスト、そして犠牲者集団が多声的な意見を交わしながら合意形成への道を探るものとなっていく⁵²²。そこで収斂・集約された意見を連邦議会という意思決定の場に持ち込み、政治的判断を仰ぐという過程は、まさにハーバーマスの公共性の理念の具現化であった。別言すると、公共的なコミュニケーションは、「効率」を求めようとした利害関係者の考えをせき止め、議論の方向性を「妥当性」、「事実性」、「公開性」に重きを置くものに変化させた。並行して、アスマンの言う「想起とアイデンティティ⁵²³」の関係の中で構築される空間、すなわち、「境界の開かれた、開放的な交渉空間におけるナラティブと表象⁵²⁴」の空間の中で、想起を結び合わせることで記憶は多層化し、静性・不変性から脱却することになる。

端的に言うと、1999年6月25日、連邦議会は、警鐘碑をユダヤ人犠牲者のみに捧げることを採択する。石田（2002）は、これを「これ以上の決定先送りはできないとのムードの中で⁵²⁵」為された決議だと評する。なぜなら、連邦政府は、「もしも10年以上にもおよぶ議論の末に建立取りやめとなれば、ドイツの国際的なイメージダウンにつながりかねない⁵²⁶」ことを懸念していたからである。このような背景からか、当日の議事は、今後の「警鐘碑群構想」の実現化を中心に進められた。結果、規模の大小はあれ、各犠牲者集団の個

⁵²¹ Wippermann (2005) op.cit., p.83.

⁵²² 香川（2012, 115頁）は、当時の議論を、「政治家、学者、ジャーナリストから世論一般を巻き込んだ論争では、自国の犯した過ちを記念するなど、『恥辱の碑』を建てるようなものであるとか、『アウシュヴィッツを道具化する』ようなものであるとの批判があがる一方、前世代の過誤をドイツ国民として子孫が受け継ぎ、未来への戒めとする『政治的な自己理解』の表明であると支持する声も強まった」、と振り返っている。

⁵²³ アスマン（2019）190頁。

⁵²⁴ 同上、190頁。

⁵²⁵ 石田勇治（2002）299頁。

⁵²⁶ 同上、299頁。

別碑の順次建立が既定路線とされたのである。

1-4. 警鐘碑の造形

警鐘碑の造形について見ていくと、2度のコンペの末、1997年に採択されたのは、「建築家ピーター・アイゼンマンと彫刻家リチャード・セラの共同設計⁵²⁷」案であった⁵²⁸。香川（2012）によると、それは、「コンクリートの直方体を敷地前面に並べたもの」であり、完成した2,711本の石柱は、「少しずつ高さを変え、約1メートルの間隔をおいて規則的に並ぶが、よく見るとそれぞれわずかな角度で傾いている⁵²⁹。」案内書『Holocaust Memorial Berlin』（2008）によると、石柱群は中心部に進むほど視界が遮られる造形となっており、天候によりその表情を変える⁵³⁰。

（図2）「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」



出典：筆者撮影

ゆえに、来訪者は「四方から石に包み込まれるような閉塞感のなか、不安定な勾配のついた地面を踏み締め、みずから移動しながら記念碑を受容する⁵³¹」ことになる。これは、『『共に哀しむ』安易な感情移入をきっぱりと拒むかわりに、一人ずつ石のあいだを歩き回ることによって空間からなにかを受け取る『経験としての記念碑』⁵³²』というアイゼンマンの考えの具現化である。

⁵²⁷ 香川檀（2012）126頁。

⁵²⁸ ただし、香川檀（2012, 127頁）によると、セラは「主催者側から出された多くの変更案に妥協すること」を拒み、1998年にプロジェクトを辞している。

⁵²⁹ 同上、126頁。

⁵³⁰ Bernau (2008) p.14.

⁵³¹ 香川檀（2012）126-127頁。

⁵³² 同上、130頁。

さらに地下には、アイゼンマン設計の「情報センター」が併設されており、「国別のユダヤ人犠牲者数のデータ」、「家族の運命」、「犠牲者の名前」が数秒ごとに映し出される⁵³³。そしてそれは、地上の匿名性とは対照的に、ユダヤ人犠牲者の「個」に輪郭を与えている⁵³⁴。

(図3) 情報センター内の「名前の部屋」



出典：Förderkreis Denkmal für die ermordeten Juden Europas. 2005. “Erinnerung und Gedenken an die bis zu sechs Millionen jüdischen Opfer des Holocaust”

なお、香川（2012）の指摘のように、この二部構成は、「地上の記念碑が誰に捧げられたものかを明確に示す、指標的な場所⁵³⁵」にもなっている⁵³⁶。

1-5. 完成後の課題

ところで、記念碑は、「作られた時代が重要となる」、「記念碑のその後にも注目すべきである」、「記念碑相互の関係について、長い歴史の中で総合的に検討する必要がある」と語るのは、松本（2012）である⁵³⁷。本論とは、「建立に費やした歳月」、「完成後の課題」、「もうひとつの警鐘碑の建立に与えた影響」、というところが通底する。これに呼応するか

⁵³³ 同上、132 頁。

⁵³⁴ 米沢（2009, 379-380 頁）によると、「情報センター」の「名前の部屋」では、「壁にユダヤ人犠牲者の名前が一人ずつ映し出されて名前と略歴が、約一分半をかけて読み上げられている。」

⁵³⁵ 香川檀（2012）132 頁。

⁵³⁶ ただし、米沢（2009, 380 頁）によると、「中心的理念を担うとされた『ヤド・ヴァシエム』の犠牲者データベース」は、「当初の計画ではこれが、世界で『犠牲者の国』と『加害者の国』二つだけで閲覧可能な（…中略…）情報の核心」となる予定であった。しかし、警鐘碑完成の前年（2004 年）に「ヤド・ヴァシエム」が、データベースを「インターネット上で完全公開に踏み切った」ことにより、その独自性は失われてしまう。ゆえに、彼は、「情報センター」には、行為者の国にしか成し得ない取組み、すなわち、「『加害者』のデータベースの作成やその閲覧や検索のための端末機でも置くこと」が必要ではないかと問うている。

⁵³⁷ 松本彰（2012）17-18 頁。

のように、安川（2015a）も、完成後の課題にも言及している。第一は「モニュメンタリティに対する批判」である⁵³⁸。彼は、「想起させる対象の巨大さに、記念碑の巨大さを対応」させている状況を踏まえ、「石柱のフィールド」という「抽象的で巨大な建造物は、それが想起させようとする過去との、より反省的で主体的な対決を促すのだろうか」と問いかける⁵³⁹。そのうえで、「活発な想起の営みに終止符を打ってしまう」ことへの危惧を答えに代えている⁵⁴⁰。それは、碑の巨大さで行為者の罪を相殺しようとしたり、抽象性が想起の対象を曖昧模糊としたりすることへの懸念であったと言えるだろう。

第二は警鐘碑の政治的性格である。彼によれば、同碑は、「連邦共和国の『想起の文化』のナラティブにしっかりと組み込まれ、政治的表徴として機能している⁵⁴¹。」それは、「自国の負の過去との批判的な距離化を通じて、肯定的な国民像を創出しようとする」試みでもある⁵⁴²。後述のように、市民運動を発端とする警鐘碑の建立は、再統一を機に「国家的事業」に変貌を遂げた。今日まで、ドイツの歴史政策の集大成と位置付けられていることから明らかなように、同碑は常に政治情勢と分かち難く結び付いている。

第三は「同一化の問題」である。そこに内包されているのは、「想起の営みが行われる現在の社会の多様性を均質化し、一般化された『ドイツ人』というカテゴリーに解消してしまう」（包摂と排除）、「出自も運命も異なる個々の犠牲者を、哀悼の客体である『ユダヤ人』というカテゴリーで括り、想起の客体から排除する」（二重の犠牲の論理）、「犠牲者のカテゴリーの前景化と加害者の姿の後退」（偽りの同一化）という 3 つの課題である⁵⁴³。これらは、石柱群の匿名性が、一方では加害者や犠牲者の「個」を埋没させ、他方では非ユダヤ人犠牲者の記憶を埋没させてしまっている現実を言い表している。そうであるなら、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」の完成は、ドイツの記憶文化のひとつの着地点であったと同時に、新たな 1 章のはじまりになったと言えるだろう。

以上を踏まえ、次に「警鐘碑論争」の軌跡を辿る。これにより、同じ出来事に対して異なる記憶を抱く利害関係者の合意形成に向けて、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが果たし得た可能性と限界が明らかとなる。

⁵³⁸ 安川晴基（2015a）101 頁。

⁵³⁹ 同上、99 頁、101-102 頁。

⁵⁴⁰ 同上、99 頁。

⁵⁴¹ 同上、102 頁。

⁵⁴² 同上、102 頁。

⁵⁴³ 同上、102 頁。

第2節 提唱期（1988-1991）

2-1. 警鐘碑という「記憶の場」

さて、市民団体「ペルスペクティーフエ・ベルリン（Perspektive Berlin e.V.）」が、公開討論の場で、警鐘碑の必要性を提唱したのは1988年8月24日のことである。『殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる記念碑に関する資料（*Materials on The Memorial to The Murdered Jews of Europe*）』（2007）によると、表9に示すように、建立までの17年間には6度の節目があった⁵⁴⁴。

（表9）「殺害されたヨーロッパのユダヤ人に捧げる警鐘碑」の軌跡

日時	主な経緯
1988年8月24日	市民団体が警鐘碑の必要性を提唱
1999年6月25日	ドイツ連邦議会が建立を議決
2003年4月1日	建設着工
2004年7月12日	「情報センター」の竣工式が行われる
2004年12月15日	最後の石碑が設置される
2005年5月10日	警鐘碑の落成式が行われる

出典：Information Centre exhibition（2007）

実際、17年間の議論の過程では、様々な綻びが生じ、繕う間もなく、新たな課題が浮き彫りとなることも稀ではなかった。事実、提唱者ロース（Lea Rosh）は、同書の“From three to four years, into seventeen”という章の中で、「当初は、3,4年で完成するという青写真を描いていた」、「非ユダヤ人は、殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる記念碑の建立という最終目的に納得すると確信していた」と語っている⁵⁴⁵。

加えて、ロースは、「なぜ、ユダヤ人のみに捧げるのか」、「なぜ、他の犠牲者集団の為に捧げることをも由としないのか」、「なぜ、すべての犠牲者を追悼しようとするのか」という3つの問いに対しては、次のように結論する。それは、「ナチス政策の主要目的はユダヤ人の根絶にあった。（…中略…）。ヨーロッパ大陸で2,000年間続いた反ユダヤ主義の最終章がホロコーストだったのである。だからこそ、600万人のユダヤ人犠牲者は、ユダ

⁵⁴⁴ Information Centre exhibition（2007）p.177.

⁵⁴⁵ Ibid., p.9.

ヤ人に捧げる記念碑を要求するのだ⁵⁴⁶」というものである。ロースは、次なる根拠として、1999年6月25日の議会の決議、すなわち追悼の対象者をユダヤ人に絞るという決議を挙げる。彼女の確信は、『『国家』は草の根的な市民活動の要求を認めた。加害者の名の下に殺害されたユダヤ人の記憶を記念することへの責任を引き受けたのである⁵⁴⁷』という発言からも読み取ることができる。裏を返せば、彼女は、他の犠牲者集団とのコミュニケーションを謝絶することに、正当な理由を与えようとしていたとも言えるだろう。

2-2. 提唱者たちの思惑

それでは、どのような背景の下、警鐘碑の建立が提唱されたのか。この点につき、ヴィッパーマン（2005）は、ロースと歴史学者イエッケルは、1988年にイスラエルのヤド・ヴァシェム訪問を機に、次の問題意識を抱くようになったと述べる⁵⁴⁸。

1. ヤド・ヴァシェムという記憶の場は、犠牲者の地で犠牲者の為に建てられた。行為者の地に同じ性格のものを建てることなど不可能である。
2. ドイツは様々な記念碑や記憶の場を作ってきた。たいていの場合、それらは行為者が犠牲者を迫害したり、殺害したりしたかつての強制収容所跡地であった。
3. しかし、そうした場所では非ユダヤ人も犠牲となっている為、ユダヤ人のみを想起する場となっていない。

しかし、ここで2人が言及を避けていた事実がある。それは、イスラエルも建国後直ちにホロコーストの記憶と向き合ったのではない、という事実である。これをヴィッパーマンは、「イスラエルさえも当初はホロコーストを集合的記憶の中心に据えていなかった」と評し、「同国の関心はアラブ諸国からの自国防衛にあり、第一次中東戦争（1948-49）の勝利に伴う記念行事の一段落後によくショアーに関心が向かい、歴史追究のうえ、犠牲者に捧げる記念碑の設置に至った」と結論する⁵⁴⁹。なぜなら、「同国がユダヤ人犠牲者の運命を特異性と唯一性のあるものとして描いたのは、イスラエル国家が存在する権利とアラ

⁵⁴⁶ Ibid., p.9.

⁵⁴⁷ Ibid., p.9.

⁵⁴⁸ Wippermann (2005) op.cit., p.108.

⁵⁴⁹ Ibid., p.143.

ブ諸国に対する諸政策を認めさせるためでもあった」からである⁵⁵⁰。さらに彼は、「イスラエルの歴史家たちも、ユダヤ人犠牲者の絶対的な唯一性に疑義を抱いていた⁵⁵¹」とも主張する。かれらは、「ナチスは他の犠牲者も同じ動機で迫害していたし、それはまた別のかたちのジェノサイドであった」という立場を取り、「イスラエル人であれば、かような非ユダヤ人犠牲者をも記念しなければならない」と考えていた⁵⁵²。しかし、2人は、こうした不都合な面を覆い隠してしまう。ストラヴィンスキーによると、当初、ロースは、せいぜいのところ「ドイツ系ユダヤ人犠牲者のための警鐘碑」の建立を訴えていた。しかし、比較的早い段階で、追悼の対象を「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人」という広義な文脈への変更を決意する⁵⁵³。公開討論から約5か月後、市民団体「ペルスペクティーヴェ・ベルリン」は、『フランクフルター・ルントschau』紙（1989年1月30日付）に、ベルリン市政府と州政府、及び連邦政府に向けて、以下の声明文を発表した⁵⁵⁴。

ナチスの権利掌握から、そしてヨーロッパ・ユダヤ人の殺害から半世紀が過ぎた。にもかかわらず、ドイツという行為者の地には、唯一無比の民族殺戮を追悼するような中心的な記念の場が皆無である。さらには、犠牲者の想起に繋がるような警鐘碑も存在しない。これは恥である。ゆえに、われわれは数百万人の殺害されたユダヤ人に捧げる壮大な警鐘碑の建立を要請する。(…中略…)。この警鐘碑の建立は、東西すべてのドイツ人の義務である。

このように、市民団体「ペルスペクティーヴェ・ベルリン」は、「恥」という言葉を使って、行為者の地における警鐘碑の建立をドイツ人の責務であると訴えた⁵⁵⁵。しかし、敢えて追悼の対象者にしほりを設けることは、見方を変えると、必然的に他の犠牲者集団の記憶をどう救済するのかという問いを生み出す。ゆえに、この声明文を機に、「警鐘碑論争」の幕

⁵⁵⁰ Ibid., p.143.

⁵⁵¹ Ibid., p.101.

⁵⁵² Ibid., p.101.

⁵⁵³ Stavgunski (2002) p.27.

⁵⁵⁴ Perspektive Berlin (1989)

⁵⁵⁵ 武井 (2017, 211-212 頁) によると、1980年代は、「ドイツの集団的記憶の転換」の下、「記念碑建設、記念プレートの設置」が急増した時代でもある。そうであるなら、ロースはそうした社会的関心の高まりを追い風に、警鐘碑建立を実現させようとしたのかもしれない。

が上がったと言えるだろう。

2-3. 「記憶の所有権争い」のはじまり

市民団体「ペルスペクティーフヴェ・ベルリン」の意見表明の約2か月半後、中央委員会は、『ターゲスシュピーゲル』（1989年4月11日付）紙に声明文を発表した。この行動は、アスマン（2019）の言葉、すなわち、「可視性とある種の政治的ロビー運動がなければ、しっかりと接合された記憶と権力の編成をめぐって交渉したり、それを開いたり、変えたりすることはまったくできない⁵⁵⁶」という言葉と響き合う。事実、以下の文面には、犠牲者の位置付けを巡るロマの積年の「願い」が凝集されている⁵⁵⁷。

50万人のシンティとロマの根絶もまた、ホロコーストである。30年以上に亘り、ドイツ連邦共和国は、われわれが人種的理由の犠牲者であることを黙殺してきた。ベルリンが、同じ愚を続けてはならない。すべての犠牲者には、この地で等しく追悼される権利がある。（…中略…）。犠牲者を切り離したり、第一級と第二級に区分したりすることなどあってはならないのだ。（…中略…）。連邦政府、ベルリン市政府、州政府には、シンティとロマが記憶の場で共に追悼されるよう顧慮する責務がある。

メッセージの送り手として、中央委員会は、受け手となるユダヤ人ロビイストや連邦政府、及び世論を意識しながら、慎重に言葉や表現を選んだと考えられる。ところで、なぜ、中央委員会は、ロマ犠牲者の存在が不可視的であった時代に声を上げたのか。筆者は、その解を米山（2005）に求めたい。彼女は言う。「集合的なものであれ、個人的なものであれ、ある社会の歴史に対して、固有の想起の仕方を刻み込むことは、その存在が可視化され、過去についての言説が生産されるなかでその声が聞き取られることの保証となる⁵⁵⁸。」そうであるなら、中央委員会は、共同追悼という想起の在り方を通して、その声を可聴的にしようとしていたことになる。同時に、本論に照らすと、「多様性」と「統一性」、「集約化」と「一般化」の輪の中に、ロマの記憶を投げようとしていたとも言える。実際、中央委員会の声明文は、「犠牲者の序列化」という、誰もが問うてこなかった問題関心を鮮明とした。

⁵⁵⁶ アスマン（2019）155頁。

⁵⁵⁷ Die Tagesspiegel（1989）

⁵⁵⁸ 米山リサ（2005）213-214頁。

結果、「警鐘碑論争」は、行為者の記憶、犠牲者間の記憶に関して意見を交わし、展望を示す舞台となっていく。それでは、こうした弱い犠牲者の反旗に、市民団体「ペルスペクティーヴェ・ベルリン」は、どう応答したのか。『ターゲスツァイトゥング』紙（1989年4月13日付）の取材に、ローアは次のように答えている⁵⁵⁹。

中央委員会の論は非妥協的であり、理解の域を超えている。(…中略…)。われわれは、なぜかれらがこうした騒動を起こすのか理解に苦しむ。(…中略…)。ひょっとすると、シンティとロマは、警鐘碑問題と、常にはぐらかされてきた補償問題を関連付けようとしているのかもしれない。

このように、ローアは中央委員会の共同追悼の要請を「騒動」と見なし、補償問題と絡めた「戦略」であるかのように一蹴した。このことは、コミュニケーションの受け手は、送り手に対して、必ずしもハーバーマスの「妥当要求」に即して応答するわけではない、という現実を物語っている。結果、コミュニケーションの扉は閉じたままとなり、両者の歴史認識を巡る攻防は激しさを増していく。

2-4. 追悼の分離への異議

約2年後、ドイツ・シンティとロマ資料文化センターの事務局長フロイデンベルク（Günter Freudenberg）は、『フランクフルター・ルントシャウ』紙（1991年4月11日）に、「犠牲者を区別することを誠意が禁じる」という論文を発表した⁵⁶⁰。そのなかで、彼は「虐殺されたシンティ・ロマは、われわれの記憶の中に特別に呼び起こされるには値しないのか」と問いかけ、「ユダヤ人犠牲者のためだけの国立記念碑は、今までもそうであったように、これからもユダヤ人犠牲者だけを想起するという想起の排他性を持続させ、四十年以上も続いているシンティ・ロマの運命を抑圧することになる」と追悼の分離に異を唱えた⁵⁶¹。しかし残念ながら、当時、ロマ犠牲者に関する先行研究は緒に就いてはいなかった。結果、彼の主張は、ひとり相撲となってしまふ。

纏めると、提唱期には、第一に「すべての犠牲者に捧げるのか」あるいは「ユダヤ人の

⁵⁵⁹ Die Tageszeitung（1989）

⁵⁶⁰ 米沢薫（2009）46頁。

⁵⁶¹ 同上、50-51頁。

みに捧げるのか」という選別に関する問い、第二にユダヤ人のみに捧げるのならロマを含めた他の犠牲者の記憶は行き場を失うのではないかという「序列化」に関する問い、第三に「戒めの碑」とするなら、あらゆる犠牲者集団への「配慮」が必要ではないかというコミュニケーションに関する問いが鮮明となった。いずれも格差と不平等を前提とする問題群であり、両政府は犠牲者間の議論にどう関わればよいのか思案に暮れていたようにも見える⁵⁶²。実際、次に述べる衝突期には、犠牲者間の対立がより深刻化していく。

第3節 衝突期 (1991-1993)

3-1. 個別碑か共同碑か

振り返ると、ストラヴィンスキーは、警鐘碑論争において、「1990-1991年を『助走期間』とみなし、1992年初めに変化の兆しが見えた⁵⁶³」と述べている。事実、1991年3月、中央委員会議長ローゼは、「ベルリン市政府にユダヤ人とスィンティとロマに捧げる記念碑建立を公に要請」した⁵⁶⁴。対して、ユダヤ人評議会議長ブラウンは、「スィンティはただ記念碑を背負うという方法で花輪の置き場を得ようとしている⁵⁶⁵」と批判、ローゼの発言を「記念碑の手段化」だと反論した。そのようななか、1991年6月20日の連邦議会の決議、すなわち、ベルリンへの首都移転決議を機に、警鐘碑の「公的性格」は強まっていく⁵⁶⁶。

その後、ユダヤ人関係者と連邦政府は、警鐘碑の建立実現に向けた議論を開始した。ストラヴィンスキーによると、「1992年3月半ば、文化大臣モミン (Roloff Momin) は文化委員会で、間を置かず内務大臣ザイターズ (Rudolf Seiters) がロースとの会話の中で記念碑の建立許可」を与えており、連邦政府は「可能なら4月にも都市計画に沿うデザインの公募の実施」を考えていた⁵⁶⁷。ただし、「文化大臣は記念碑を誰に捧げるべきかという問いについては、コンテストの結果が出てから考えればよい⁵⁶⁸」というスタンスであった。

⁵⁶² ここで言う両政府は、連邦政府とベルリン市政府を指す。ドイツ連邦共和国外務省 (2018, 27頁) によると、ドイツは連邦制を取っており、ベルリンは都市でありながら連邦州でもある。そして、「中央政府との連携はきわめて密接」だとされている。

⁵⁶³ Stavgunski (2002) op. cit., p.49.

⁵⁶⁴ Blumer (2011) p.147.

⁵⁶⁵ Stavgunski (2002) op. cit., p.54.

⁵⁶⁶ この点につき、リュールupp (2020, 277頁) も、行為者の記憶が、「リベラルで民主的な法治国家の意味において最良の動員力を持つ者と考えられた」と語っている。

⁵⁶⁷ Stavgunski (2002) op.cit., pp.55-56.

⁵⁶⁸ Ibid., pp.55-56.

つまり、連邦政府は、問題群の先送りを最初から由としていたのである。

一方、追悼の分離に異を唱えるロマの抗いを一刀両断に切り捨てたのは、ユダヤ人評議会議長ハインツ・ガリンスキーである。彼は、ローゼに宛てた書簡（1992年6月22日付）の中では、「今日までドイツに、特にナチズムの大量殺戮の犠牲となったヨーロッパ・ユダヤ人を想起する警鐘碑がなかったことから、この市民運動を歓迎する。同時に他の犠牲者、特にナチス時代に迫害されたシンティとロマを尊重することにも異論はない⁵⁶⁹」と中立的立場を装う。しかし次の発言から、彼の真意は正反対であったことが窺える⁵⁷⁰。

貴殿には、600万人のユダヤ人犠牲者の為の記憶の場を作る特別な理由を思い出してほしい。ナチスのユダヤ人政策、すなわちユダヤ系企業のボイコット（1933年4月1日）、シナゴーク焼失（1938年11月9日）、黄色い星の着用（1941年）、最終解決を決議したヴァンゼー会議（1942年1月20日）を思い出してほしいのだ。

このように、ガリンスキーは特別な理由を盾に、ドイツが既に19世紀後半からロマ撲滅政策を実行していたり、ユダヤ人よりも厳しい人種概念を適用していたりした事実を閉じている⁵⁷¹。そして、「私はシンティとロマの運命や悲しみを何ら過小評価しようとしているのではない」と述べながらも、「ユダヤ人への犯罪の比較不可能性に疑義を抱くことなど認め難いと言っているのだ」と境界の必然性を訴える⁵⁷²。かような、ユダヤ人評議会議長による境界の肯定は、「ペルスペクティヴェ・ヴェ・ベルリン」の業務を継承した市民団体

⁵⁶⁹ Ibid., p.55.

⁵⁷⁰ Ibid., p.55.

⁵⁷¹ 前者は、1899年にミュンヘン警察内にジプシー情報局を設置したことを発端としている。この流れを受けて、1926年7月16日には、バイエルンが「ジプシー、浮浪者、労働忌避者と戦うための法律」を公布、ロマの移動や集住を厳しく制限した。同法は、治安上の理由から、16歳を超えた者が二年を限度に作業場に送ることを定めてもいた。さらに、1938年には、ジプシー情報局を「ジプシーの害悪撲滅全国センター」と改称、ドイツ刑事警察の一部局としてベルリンに移転する。同組織は「予防検束」の名の下にロマの身柄を拘束、ロマの強制収容所への移送を推し進めた。対して、後者について見ていくと、たとえば、帝国公民法第一命令（1935年11月14日発布）は、祖父母4人の中にユダヤ人がいる者を「半ユダヤ人」と定めていた。それに対し、曾祖父母8人の中にロマがいる者を「混血ジプシー」と見なした。これは、ロマがユダヤ人の2倍の厳しい基準で選別されていたことを意味する。ヒルバーグ（2003b）249頁、バーリー・ヴィッパーマン（2001）96頁、フレンケル（2003）410頁、及び金子マーティン（1998）85頁。

⁵⁷² Stavgunski（2002）op. cit., p.55.

「フェルダークライス (Der Förderkreis)」の追い風となった。対照的に、中央委員会は、ユダヤ人犠牲者との共同追悼などもはや不可能ではないかという虚無感に見舞われてしまう。ストラヴィンスキーは、こうしたコミュニケーション不全を、「非論理的論争が関係者を無気力化させ、あり得たかもしれない実践的歩み寄りをなくした⁵⁷³」と総括する。言い換えると、両者は独白的なコミュニケーションの流し込みに専心し、ハーバーマスの「正当性⁵⁷⁴」の理念に背を向けていたのである。

3-2. ベルリン市政府と市民団体「フェルダークライス」の協議

それでは、構想段階では何を決議し、何を見送ったのか。以下は、ベルリン市政府と市民団体「フェルダークライス」の協議結果（1992年4月24日）を纏めたものである⁵⁷⁵。

1. 新たに作る記憶の場は、殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のみに捧げるべきである。それは、反ユダヤ主義の歴史をも伝えるものでなければならない。
2. 他の犠牲者集団の為の記憶の場は、別の場所に作るべきである。
3. 記憶の場の担い手は、連邦政府・ベルリン市政府である。市民団体「フェルダークライス」ではない。
4. 総工費の見積もりは約1,000万ユーロとなる。連邦政府と市が半分を負担、残額を市民団体「フェルダークライス」が工面する。
5. 市は最善の方法で議案と法令を準備する。
6. 記憶の場は、旧帝国官房跡地に作るものとする。
7. 5-6人の国際的にも名声高い芸術家を招聘したコンテストを行うべきである。7月半ばまでに芸術家を指名し、11月中に選考結果を出すこととする。

このように、協議では、第一に追悼の対象者をユダヤ人に絞ること、第二に建立主体を連邦政府・ベルリン市政府に移すこと、第三にコンテストを自由公募にしないこと等が確認された。しかしながら、基本構想の外枠を急ぎ固めたことで、社会的合意形成という内枠

⁵⁷³ Ibid., p.55.

⁵⁷⁴ 中岡（1996, 150頁）の言う「自分の言っていることが社会的規範に照らして『正しい』と主張」する行為を指す。

⁵⁷⁵ Senatsverwaltung für Kulturelle Angelegenheiten（1992a）

固めには、様々な意見調整が必要となった。実際、5月26日には、「首尾よく事を進めるべく、連邦政府は、殺害されたシンティとロマに捧げる個別碑を建立するために尽力すべきであること⁵⁷⁶」が確認されている。しかしそれでもなお、中央委員会は基本構想への異議を申し立てた。『ベルリナー・ツァイトゥング』紙（1995年27日付）によると、それは、「記念碑を600万人の殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のみに捧げることは、50万人の殺害されたシンティとロマには『耐え難い』」、「中央委員会は『歴史の歪曲』に抗う」、「連邦政府は、ユダヤ人教区の下、首都に国家的共同記念碑を建立し得る」というものであった⁵⁷⁷。中央委員会は、「記憶の真正性」を担保にコミュニケーションを活性化させようと、文字通り、もがいていたと言えるだろう。

3-3. 連邦内務省による公式見解の発表

ストラヴィンスキーによると、ユダヤ人ロビイストと中央委員会との議論は、「最終的にホロコーストの概念の内容整理を重視する」ことに繋がった⁵⁷⁸。両者は、「たしかに、ホロコーストという犯罪の唯一性については意見の一致を見ていた⁵⁷⁹。」しかし、犠牲者の範囲という面では、次の問いが残り続けていた。「それは、ホロコーストの概念が、ユダヤ人絶滅政策のみを指すのか、それともシンティとロマへの絶滅政策をも含むのかという問いであった⁵⁸⁰。」

1992年7月14日、連邦内務省は公式見解を発表、個別碑の建立という折衷案を提示する⁵⁸¹。もちろん、中央委員会は即時撤回を申し入れたのだが、交渉役のガリンスキー議長の急死（9月14日）により和解の道は断たれてしまう⁵⁸²。その後、中央委員会はユダヤ人評議会の新議長ブービスと連邦内務大臣に新たな対話を要求したのだが、連邦政府もベルリン市政府も、いずれベルリンの中心部にシンティとロマに捧げる個別碑を建立するという「空手形」を切るばかりであった⁵⁸³。

ここで抑えておきたいのは、後の連邦政府が、この公式見解を和解案のように扱ってき

⁵⁷⁶ Senatsverwaltung für Kulturelle Angelegenheiten (1992b)

⁵⁷⁷ Berliner Zeitung (1992).

⁵⁷⁸ Stavgunski (2002) op. cit., p.55.

⁵⁷⁹ Ibid., p.55.

⁵⁸⁰ Ibid., p.55.

⁵⁸¹ Ibid., p.55.

⁵⁸² 米沢薫 (2009) 36頁。

⁵⁸³ Stavgunski (2002) op. cit., p.55.

たことである。実際、この公式見解は、ロマの要請に別の観点から物心両面で応じるとい
う折衷案の性格が強かった。中央委員会が、この公式見解に触れようとはしなかったのも、
そのためである。なお、個別碑については、「1992 年末、スィンティとロマの代表者とユ
ダヤ人ロビイストは、ベルリンの別々の地に記憶の場を設けることで合意⁵⁸⁴」していた。
この意味において、「ナチス・ドイツの民族殺戮に係るすべての犠牲者に捧げる共同碑を建
てる」と言う中央委員会主導の取組みは水泡に帰していた⁵⁸⁵」のである。

しかしながら、ここまでの考察から、ある疑義が生じる。それは、ナチス・ドイツがロ
マ絶滅政策をユダヤ人問題の付随事項と捉えて実行に移したのと同様、連邦政府も、ロマ
の碑の問題をユダヤ人の碑の副次的課題と捉えていたのではないか、という疑義である。
こうした計画の明文化を回避しながら議論を先送りするという手法は、ヒトラーによる指
示文書の存在が証明できないことを理由に、ロマ犠牲者の位置づけを曖昧模糊とさせてき
た状況とも類似する。しかし幸いにも、博引旁証を通じた歴史認識の是正と「記憶の真正
性」を担保とするコミュニケーションが保護膜となり、ロマの碑を建立しないという選択
肢は提示されなかった。これにより、議論は次の段階に歩を進めることになる。

3-4. 中央委員会による抗い

上述のように、共同碑構想の頓挫により、中央委員会は岐路に立っていた。議論を白紙
に戻すのか、それとも条件を摺り合わせるのか。二者択一を迫られた中央委員会は、折衷
案を受け入れし、2 つの碑の近接に次の照準を合わせる。なぜなら、相互関連性が一目瞭
然でなければ、ロマの碑は、文字通り妥協の産物となってしまうからである。

1993 年 7 月 27 日、連邦政府代表は、ローゼはユダヤ人評議会のブービス議長と折り合
うよう強く勧めた⁵⁸⁶。結果、ローゼは、記念碑の近接に対するブービスとの合意を機に、
「造形的な結びつき」を視野に収めたデザインコンペの同時開催を連邦政府に進言する⁵⁸⁷。
しかし、市民団体「フェルダークライス」は、第一に二層的な記念碑を拒絶すること、第
二に同じコンセプトでの制作などあり得ないこと、第三にブービス単独の合意はあり得な
いという立場を崩そうとはしなかった⁵⁸⁸。ブービスが、「ローゼの意向を汲むなら、せい

⁵⁸⁴ Zentralrat Deutscher Sinti und Roma (2017)

⁵⁸⁵ Ibid.

⁵⁸⁶ Stavgunski (2002) op. cit., p.58.

⁵⁸⁷ Ibid., p.58.

⁵⁸⁸ Ibid., p.58.

ぜい造形のデザインを議論できるくらいだ⁵⁸⁹」と加勢したことから、両者の合意は、その真偽が見えにくいものとなっていく。

実際、ストラヴィンスキーによると、10月16日には、「ブービス、ロース、国務大臣プファイファー、市政府大臣ハッセマー（Volker Hassemer）の間で、共同碑も、碑の近接もあり得ないという合意が形成されていた⁵⁹⁰。」さらに、ブービスもまた、国務大臣プファイファー（Anton Pfeifer）宛の書簡（1993年10月25日付）に、「私もユダヤ人評議会も市民団体フェルダークライスも、ユダヤ人に用意された記憶の場に更なる記憶の場を連ねることには賛成しかねる」と綴っていたことが明らかとなっている⁵⁹¹。

しかしローゼは、「スインティとロマが外国の国賓の榮譽に浴する機会を考慮されないことは、どうにも受け入れ難い⁵⁹²」と、碑の近接を訴えた。というのも、彼は、「国内外の要人が2つの個別碑に等しく足を運び、膝を折ること⁵⁹³」を望んでいたからである。しかし再び、ブービスが「造形的な結びつきに関する合意を公に否認⁵⁹⁴」したことにより、議論は暗礁に乗り上げる。

特筆すべきは、こうした議論のベクトルのすれ違いに対してストラヴィンスキーが抱いた疑義、すなわち、「中央委員会が虚偽の事実を作り上げ、関係者を疑心暗鬼にさせて漁夫の利を得ようとしていたのではないか⁵⁹⁵」という疑義である。そもそも、ローゼとブービスは、最初から合意してはいなかった。にもかかわらず、ローゼは、思い違いを装いながら議論をリードし、衆知を集めたところで落としどころを探るといふ奇策を講じた。なぜ、彼は一芝居打ったのか。一向に空手形を回収しようとしぬる連邦政府・ベルリン市政府に業を煮やしていたのだろうか。事実、ストラヴィンスキーによると、「連邦政府もベルリン市政府も、一様にロマの記念碑の建立決議を引き受ける責任の意思を欠いていた⁵⁹⁶。」両政府の本心は、「ロマの為の第二の土地を政府の責任で用意するのではなく、犠牲者間で上手く申し合わせてほしい⁵⁹⁷」というものであったようである。

このように、約3か月に及ぶ議論は空中分解の様相を呈した。ここでは、第一にブービ

⁵⁸⁹ Ibid., p.58.

⁵⁹⁰ Ibid., p.60.

⁵⁹¹ Ibid., p.59.

⁵⁹² Ibid., p.59.

⁵⁹³ Ibid., p.59.

⁵⁹⁴ Ibid., p.59.

⁵⁹⁵ Ibid., p.60.

⁵⁹⁶ Ibid., p.60.

⁵⁹⁷ Ibid., p.60.

スと市民団体「フェルダークライス」は、碑の区別に盤石の構えで挑んでいたこと、第二に両政府は、中立性を装いながらもユダヤ人に与するほかないと考えていたであろうこと、第三にローゼは、千載一遇の機会を逃すまいと奇知を尽くしていたことが確認できたと思われる。言うなれば、この時点では独白的コミュニケーションが先行し、対話的コミュニケーションの萌芽は芽生えていなかった。結果、利害関係者は風向きの変化を待つほかなかったのである。

3-5. 中央委員会に対する両政府の回答

議論が混迷を深める中、1993年12月16日、中央委員会は、ディープゲンベルリン市長（Eberhard Diepgen）に宛てた声明文を『ターゲスシュピーゲル』紙に発表、「ユダヤ人と同じ地にロマの碑を同時建立するのは必然かつ歴史的責務」であると主張した⁵⁹⁸。対して、ディープゲン市長は、1994年1月27日の市議会で「ベルリンに更なる重荷を課せられない」と反論、そのうえで、「記念碑マイルや壁のミュージアムだけでベルリンを存続させられはしない。（…中略…）。われわれは用心しなければならない。ドイツ史がベルリンの負担で処理されてしまうことに。」と言葉を継いだ⁵⁹⁹。ここからは、ディープゲン市長が、犠牲者の多様な記憶を「集約」し、「一般化」を図ろうとする中央委員会の試みに、決して理解を示そうとはしていなかった姿勢を見て取ることができる。

対照的に、連邦政府は、「多様性」と「統一性」、「集約化」と「一般化」という考え方を、両輪的に具現化させることに意欲的であった。事実、5月18日の連邦議会の議事録には、ズースムス議長（Rita Süßmuth）の以下の言動が残されている⁶⁰⁰。

50回目のアウシュヴィッツ記念日に、議長は、連邦議会にローゼと代表団を招いていた。彼女は、アウシュヴィッツに「ジプシー収容所」が存在していた事実に触れながら、ロマ迫害と差別の計画性、及び絶滅政策の経緯と犠牲者の数的規模に言及した。その際、議長は「すべてのロマの心に迫害のトラウマが刻まれており、想像を絶する記憶がロマの意識の一部を占めている」とも述べている。

⁵⁹⁸ Der Tagesspiegel (1993)

⁵⁹⁹ Diepgen (1994)

⁶⁰⁰ Süßmuth (1994)

連邦議会の支持を追い風に、11月9日、中央委員会は報道機関に「国会議事堂の近くにスィンティとロマに捧げるホロコースト警鐘碑を」と題する声明文を発表、ズースムス連邦議会議長、建設大臣ナーゲルや文化大臣モミンといった協力者の名を連ね、建立準備の進展状況を公とする⁶⁰¹。これに呼応するかのよう、翌日、ベルリン市政府も文書を発表、「警告と追憶の記念碑群は政治文化的考察に重要な貢献を果たす。おそらく、最も苦しく辛いドイツ史の章と共に⁶⁰²」と綴り、「警鐘碑群構想」に理解を示した。以下に記す市政府建設大臣ナーゲルの発言もまた、ロマの心情を汲んだ内容となっている⁶⁰³。

殺害されたユダヤ人とスィンティとロマと共同碑を建立しないことは決定事項である。それだけに、今や殺害されたスィンティとロマを想起する警鐘碑の建立に向けたコンテストの準備がぜひとも必要である。その際、建立地の選択は何ら足枷ではない。というのも、殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる記念碑の建立地と関連付けられる土地はひとつしかないからである-それは、国会議事堂南側のティーアガルテン、シェイデンマンシュトラッセに面した約 6,500 m²の巨大な敷地である。

上述のように、この時点では、ベルリン市政府も連邦政府に同調する姿勢を見せていた。しかし、ひとたびユダヤ人犠牲者のみに捧げる国家的警鐘碑の建立が決議されると、更なる負荷を回避すべく、態度を翻すことになる。

ところで、コミュニケーションの視点に立つと、両政府の応答は、どのような問題を抱えていたのだろうか。ハーバーマスの言葉を借りると、言語的なコミュニケーションにおいて、参加者たちは「相互人格的な関係を取り結ぶ相互主体性の平面」と「コミュニケーションの内容を成す経験もしくは事態の平面」に「同時に立ち入らざるをえない」状況を作り出す⁶⁰⁴。本論に照らすと、まず「相互主体性の平面」において、ベルリン市政府は両手を後ろで組んでいる。対して、連邦政府はロマと力強く握手を交わそうとしている。さらに、「経験もしくは事態の平面」において、ベルリン市政府は、すべてがベルリンの責に帰せられることを憂慮している。対して、連邦政府は、常夜灯を照らしながら事態の収束

⁶⁰¹ Zentralrat Deutscher Sinti und Roma (1994)

⁶⁰² Senatsverwaltung für Bau und Wohnungswesen (1994)

⁶⁰³ Ibid.

⁶⁰⁴ 遠藤克彦 (2007) 81 頁。

に骨身を削る。これらを踏まえると、もしもこの時期に、連邦政府が可謬主義的なコミュニケーションを通じて2つの平面を架橋できていたなら、あるいは、ベルリン市政府が新首都の「覚悟」を示していたなら、議論のベクトルは軌道修正され、建設的な議論に歩を進められたのかもしれない。

第4節 停滞期 (1994-1998 前半)

事実上、1994年から98年にかけての連邦政府の関心は、ユダヤ人に捧げる警鐘碑のデザインコンペに向いており、ロマの碑に関する議論は小休止の状況にあった。米沢によると、コンペは「連邦（連邦内務省）とベルリン（ベルリン住宅建設省）、及び『記念碑建設を支援する会』の三者が主催者となっていた⁶⁰⁵。以下、2度のデザインコンペの軌跡を辿り、非ユダヤ人犠牲者の記念について、どのような意見交換が為されたのかを確認する。

4-1. 第1回目のデザインコンペ

1994年4月18日、第1回目のコンペ公募が告知された。応募要領には、「現代の芸術の力によって、悲しみと戦慄と敬意への眼差しが恥と罪責の意識に象徴的に結びつけられることが求められている」と謳われている⁶⁰⁶。大まかな流れは、①公募の告知→②質問討論会の実施（5月11日）→③公募の締切（10月28日）→④作品の選出（1995年1月20日）→⑤最優秀作品の決定（6月28日）→⑥コール首相による白紙撤回（6月30日）というものである⁶⁰⁷。米沢（2009）によると、応募総数は「主催者側に招待された内外の著名な芸術家一二人の作品を加え、全部で五二八を数えた⁶⁰⁸。」ここで一位に選ばれたのは、クリスティーネ・ヤコブ＝マークスによる名前のプレートである。その理由は、「何百万人もの犠牲者に名前を取り戻し、それぞれを個人として想起することと「新たに判明した名前をその後、順次プレートに刻み続けていくという作者の提案」が、「記念碑を媒介にする想起の営みが常に途上にあり続けることを示すものとして評価された」からであった⁶⁰⁹。しかし直ちに、その実現不可能性が明らかとなり、コール首相は僅か2日後に白紙撤回を決

⁶⁰⁵ 米沢薫（2009）68頁。

⁶⁰⁶ 同上、69頁

⁶⁰⁷ 同上、68-73頁。

⁶⁰⁸ 同上、70頁。

⁶⁰⁹ 同上、71頁。

断する⁶¹⁰。ここで抑えておきたいのは、香川（2012）の指摘、すなわち、「応募作の少なからぬ割合で、図像よりも、固有名や碑文のような文字に訴えるデザイン案が見られ」、それは、「ユダヤ人の偶像禁止と文字の神聖化という文化的特性」に関連している、という指摘である⁶¹¹。これは、追悼の対象者にしほりを設けることへの是非が問われる中、実際にはユダヤ人犠牲者を意識した造形の応募が突出していたことを意味している。

4-2. 第2回目のデザインコンペ

約1年半後、第2回目のコンペが始動した。応募要領には、「記念館が情報や資料という課題を担うのに対して、記念碑や想起の場所は、情緒的な感覚によって方向づけられる」と謳われている⁶¹²。そして、①一般公募ではない、②前回のコンペの上位入賞者9人と新たに招聘された審査委員会が選出する招待芸術家が競う、③審査方法を非匿名評価に変更するというのが前回との違いとなっている⁶¹³。第一段階は、①「記念碑の本質」・「記念碑の造形」・「記念碑の建設場所」に関するコロキウムの実施（1997年1月、2月、4月）→②新コンペ開催の発表（4月半ば）→③新コンペの概要と審査員の発表（7月半ば）→④最終選考の発表（11月）までである⁶¹⁴。なお、各コロキウムは一日限りであり、「建設予定地」、「想起の対象をユダヤ人に限定すること」、「1999年1月27日のアウシュヴィッツ解放記念日に定礎式を行う」ことを「規定事実」としていた⁶¹⁵。

第2回目は、政府主導で進行する。それは19作品から4つに絞った作品群から、①コール首相がアイゼンマンとセラに原案の修正を直接依頼したのを発端とし（1998年5月）、②アイゼンマンの作品の一般公開（6月）→③コンペの最終結果の発表を総選挙後に持ち越すことを決定（8月25日）という流れであった⁶¹⁶。（注記：前日（1998年8月24日）に、ベルリン市政府広報官は声明文を発表、コール首相とベルリン市長ディープゲンが、記念碑建立の是非を選挙戦のテーマにしないことに合意していた事実を明らかにした⁶¹⁷）。

⁶¹⁰ 同上、73頁。

⁶¹¹ 香川檀（2012）121-122頁。

⁶¹² 米沢薫（2009）83頁。

⁶¹³ 同上、79頁。

⁶¹⁴ 同上、76頁-77頁。

⁶¹⁵ 同上、77頁。

⁶¹⁶ 同上、101-111頁。

⁶¹⁷ Sprecher der Berliner Senats（1998）

特筆すべきは、コール首相の「鶴の一声」が勝者を決定したという事実である⁶¹⁸。

米沢（2009）によれば、最終決定の過程が公に下されなかった背景には連邦政府とベルリン市政府の対立、すなわち記憶の飽和を懸念するディープゲン市長の「記念碑建設に対する反対と、それによって生じた連邦とベルリンとの間の政治的対立」があった⁶¹⁹。そうであれば、コール首相の半ば強引な幕引きにも説明がつく⁶²⁰。実際、約3年に及ぶコンペは公平性・透明性に欠け、関係者の間に不協和音が生じていた。この流れを見る限り、最終結果の持ち越しが公となった約2か月後に先述の「ヴァルザー＝ブービス論争」が生じたのは決して偶然ではないと言えるだろう。

4-3. コンペ開催前後におけるロマの警鐘碑を巡る議論

時期は前後するが、ここで第1回コンペ開催前後のロマの警鐘碑を巡る議論に触れておきたい。コンペの前日、『ターゲスシュピーゲル』紙（1994年4月19日付）は、「殺害されたスィンティとロマに捧げる記念碑が国会議事堂近くに計画されている」という記事を掲載、ベルリン市政府による判断の先送りを以下のように報じた⁶²¹。

国会議事堂とブランデンブルク門の間の敷地に、殺害された約50万人のスィンティとロマに捧げる記念碑の建設を予定している。ベルリン市建設省はデザインコンペの準備を進めており、4月末から5月初旬にかけての公示を予定しているとのことである。にもかかわらず、ベルリン市政府は先週火曜日の会議でこの案を取り下げた。ベルリン市政府は、2000年6月初旬に、この問題を審議することにしたというのである。

なぜ、ベルリン市政府は、約6年先に結論を持ち越すことにしたのか。答えを探すべく、

⁶¹⁸ なお、香川檀（2012, 130頁）によると、アイゼンマン案の特長は、「伝統的な記念碑の概念をのりこえ、その様式を否定して、記念碑から史跡（＝想起の場）へという『場の力』の立ち上げに向かっている」ところにある。

⁶¹⁹ 米沢薫（2009）110頁。

⁶²⁰ 米沢（2009, 103頁）によると、『ターゲスシュピーゲル』紙（1998年2月4日付）は、第一回目の審査委員長ヴァルター・イェンスらの名を連ねた「計画中止の呼びかけの公開書簡 分別からの断念」を掲載した。それは、「疑念や熟慮のすべてを押しつぶすような強制や機械的決定は、この問題に対して決してなされるべきではない」という反対表明であった。

⁶²¹ Der Tagesspiegel（1994）

記事を読み進めたい⁶²²。

官房長官ケーネ（Volker Kähne）ケーネは、どうやらディープゲン市長が将来の中央官庁街の中心にロマの碑を建てることに反対しているという噂を否定したようである。（…中略…）。ロマの碑は、中央官庁街の開発区域の一面にある国有地に建てるものとされていた。それは、国会議事堂の南口に面する、将来の連邦議会の設置予定地である。（…中略…）。そうであるなら、とりわけ、土地活用の是非を問うべきは、連邦政府の側である。ケーネはそう述べたのであった。

このように、官房長官ケーネは、ディープゲン市長、ひいてはベルリン市政府が土地の提供に消極的であるという風評を払拭しようと、ボールは連邦政府の側にあると主張した。以下の構想からは、ロマの碑の建立に前向きな姿勢を示そうとしていたことも窺える⁶²³。

連邦共和国を主催者とするロマの碑に係るコンペの公募は、内務省、ベルリン市政府、「フェルダークライス」により支持されていた。ベルリン市建設省は、コンペに6-8人の国際的に著名な芸術家を招聘するよう提案した。勝者には、賞金3,800万マルクの制作費を与え、1995年に結論することとされていた。

とはいえ、コンペの同時開催は不可能だという政治的判断からか、この構想は見送られた。結果、議論は再び停滞することになる。

但し、ロマの側に立つ人々も、事態を傍観していたわけではない。たとえば、1996年9月8日、人権団体“Liga für Menschenrechte”は、国会議事堂前で政治集会を実施した。南側の敷地に設置した立て看板「躓きの石（Steine des Anstosses）⁶²⁴」の根本には、参加者を持参した石を積み上げている⁶²⁵。

⁶²² Ibid.

⁶²³ Ibid.

⁶²⁴ 松本（2012, 260頁）の言葉を借りると、「躓きの石」は、「一九九二年一二月一六日、五〇年前の一九四二年の同日にヒムラーが発布したシンティとロマの強制移送命令を彫刻家グンター・デムニッヒが刻んだ一〇センチメートル四方の小さな真鍮プレートが、ケルンの旧市庁舎前の地面に埋められた」ことを発端としている。

⁶²⁵ Liga für Menschenrechte（1997）

4-4. 知識人からの問いかけ

意見調整が困難を極める中、「犠牲者間の格差」の問題に再び光が当たるのは、1997年から98年にかけてのことである。たとえば、ヴィッパーマン（1998）は、「スインティとロマに捧げる警鐘碑の建立は、二重の罪の告白のようなものである。それゆえに、われわれに必要なのである」と語り、その中には、当事者世代を発端とする想起の怠りと、今日までの戦後補償の遅延という2つの問題関心が内包されているという立場を取っていた⁶²⁶。

こうした問題意識を背景に、非ユダヤ人犠牲者に捧げる記念碑の必要性を訴えた3人の知識人を取り上げる。かれらは、記念碑を通して、あらゆる犠牲者の記憶を救済しようとしていたところが通底している⁶²⁷。

(1) ラント

1997年1月、ジャーナリストのラント（Andreas Krause Landt）は、「死においては一致し記念碑においては分けられる——犠牲者の無垢の死は政治的生命の資源として利用されるのか」という論文を『ベルリン新聞』（1月10日付）に発表した。そこで彼は、「記念碑設立のプロジェクトの歴史は、一方では政治的ロビー主義やメディアによってつくられた公共性との間の複雑な状況を、他方では政治を示している」と述べている⁶²⁸。同時に、犠牲者間の「記憶のせめぎあい」を「過去をめぐる象徴的意味における市民戦争⁶²⁹」とも表現し、ともすれば本末転倒となりがちな議論を次のように批判した。「犠牲者の記念碑は加害者を覆い隠し、加害者の記念碑は犠牲者を覆い隠すという理由から、過去全体に対していかなる記念碑も建てるべきではないというのであれば、それは赤子を産湯と一緒に捨てる愚を犯すことである⁶³⁰。」一元的な記念碑を否定する彼の論は、建立理念の見直しの一助となることが期待された。しかし、議論の成熟には時期尚早であったのか、両政府と世論は「模様眺め」に徹していたというのが実状である。

⁶²⁶ Wippermann（1998）

⁶²⁷ 実際、歴史学がとりこぼしてきた記憶の主体に関心が向けられるようになったのは、そう古いことではない。この点につき、高橋（2001, 42頁）は、「歴史家が『記憶に値する』事実を選び出すときに手にしうる史料や資料は、『圧倒的に政治権力を握った側の記録に偏って』」いたと分析している。

⁶²⁸ 米沢薫（2009）249頁。

⁶²⁹ 同上、252頁。

⁶³⁰ 同上、252頁。

(2) マイアー

同年7月、歴史学者マイアー（Christian Meier）は、犠牲者には「追悼される権利」が平等に与えられているという考えの下、「分離された想起の徹底的無意味さ — もし犠牲者の一般化が機能しないとすれば」という論文を『フランクフルター・アルゲマイネ』紙（7月25日付）に寄稿した。そのなかで、彼は、「すべての犠牲者のための一つの記念碑」を提案し、「ノイエ・ヴァッへの前の歩道に建てられるのが最もふさわしい⁶³¹」と進言する。「ユダヤ人を初めとして、いかなる犠牲者グループも傷つけてはならない⁶³²」という一文は、犠牲者が更なる傷を負うような記念行為に警鐘を鳴らすものであった。ノイエ・ヴァッへと対置させて、加害者の中の犠牲者とナチス・ドイツの犠牲者の分離に重きを置くという視点は、暫定的に一つの碑で全犠牲者を追悼することへの相応の理由となる。彼の見解は、あらゆる犠牲者集団を同一の地平に据える、という意味では理に適っている。しかし、「個」の埋没という課題が残り続けることも、また事実であったと言えるだろう。

(3) コゼレック

1998年3月、歴史学者コゼレック（Reinhart Koselleck）は、「間違った焦り — ホロコースト記念碑は犠牲者のヒエラルヒーをつくる」と題する論文を『ツァイト』紙（1998年3月19日付）に発表した。彼の主張は、「罪のない人々の中でただユダヤ人だけを想起し、同じように虐殺された他の何百万人の罪なき人々を想起しないという妥協は、それを解決することに政治的真っ当さが問われるような結果をうずたかく積み上げた⁶³³」、というものである。彼によると、「政治的真っ当さ」を証明し得る可能性は、以下の3点に集約される。第一は、「虐殺されたユダヤ人のためだけの記念碑を建て、他のすべての犠牲者グループをそこから厳格に排除するというものである⁶³⁴。」それは、「我々は必然的に他のすべての犠牲者グループにそれぞれにふさわしい記念碑を建てなければならない」という第二の可能性、そして、「我々には、ただ一つの記念碑を建てることだけが許されている」という

⁶³¹ 同上、263-264頁。

⁶³² 同上、264頁。

⁶³³ 同上、271-272頁。

⁶³⁴ 同上、273頁。

第三の可能性に繋がる⁶³⁵。彼が、「我々によって虐殺された罪なき人々のうち、誰一人として、その記念碑、加害者の碑から排除されてはならない」と述べたのは、「犠牲者間のヒエラルヒー」という障壁を瓦解させることこそが、新たな記念碑の真の建立意義だと考えていたからだと推測される⁶³⁶。

三者に共通するのは、以下の3点である。第一に行為者が碑を建立する意義を問うている。第二にあらゆる犠牲者の「追悼される権利」を保障することで、格差克服を具現化させようとしている。第三に政府が犠牲者による犠牲者の峻別に寛容であることに異を唱えている。これらは、いずれもコミュニケーション、及び「記憶の格差」の問題群を検討するうえで相互横断的に関わり合う課題である。

こうした社会的意識の高まりは、コミュニケーションには人間を理性で合意形成に導く力があると信じる人びとの声をも可聴的とした⁶³⁷。それはいわば、追悼の対象者にしほりを設けるといふ利得の得やすい合理的選択の回避には何が必要なのかを見極めようとする試みでもあった。これは、弱者との共生・共存が、短期的には社会的コストの増大に見えたとしても、長期的には社会的財産の形成に繋がるという事実気づきはじめてドイツ（人）の意識変化の表れだとも言えるだろう。それでは、こうした知識人の問いかけに、新政権はどう応答したのだろうか。

第5節 和解期（1998 後半-1999）

5-1. 政権交代

1998年10月、SPD（ドイツ社会民主党）への政権交代に伴い、シュレーダー首相が就任した。選挙前、「建立にほぼ反対の立場をとっていた」シュレーダー首相は、計画を頓挫させはしなかった⁶³⁸。推進者に転じた彼は、コミュニケーションの障壁を除去し、先送りしてきた課題解決に尽力していく。

同年11月10日、シュレーダー首相は「新たな中心地となる共和国」と題する声明文を

⁶³⁵ 同上、273-275頁。

⁶³⁶ 同上、273-275頁。

⁶³⁷ この点につき、たとえば歴史家のコッカ（Jürgen Kocka）は、「恥の意識なしにドイツ人としてこの愚行を想起できない」、「記念碑は考えさせる碑（Denkmal）なのだから、資料館や教育の場と結びつくべき」、「記念碑群が想起を活性化させなければならないのなら、概念的な抽象性を伴うだけでは事足りない」と述べている。SpiegelOnline（1998）

⁶³⁸ Blumer（2011）op.cit., p.142.

発表、「計画中のホロコースト警鐘碑について言うなら、執行部ではなく、この連邦議会での広く公共的な議論を考慮した決断が下されるであろう」と明言した⁶³⁹。そして、「われわれは確信する。決断時には然るべき解決策が見つかるであろうことを。その解決策を国内の記憶の場の総合的な構想に埋設する」と語り、「既存の記憶の場を色褪せさせない、相互横断的な関わりを持つ警鐘碑を目指す」という展望を明らかにした⁶⁴⁰。さらに、「警鐘碑の建立はベルリンへの文化的要求であることをはっきり認め」、文化都市ベルリンが担うべき役割に言及した。同時に、「それは再統一後の各州の文化プロジェクトや文化施設への支援を伴うものである」とも明言し、東西の記憶文化の維持に支援を惜しまない姿勢を見せていた⁶⁴¹。この発言の真意は定かではないが、予算と人的資源の一極集中は、一方ではベルリン市の過剰反応を引き起こし、他方では地方都市の不安を煽っていたと思われる⁶⁴²。後の政治的決断、すなわち、ユダヤ人犠牲者の中心性と首都ベルリンの記憶を重んじるという政治的決断が成果志向的な性格を帯びていたことを踏まえると、新政権は発足当初から、大まかな筋書きを描いていたのかもしれない。

5-2. シュレーダー首相の意向

1999年2月4日、『ツァイト』紙は、「開かれた共和国」と題したシュレーダー首相との対談記事を掲載した。舌戦を仕掛ける取材者に、新首相は慎重な言葉で返答する。以下は、その一部を纏めたものである⁶⁴³。

⁶³⁹ Schröder (1998)

⁶⁴⁰ Ibid.

⁶⁴¹ Ibid.

⁶⁴² 付言すると、ルッツ (2004, 14 頁) は、2004 年 10 月 9 日に行われた国際シンポジウムの講演で、若者の関心の希薄さを次のように語っている。「ナチズムの犠牲者の記念日 (アウシュヴィッツ収容所の解放記念日) である一九九九年一月二七日に連邦大統領に招待されたフォルクスワーゲンの研修生グループのメンバーたちは、連邦議会で行われた討論で、彼らがホロコースト記念碑を自分たちとはほとんど関わりのない政治的な事柄と捉えていることをはっきりと指摘した。彼らにとっては、アウシュヴィッツ強制収容所の記念の地への自分たちの学生旅行や、そこでポーランド人やチェコ人の学生たちと行った記念の地を維持するための共同作業が、歴史と取り組み、そこで苦しんだ人びとへの共感を養う個人的なやり方なのである。計画されたベルリンの記念碑を、彼らは『大きな政治』によってつくられた自分たちとは無縁のものに見なしている。」

⁶⁴³ Die Zeit (1999)

Die Zeit :あなたはベルリンに建つホロコースト警鐘碑をどのような象徴にしたいのか
犠牲者の想起の場とするのか、いっそ、行為者の懺悔の場とするのか。

シュレーダー：確かなのは、行為者の場でもなければ、特段、犠牲者の場でもないということだ。犠牲者の記憶の場は他にある。ベルゲン-ベルゼン、ダッハウといった強制収容所跡地の至るところに。私にとり、警鐘碑は固有の記憶を持ち得ない想起の場だ。ただし、隣にはナチス・ドイツの歴史の考察施設が建つ。私は警鐘碑をこの施設に関連付けようと思う。施設では、忘却に抗するための可視的な象徴について議論できる。そしてそれは、徹底的な考察のチャンス、あるいは刺激と捉えられる。

このように、取材者は、行為者／犠牲者のどちらの側に立つ警鐘碑とするつもりなのかを問うている。対して、シュレーダーは想起の多様性を確保しようと、警鐘碑の象徴性を強調する。この答えを「教科書的」と捉えたのか、取材者は首相の本心に切り込むべく、より鋭い質問を向ける⁶⁴⁴。

Die Zeit :ひところ、新政権は警鐘碑を荷物と見なすという印象が実に強かった。(…中略…)。それどころか、「新たな歴史の忘却」という言葉も流行っていた。

シュレーダー：否、荷物などではない。かつて、想起の然るべきかたちは今日とは違っていた。それは第一に拒みがたく、第二に儀式化されたものであった。双方は互いに絡み合ってもいた。私は、そうしたものが今の時代にそぐわないことに気づいたのだ。私の世代、そして後から生まれてくる世代に関わることであるが、個別の記憶がない人びとは、罪のコンプレックスなしに警鐘碑の前に立ててしまう。さらに、そうした状況とは別に、われわれはドイツ史の特別に息詰まる部分に携わっている。ゆえに、「二度と繰り返さない」という決意は感情的なものだけではなく、知的なものをも素地とするのだ。

このように、新首相は挑発に乗ることなく、コミュニケーションの門戸を広く開放し得る警鐘碑の必要性を訴えた。さらに、以下のやり取りから、新政権による警鐘碑事業への取

⁶⁴⁴ Ibid.

組みは、ドイツ人の心の琴線に触れるものだという彼の自負も窺える⁶⁴⁵。

Die Zeit : あなたのこの数か月の仕事ぶりは、国家ないしはドイツのプロジェクトの概念を呼び覚ますものだと理解し得る。

シュレーダー : おしなべて異論はない。しかしそこに私個人の考えや感情があるわけではない。ドイツ人の国家的アイデンティティは、常に世界に向けて、少なくともヨーロッパに向けて開かれている。

Die Zeit : 多くの人たちが、新たな正常化の必然性を話題にしている。あなたはドイツ人を「正常な」国民と見なしているか。

シュレーダー : かなり前からそう確信している。もちろん、私もそのただ中にいる。

取材者は、新政権の喫緊の課題を、社会全体で警鐘碑の在り方を考える土壌を培うことにあると見ている。それは、先の「ヴァルザー＝ブービス論争」で争点となった「正常化」の問題と切り離せない課題でもあった。対して、シュレーダー首相は、ドイツが正常であるがゆえに、警鐘碑を国内外のコミュニケーションの架け橋にできると応答している。

言うなれば、シュレーダー首相は、行為者の自省と犠牲者の普遍的な要求を表裏一体とした警鐘碑を建立するという目標を立てていた。一方、ロマの碑については、連邦政府とベルリン市の間で政権のねじれが障壁となっていた。これは、旧政権下で CDU (キリスト教民主同盟) が建立を推進していたのに対し、同じ CDU でありながら、ベルリン市長ディープゲンは強く反対していたことと深く関係する。以下、彼の反対理由を確認する。

5-3. ベルリン市長ディープゲンの意向

遡ると、ディープゲン市長は、『ディーヴォツヘ』紙 (1998 年 11 月 27 日付) のインタビューにおいて、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」がベルリンの中心部に建つことに対する複雑な心境を次のように述べていた⁶⁴⁶。

Die Woche : あなたは、新首都が、記憶の飽和により、過去に縛り付けられることを恐れ

⁶⁴⁵ Ibid.

⁶⁴⁶ Die Woche (1998)

ているのではないか。そして、未来を描くためにも、これ以上記憶の場に土地を提供できないと言うのか。

ディープゲン:それは違う。私はベルリン史があつた時代だけに囚われているとは思わない。

あの時代がベルリンのすべてでもない。反ユダヤ主義とナチス・ドイツの源流は、本当のところベルリンにあるのではない。事實は違ふのだ。たしかに、ナチスはこの地で重罪を犯した。しかし同時に、どこよりも強い抵抗運動が盛んであつたのもこのベルリンなのだ。

筆者の見る限り、ディープゲン市長は、行為者／抵抗者の地という2つの顔を持つベルリンに「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」を建てると意識の下、この国家事業を盤石の強さで支えようとしていた。反面、「警鐘碑群構想」には難色を示していた。事實、翌夏のロマの碑の建立地を巡る議論において、ディープゲン市長は郊外のマルツァーンを推す。「場所の真正性」を担保するには、ロマ絶滅を計画した中心部よりも、アウシュヴィッツへの移送に向けて、ロマの集合地となつたマルツァーンが相応しいというのが、その理由であつた⁶⁴⁷。この時、ロマ犠牲者に関する事實がほとんど知られていなかった実状を踏まえると、郊外への建立は記憶の周縁化を誘発してしまう。したがって、マルツァーンの地の選定が、市の答えであつたとするならば、ディープゲン市長は、ロマの記憶よりも、首都が記憶の飽和状態に陥ることを懸念していたと言えるだろう。

5-4. 公聴会の実施

連邦政府とベルリン市政府の歩調が揃わない中、新連立政権が早々に取り組んだのは、旧政権が実施したコンペの総括である。この目的を果たすべく、1999年春、新連立政権は、2度の公聴会を開催した。以下では、「警鐘碑論争」の中間決算とも言える公聴会で、どのような声が可聴的となり、コミュニケーションの萌芽が芽生えたのかを確認する。

(1) 第1回公聴会 (1999年3月3日)

ここでは、ベルリン芸術アカデミー理事長を務めるコンラート (György Konrád) 及びユダヤ人共同体議長コーン (Salomon Korn) の発言を取り上げる。コンラートは、犠牲者

⁶⁴⁷ Die Tageszeitung (1999a)

の追悼を目的に、国家的記念碑を建てるべきではないという立場を取っていた。彼の発言、すなわち、「建立理念は次の感情から湧き出るものである。それはドイツ国家が再び罪なき人びとを大量殺戮することなどないという後からの回顧的な悔悟の念ではない。むしろ、人間の尊厳に身を捧げようとする感情である⁶⁴⁸」という発言は、心理戦となりつつあった議論に終止符を打とうという試みであったと考えられる。とはいえ、犠牲者の追悼を考察の枠組みから外すことは、あまりにも不自然であったと言わざるを得ない。

対照的に、コーンは、犠牲者に捧げる記念碑の在るべき姿を説き、「警鐘碑」と「警鐘碑群」のどちらを選択してもドイツが抱えることになる課題を次のように指摘した。それは、「中心的記念碑は、ナチス・ドイツの犯罪を切れ切れに想起するのではなく、全方向的な視点で考えるものとなる。様々な犠牲者集団の記念碑を増やしていくとしても、様々な場所に散在させるなら、ナチスの大量殺戮に抗するアンサンブルとはならない⁶⁴⁹」というものである。コーンの進取果敢な発言は、連邦議会が敢えて核心を避けながら議論を進めてきたことに対する抗議であったと言えるだろう。

(2) 第2回公聴会（4月20日）

2度目の公聴会の旗手となったのは、歴史家リュールuppである。彼は、首都遷都に合わせて国家的記念碑を建立する意義を次のように述べる⁶⁵⁰。

私は、今なおユダヤ人に為された民族殺戮を想起する警鐘碑の建立に賛成する。しかし、ナチズムの全犠牲者を想起する記念碑や第三帝国の犯罪に抗する警鐘碑を建てるという政治的決断にも理解を示す。連邦議会は、ともかくはっきり認識すべきだ。ある集団に捧げる記念碑を建てるという決断は、既に他の犠牲者集団の記念碑群の建立を決定づけていることを。

リュールuppの視点は、国家的記念碑の政治的性格を明確化した。たしかに、想起と警告という二面性を内包する碑であれば、行為者と犠牲者を両極に置くことは不自然とならない。そればかりか、国家的記念碑の建立が次なる政治的決断に繋がるのであれば、「道具」

⁶⁴⁸ Frankfurter Allgemeine Zeitung (1999a)

⁶⁴⁹ Ibid.

⁶⁵⁰ Rürup (1999)

としての記憶ではなく、「資源」としての記憶を基底としたコミュニケーションを流し込むことも可能となる。別言すれば、リユールップは、国家的記念碑と個別碑をまとまりのある「記念碑群」とすることが、個々の犠牲者集団の重層的なアイデンティティの形成を促し、ひいては記憶の共存が図られると考えていたのかもしれない。

5-5. ハーバーマスの進言

そのようななか、警鐘碑を政争の具としないよう進言したのは、ハーバーマス（1999）である。彼は、「人差し指—ドイツ人とかれらの記念碑」という論文を『ツァイト』紙（1999年3月31日付）に寄稿した。そのなかで、かれは、「ホロコーストを『連邦共和国の建国神話』のために動員することは記念碑の目的ではあり得ない⁶⁵¹」と説き、「記憶の道具化」をけん制した。同論文で、彼は「記念碑の意味」を次のように説明する。それは、「我々が加害者の国において、イスラエルやアメリカで犠牲者の子孫が、また世界中で思慮深い人々がしているように、ユダヤ人犠牲者を記念するというのがこの記念碑の中心的な意味であり得ない⁶⁵²」というものである。そのうえで、『ユダヤ人が我々ドイツ人からホロコースト記念碑を貰う』ことが問題なのではない⁶⁵³』と言葉を継ぐ。なぜなら、問題の核心は「その記念碑によって今生きている加害者子孫の世代が、政治的自己理解を公にはっきり表明するということ⁶⁵⁴」にあるからである。なお、新たな碑と既存の碑の違いは、彼の言葉を借りるなら、『アウシュヴィッツ』への自己批判的想起、すなわちこの名前に結びついた出来事に対する目覚めた省察を政治的自己理解の確固とした構成要素にするのか⁶⁵⁵』という問いを内包しているところにある。

ここでハーバーマスが立てたのは、「未解決の問題 誰に対して」という問いである。彼の疑義は、『戦争と暴力支配の犠牲者』に捧げるというノイエ・ヴァッへの献辞が、加害者と犠牲者を雑然と寄せ集めた堪え難い抽象であるのに、記念碑までも「虐殺されたユダヤ人という特定の限られた観点を持つこと」に向かう⁶⁵⁶。というのも、かような行為は、他の犠牲者集団を「同じ場所で無視するという個別主義に従うこと」であり、それは

⁶⁵¹ 米沢薫（2009）231頁。

⁶⁵² 同上、229頁。

⁶⁵³ 同上、229頁。

⁶⁵⁴ 同上、229頁。

⁶⁵⁵ 同上、229頁。

⁶⁵⁶ 同上、236-237頁。

「補償を求められるような不正を密かに行なうこと」と同じ意になるからである⁶⁵⁷。ゆえに、彼は、ユダヤ人に特別な関心を払うことと他の集団に配慮することのバランスをどう取るのか思案に暮れる。結論として、彼は「記念碑には誰も排除することのない献辞の中で、ユダヤ人の重要性の違いをはっきりさせることが望まれる⁶⁵⁸」と語り、あらゆる犠牲者の追悼と、ユダヤ人犠牲者の位置づけの明確化を同時に叶えようとする。それゆえ、「公共の意識」にとり記念碑には名前が必要だとし、「ユダヤ人の運命だけに尽きるのではない」という理由から、「アウシュヴィッツ」を冠するのが相応しいのではないかと問いかける⁶⁵⁹。しかし後に、連邦政府は記念碑にユダヤ人の呼称を冠することを決断した。これがハーバースの誰に対してという問いに対する答えであるなら、「犠牲者の序列化」を巡る議論は、未だ暗中模索の状況が続いていたのかもしれない。

第6節 連邦議会の最終決議

6-1. 本会議の開始

紆余曲折を経て、1999年6月25日、連邦議会は最終決議の場を迎えた。端的に言うと、ここでは、「ユダヤ人犠牲者のみに捧げること」を由とする予定調和的な結論に至る⁶⁶⁰。そして引き続き、「警鐘碑群構想」の展望に議論の歩が進められた⁶⁶¹。特に、ロマの碑に関して、建立意義を問うことが逆に良識を問われるほど、議論は成熟していた⁶⁶²。以下、当時の議事録を基に検討議案を整理し、最終決議がロマの碑に与えた影響を探りたい。

⁶⁵⁷ 同上、237頁。

⁶⁵⁸ 同上、238頁。

⁶⁵⁹ 同上、238頁。

⁶⁶⁰ 付言すると、米沢（2009, 190頁）は、この本会議が「大きな注目を集めることもなかった」理由を次のように分析する。それは、「議決は形式上、超党派的に行われたが、実際には各政党の主流派の立場はすでに明らかであり、結果は予想されるものであったため」だとしている。

⁶⁶¹ 本会議におけるズースムス前議長の次の発言にも、ロマへの配慮が窺える。「たとえ今日、スインティとロマの要望に応えることができなくとも、われわれには、かれらを正当に扱うという約束を守る責任がある。私は犠牲者の序列化には反対だ。本日の決議は序列化の証左となるものではない。私はそう考える。」Süssmuth（1999）

⁶⁶² これは、ロマの代表者らの活動がもたらした実りであったと言える。Blumer（2011, p.153）は、かれらへのインタビューを重ねる中で、「『ユダヤ人と同様に』、あるいは『ロマが言われ／されてきたのと同じことがユダヤ人に為されたらどうなるかを想像してほしい』」と言われることが常であったとしている。

6-2. 投票結果

投票に先立ち、シュレーター議員は、3つの検討議案を説明した。それは、第一に「ドイツ人は中心的警鐘碑を必要としているのか」、第二に「誰に捧げようとしているのか」、第三に「どのような造形とすべきか」というものであった。そのうえで、「どのような決議に至ろうとも、ナチス・ドイツのすべての犠牲者集団に対するわれわれの道徳的責任は不可避である⁶⁶³」と述べたのは、ティールゼ議長である。これが、連邦政府の「決意表明」であったとするならば、場外で議事の進行を見守るローゼらを大いに勇気づけたと言えるだろう。なお、米沢（2009）に基づく投票結果は下記の通りである⁶⁶⁴。

(表 10) 建立可否

賛成	439
反対	113
棄権	5

政党の内訳	賛成	反対	棄権
社民党	241	8	5
キリスト教民主同盟	99	99	0
緑の党	38	2	0
自民党	31	4	0
社会党	30	0	0
計	439	113	5

予想通り、連立与党（社民党・緑の党）が多数を占める賛成票により碑の建立は可決した。一方、旧政権下で推進する立場にあったキリスト教民主同盟の票は割れている⁶⁶⁵。

(表 11) ユダヤ人犠牲者のみに捧げるか／全犠牲者に捧げるか

賛成	324	(ユダヤ人犠牲者のみに捧げることに賛成する)
反対	217	(全犠牲者に捧げることに賛成する)
棄権	8	
無効	1	
計	550	

⁶⁶³ Schröter (1999)

⁶⁶⁴ 米沢薫 (2009) 197 頁を元に作成。

⁶⁶⁵ 同上、197-198 頁を元に作成。

政党の内訳	賛成	反対	棄権	無効
社民党	218	22	8	1
キリスト教民主同盟	17	180		
緑の党	38	1		
自民党	21	14		
社会党	30	0		
計	324	217	8	1

ここでも、連立与党の大多数が「ユダヤ人のみに捧げる」ことに賛成票を投じた。一方で、旧政権下で、ロースらと長年話し合いを続けてきたキリスト教民主同盟の議員らの圧倒的多数が「全犠牲者に捧げる」ことを由としている。この反対票は、連邦議会がもろ手を挙げて追悼の対象者にしほりを設けることに賛成してはいないという意思表示であったと言えるだろう⁶⁶⁶。さらにいえば、以下の投票結果は、最初から警鐘碑の抽象性を補うための「情報の場」の併設が見込まれていたことを示唆するものとなっている⁶⁶⁷。

(表 12) アイゼンマンの「石碑のフィールド」のみを建設することの可否

賛成	161
反対	373
棄権	10
計	544

政党の内訳	賛成	反対	棄権
社民党	21	220	10
キリスト教民主同盟	72	122	
緑の党	11	27	
自民党	30	4	
社会党	27	0	
計	161	373	10

⁶⁶⁶ 米沢 (2009, 200 頁) は、「この議案は実際には、この記念碑建設が最後になるのか、それとも一連の犠牲者グループの最初の記念碑になるのかという問いに換言できる」とし、キリスト教民主同盟は次に駒を進めるために反対票を投じたと分析している。

⁶⁶⁷ 同上、198 頁を元に作成。

(表 13) アイゼンマンの「石碑のフィールド」と「情報センター」の併設可否

賛成	312
反対	207
棄権	13
無効	2
計	534

政党の内訳	賛成	反対	棄権	無効
社民党	225	12	13	2
キリスト教民主同盟	13	173		
緑の党	38	1		
自民党	6	21		
社会党	30	0		
計	312	207	13	2

なお、表 12 と 13 の議案は、「アイゼンマン第二案」の採択を見越していたと思われる⁶⁶⁸。そして、その背景には、「情報センター」の併設なしには、行為者／犠牲者の記憶を次世代に伝えることができないという危機意識があったと推測される。ここでも、社民党とキリスト教民主同盟の投票結果は対照的であった。後者は、今後の審議は個別碑による記憶継承の在り方に重きを置くべきだと考えていたと推測される。

このように、本会議は、第一に記念碑を建てること、第二に追悼の対象者をユダヤ人に絞ること、第三に「アイゼンマン第二案」に「情報センター」を併設することを可決した。同時に、旧政権下で警鐘碑建立を推進していた CDU が票を二分し、全犠牲者に捧げる碑を支持する立場に回るといふねじれも鮮明となった。それでは、「警鐘碑論争」において、最終議決はどのような意味を持ちえたのか。たとえば、米沢（2009）は、この決着を「連邦議会が記念碑問題に最終決議を下したという事実そのものが、その決議内容より重要な意味を持つものであった」と評する⁶⁶⁹。これをハーバーマスのコミュニケーション概念に当てはめると、市民社会が収斂・集約した問題関心を政治的決議に基づき結実させるという過程そのものが、公共性の理念に適っていたと捉えられる。

⁶⁶⁸ なお、香川（2012, 119 頁）は、「石碑のフィールド」の採択の背景には、当時の識者たちの認識、すなわち、「伝統的な記念碑芸術の形式では、もはやこの複雑で厄介な想起の作業を担うことはできない」という認識があったとしている。

⁶⁶⁹ 米沢薫（2009）200 頁

6-3. 最終決議の解釈

ハーバーマス（2003）は、政治の役割を「そのときどきにおいて特殊な集合的目標を追求し、特定の紛争を規律することによって、同時に一般的な統合問題を処理する⁶⁷⁰」と説いていた。この考えに、連邦議会の最終議決を重ねると、次の解釈が可能となる。

1. 連邦政府は、追悼の対象者の選別という「特殊な集合的目標」を追求しなければならなかった。選別から外された対象への政治的配慮も不可避であった。
2. それゆえ、「犠牲者の序列化」という「特定の紛争を規律する」役割を担うことで、記憶の主体間の関係を可能な限り水平化させようとした。
3. 「警鐘碑群構想」を「一般的な統合問題」に組み込むことで、政治的決議と市民社会の意識の乖離を防いだ。メディアによる監視も中立性の維持に役立った。

それでは、コミュニケーション行為者は、上記の取組みに、どう関与したのか。ハーバーマス（2003）によると、コミュニケーション行為者は、「彼らが共同討議による解釈によって同時に構築する状況のなかで、相手と遭遇する⁶⁷¹。」本論に照らすと、ユダヤ人とロマは双方向的なコミュニケーションからの、連邦政府は犠牲者間の共同討議を政治的観点からの意見調整を図った。ロマにとっては、当初の意向とは異なる結論が導かれた。しかしそれでもなお、ユダヤ人や連邦政府と双方向的な関係が構築されたという点で、共同討議は少なからぬ果実をもたらしたと言える。

第7節 第6章のまとめ

上述してきたように、約 17 年に及ぶ「警鐘碑論争」は、犠牲者間という横糸と犠牲者と連邦政府・ベルリン市政府という縦糸との複雑な絡み合いを可視的とした。記憶の「多様性」の尊重と「多元化」に向けた取組み、及び集約した意見の「一般化」は、ひとつの大きな社会的流れを作り、「警鐘碑論争」にも常にこの枠組みが働いたと考えられる。

振り返ると、雪解けまで、ユダヤ人は「唯一性の概念」が脅かされることに、ロマはユダヤ人犠牲者と「共に」追悼されないことに、両政府は犠牲者間の「記憶のせめぎあい」

⁶⁷⁰ ハーバーマス（2003）117 頁。

⁶⁷¹ ハーバーマス（2003）91 頁。

に直接介入できないことに危機感を抱いていた。これら3つの問題関心の絡み合いが、格差の構造をより複雑化させたと言えるだろう。

当初、提唱者ロスらがコミュニケーションの受け手と見たのは、連邦政府であった。かれらは、行為者の地に国家的警鐘碑が存在していないという理由から、連邦政府に建立の否決という選択肢を与えない状況を作り出し、再統一を機に、私的な市民運動を国家的事業に転じさせることにも成功した。そのようななか、ロマの代表者らが、新たなコミュニケーションの支流を本流に合流させようとしたことは想定外であったと思われる。実際、市民団体「ペルスペクティーヴェ・ベルリン」は、ロマの抱く共同追悼の願い、及び同じ場所で／造形的な関連性を持たせてという希望を一蹴した。連邦政府とベルリン市政府は、犠牲者間の「記憶のせめぎあい」に模様眺めを続けるほかなかった。

しかし、ロマの代表者らは、コミュニケーションの受け手から送り手に立場を転じ、市民団体「ペルスペクティーヴェ・ベルリン」をはじめとするユダヤ人ロビイスト、連邦政府、ベルリン市政府からの歩み寄りを引き出そうと粉骨砕身の努力を惜しまなかった。結果、連邦政府の最終決議は、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」を「警鐘碑群構想」の第一歩と位置付け、次なる警鐘碑はロマ犠牲者の為に建立することが既定路線となる。そうであるなら、公共的な言説の空間が、一方では行き来を繰り返すユダヤ人とロマの記憶の差異を肯定し、他方では双方の主張をなし崩しに立ち消えとしなかったことにより、政治的意思決定の場で両者の意見は具現化されたとも考えられる。

このように、「警鐘碑論争」が「集約化」／「一般化」した意見は、社会の中に大きな流れを作りながら、「多様性の中の平等性」を考察するうえでの議論の裾野を広げる一助となった。そのうねりは、公共的なコミュニケーションがもたらす実りと、成果志向的なコミュニケーションが生み出すひずみをも可視的とした。同時に、対話的な想起を礎とする公共的なコミュニケーションには、記憶の主体と客体の関係を主体間の関係に変容させるばかりか、「犠牲者間のヒエラルヒー」の瓦解に向けた原動力となり得ることも明らかとなったと言える。

繰り返しになるが、2人のユダヤ人ロビイストの個別的想起を発端とする「警鐘碑論争」は、ロマが共同追悼を求めて声を上げたことを機に、想起の多様性の在り方を問うものへと質的变化を遂げた。当初、「記憶の所有権争い」に専心していたユダヤ人とロマは、連邦政府とベルリン市政府、及び知識人と世論の反応を探りながら、そして、メディアの影響力を最大限に活用しながら、記憶の共存・共生に向けて議論のベクトルに軌道修正をかけ

ていった。警鐘碑が公的性格を帯びたこともまた、「多様性」と「統一性」、「集約化」と「一般化」の均衡を図るうえでの意識を精緻化させたと言えるだろう。そしてこれら全ての取組みが、段階的ではあるが、格差克服に向けた一翼を担ったのである。しかし依然として、 로마の側には、解決を必要とする派生的課題が残り続けていた。この「警鐘碑論争」に次いで検討された「もうひとつの警鐘碑論争」は、どのような様相を呈していたのだろうか。派生的課題に対し、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせは、どのような緩衝材となり得たのだろうか。これらの問いに取り組むべく、次章では、「殺害されたヨーロッパのシンティと 로마に捧げる警鐘碑」が完成するまでの議論の軌跡を辿る。これは、政治的屋根のない記憶の主体による格差克服の過程を明らかにするための考察である。

第7章

「もうひとつの警鐘碑論争」の軌跡

本章の目的は、「もうひとつの警鐘碑」、すなわち、「殺害されたスインティとロマに捧げる警鐘碑」が建立される道筋を描き出すことにある。そのうえで、「もうひとつの警鐘碑論争」（2005-2012）は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが結実した一例として「一般化」できるものなのか、それとも「特殊な事例」に該当するのかを確認する。

本章は次の順序で考察を進める。まず、「もうひとつの警鐘碑」が内包する問いを整理する。次に、銘文を巡り生じたロマ集団の間の議論を明らかにする。そして最後に、「記憶の落差」と「認識の落差」という2つの障壁が瓦解され、ロマの警鐘碑が完成に至った過程を辿る。これにより、メディアの加担の下で助長されるであろう利害関係者間の格差は、一方では公共的なコミュニケーションにより克服可能なものであるが、他方では再生産されやすい危うさを抱えていることが明らかになる。以下に、「もうひとつの警鐘碑論争」の軌跡を示す。

（表14）もうひとつの警鐘碑論争」の軌跡

日時	主な経緯
1989年4月11日	ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会が共同碑の必要性を提唱
1992年7月14日	連邦内務省が「個別碑」の建立という折衷案を提示
2000年7月	ベルリン市政府が土地の提供を応諾
2003年	「スインティ同盟」がスインティとロマ以外のロマの記憶の救済を主張
2006年	連邦政府と中央委員会が意見調整を終える
2008年12月19日	竣工式が行われる
2012年10月24日	落成式が行われる

出典：筆者作成

第1節 「もうひとつの警鐘碑論争」が内包する問い

1-1. 問題の所在

先の最終決議は、ドイツの記憶政策のひとつの節目となった。とはいえ、首都移転を目前に控えた政治的判断を、国民的アイデンティティの醸成に絡めることは困難を極めた。というのも、キルシュ（2003）が指摘するように、連邦議会は、「政治的な公正さを求めて努力する姿を見せていたとはいえ、国家的な『ホロコースト警鐘碑』が、いかなる『メッ

セージ』を公に媒介すべきなのかという根本的な問いに答えられずにいた⁶⁷²」からである。

こうした背景の下、「殺害されたスィンティとロマに捧げる警鐘碑」をドイツの想起の文化にどう取り込むかについては、依然、慎重な検討が続いた。キルシュによると、それは、「ロマの警鐘碑の建立が不透明な手続きを経て決定したことや、目的のわかりにくさと関連している⁶⁷³。」むろん、この「不透明な手続き」は、前章の「衝突期」で述べた「連邦内務省の公式見解（1992年7月14日付）」を指す。当時の政府の近視眼的な判断を批判したのは、『ベルリナー・ツァイトゥング⁶⁷⁴』紙（1999年8月3日付）であった。同紙の文面、すなわち、「1992年3月の連邦内務省による共同碑構想への反対表明は、今から見れば茶番である」、「私的な市民団体が特定の犠牲者集団の代弁者となるのは不自然ではない」、「しかし、国家が犠牲者を選び好みして良いはずがない」という文面には、今なおこの判断は有効なのかという疑義が内包されている。

1-2. 「もうひとつの警鐘碑論争」の特徴

振り返ると、「殺害されたヨーロッパのスィンティとロマに捧げる警鐘碑」を巡る議論は、常に仮定形で話が進められてきた。ゆえに、いざ、具体的議論が始まると、利害関係者が互いに不信感を抱いたり、コミュニケーションが機能不全に陥ったりすることも稀ではなかった。特に、スィンティとロマは、そもそもロマ集団全体の代弁者なのかという根源的問いが議論の俎上に載せられた時、中央委員会は、選択の岐路に立たされることになる。それは、かつて弱い犠牲者としてユダヤ人ロビイストに抗いを挑んだ中央委員会が、今度は強い犠牲者に立場を変えて、スィンティとロマ以外のロマの記憶の救済に尽力できるのか、という問いに向き合うことを意味していた。

かような「もうひとつの警鐘碑論争」の特徴は、第一にベルリン市政府との決着、第二にスィンティとロマ以外のロマ集団の記憶をどう救うのかという問いの顕現化、第三に警鐘碑の完成という3点に集約される。いずれもその中心にいたのは、ローゼら中央委員会であり、あらゆる障壁を瓦解させたのは、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせであった。まず、ベルリン市との決着について見ていくと、一方ではメディアと世論を味方につけて、他方では1994年の市建設大臣の口約束に政治的拘束力を持たせて、中央委

⁶⁷² Kirsch (2003) p.166.

⁶⁷³ Ibid., p.167.

⁶⁷⁴ Berliner Zeitung (1999)

員会は、ユダヤ人と遜色ない警鐘碑の建立を確約させた⁶⁷⁵。次にスィンティとロマ以外のロマの記憶の救済は、「スィンティ同盟 (Sinti Allianz Deutschland) ⁶⁷⁶」という新参組織が、「中央委員会は果たしてすべてのロマの代弁者なのか」と問うたことを発端としている。この問題提起は、それまで誰も顧みずにいた、他のロマ集団の記憶の救済について考える格好の機会となった。ゆえに、警鐘碑の完成は、中央委員会が様々な落としどころを見出しながら決断を下し、コミュニケーションを結実させたことを意味している。

同時に、建立が政治的議決なしに実現した点にも着目したい。これは前章で述べたように、連邦政府がロマの碑を「警鐘碑群構想」の一環と位置付けていた点で、利害関係者の見解が一致していたことと深く関係している。こうした、実社会の不平等を一旦考察の枠組みから外したうえで、利害関係者とコミュニケーションを積み重ねて目標達成に向かう過程は、格差克服の過程を検証するうえでも、貴重な素材になると言えるだろう。

1-3. 警鐘碑の造形

2012年10月、「殺害されたヨーロッパのスィンティとロマに捧げる警鐘碑」が完成した。その造形は、黒曜石を素材とする直径約12メートルの水盤から成り、中央に三角形の御影石を据えている。一見、簡素な印象だが、実際には多様な「仕掛け」と「演出」が施されている。設計者カラヴァン (Dani Karavan) は、「人の流れが、特定の場所で止まるような動線を描かねばならなかった」と、第一の「仕掛け」を次のように語る。「円型の水盤を据える。そうすれば、来訪者は思い思いの場所に足を止めるだろう。そして、暗色の水盤は深い穴のようにも見える。水面には、空、国会議事堂、来訪者の姿が映し出される⁶⁷⁷。」事実、彼は水盤を墓石に見立て、来訪者がごく自然に祈りを捧げ得るような景観とした⁶⁷⁸。

⁶⁷⁵ Die Tageszeitung (1999b) なお、同記事は、「市建設大臣ナーゲルが自筆で印をつけたという市街地図」を掲げるローゼの写真と、「もっとも、これらはすべて口約束であったのだが」という発言を引いている。おそらく、ローゼはロマに旗色の良い状況が続くという確信の下、これまで伏せてきた「口約束」の事実を公にしたと推測される。

⁶⁷⁶ スィンティ同盟のHPによると、同組織は2000年にケルンで設立された。2016年以降はデュッセルドルフに本部を置いている。HPには、役割のひとつとして、「スィンティと多数派社会を架橋すべく、関係する団体と共通のコンセプトと計画を発展させ、実行にあたっての調整と助言を行っている」という説明が付されている。

⁶⁷⁷ Karavan (2012) p.55.

⁶⁷⁸ この点につき、フット(2002, 31頁)は、「長期間にわたって集合的な価値観を象徴的な形で維持できる」景観を、「時空を超えた一種の伝達装置、象徴体系と捉えうる」と述べている。

かような抽象的な造形は、想起の多様性を喚起し得るという利を備えている。

続けて彼は、水盤の中央に御影石を据えた理由を次のように説く。「私は、御影石を、たしかに目に見えるが、決して手の届かない場所に配置しようとした。それは、スィンティとロマが、かつて持っていたに違いない、しかしナチス・ドイツにより奪われたあらゆる人権をモチーフに取り入れようとしたからである⁶⁷⁹。」別言すると、彼は御影石を「決して手の届かないところ」に置くことに意味を与えていたのである。さらに、この御影石には、第二の仕掛けがある。「毎日、同時刻に御影石は沈み、水盤の下に作られた特殊な地下室で花が交換される。その後、再び浮上する。この花は、ロマ犠牲者の大半が決して持つことのできずにいる墓標を象徴している⁶⁸⁰。」

(図4) 御影石に置かれた一輪の花



出典：Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas
“ARCHITEKT DANI KARAVAN”

なお、日々の花の交換には、音響という演出が加えられている。彼は、その理由を次のように述べる。「私は、多くの作品でそうしてきたように、ロマの碑にも音色を響かせようとした。それは、スィンティとロマが愛用していたバイオリンの音色を流すというものであった。鮮やかな音色は静かな効果音となり、来訪者の内面に響いていく⁶⁸¹。」

このように、カラヴァンは、緑豊かな景観に調和し、小さくも静かな存在感を放つ警鐘碑を完成させた。途中、材質を巡るベルリン市政府との見解の不一致から、ノイマン連邦文化大臣とメルケル部局長を動かし、「プロジェクトから地元の建築家とベルリン市政府を外し、連邦政府に統括させる」という荒業にも出た。それは、「芸術家特有の気難しさ」で

⁶⁷⁹ Karavan (2012) op. cit., p.55.

⁶⁸⁰ Ibid., p.57.

⁶⁸¹ Ibid., p.57.

あったのかもしれない⁶⁸²。しかし、「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」の完成が、ドイツの記憶文化の中の想起の多様性という概念に然るべき位置を与えたことは、たしかである。

1-4. 完成後の課題

記念碑財団のウェブサイトによると、2022年、「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」には699,540人が来訪した⁶⁸³。この数字は、同碑がドイツの記憶文化に十分浸透していることを物語っている。それでは、完成時、同碑は、ドイツにどう受容されたのか。建立意義を問うべく、「無という場所」と題する記事を掲載したのは、『デー・ターゲスツァイトゥング』紙（2012年10月24日付）である⁶⁸⁴。記事は、第一に「スインティとロマに対する犯罪を抑圧／忘却するのではなく、厳かに記念し続ける記念碑となり得るかということ、真に『誤解の余地なく』言うのは難しい」と、新たな警鐘碑の立ち位置の不安定さを指摘する。このことは、ロマ犠牲者の立場の不確かさに関係している。第二に「そもそも、ロマという集団は、犠牲者として認知を得る為に、他の犠牲者集団よりも戦わなければいけなかったという事実と言及しなければならない」と、ロマ犠牲者の特別な立ち位置に触れる。これは、ロマの「追悼される権利」を求めて、中央委員会が費やした年月とも重なっている。第三に「スインティとロマの大量殺戮を意味するポライモスは、もはやショアーの脚注ではないということが、ベルリンという想起の地で強調されたのは、ノイマン連邦文化大臣の承認を得るためであった」という事実を指摘する。その背景には、連邦政府という後ろ盾なしには、ロマ犠牲者は「その他」という総花的な存在から脱却し得なかったという現実がある。

以上の考察を踏まえ、次節では、「もうひとつの警鐘碑論争」の大きな障壁のひとつであった、ベルリン市政府との攻防に焦点を当てる。これにより、「もうひとつの警鐘碑論争」もまた、政治的性格を強く帯びていた現実が明らかとなる。

⁶⁸² Ibid., pp.58-59.

⁶⁸³ Gruppenführung am Denkmal für die im National Sozialism ermordeten Sinti und Roma (2022)

⁶⁸⁴ Die Tageszeitung (2012)

第2節 ベルリン市による土地の提供の承諾

2-1. 連邦政府の後方支援

最終決議後、ベルリン市政府に土地の提供を承諾させることが、最重要課題となった。この目的を果たすべく、連邦政府とベルリン市政府、及びロマ犠牲者の間の意思疎通に齟齬を来すことがないように次の一手を打ったのは、ナウマン連邦文化大臣である。彼は、『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙（1999年7月24日付）の中で、「将来的には、ユダヤ人に捧げる碑の傍に、次なる碑を建てることとしたい」という展望と、「90年代初頭、既に連邦政府、ベルリン市政府、スィンティとロマ中央委員会が、国会議事堂南側に位置するティーアガルテン地区への記念碑の建立に合意していた。当時の市建設大臣ナーゲルは、市街地図の該当場所を朱印で囲んでいた。この申し合わせは、今なお両政府を拘束する」という見解を公にしている⁶⁸⁵。しかし残念ながら、ナウマン連邦文化大臣による「政治的拘束力」の是認が、事態の好転に繋がることはなかった。

議論停滞に対する危機意識から、先手を打ったのは中央委員会である。「ターゲスツァイトゥング」紙（1999年7月31日／8月1日付）は、その様子を次のように報じている。

昨日、中央委員会は、1994年のベルリン市政府の言質を盾に、国会議事堂の南側に標識板を設置した。そこには、「この地にナチス・ドイツ占領下において殺害されたスィンティとロマに捧ぐ国家的警鐘碑が建つ」と記されている。（…中略…）。この標識版に、市広報官ホイッセンは「かような決議は存在しない」と異を唱えた。対して、ローゼは、ナーゲル市建設大臣とモミン市文化大臣が、当地への建立を推奨し、ベルクマン市長も「建立地の変更はあり得ない」と明言していたと応戦する。連邦議会議員ヴァイスキルヒェンは、市政府の拒絶的姿勢に絡め、「往々にして、このテーマは、マイノリティの政治的利用に繋がりがちである」と評している⁶⁸⁶。

⁶⁸⁵ Frankfurter Allgemeine (1999b)

⁶⁸⁶ Die Tageszeitung (1999b)

(図 5) 国会議事堂南側に設置した標識板



出典：筆者撮影

行き詰まる局面に変化の兆しが見えてきたのは、2000年初夏である。たとえば、『ディー・ヴェルト』紙（2000年5月24日付）は、「ナウマン連邦文化大臣は市政府に警鐘碑を督促する」という記事の中で、「市の連立政権がスィンティとロマに捧げる警鐘碑に関する最終決定を下さないのであれば、連邦政府がその役目を担うであろう」と綴っている⁶⁸⁷。以下に記事の概略を示す⁶⁸⁸。

連邦政府は、ベルリン市に「スィンティとロマに捧げる警鐘碑に関する迅速かつ威厳ある決断」を要求する。5月23日、ナウマン連邦文化大臣は「これは、連立政権の政治的・道徳的義務」であるという、然るべき要求を申し立てた。

なお、ナウマン連邦文化大臣の最後通牒とでも呼ぶべき発言は、以下の通りである⁶⁸⁹。

さもなければ、連邦政府は、「長い間忘れられてきた犠牲者集団の代表者たちと協力しながら、別の方途で折り合いをつける。」それは、今なお、市のCDUが「血なまぐさいナチスの歴史を前に感受性を鈍らせている」ことの証明となる。

おそらく、彼の言う「別の方途」とは、連邦政府がロマの碑の建立事業を直に管轄することであった。記事よれば、この警告は、「ただでさえ良くない連邦政府と市政府の雰囲気

⁶⁸⁷ Die Welt (2000)

⁶⁸⁸ Ibid.

⁶⁸⁹ Ibid.

重くし、その余波は文化財政や安全保障費の支出に関しても及んだ⁶⁹⁰。」にもかかわらず、市広報官ブッツは、「ロマに捧げる記念碑の建立決議はない」、「今後も決議を下すことはあり得ないと思う⁶⁹¹」といった紋切り型の応答に終始したのである。

2-2. ロロフ-モミン文化大臣の「肉声」の余波

こうした状況を打開すべく、同記事は、ロロフ-モミン文化大臣の以下の「肉声」を引いて、ディープゲン市長が敢えてこの議題を遠ざけていた事実を白日の下にさらした⁶⁹²。

今日の市政府は、守るべき約束を拒絶している。(…中略…)。ロロフ-モミン文化大臣は言う。「市政府が言質を与えたことはなかった。しかし、ナーゲル建設大臣と私は、市政府の議案とすることをローゼに約束していた。」彼によれば、ディープゲン市長が、このテーマを議事日程から外したのであった。

当然ながら、もしも、政治的意思決定の場に持ち込まれようとした議題を、ディープゲン市長が意図的に排除したのであれば、それは明らかに「公共性の理念」に反する。約2か月後のベルリン市政府の方針転換と、ロロフ-モミン文化大臣が真相を明らかにしたことは、おそらく無関係ではないだろう。なお、記事は、「ナウマン連邦文化大臣の努力が結実したなら、事態は動きだすばかりか、連邦レベルで課題解決が図られる」という展望を描き、その暁には、「ナウマン連邦文化大臣に惜しめない拍手を送るだろう」というロロフ-モミン文化大臣の言葉を結びとしている⁶⁹³。もちろん、ここでいう「結実」はベルリン市政府による土地の提供を、「課題解決」は連邦政府による弾力的な対応を意味している。

ここであらためて、記事の内容をハーバーマスの理論と重ねてみたい。彼によると、「複合的な社会においては、公共圏とは、一方では政治システム、他方では生活世界の私的領域と機能的に特殊化された行為システム、これらを媒介する中間的構造をなしている⁶⁹⁴。」この中間的構造が政治システムと行為システムを繋ぐ紐帯であるなら、アクターは流れがせき止められることのないよう、コミュニケーションを更新し続けなければならない。今

⁶⁹⁰ Ibid.

⁶⁹¹ Ibid.

⁶⁹² Ibid.

⁶⁹³ Ibid.

⁶⁹⁴ ハーバーマス (2003) 104-105 頁。

回の場合、ロルフ-モミン文化大臣は、市政府が伏せてきた事実を光を当てて連邦政府との関係修復を促し、ロマとのコミュニケーションの架橋を試みた。結果、ベルリン市政府は方針転換を余儀なくされる。そうであるなら、ベルリン市政府による土地提供の承諾は、新首都の寛容さと覚悟を試すリトマス紙でもあったと言えるだろう。

2-3. 想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせの結実

上述のように、ローゼらは、連邦政府の協力を仰ぎながら、そして、世論を味方につけながら、ベルリン市が土地の提供に応じざるを得ない状況を作り出した。特に、2000年7月28日は「鍵」となる一日であり、主要各紙がローゼの会見を取り上げている。以下は、この問題関心に大きく紙面を割いた『南ドイツ新聞』（同日付）の「実現のさなかで」という記事を纏めたものである⁶⁹⁵。

この数か月の議論、つまり、ロマの碑を国会議事堂付近に建てるという議論から、ディープゲン市長は「CDUの予定通りの撤退」を告げた。市広報官も、「われわれは市議会で合意に達した。近々、中央委員会に碑の構想を伝えることになる」と明言している。

この「予定通りの撤退」は、何を意味するのか。その答えとなるのは、「ロマの碑は、ホロコースト警鐘碑と双璧を為すものとはならない。いずれにせよ、比較可能な規模とはならない⁶⁹⁶」、という市広報官の発言である。つまり、土地の提供には応じる、しかしユダヤ人犠牲者に捧げる碑と同規模にはしないというのが、市政府の真意だったのである。市広報官の「国会議事堂の隣接地へのロマの碑の建立は、もはや基本的にタブーではない、通常の規模を越えない限りであれば。これは市長による重要な通告である⁶⁹⁷」という発言にも、ロマには小さな碑が相応しいというニュアンスがにじみ出ている。ところで、このタイミングで市政府側が折れたのはなぜなのか。記事はその理由を次のように説明する⁶⁹⁸。

⁶⁹⁵ Süddeutsche Zeitung (2000)

⁶⁹⁶ Ibid.

⁶⁹⁷ Ibid.

⁶⁹⁸ Ibid.

今になり、ディープゲン市長側が譲歩の意向を示した背景には、ローゼらの仕掛けた署名運動がある。(…中略…)。優れた人柄が国内外で広く知られた 150 人の主要な署名者は、中央委員会が碑のイニシアチブを取ることに支持を表明した。そこには、ベルリンの SPD 議員、ローマン・ヘルツォーク大統領、リタ・ズースムス連邦議会議長、ナウマン連邦文化大臣らが名を連ねている。ナウマン連邦文化大臣は、市側が国会議事堂の隣接地の提供可否を投票で採決しようとした場合、「別の主要地」に建てることを決めていたが、この考えは現実のものとはならなかった。率直に言うと、ローマの碑は建立されるだろうーディープゲンの同意なしに。

言うなれば、ローゼらは、要人の署名という力技で外堀を埋めて、市の退路を断とうとした。これを機に、今日のドイツが「正常な国」であるならば、ナチス・ドイツの第二の犠牲者集団の為の警鐘碑に異を唱えるという選択肢は残されていなかったこともまた、かれらの追い風になったと言えるだろう。

2-4. ローゼの機略

こうした経緯から、『ピルマセンサー・ツァイトゥング』紙（2000年7月29日付）は、ローゼらの快挙を報じた。記事は、「ディープゲン市長は、ナチス・ドイツの犠牲者となったこの少数集団の記念碑への反対表明を公に諦めた⁶⁹⁹」という文面ではじまっている。そのうえで、「ベルリン市の都市開発大臣シュトリーダー（Peter Strieder）は、既に芸術家カラヴァンに構想を依頼済であった」という事実を明らかにしながらも、「ディープゲン市長が記念碑の計画に慎重を期している」ことから、先行きは不透明であると結論している⁷⁰⁰。

これに対し、ローゼらは、今度は市民参加型の署名運動により世論の審判を仰ぐという機略を講じた。『パッサウアー・ノイエ・プレッセ』紙（2000年7月31日付）によると、7月29日の署名運動は、「『ベルリン市政府、連邦政府の直近の言質に則り、国会議事堂への警鐘碑の速やかな建立がもはや妨げられないことを望む』という彼の挨拶で幕を開けている⁷⁰¹。Blumer（2011）によると、彼のスタイルは、「ユダヤ人ロビイストが過去数十年

⁶⁹⁹ Pirmasenser Zeitung（2000）

⁷⁰⁰ Ibid.

⁷⁰¹ Passauer Neue Presse（2000）

間に取り組んできた犠牲者像の形成『過程』を踏襲する⁷⁰²」ものでもあった。ヴィルトら(2014)は、その軌跡を次のように振り返っている⁷⁰³。

20年以上の間、中央委員会は記念碑の建立に尽力した。それはいわば、ドイツがロマの記憶に背を向けてきたことへの激しい抗議であった。たしかなのは、連邦政府は財政支援を約束し、ベルリン市政府が土地の提供に応じたということである。一方、両政府はデザインコンペを断念した。連邦政府は、犠牲者の序列化という扱いにくいテーマに関する新たな公的コンペを望んではいなかった。他方、ベルリン市政府は新たな手続きに時間を費やすことを歓迎しなかった。そして何より、中央委員会も更なる遅延を恐れていた。結果、イスラエルの芸術家カラヴァンが記念碑のデザインを快諾したとき、中央委員会は自らイニシアチブを取ることとしたのである。

ここからは、利害関係者の誰もが、さらなる建立遅延を望んではいなかったということが見えてくる。にもかかわらず、議論はここで幕引きとはならなかった。なぜなら、次節で詳述するように、突如、先述の「スィンティ同盟 (Sinti Allianz Deutschland)」というロマ組織が声を上げたことにより、ロマ集団の間の不協和音が鮮明となったからである。

第3節 銘文を巡る不協和音

3-1. 「スィンティ同盟」が立てた問い

「スィンティ同盟」が立てたのは、果たして、ローゼと中央委員会は「すべてのロマの代弁者なのか」という根源的な問いであった。かれらの疑義は、ローゼが、警鐘碑にヘルツォーク旧大統領によるドイツ・スィンティとロマ資料・文化センター常設展示館への開館の辞、すなわち、「スィンティとロマに対する民族殺戮はユダヤ人と同じ誤った人種思想に基づき実行された」という開館の辞を刻むよう要請したことを発端としている。

実のところ、連邦政府も同案に賛成してはいなかった。なぜなら、スィンティとロマは、旧西ドイツのロマの呼称のひとつであり、ロマの総称と言えるほどの数的規模を占めてはいないからである。そこで、連邦政府と「スィンティ同盟」は、差別の歴史の象徴という

⁷⁰² Blumer (2011) op.cit., p.131.

⁷⁰³ Wild (2014) pp.881-900.

観点に立ち、「ツィゴイナー」という蔑称を冠するよう推していた。当然ながら、ローゼは、この代替案に真っ向から反対した。結果、警鐘碑の竣工は凍結してしまう。

この問題について、『ターゲスツァイトゥング』紙（2003年10月09日付）は、ヴァイス連邦文化大臣が、7月の文書の中で、「ロマ集団の総意を得た銘文としなければならない」と述べていたこと、それに対し、ローゼが「中央委員会は、ロマという国家的少数民族の代表機関と見なされていると猛抗議していた」事実を明らかとした⁷⁰⁴。『シュピーゲル』誌（2004年1月5日付）は、猪突猛進するローゼの姿を次のように報じている⁷⁰⁵。

2003年11月9日、ローゼは、連邦首相官房で現状への不満を訴えた。（…中略…）。彼は、どうすれば「ロビー活動」が機能するのかを知り抜いていた。ゆえに、カメラチームの待機する官房入口に、ロマの同胞がひしめくバスで乗りつけるという機略を講じたのである。その後、彼は、戦闘直前のような表情を浮かべ、少し遅れるかたちで、交渉のテーブルについた。

こうしたローゼの戦略的コミュニケーションは、メディアに絵となる構図を提供し、主導権はロマの側にあることを印象づけた。以下の文面からも、ローゼが一切の妥協を許さない姿勢を見せていたことが窺える⁷⁰⁶。

ローゼは単なる記念碑を欲してはいない。望むのは、「国家的なホロコースト警鐘碑」である。彼は、スィンティとロマがユダヤ人と同様、まさに急進的に絶滅されようとした歴史的事実を認めてほしかった。ゆえに、官房に対して、記念碑にはヘルツォーク旧大統領の発言を刻まねばならないと主張したのである。

しかしながら、連邦政府と「スィンティ同盟」の懸念、すなわち、スィンティとロマという呼称が、すべてのロマを内包するというローゼの主張はドイツ国外に理解されにくい、という懸念は一考に値する。実際、呼称とアイデンティティは表裏一体であるからか、各々のコミュニケーションのベクトルは、すれ違いを続けた。

⁷⁰⁴ Die Tageszeitung (2003)

⁷⁰⁵ SpiegeOnline (2004)

⁷⁰⁶ Ibid.

ここで抑えておきたいのは、メディアは、中央委員会や「スィンティ同盟」の立場を、おうむ返しに伝えるばかりであった、という事実である。ローゼが、碑文にはヘルツォーク旧大統領の発言を刻むべきだと説いた時にも、「スィンティ同盟」が「ツィゴイナー」の呼称を推した時にも、メディアは、両者の間に認識のずれが生じた背景を問いはしなかった。さらにいえば、「警鐘碑論争」において、スィンティとロマ以外のロマ集団が後景化していた問題が、「もうひとつの警鐘碑論争」で顕現化するまで放置された原因を調査することもなかった。かわりに、メディアは、両者がどちらかの主張に与するのか否かということに関心を向けていたのである。

3-2. 意見調整

これまでと趣を異にするのは、ローゼが「スィンティ同盟」というロマの同胞と合意形成を図らなければいけなかった点にある。『ディー・ヴェルト』紙（2003年11月20日付）は、両者の丁々発止のやり取りを報じた。それは、「スィンティ同盟」の主張、すなわち、「ラレリやマヌーシュあるいはカーレといったロマ集団も殺害されている」という理由から、銘文には「『ツィゴイナー』概念を盛り込むことが相応しい」という主張と、「『ツィゴイナー』概念は、ロマの『品位を貶める』」という中央委員会の反論から成る⁷⁰⁷。この構図は、ユダヤ人犠牲者の「唯一性の概念」を論破しようとした、中央委員会とユダヤ人ロビイストの関係に類似している。ただし今回、中央委員会は強い犠牲者の側に立っている。

なお、同時期の連邦議会議事録（2003年12月12日付）には、「われわれは、スィンティとロマの尊厳を守る方法で記念しなければならない。今一度本腰を入れるべきだ⁷⁰⁸」と記されている。しかし、水面下の意見調整が難航したのか、議論の成り行きが報じられたのは約1年後であった。この時、『ベルリナー・ツァイトゥング』紙（2004年12月10日付）は、「依然、ロマの警鐘碑には政治的意思が働いている⁷⁰⁹」と議論の不透明さを批判している。事態が進展の兆しを見せたのは、2005年である。特に、以下のイエッケルの提言は、挑発的でありながらも示唆に富む内容となっている。

⁷⁰⁷ Die Welt (2003)

⁷⁰⁸ Johannes (2003)

⁷⁰⁹ Berliner Zeitung (2004)

3-3. イェツケルの提言

イェツケルは、かつてローゼと論戦を展開したユダヤ人ロビイストである。彼は、『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトウング』紙（2005年2月7日付）に、「記念碑論争 スィンティとロマか、あるいはツィゴイナーか⁷¹⁰」という論文を寄稿した

彼の論は、ある面では戦略的コミュニケーションの体を成しているが、別の面では敢えて差別的呼称を引く意義を理論化している。同時に、ユダヤ人のイェツケルが、スィンティとロマ以外のロマへの「配慮」を促し、中央委員会の汎ロマ性を否定した点でも少なからぬ意味を持つ。以下、順を追って論点を整理する。

第一は、「500年の歴史上も、ナチ時代も、決してツィゴイナーは誰からも『スィンティとロマ』と呼ばれてこなかった」という指摘である。彼によると、「この呼称は、1982年に創設されたドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会が言い始めた。」そうなると、「ドイツ語圏のロマのみの追悼は不自然である」という意見は、十分な説得力を持つ。

第二は、「ツィゴイナーという呼称はロマを貶めるものではない」という進言である。彼は、「たしかに、敵方から見ると、（反ユダヤ主義者が使う *Jude* と同様）、ツィゴイナーは蔑称である。しかしだからといって、これを断念する理由はない。特に、ナチ時代の迫害を記念するなら、当時の通称を事後に変更することなど本末転倒ではないのか」と問いかけ、「ツィゴイナー」という呼称は歴史的にも意味があると結論する。

第三は、「数多のツィゴイナー集団を締め出す『スィンティとロマ』は差別的呼称」であるという見解である。なぜなら、「スィンティは、たしかにドイツ語圏の最大の集団」でありながらも「唯一の集団ではない」し、ドイツには「他の被迫害集団も存在してきた」からである。筆者の見る限り、ここにはユダヤ人犠牲者に対する「唯一性」とは逆のニュアンスが含まれている。そしてそこには、別の思惑が垣間見える。

第四は、「スィンティとロマという呼称が、大半ではないものの、相当数のツィゴイナーから拒絶されている」という事実への言及である。彼は、中央委員会が、「最も有名で最高の成果を上げているツィゴイナーの代表」だと認めながらも、「決して唯一の代表ではない」と断言する。そのうえで、「ドイツの全ツィゴイナーが公認しているわけではない」と、中央委員会の汎ロマ性を否定する。「一体誰が、今なおツィゴイナーがロマを特徴づける呼称だと思うのか」という彼の問いかけには、旧弊的な考えに囚われているのは誰なのかと

⁷¹⁰ Frankfurter Allgemeine Zeitung (2005)

いう皮肉が込められている。

第五は、スィンティとロマと刻まれた場合、「海外からの訪問者は、誰が為の碑であるのかを理解するのに、多くの場合疲弊するであろう」という警告である。彼は、「ドイツが国際的に広く知られた呼称に立ち返るべき理由」を熱弁し、中央委員会が国家的警鐘碑の獲得という奇利を博したからには、「ツィゴイナー」概念に対する視点の転換に応じるのは必然だというスタンスを崩さなかった。

第一から第五までの考察から、イエッケルは「連邦議会の文化政治広報官と連邦文化大臣が、一度ならず、ツィゴイナーに捧げる碑とするよう要請したのは、歴史的正確さを伴う妥協」であったと結論する。そして、「ローゼの最終的譲歩がなければ、この記念碑がベルリンに建つことはない」と言葉を継ぐ。折れるべきはローゼらの側であることを多角的な視点で論じたイエッケルの主張は、見方によっては、過去の対立を彷彿させるものであった。しかし、誰もが触れられずにいた、スィンティとロマ以外のロマの記憶の救済という問題関心は、「ツィゴイナー」概念の再構築により解決し得ると進言したことは一考に値する。豪胆さと繊細さを併せ持つローゼは、ロマをヒエラルヒー化していると言うイエッケルに、かつての自身を重ね合わせたかもしれない。この意味において、イエッケルの寄稿は、ローゼらにロマの同胞に眼差しを向ける足場を築いたと言えるのである⁷¹¹。

3-4. 連邦政府の判断

ここで本論が引くのは、『シュピーゲル』誌の2つの記事である。それらは、2003年に一旦小休止となっていた、中央委員会と「スィンティ同盟」に関する議論を取り上げている。まず、『スィンティ同盟』は『ツィゴイナー』を推す⁷¹²と題した記事（2005年3月1日付）は、「スィンティとロマのみの記念は、残りのツィゴイナーに対する『歴史的なジェノサイド』に比肩する」という、「スィンティ同盟」の代表者ウィンターの声を上げている。続く「苛烈化する警鐘碑論争⁷¹³」（2005年3月12日付）という記事は、「ウィンター議長とは合意し難い」というローゼの見解を示している。そこからは、ローゼは「ユダヤ人犠牲者との相互関連性」に、ウィンターは「ロマ集団全体の包摂」に重きを置いて

⁷¹¹ なお、同年5月には、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」の落成式が予定されていた。大きく水をあけられたからか、ローゼは、最後の一手を打つタイミングを見計らっていた感がある。

⁷¹² Der Spiegel (2005a)

⁷¹³ Der Spiegel (2005b)

いたことが窺える。つまり、両者は、最初から目指す「目的地」が違っていたのである。

なお、Blumer (2011) によれば、「2005 年に設立された『イエニシェ同盟 (Jenisch Association)』」の代表者ワグナー (Timo Wagner) も、突如、議論に加わった⁷¹⁴。「ナチス・ドイツにより、ヨーロッパの移動民イエニシェもまた、『ジプシー』と同じ人種的理由で迫害されていた⁷¹⁵」というのが、その理由であった。これにより、議論は再び混迷する。

変化の兆しが見えたのは、翌年 5 月であった。『シュトゥットガルト・ツァイトゥング』紙 (2006 年 5 月 9 日付) は、中央委員会と連邦政府の折衷案を次のように報じている。それは、「カラヴァンが設計する石碑には銘文を刻まない。その代わり、アウシュヴィッツ、トレブリンカ、ブーフエンヴァルトといった絶滅収容所の名称を別の銘板に刻む。さらに、もう 1 枚には、『われわれは、ナチス占領下のヨーロッパで計画的に殺害され、犠牲となったすべてのロマを記念する』という銘文を刻む⁷¹⁶」、というものである。言うなれば、両者は、第一に銘文なき石碑とする、第二にロマの移送先となった絶滅収容所の名称を列挙する、第三にロマという総称を使用するという 3 点を「落としどころ」とした。銘文なき石碑では説得力を欠くという批判は予想されたであろうが、想起の多様性という視点に立てば、肯定的な捉え方も可能となる。

しかし、この妥協案に対して、「スィンティ同盟」は、「これは連立与党及び他のロマ集団の同意を得る必要がある事柄ではないのか⁷¹⁷」と反論した。それに対し、連邦議会文化委員会議長オットー (Hans-Joachim Otto) は、「他集団からの抗議をもはや許してはならないと力説」したうえで、「碑の建立に異を唱える関係者がいるならば、われわれは、そうした抗議を一掃するであろう」と明言し、先行きの見えない議論に終止符を打った⁷¹⁸。

Blumer (2011) の分析、すなわち、「苛烈化する意見の調整という観点から、連邦政府文化メディア省は、ローゼ、ウィンター、ワグナーと個別面談を行った。しかし、意思決定に際し、他のリーダーを圧していたのはローゼであった⁷¹⁹。」という分析からは、中央委

⁷¹⁴ フレーザー (2002, 382 頁) によると、ドイツのイエニシェは「とくにラインラントとその周辺地域に集中し」、「かごやざるを作り、行商やナイフ研ぎ、ブリキ細工などをやりながら移動してまわる」という生活様式を営んできた。どの程度、ロマ集団と接触してきたのかは推測の域を出ていない。

⁷¹⁵ Blumer (2011) op.cit., p.74.

⁷¹⁶ Stuttgarter Zeitung (2006)

⁷¹⁷ Der Tagesspiegel (2006)

⁷¹⁸ Ibid.

⁷¹⁹ Blumer (2011) op.cit., p.68.

員会と新参組織の間に、圧倒的な力関係の差異が存在していたことが窺える⁷²⁰。

とはいえ、2つの新参組織による反旗は、「警鐘碑論争」が、他のロマ集団の意向を問うてこなかった事実にも光を当てた。同時に、「記憶の格差」が内包する問題群は、常に新たな課題を提示し、弱者が強者に立場を転じる場合があるという現実をも浮き彫りとした。なお、『ターゲスシュピーゲル』紙（2008年1月28日付）によると、2007年12月20日の連邦参議院の審議を経て、ロマの警鐘碑は竣工に向かう⁷²¹。ローゼが「追悼される権利」を求めてから、約19年の歳月が流れようとしていた。

第4節 竣工に向けて

4-1. 竣工式

2008年12月19日、ロマの碑の竣工式が行われた。Blumer（2011）によると、「公式招聘されたロマの指導者はローゼのみ」であり、「ウィンターは、ゲストとして招かれていた」に過ぎなかった⁷²²。ワグナーについては、言及すらされていない。

式次第を混乱させたのは、ウィンターの暴挙である。Blumer（2011）は、当時の様子を次のように描写する。「ローゼの演説後、ウィンターは演壇に駆け上がった。誰一人、彼女の突発的行動を制止できなかった⁷²³。」「ゲスト」に過ぎないウィンターが、マイク片手に演説する。その姿は、さながら「闘士」のようである。この即興的パフォーマンスは、Blumer（2011）の言葉を借りると、「記念碑に対するウィンターの立ち位置をより象徴する出来事」となり、「ドイツの民族政治的展望が皮相的、かつ我慢を強いるものであること」を印象付けた⁷²⁴。言うなれば、ロマ集団の間の「多様性の中の平等性」の保障に関する議論が十分に尽くされていないなかで、竣工式は開催されていたのである。

4-2. メディアの反応

それでは、メディアは竣工式をどう報じたのだろうか。以下に新聞3紙とベルリン市政

⁷²⁰ たしかに、ロマ集団の間の「認識のずれ」は、メディアを通して公に議論されるべき課題であった。しかし、竣工の遅延の回避という意味において、メディアはロマ集団の内部の議論を、もっと慎重に扱うべきであったと考えられる。

⁷²¹ Der Tagesspiegel（2008a）

⁷²² Blumer（2011）op. cit., p.72.

⁷²³ Ibid., p.73.

⁷²⁴ Ibid., p.73.

府のウェブサイトを確認したい。

(1) 『ディー・ターゲスツァイトゥング紙』(2008年12月19日付) ⁷²⁵

記事は、利害関係者の合意形成の不透明さに対する批判に満ちている。順に並べると、それは、「ノイマン連邦文化大臣の言う、犠牲者集団を含むすべての関係者の『広範な合意』は内実を伴うものであったのか」、「過去の対立を覆い隠す墓標が未来を示すのなら、次の疑義を抱かざるを得ない」、「それは、ロマ集団の間の根深い対立は、過去から現在まで続いているのではないかという疑義である」、というものである。「犠牲者間の論争は、プロジェクトを遅延させたばかりか、何度も存続を危うくした」という一文も、本来、団結すべき、犠牲者の同胞が権利主張に専心するあまり、本来の建立目的を見失っていたことへの批判であったと言えるだろう。

(2) 『ケルニツシェルントシャウ』紙(2008年12月19日付) ⁷²⁶

記事によると、ノイマン連邦文化大臣は、「記念碑の立案と碑文は全犠牲者集団の取り決めであることを強調していた。」そのうえで、かつて、「ロマ集団の間の意見調整を、『困難な道程』、『ほぼ不可能なことを実現させよと言うに等しい』と述べた」事実に触れ、『犠牲者集団はあらん限りの方法を顧慮する』ことになった」と言葉を継いだ。実際、ローゼの意向を尊重しつつ、部分的に「スィンティ同盟」らの声、すなわち、ドイツのみならず、汎ヨーロッパ的な視点からロマ犠牲者を記念する、という声を取り入れるという打開策は、実効性の高い判断であった。しかし同時に、彼の発言は、銘文の内容を巡る連邦政府と中央委員会の対立を覆い隠し、主導権はロマの側にあったことを印象付けるものでもあった。最終的に碑には、「殺害されたヨーロッパのスィンティとロマに捧げる警鐘碑 (Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europa)」という名を冠する一方、後述のように、設計者には全ロマ犠牲者の追悼に向けた構図の見直しを迫ることになる。

(3) 『ターゲスシュピーゲル』紙(2008年12月19日付) ⁷²⁷

同紙が引くのは、ミュラー連邦参議院議長 (Peter Müller) の次の発言である。そこか

⁷²⁵ Die Tageszeitung (2008)

⁷²⁶ Körnische Rundschau (2008)

⁷²⁷ Der Tagesspiegel (2008b)

らは、未来志向的な記念の在り方を模索しようとする意識が垣間見える。

国会議事堂の敷地内への記念碑の建立は、連邦議会と連邦参議院の「活動拠点に記憶の場が隣接する」ことを意味する。これはつまり、「われわれの歴史的責任を公言すること」でもある。

おそらく、ミューラー連邦参議院議長は、政治的中心地にロマの碑が建つことで、行為者の「歴史的責任」が鮮明になると捉えていた。彼の言う「歴史的責任」とは、第一に「スインティとロマを差別・迫害する状況を二度と生じさせない」という誓い、第二に「急進主義者が頭角を現す場所」では「常に民主主義者の団結が問われる」という警告、第三に「民主主義者は一丸となって、『あらゆる急進主義、全体主義、民族蔑視の思想を断固はねつけねばならない』」という覚悟である⁷²⁸。この意味でも、ロマの碑の建立を巡る議論は、「強者の記憶」に与しがちであったドイツの記憶政策に一石を投じた。なぜなら、教科書に綴られてこなかった「弱者の記憶」は、客観的事実とされてきたものの向こう側にある「真実」を照らし出し、ひいては行為者の「無関心の罪」を喚起する力を備えていたからである。

(4) ベルリン市政府のウェブサイト

それでは、ベルリン市政府は、この竣工式をどう捉えたのだろうか。ディープゲンに代わり、2001年に就任したヴォーヴェライトベルリン市長は、12月19日付のベルリン市政府のウェブサイトに、次の言葉を寄せている⁷²⁹。

われわれに忘却など許されない。われわれは歴史と対峙しなければならない。われわれは出自・肌の色・生活様式による差別や脅しに決然と立ち向かわねばならない。(…中略…)。竣工への道程は平坦ではなかった。幾度となく激論が交わされた。しかし今日、警鐘碑の建立を確信する。それをして、ロマは、民族殺戮が計画・実行された首都という不動の地で記念されることになるのだ。

⁷²⁸ Ibid.

⁷²⁹ Presse-und Informationsamt des Landes Berlin (2008)

このように、彼の言葉には、旧市長とロマの間に沈殿してきた積年の「澱」を取り除きたいという思いがにじみ出ている。実際、ロマの記憶は、現市長による視点の転換により、首都ベルリンに恒久的な「記憶の場」を得ることになった。それでは、設計者カラヴァンは、この稀有な大仕事をどう貫徹したのだろうか。そして、銘文を巡る論争を、どう俯瞰していたのだろうか。以下、彼の見解を確認する。

4-3. 設計者の想い

そもそも、カラヴァンはこの奇縁をどう捉えていたのだろうか。時期は前後するが、『ベルリナー・ツァイトウング』紙（2005年2月8日付⁷³⁰）を手がかりに、彼の「もうひとつの警鐘碑」に対する想いを確認したい。

まず、彼は、「常に場との対話を望んでいる」と力説した。そのうえで、「しかし、たとえ芸術にメッセージ性があるとしても、伝えられる内容は僅かに過ぎない。ゆえに、訪問者の理解の浅深は保証し得ない」と言葉を継ぐ。つまり、彼は、芸術作品が内包する可能性と限界を見通したうえで、最終判断は見る側に委ねるという立場を取っていたのである。こうした彼の基本構想は、コミュニケーションの実践の場として、ロマの警鐘碑が機能することを念頭に置いていたと言えるだろう。

一方、「ユダヤ人の貴方がスィンティとロマに捧げる記念碑を造る。これは何を意味するのか」という問いには、次のように答えている。「ナチスのテロ犠牲者は、あらゆる新たな世代に、つまり後から生まれたすべての者たちに、決して再び人種的優越妄想と民族殺戮を認めてはならないという課題を与えている。私はこのことを伝えたい。」付言すると、カラヴァンは、「想起に対立するのは忘却ではなく、無関心にほかならない」というエリ・ヴァーゼルの言葉を構想に織り込んでいる。ここからも、彼は、警鐘碑が「過去との対話の場」となるよう願っていたことが見えてくる。

他方、銘文を巡る議論については、「終わりの見えない論争を静観」し、「銘文のスペースは当面空白のまま」とするスタンスを取っていた。後に、同議論は、基本構想に根本的見直しを迫るものとなる。以下、基本構想を再構築するまでの過程を確認する。

⁷³⁰ Berliner Zeitung (2005)

(図 6) 建設現場に立つ設計者カラヴァン



出典：Neue Zürcher Zeitung online.2021. “Israelischen Bildhauer Dani Karavan mit 90 Jahren gestorben.” 30 May.

4-4. 基本構想の再構築

それでは、どのような背景の下、カラヴァンは基本構想の再構築を迫られたのだろうか。この問いに、彼は次のように答える⁷³¹。「私の構想が全政党から受け入れられた後に、連邦首相府文化・メディア担当局と複数のロマ組織の間で「ツィゴイナー」概念の利用、並びに正確な犠牲者数に関する論争が生じた。(…中略…)。合意には7年の歳月を要した⁷³²。」

打開策として、彼は、景観と調和の取れたガラス板を立てるという策を講じた。現在まで、このガラス板は、虚像と実像という「二重性の檻」に閉じ込められてきたロマが、ユダヤ人と同じ「人種的理由」で迫害された集団であった事実を来訪者に知らしめている。一方、銘板に対しては、次の見解を述べている。「銘板設置の決定により、私は基本構想を根本的に見直した。地面を傷つけないガラス板に文章を刻むことが最適な方法だと考えた。ジェノサイドの年表を記した13のガラス板はティーアガルテンからズィーモン通りに、旧大統領と旧首相の言質を付した4つのガラス板は国会議事堂側に向けている⁷³³。」

この他にも、カラヴァンは、「旧大統領の言質に代えて、イタリアのロマ詩人スピネリ (Santino Spinelli) の詩を銘文とする」、「約70の強制／絶滅収容所の地をスレート板に刻む」という要請にも応じ、「特に、日々、ブランデンブルク門から公園を通過して国会議事堂に向かう多数の人びとの目に付きやすい、より大きく立派な入口を設ける」という機略も講じた⁷³⁴。「私は、このプロジェクトに約12年携わっている。落成式には、齢82歳になっているはずだ。私は、この想起の作業を殺害されたシンティとロマ、及び今なお共生

⁷³¹ Karavan (2012) op. cit., p.57.

⁷³² Ibid., p.58.

⁷³³ Ibid., p.58.

⁷³⁴ Ibid., p.58.

する生還者に捧げていく⁷³⁵。」という発言からも明らかのように、最後まで、彼は、ロマに寄り添う姿勢を貫いたのである。

4-5. 銘文の内容

最後に、銘文に関する彼の見解は、次の通りである。「私は、ヘルツォーク旧大統領の言質、すなわちスィンティとロマ及びヨーロッパ・ユダヤ人へのホロコーストは同一であるという言質を入口に掲げることにした。(…中略…)。このことは、来訪者が他の銘文にも目を向ける動機付けとなる⁷³⁶。」なお、ヘルツォーク旧大統領の言質は、ドイツ語・英語・ロマ語で刻まれている。さらに、ロマの要請に応じるかたちで、スィンティとロマのホロコーストに関する年表も並置されている。

一方、水盤の縁には、先述したイタリアのロマ詩人スピネリの「アウシュヴィッツ」という詩が、ドイツ語、英語、ロマ語で刻まれている。以下にその内容を示す⁷³⁷。

痩せこけた顔
生気のない瞳
冷たい唇
そこにあるのは沈黙
引き裂かれた心臓
息遣いも聴こえず
言葉もなく
涙も流さず

こうした、水盤、三角形の御影石、銘文、年表、スピネリの詩という構成から成るロマの碑は、どれも単体では十分な役割を果たすことはできない。言うなれば、すべてが相互補完的な関係に在る。最後まで波乱含みとなった感はあるが、落成式は、言祝ぎ溢れる時間となった。以下にその様子を確認する。

⁷³⁵ Ibid., p.59.

⁷³⁶ Ibid., p.57

⁷³⁷ Ibid., p.67.

4-6. 「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」の完成

2012年10月24日、「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」の落成式が行われた。列席者の中には、メルケル首相（Angela Merkel）やガウク大統領夫妻（Joachim Gauck/Daniela Schadt）らの姿もあった。

(図7) 完成した「殺害されたヨーロッパのスインティとロマに捧げる警鐘碑」



出典：Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas
“Erinnerung”

以下にローゼの謝辞を示す。彼は、連邦政府とカラヴァンに、「われわれロマの榮譽を言祝い、運命に敬意を表した」ことへの謝辞を述べたうえで、次の言葉を寄せている⁷³⁸。

今日、ここに参列する生存者に感謝する。われわれの記念は、貴方たちに、そして、ここに来ることの叶わなかった同胞に寄り添うものである。記念碑の式典は、ナチス・ドイツに殺害された50万人超のスインティとロマを記念する。同時に、われわれは数十年間抑圧されてきた人道に対する罪を想起する。(…中略…)。1982年にシュミット首相が、われわれへのホロコーストを認知するまで、生存者は、道徳的、法的、政治的補償から締め出されてきた。したがって、この記念碑は、ドイツのスインティとロマに関する長年の歴史的考察の成果である。この意味でも、私はホロコースト生存者に個人的謝辞を捧げる。かれらのたゆまぬ精神的支援は、20年以上に及ぶ記念碑論争を継続するうえで重要な支柱となった。今日の落成式に、出席の叶わなかった多くの同胞がいることがやりきれない。(…中略…)。この記念碑は、過去・現在・未来を結ぶ。そこにあるのは、ホロコーストから生じたドイツとヨーロッパのスインティとロマに対する特別な責任である。この責任は、政策及び社会の明確な課題と結びついて

⁷³⁸ Rose (2012)

いる。それは、今後、われわれ少数民族の権利を守り、尊厳と安全を保障するという課題である。われわれは、この記念碑を希望に繋げる。それは、スィンティとロマに対するホロコーストがこの国の歴史的記憶の一部になるという希望である。ドイツには、誰もが、博愛と相互尊重という共通文化がある。憲法が、人間の尊厳の不可侵を第一に誓っているように。

このように、ローゼは、ロマ生存者の精神的支援により、勇往邁進できたと述べていた。行為者の特別な責任を問うたのは、現代のロマを取り巻く社会問題とロマに対するホロコーストを切り離して考えることはできないという信念に駆り立てられてのことだと推測される。事実、彼は「ロマに対するレイシズムが増加傾向にあり」、「急進主義者のみならず、一般社会の中心でより顕在化している」現状を危惧していた⁷³⁹。

ローゼが、これをロマに対する「無関心の罪」の延長線上にあると見ていたならば、ロマの記憶をドイツの記憶文化に取り込むよう働きかけたことにも説明がつく。なぜなら、今日のロマに対する偏見・ステレオタイプを払拭するには、ロマの記憶を通じて、客観的事実を新たな角度から再考する必要があると考えられるからである。

第5節 第7章のまとめ

本章で確認したように、「警鐘碑論争」と同様、「もうひとつの警鐘碑論争」もまた、記憶の多様性の尊重と多元化に向けた取組み、及び集約した意見の「統一化」と「一般化」といった枠組みの中で、一進一退を繰り返した。同論争の中で、利害関係者に欠けていたのは、アスマン（2019）の引くマイケル・ロスバークの認識、すなわち、「想起の構築物を作るときに問題となっているのは、一方が勝って他方が負けるような、ゼロサム・ゲームではない⁷⁴⁰」という視点である。上述のように、「もうひとつの警鐘碑論争」は、スィンティとロマ以外のロマの記憶の救済を最大の争点としていた。ローゼ率いる中央委員会は、かつての弱い犠牲者から強い犠牲者に立場を転じ、自制力を試される。そのようななか、かれらは、ハーバーマスの「妥当要求」に照らした折衷案を見出し、合意形成に向けた基盤を築いていった。先述のように、ここで言う折衷案とは、第一に銘文なき石碑とする、

⁷³⁹ Ibid.

⁷⁴⁰ アスマン（2019）190頁。

第二にロマの移送先となった絶滅収容所の名称を列挙する、第三にロマという総称を使用するという3点を意味していた⁷⁴¹。

先述のように、ハーバーマスの「妥当要求」には、「自分は真理を表明している（真理性）」、「自分は正しい規範に従っている（正当性）」、「自分は意図どおりのことを誠実に述べている（誠実性）」という3つの特質がある。「警鐘碑論争」において、「記憶の真正性」を担保とする中央委員会の「妥当要求」は、かれらに対する歴史認識が再構築されるまで、一方向的なコミュニケーションに陥りがちであった。翻って、「もうひとつの警鐘碑論争」では、歴史認識の変化を追い風に、ロマの「妥当要求」がコミュニケーション活性化の一翼を担うことになる。しかし同時に、中央委員会は、「スィンティ同盟」に対しては、戦略的コミュニケーションの流し込みに専心した。一連の過程を振り返ると、「もうひとつの警鐘碑論争」は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが結実した一例として「一般化」できるものだと言える。しかし同時に、前段階の「警鐘碑論争」の経緯、すなわち、行為者と犠牲者という縦の関係、及び犠牲者間という横の関係に基づき、記憶継承の在り方を問うた経緯と重ねると、「特殊な事例」に該当すると言えるだろう。

ここでもう一度、アスマン（2007）とハーバーマス（2003）の理念に立ち返ってみたい。まず、アスマン（2007）は、「機能的記憶は、政治的要求を伴う」ものであり、その最大の特長を意味の生成に見ていた⁷⁴²。一方、「蓄積的記憶」を「文化の知識を更新するための基本的な資源」だとしていた⁷⁴³。そして、両者の透過的な関係を視野に収めたうえで、「蓄積的記憶が機能的記憶を検証し、支持し、あるいは修正することができるように、機能的記憶は蓄積的記憶に方向と動機を与えることができる⁷⁴⁴」と結論した。これを本論争に当てはめると、中央委員会は、「蓄積的記憶」から引き出したロマの記憶を、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせに結びつけることで意味の生成に繋げ、ドイツの記憶文化に新たな方向性と動機付けのベクトルを与えたと言える。

⁷⁴¹ しかし完成後の碑を見る限り、第三の折衷案には変更が生じたようである。カラヴァンが制作したガラス板の年表(Chronologie des Völkermords an den Sinti und Roma)には、より「スィンティ同盟」の意向を汲んだと思われる次の文言が刻まれている。「ナチス・ドイツ支配下の1933年から1945年の間に、数十万人が「ツィゴイナー」として、ドイツと他のヨーロッパの国々において迫害された。被迫害者の多くが、スィンティ、ロマ、ラレリ、ロワラ、マヌーシュといった集団に属する人びとであった。」

⁷⁴² 同上、167頁。

⁷⁴³ 同上、170頁。

⁷⁴⁴ 同上、173頁。

次に、ハーバーマス（2003）は、「公共的コミュニケーション行為を通じて獲得される『影響力』は、『観察』ではなく参加者たちの『相互に見つめ合うまなざし』を前提とした『了解』という資源を糧としている」と述べている。そしてそれは、「最終的には『平等な素人』からなる公衆の『同意』『共感』によって支持されねばならない」ものだと言う⁷⁴⁵。この文脈に照らすと、中央委員会は、『了解』という資源を糧に、「同意」と「共感」を通じた支援拡大の輪を広げた。この流れは、「公共的な論争から生みだされる公共的意見の影響力は、たしかに何かを動かしうる経験的現象である⁷⁴⁶」というハーバーマス（2003）の論にも通底する。というのも、双方向性を主眼とするコミュニケーションの質的变化に伴い、合意形成の道が拓かれていったからである。

一方、議論をガラス張りにしたという点で、メディアの影響力も看過できるものではない。都度、メディアは、利害関係者の多声的な意見をとり上げながら、ロマの碑に関する議論の土壌を醸成した。同時に、連邦政府がスィンティとロマ以外のロマ集団に対する「配慮」を怠っていたこと、中央委員会が必ずしも汎ロマ的な視点に立ってはいなかった事実をも鮮明とした。

他方、格差の構造化という視点から再読すると、強者と弱者という関係において、後者の側に立つ集団が、別の場面では強者に立場を転じ、より弱い集団との対立を深めてしまうという問題も浮き彫りとなった。実際、同じ出来事に対して異なる記憶を抱く集団間の「せめぎあい」は、現代社会のあらゆる場面で顕現化している。本章が「殺害されたヨーロッパのスィンティとロマに捧げる警鐘碑」の竣工・落成に至る過程に着目した理由も、まさにこの点にある。結果として、行為者との縦の関係、犠牲者との横の関係という2つの視点から、ロマの積年の「願い」が結実していく過程を描き出すことができた。

今後、この「もうひとつの警鐘碑」が、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人に捧げる警鐘碑」に比肩する存在になり得るかは定かではない。さらにいえば、国家的警鐘碑の完成が、補償問題をはじめとするロマを巡る今日的課題を解決に向かわせたわけでもない。しかし、公共的なコミュニケーションの結実を通じた目標達成が、「記憶の格差」と「認識の落差」の間で不可視的な存在となってきたロマのような集団の実像を見ようとする／その声を聴こうとする足場を築く一助となっていくならば、「記憶の所有権争い」から始まった

⁷⁴⁵ ハーバーマス（2003）352頁。

⁷⁴⁶ 同上、102頁。

一連の議論は、その過程そのものに、浅からぬ意味があると言えるだろう。

終章

要約と主要な結論

本論の目的は、戦後ドイツの「警鐘碑論争」(1989-2005)と「もうひとつの警鐘碑論争」(2005-2012)を手がかりに、公共的記憶の内にある格差とその克服に向けた過程を解明することにあつた。特に、同じ出来事に対して異なる記憶を抱く集団が、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせを通じて、「記憶の格差」と「認識の落差」という障壁を瓦解させ、相互理解に基づく合意形成の道筋を探る過程に焦点を当てている。

本論がロマという集団を考察の中心に据えたのは、かれらが、ナチス・ドイツの第二の犠牲者でありながら、政治的屋根のないことが枷となり、行為者の国からは戦後補償を、犠牲者の同胞からは共同追悼を拒絶されるという特別な過去を抱えてきたからにほかならない。実際、ユダヤ人犠牲者と他の犠牲者集団の間には、階梯が存在し、後者は総花的に論じられがちであつた。ゆえに、ロマが匿名的犠牲者から脱却しようと声を上げた時、かれらは、ただロマであるという理由で絶滅政策の対象になった事実を社会に知らしめることから始めなければならなかつたのである。

こうした問題意識を背景に、本論は、2つの論争で顕現化した「記憶の格差」と「認識の落差」を巡る課題を、行為者と犠牲者という縦軸、及び犠牲者間という横軸から明らかにしようとした。その際、導きの糸としたのは、アスマンの想起の理念とハーバーマスの公共的コミュニケーションの理念である。再度、抑えておきたいのは、アスマン(2007)の言う「機能的記憶」は、公的想起に抗う対抗的想起という概念を内包している。かような対抗的想起は、「今の権力関係を転覆した後に続くべき現在を基礎づける⁷⁴⁷」為に存在する。本論に重ねると、ロマは、対抗的想起を通じて、ユダヤ人の記憶にロマの記憶を重ねて共通項の顕現化を試みた。さらに、行為者の記憶に修正をかけるべく、ロマ犠牲者の国家的記念に向けたコミュニケーションを架橋した。この意味において、本論は、部分的ではあるが、「機能的記憶」の未来志向的な性格が担い得る可能性と限界を鮮明にしたと言えるだろう。

そして、ハーバーマスの公共的コミュニケーションの理念は、上意下達的な関係を水平的なものに転じさせるばかりか、強者の側に立つ者の自制力を試すことで、弱者の側と

⁷⁴⁷ アスマン(2007) 169頁。

の相互了解の道筋を拓く可能性を提示した。なお、本論が主眼とした2つの論争には、彼が、「歴史の公的使用」の中で述べた次の見解も有益であった。それは、「記憶に相応する感情の公式表明がされていても、実はそれが、儀式としていつもの服従をし、小さくなったふりをしているだけのものであることが、暴露される⁷⁴⁸」という見解である。これは、内実を伴わない記念行為であれば、行為者の記憶と犠牲者の記憶には乖離が生じ、整合性を失うことを言い表している。

以下参考までに、本論のリサーチクエスチョンに対する解を述べたうえで、本論の考察・分析の結果を纏めておく。

1. 本論のリサーチクエスチョンに対する解

(1) なぜ、ロマという集団は、実社会でも、「記憶の場」でも、「忘れられた犠牲者」の最たる存在となったのか。

これは、ナチス・ドイツによる迫害が、ロマに対する従来の社会政策の延長線上で捉えられてきたことと深く関係している。同時に、ロマが居住するいずれの国々においても、周縁的他者であり続け、被迫害の事実が文献資料の脚注に添えられる程度であったという問題状況、すなわち、一人称で事実を書き残せず、公的な証言の場を得られずにきた問題状況も、かれらを「忘れられた犠牲者」の最たる存在とした主要因だと推測される。

(2) なぜ、ユダヤ人は「唯一性の概念」を盾に、ロマ犠牲者との共同追悼を謝絶したのか。

近代化に伴い、ユダヤ人と宗教の表裏一体性が急速に薄れる中、新たな紐帯となったのは、ホロコーストの記憶である。苦しみとの共有に向けて、敢えて神は自分たちを選び出したという選民意識は、「唯一性の概念」の礎となった。「ユダヤ人は、『ただユダヤ人である』、という理由で絶滅政策の対象になった」と信じる人びとにとり、ロマの申し出は、あまりに唐突であり、かれらが「記憶の真正性」を担保にしようとも、到底了承できなかったと考えられる。

(3) どのようにして、公共的なコミュニケーションは、一方では犠牲者集団の意向を汲み取りながら、他方では知識人や世論の反応を絡め取りながら、政治的意思決定の場

⁷⁴⁸ ハーバーマス, J, ノルテ, E 他 (1995) 202 頁。

でロマの積年の願いを具現化させたのか。

想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせは、犠牲者集団の記憶の「多様性」と「統一性」、及び「集約化」と「一般化」の均衡を図るうえでの鍵概念となった。実際、アスマン（2007）の言う「機能的な記憶」と「蓄積的記憶」の相互補完的な関係は、ロマの記憶とロマに対する記憶の乖離を埋めたばかりか、かれらの記憶に意味生成の機会を与えたと考えられる。当初、ロマの代表者らは、成果志向的なコミュニケーションを仕掛けがちであった。しかし、議論の成熟化に伴い、かれらもまた、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせによってのみ、政治的意思決定の場に公平性を期した決断を迫り得ることに気づいていったのである。

2. 本論の考察・分析の結果

(1) 犠牲者間の「記憶の所有権争い」に勝者は存在するのか。

事例研究、及び2つの論争で確認したように、犠牲者間の「記憶の所有権争い」には、勝者が存在しないと考えられる。そもそも、「記憶の所有権争い」は、同じ出来事に対して異なる記憶を抱く集団が、「記憶の格差」と「認識の落差」に異を唱える試みである。しかし、公共的な言説の空間の中で、個的／集合的記憶の差異を認め、共存を目指す方向に議論のベクトルを軌道修正するならば、「記憶の所有権争い」には終止符が打たれ、新たな有機的關係が構築されると考えられる。

(2) 想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせは「犠牲者間のヒエラルヒー」を瓦解できるのか。

端的に言うと、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせによる、「犠牲者間のヒエラルヒー」の完全なる瓦解は難しい。しかし、この組み合わせは、これまで想起の多様性が取りこぼしてきた集団を可視的とし、公の場／メディアに発言の場を得ることでその声を可聴的にする。そうした取組みは、利害関係者の関心を「犠牲者間のヒエラルヒー」が生じた背景に向かわせ、是正に向けた持続的議論を促進するうえでの原動力となる。

(3) 社会的不平等を考察の枠組みから外したうえでの水平的なコミュニケーションは、実社会で機能し得るのか。

本論は、2つの論争から、実社会は、政治的な力関係に与しがちであることから、水

平的なコミュニケーション単独では合意形成という目的を果たし得ない、という結論に至った。しかし、メディアの中立的な監視の下でガラス張りの議論が進行するならば、強者の側にある種のけん制が働き、弱者の側の意見が一方的に排除されることは回避され、意見調整への道筋が拓かれることも確認できたと思料される。

(4) 想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせは、客観的事実を巡る「記憶の格差」と「認識の落差」を、どこまで埋められるのか。

本論では、まず、この組み合わせが記憶の主体に意味の生成と文化の更新の機会を与え、了解志向に基づく強制なき合意形成に議論のベクトルを向かわせることが確認できた。次いで、「対抗的な公共性」の存在とその活性化が大きな公共圏に影響を与え、ひいては利害関係者を和解に導いた、という点で浅からぬ意味を持っていたことも明らかになった。そして最後に、格差と落差の溝を埋めるには、相手の否定的見解の中から譲歩の要素を引き出したうえでの意見調整が有益であることを鮮明とした。

(5) なぜ、ユダヤ人ロビイストも 로마の代表者も、慰霊碑 (Monument) ではなく、警鐘碑 (Mahnmal) を要請したのか。なぜ、最終的に、“Denkmal”の名を冠したのか。

そもそも、「警鐘碑論争」は、ユダヤ人ロビイストの疑義、すなわち、行為者の地に、行為者の意思に基づく「国家的記念碑」が建立されていないことへの疑義を発端としている。追随した 로마の代表者もまた、追悼にあたっては、記念を念頭に置いた慰霊碑 (Monument) ではなく、戒めを主眼とする警鐘碑 (Mahnmal) を要請した。にもかかわらず、最終的に、“Denkmal”の名を冠したのは、徐々に当事者が不在となる中、後から生まれた世代に、かの地に同碑を建立した理由を考えさせる為であったと考えられる。

(6) 「警鐘碑論争」は何を可視的としたか。

「警鐘碑論争」は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせがもたらす実りと、成果志向的なコミュニケーションが生み出すひずみを可視的とした。私的な市民運動に端を発する同論争は、人間に内在する「個別性と差異」を認め、言説の公開性を保障するという性格を帯びたことを機に、議論のベクトルに軌道修正をかけた。記憶の主体と客体の関係を主体間の関係に転じ、水平的な意見交換を可能としたことが、最大の実りであったと考えられる。反面、我欲的な要求はコミュニケーションを濁流に押し流し、関係修復を

困難としてしまうという現実を顕現化させたことが、ひずみであったと言えるだろう。

(7) 「もうひとつの警鐘碑論争」は何を可視的としたか。

「もうひとつの警鐘碑論争」もまた、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせがもたらす実りと、成果志向的なコミュニケーションが生み出すひずみを可視的とした。特に、シンティとロマ以外のロマの記憶の救済に関する問題は、「記憶の格差」と「認識の落差」を巡る議論が、常に現在進行形であるという事実を白日の下にさらした。加えて、「警鐘碑論争」において、弱い犠牲者にあつた中央委員会が、強い犠牲者に立場を転じて自制力を試されたことも特筆に値する。あらゆる障壁を越えて迎えた言祝ぎ溢れる落成式は、ロマの積年の願いが、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせにより結実したことを物語っている。

(8) メディアと共犯関係にある格差の構造化とは何であったのか。

格差の構造化は、次のように説明できる。まず、メディアは、利害関係者の力関係を見極めたいうで情報操作を試み、格差を生成する。かような格差は、動的・可変的な記憶が行き来を繰り返しながら是正を試みることを由としていない。この意味において、格差の構造化は、メディアが主流社会を巻き込みながら、人為的に、ある種の目的を伴って形成されるものだと考えられる。

(9) 「もうひとつの警鐘碑論争」は、「一般化」できるのか、それとも「特殊な事例」に相当するのか。

先述のように、「もうひとつの警鐘碑論争」は、「警鐘碑論争」を踏襲した側面が少なくない。しかし、中央委員会が、利害関係者との間で可謬主義的なコミュニケーションを実践しながら、時には、戦略的コミュニケーションを仕掛けながら初志貫徹を目指す過程は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが結実した一例として「一般化」できるものだと考えられる。しかし、公共性という限りにおいて集約された個別性が、多様性の解体を通じて再び一般化されていくほどまでに議論が成熟しなかったことを踏まえると、「特殊な事例」に相当するとも言えるだろう。

(10)「警鐘碑論争」と「もうひとつの警鐘碑論争」は何を明らかとしたのか

2つの論争を通して、次のことが明らかとなった。第一にアスマンの想起の理念、及びハーバーマスの公共的なコミュニケーションの理念の組み合わせは、利害関係者の間に様々な質的变化を生じさせ、政治的意思決定の場に少なからぬ影響を及ぼし得る、ということである。むしろ、その際には「対抗的な公共性」が大きな公共圏に与えた影響も看過できない。なぜなら、「対抗的な公共性」は、大きな公共圏に揺さぶりをかけながら、それまで私的領域から出ることの叶わなかった問題関心を公的領域に架橋する力を有していたからである。第二に想起の多様性を礎とする公共的なコミュニケーションを媒介装置とするならば、「多様性」と「統一性」、「集約化」と「一般化」の均衡が図られ得る、ということである。第三にメディアの中立的監視は、議論の公平性を期すうえで不可欠となるが、ひとたび、特定の集団に与すれば、格差の構造化が暗黙裡の内に助長されてしまう、ということである。

3. 残された課題と今後の展望

本論は、メディアの影響力を視野に収めたうえで、「記憶の格差」、「認識の落差」といった課題解決に、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせが果たし得る可能性と限界を考察した。その際、議論の公開性や閉鎖性は、メディアの活用の在り方に拠って立つ側面が少なくないことを確認した。さらには、部分的ではあるが、格差の構造化の根底には、社会的不平等、コミュニケーションの機能不全、予め主客の配役を定めた客観的事実の浸透といった、個人や集団単独の力では克服し得ない課題が山積していることも明らかにしている。

ロマのような政治的屋根のない集団が、一方では幾重ものコミュニケーションを絡めとりながら、他方では「対抗的な公共性」を競合という形で大きな公共圏に接触させながら、長い時間をかけて国家的警鐘碑の建立を実現した軌跡は、今後、同様の願いを抱く集団にとっての道標になる可能性は十分にあると思われる。ただし、近時のメディアの多角化を追い風に、より迅速な課題解決を目指す可能性が高いであろう。というのも、メディアの主舞台がインターネットチャンネルに移行したことにより、あらゆる社会的課題は、遙かに迅速に、かつリアリティを伴って顕現化されるようになったからである。同時に、本論の考察に照らすと、玉石混淆の情報が瞬時に拡散される時代にあっても、見る／見られる、聞く／聞かれるといった公共的コミュニケーションを礎とするならば、誤った結論に陥る

とは考えにくい。なぜなら、かようなコミュニケーションは、相手に一方的な譲歩を求めたり、同調圧力を強いたりするのではなく、歩み寄りを通じた意見調整による合意形成を志向しているからである。

最後に、本論全体を通じ、以下に、今後取り組むべき長期的課題を挙げておく。本論の事例研究は、ナチス・ドイツの第二の犠牲者ロマを主たる考察対象とした。居住するいずれの国々でも周縁的存在となりがちなロマにとり、国家的警鐘碑の建立の実現は、ひとつの希望と映るかもしれない。実際、ロマが、ある種の妥協と痛みを伴いながら落としどころを見出していく過程は一考に値する。

一方で、国内外のメディアが、記念碑や像といった建造物を、あるいは個人や集団の記憶を政争の具とする国家間、集団間の争いを報じることは、決して稀ではない。この意味において、今後は、想起と公共的なコミュニケーションの組み合わせを鍵概念とする課題解決の道筋に、新たな知見を積み重ねていくことが肝要だと思われる。

以上を踏まえ、今後は、国家的警鐘碑の建立に伴う「その他の犠牲者」という匿名的存在からの脱却が、ロマ犠牲者の位置付けや、実社会におけるかれらの立ち位置に与えていく影響を考察していきたい。

参考文献

- アーレント,ハンナ (1994a) 『過去と未来の間』(引田隆也・齋藤純一訳)、みすず書房
- アーレント,ハンナ (1994b) 『人間の条件』(志水速雄訳)、筑摩書房
- アスマン,アライダ (2007) 『想起の空間』(安川晴基訳)、水声社
- アスマン,アライダ (2011) 『記憶のなかの歴史 個人的経験から公的演出へ』(磯崎康太郎訳)、松籟社
- アスマン,アライダ (2013) 「トラウマ的な過去と付き合うための四つのモデル」(安川晴基訳)、『思想』、第8号、no.1096、岩波書店、27-50.
- アスマン,アライダ (2019) 『想起の文化 忘却から対話へ』、(安川晴基訳)、岩波書店
- アルヴァックス,モーリス (1989) 『集合的記憶』(小関藤一郎訳)、行路社
- 栗屋憲太郎 (1994) 「東京裁判にみる戦後処理」、栗屋憲太郎・田中宏・三島憲一・広渡清吾・望田幸男・山口定著、『戦争責任・戦後責任 日本とドイツはどう違うか』、73-122.
- アンダーソン,ベネディクト (2007) 『定本 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』(白石隆・白石さや訳)、書籍工房早山
- 猪狩弘美 (2020) 「ナチ強制収容所体験と生存者たちのその後」、石田勇治・川喜多敦子編、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』、勉誠出版、295-312.
- 石田勇治 (2002) 『過去の克服』、白水社
- 石田勇治 (2020) 「連邦大統領の演説と想起の文化」、石田勇治・川喜田敦子編、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』、勉誠出版、355-365.
- 磯崎康太郎 (2011a) 「アライダ・アスマンと戦後ドイツの記憶史」、アスマン,アライダ『記憶のなかの歴史 個人的経験から公的演出へ』、松籟社、327-335.
- 磯崎康太郎 (2011b) [訳注 159]、アスマン,アライダ『記憶のなかの歴史 個人的経験から公的演出へ』、松籟社、243.
- 板橋 拓己 (2014) 「ドイツとイスラエルの「和解」 一道義と権力政治のはざままで」『アジア太平洋研究』、第39巻、成蹊大学アジア太平洋研究センター、111-127.
- ヴァイツゼッカー,フォン,リヒャルト (2009) 『新版 荒れ野の40年 ヴァイツゼッカー大統領ドイツ終戦40周年記念演説』(永井清彦訳)、岩波ブックレット767、岩波書店
- ウィーゼンタール,ジーモン (1968) 『殺人者はそこにいる』(中島博訳)、朝日新聞社
- ヴィーヴィオルカ,アネット (2015) 「アウシュヴィッツをおとずれること」(竹沢尚一郎訳)、『ミュージアムと負の記憶 戦争・公害・疾病・災害：人類の負の記憶をどう展示するか』、東信堂 61-79.
- 内田樹 (2006) 『私家版・ユダヤ文化論』、文藝春秋
- 遠藤克彦 (2007) 『コミュニケーションの哲学—ハーバーマスの語用論と討議論』、世界書院
- 岡裕人 (2012) 『忘却に抵抗するドイツ 歴史教育から「記憶の文化」へ』、大月書店
- オング,J,ウォルター (1991) 『声の文化と文字の文化』(桜井直文・林正寛・糟谷啓介訳)、藤原書店
- 香川檀 (2012) 『想起のかたち 記憶アートの歴史意識』、水声社
- 金子マーティン (1998) 『ジプシー収容所の記憶 ロマ民族とホロコースト』、岩波書店
- 川喜田敦子 (2005) 『ドイツの歴史教育』、白水社、
- 川喜田敦子 (2020) 「西ドイツの戦争賠償と『ナチ不法に対する補償』—ドイツ在外財産に着目して」、石田勇治・川喜田敦子編、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』、勉誠出版、245-264.
- ガイス,ペーター、カントレック,ル,ギョーム (2008) (福井憲彦・近藤孝弘監訳)、『ドイツ・フランス共通歴史教科書』、明石書店
- 貴志俊彦・川嶋真・孫安石 (2015) 『増補改訂 戦争・ラジオ・記憶』、勉誠出版
- 久保紀生 (2007) 『ハンナ・アーレント 公共性と共通感覚』、北樹出版

- 熊谷徹 (2015) 『日本とドイツ ふたつの「戦後」』、集英社新書
- コンスタンティン,ゴシュラー (2011) 「第二次世界大戦後のヨーロッパの協調において補償が果たした役割」(武井彩佳訳)、佐藤健生・フライ、ノルベルト編、『過ぎ去らぬ過去との取り組み 日本とドイツ』、岩波書店、3-27.
- 齋藤純一 (2000) 『公共性 (思考のフロンティア)』、岩波書店
- 佐藤卓巳 (2009) 『歴史学』、岩波書店
- サンド,シュロモー (2010) 『ユダヤ人の起源』(高橋武智監訳)、浩気社
- ジェインズ,ジュリアン (2005) 『神々の沈黙 意識の誕生と文明の興亡』、紀伊國屋書店
- ジョルダーノ,ラルフ (2005) 『第二の罪 ドイツ人であることの重荷』(永井清彦、片岡哲史、中島俊哉訳)、白水社
- セルーシ,ヴィニツキ,ヴェレッド (2010) 「記念の本質」、関沢まゆみ編、『戦争記憶論 忘却、変容そして継承』、昭和堂、41-56.
- 相馬保夫 (2009) 「歴史展示のポリティックス ―ドイツ歴史博物館をめぐる論争―」歴史学研究会 (編)、『歴史学研究 NO.854』、28-35.
- 高橋哲哉 (2001) 『思考のフロンティア 歴史/修正主義』、岩波書店
- 高橋秀寿 (2017) 『ホロコーストと戦後ドイツ 表象・物語・主体』、岩波書店
- 武井彩佳 (2017) 『<和解>のリアルポリティクス』、みすず書房
- 武井彩佳 (2021) 『歴史修正主義 ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで』、中央公論新社
- 竹沢尚一郎 (2015) 「フォーラムとしてのミュージアム」、竹沢尚一郎編著、『ミュージアムと負の記憶 戦争・公害・疾病・災害：人類の負の記憶をどう展示するか』、東信堂、3-36.
- 竹山博英 (2011) 『プリーモ・レーヴィ アウシュヴィッツを考えぬいた作家』、言叢社
- ダマシオ,アントニオ (2018) 『意識と自己』(田中三彦訳)、講談社学術文庫
- 千葉美千子 (2006) 「ホロコースト研究におけるロマ民族の位置づけ ―犠牲者間の差異をめぐる考察―」『国際広報メディアジャーナル』、第4号、145-165.
- 千葉美千子 (2007) 「ホロコースト研究における『唯一性の概念』をめぐる考察 ―『記憶の所有権争い』の分析を中心に―」『国際広報メディアジャーナル』、第5号、81-98.
- 千葉美千子 「ホロコースト研究における犠牲者の『追悼される権利』の前景化について ―『記憶の戦い』をめぐる議論を中心に―」『国際広報メディアジャーナル』、第6号、135-153.
- 千葉美千子 「公共的記憶の再構築 ―ドイツの『歴史家論争』を手がかりとして―」『多文化関係学』、第10号、53-68.
- ツイヴィンスキ, A, M,ピョートル (2013) 『アウシュヴィッツ―ビルケナウ あなたの立っているところ』(中谷剛訳)、在オシフィエンチム国立アウシュヴィッツ―ビルケナウ博物館
- テルチク,ホルスト (1992) 『歴史を変えた 329 日』(三輪晴啓・宗宮好和監訳)、日本放送出版協会
- ドイツ連邦共和国外務省 (2018) 『ドイツの実情』
https://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/files/2020-11/tatsachen_2018_jap-compressed.pdf (2023年7月18日アクセス確認済)。
- 遠山義孝 (2007) 『ドイツ現代文学の軌跡 マルティン・ヴァルザーとその時代 (明治大学人文科学研究所叢書)』、明石書店
- 中岡成文 (1996) 『ハーバーマス コミュニケーション行為』、講談社
- 中谷剛 (2007) 『ホロコーストを次世代に伝える アウシュヴィッツ・ミュージアムのガイドとして』、岩波ブックレット No.710、岩波書店
- 中谷剛 (2012) 『新訂増補版 アウシュヴィッツ博物館案内』、凱風社
- ノラ,ピエール (2002) 『記憶の場 フランス国民意識の文化=社会史』(谷川稔監訳)、岩

波書店

- 箱崎総一 (1972) 『ユダヤ人の思想』、番町書房
- ハーバーマス,ユルゲン (1986) 『コミュニケーション的行為の理論 (中)』 (藤沢賢一郎、岩倉正博、徳永恂、平井俊彦、山口節郎訳)、未來社
- ハーバーマス,ユルゲン/ノルテ,エルンスト他著 (1995) 『過ぎ去ろうとしない過去』 (徳永恂/清水多吉/三島憲一/小野島康雄/辰巳伸知/細見和之訳)、人文書院
- ハーバーマス,ユルゲン (2000) 『イデオロギーとしての技術と科学』 (長谷川宏訳)、平凡社ライブラリー
- ハーバーマス,ユルゲン (2003) 『事実性と妥当性 下』 (河上倫逸・耳野健二訳)、未來社
- ハーバーマス,ユルゲン (2004) 『他者の受容』 (高野昌行訳)、法政大学出版局
- バーリー,ミヒャエル・ヴィッパーマン,ヴォルフガング (2001) 『人種主義国家ドイツ 1933-45』 (柴田敬二訳)、刀水書房
- 林志弦 (2022) 『犠牲者意識ナショナリズム 国境を超える「記憶の戦争」』 (澤田克己訳)、東洋経済
- 花田達朗 (1996) 『公共圏という名の社会空間：公共圏・メディア・市民社会』、木鐸社
- ヒルバーグ,ラウル (2003a) 「アウシュヴィッツ」 (井上茂子訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、4-14.
- ヒルバーグ,ラウル (2003b) 「ジプシー (シンティ、ロマ)」 (芝健介訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、249.
- フィンケルスタイン,G,ノーマン (2004) 『ホロコースト産業』 (立木勝訳)、三交社
- フット,E,ケネス (2002) 『記念碑の語るアメリカ 暴力と追悼の風景』 (和田光弘他訳)、名古屋大学出版会
- フランク, E, ヴィクトール (1947) 『それでも人生にイエスと言う』 (山田邦男・松田美佳訳)、春秋社
- フランク,E,ヴィクトール (1977) 『夜と霧 新版』 (池田香代子訳)、みすず書房
- ブルデュー,ピエール (1989) 『ディスタンクシオンI: 社会的判断力批判』 (石井洋二郎訳)、藤原書店
- フレイザー,アンガス (2002) 『ジプシー 民族の歴史と文化』 (水谷驍訳)、平凡社
- フレイザー,ナンシー (1999) 「公共圏の再考: 既存の民主主義の批判のために」 (山本啓・新田滋訳)、クレイグ,キャルホーン (1999) 『ハーバマスと公共圏』、未來社、117-159.
- フレイザー,ナンシー (2012) 「アイデンティティ・ポリティクスの時代の社会正義 ー再配分・承認・参加」 (加藤泰史監訳 高畑祐人・菊池夏野・船場保之・中村修一・遠藤寿一・直江清隆訳)、フレイザー,ナンシー・ホネット,アクセル (2012) 『再配分か承認か? 政治・哲学論争』、法政大学出版局、7-57.
- フレンケル,ダニエル (2003) 「ニュルンベルク法」 (長田浩彰訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、410.
- ベル,ダニエル (1990) 『二十世紀文化の散歩道』 (正慶孝訳)、ダイヤモンド社
- ベンツ,ヴォルフガング (2003) 「犠牲者数」 (木畑和子訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、155.
- ベンツ,ヴォルフガング (2004) 『ホロコーストを学びたい人のために』 (中村浩平・中村仁訳)、柏書房
- ベーレンバウム,マイケル (2003) 「アメリカ合衆国ホロコースト記念博物館」 (望田幸男訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、22-26.
- 堀邦維 (2000) 『ニューヨーク知識人 ユダヤ的知性とアメリカ文化』、彩流社
- 馬曉華 (2004) 「記憶の戦い ー日中米三国における戦争博物館の比較研究ー」、細谷千博・入江昭・大芝亮編、『記憶としてのパールハーバー』、ミネルヴァ書房、364-399.
- 松本彰 (2012) 『記念碑に刻まれたドイツ: 戦争・革命・統一』、東京大学出版会

- 三島憲一 (1994) 『戦後ドイツを生きて—知識人は語る』、岩波書店
- 三島憲一 (1995) 「解説—ドイツ歴史家論争の背景」、ユルゲン・ハーバーマス／エルンスト・ノルテ他著『過ぎ去ろうとしない過去』(徳永恂／清水多吉／三島憲一／小野島康雄／辰巳伸知／細見和之訳)、人文書院 249-250
- ミルトン,シビル (2003) 「記念物」(長田浩彰訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、159-164.
- モーリス,テッサ,スズキ (2014) 『過去は死なない—メディア・記憶・歴史』、岩波書店
- 安川晴基 (2007) 「文化的記憶のコンセプトについて—訳者あとがきに代えて」、アスマン,アライダ『想起の空間—文化的記憶の形態と変遷』(安川晴基訳)、555-575.
- 安川晴基 (2015a) 「ホロコーストの想起と空間実践—再統一後のベルリンにみる『中心』と『周辺』の試み—」『思想』、第8号、no.1096、岩波書店、98-129.
- 安川晴基 (2015b) 「訳者解題」『思想』、第8号、no.1096、岩波書店、27-29.
- ヤスパース,カール (1998) 『戦争の罪を問う』(橋本文夫訳)、平凡社
- 山名淳 (2011) 「追悼施設における『過去の克服』」對馬達雄編著、『ドイツ—過去の克服と人間形成』、昭和堂、253-293.
- 米沢薫 (2009) 『記念碑論争—ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い 1988~2006年』、社会評論社
- 米山リサ (2005) 『広島—記憶のポリティクス』、岩波書店
- ラカー,ウォルター (2003) 「まえがき」(井上茂子他訳)、『ホロコースト大事典』、柏書房、xv-xxiv.
- ラブキン,M,ヤコヴ (2010) 『トラーの名において』(菅野賢治訳)、平凡社
- ランズマン,クロード (1985) 『Shoah』(高橋武智訳)、作品社
- リクール,ポール (2004) 『記憶・歴史・忘却(上)』久米博訳、新曜社
- リュールupp,ラインハルト (2020) 「ナチズムの長い影—一九四五年以降のドイツにおける過去をめぐる政策と記憶の文化」(西田暁義訳)、石田勇治・川喜田敦子(編)、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』、勉誠出版、265-294.
- ルッツ,トーマス (2004) 「想起なき記念?—ナチズム犠牲者のためのドイツの記念の地をめぐる」(福永美和子訳)、石田勇治・福永美和子編、『想起の文化とグローバル市民社会』、勉誠出版、3-21.
- レーヴィ,プリーモ (1976) 『アウシュヴィッツは終わらない—あるイタリア人生存者の考察』(竹山博英訳)、朝日新聞社
- レーヴィ,プリーモ (1986) 『溺れるものと救われるもの』(竹山博英訳)、朝日新聞社

- Apel, Dora. 2002. "The Auschwitz Memorial Museum and the Case of the Gypsy Portraits" No Date. March. Retrieved 10 July 2022. (<http://www.othervoices.org/2.2/apel/>)
- Berliner Zeitung. 1992. "Sinti und Roma kämpfen noch Auch Bonn fordert ein gemeinsames Holocaust- Denkmal" *Berliner Zeitung*. 27 May.
- Berliner Zeitung. 1999. "Berliner Mahnmahl-Reflexe" *Berliner Zeitung*. 03 August.
- Berliner Zeitung. 2004. "Bau des Mahnmals für ermordeten Sinti und Roma kann nicht beginnen, weil die Inschrift umstritten ist:Der kanzler soll helfen" *Berliner Zeitung*. 10 December.
- Berliner Zeitung. 2005. "Dein Teil der Welt Erinnerung Kompromissen:Dani Karavan schafft nun das Denkmal für die Sinti und Roma" *Berliner Zeitung*. 08 February.
- Bernau, Nikolaus 2008. "Holocaust Memorial Berlin" *Die Neuen Architekturführer No.70 Third Edition* Stadt Wandel Verlag Berlin.
- Bhabha, Jacqueline, Matache Margareta and Elkins Caroline. 2021. "The Romani Genocide During the Holocaust" p.245 in *Time for Reparations: A Global Perspective* edited by J. Bhabha, M. Margareta and E. Caroline. Pennsylvania: University of Pennsylvania Press. Retrieved 28 Aug 2022.
(https://books.google.co.jp/books?id=r9tBEAAQBAJ&pg=PA245&lpg=PA245&dq=roma+demonstration+1984+washington+post&source=bl&ots=L7V60VUnzn&sig=ACfU3U07ZmzePhV7xXBg6_3YkVUkz7WrQw&hl=ja&sa=X&ved=2ahUKEwjfr6WQ1ej5AhWnqFYBHUMPABUQ6AF6BAgCEAM#v=onepage&q=roma%20demonstration%201984%20washington%20post&f=false)
- Blumer, Nadine. 2011. "From Victim Hierarchies to Memorial Networks: Berlin's Holocaust Memorial to Sinti and Roma Victims of National Socialism" Department of Sociology University of Toronto. Retrieved 11 August 2022.
([Blumer_Nadine_V_201111_PhD-thesis.pdf](https://www.blumer-nadine.com/2011/11/11/PhD-thesis.pdf))
- Brandt, Willy. 1970. "Verpflichtung zum Frieden und Wahrung von Freiheit und Recht" 9 May. *Bulletin Erklärung der Bundesregierung und der Fraktionen des Deutschen Bundestages Nr.63/5.591*, Retrieved 14 Aug 2022.
(<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/476264/5d99c2a426db3fe241677ca916e0d990/25-jahrestag-ende-wk2-data.pdf?download=1>)
- Brieskorn, Dirk. 1998. "Zur Geschichte der "Katholischen Zigeunerseelsorge" in Deutschland" pp.396-412 in *Sinti und Roma im KL AUSCHWITZ-BIRKENAU 1943-44*. Oświęcim: Verlag Staatliches Museum Auschwitz-Birkenau.
- Bundesministerium der Finanzen -Referat VB4-. 2022. "Public sector compensation payments" 31 December Retrieved 08 Oct 2023.
(https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Vermögensrecht_und_Entschädigungen/englisch-leistungen-oeffentlichen-hand-wiedergutmachung.pdf?__blob=publicationFile&v=7)
- Chronologie des Völkermords an den Sinti und Roma No Date. Retrieved 10 Apr.2023.
(<https://www.stiftung-denkmal.de/denkmaeler/denkmal-fuer-die-im-nationalsozialismus-ermordeten-sinti-und-roma-europas/>)
- Comic Collector Live. 2009. "Holocaust Survivor Denied Possession of Her Artwork" 14 May. Retrieved 11 August 2022.
(<http://www.comiccollectorlive.com/Forum/Default.aspx?g=posts&m=348372>)
- Council of Europe. 2020. "Schools should include Roma and Traveller history in teaching curricula: Council of Europe Recommendation" 1 July. Retrieved 13 June 2021.
(<https://www.coe.int/en/web/roma-and-travellers/-/schools-should-include-roma-and-traveller-history-in-teaching-curricula-council-of-europe-recommendation>)
- Crowe, David.1991. "The Gypsy Historical Experience in Romania" pp.61-80 in *The Gypsies of Eastern Europe* edited by C. David and Kolsti, John. New York: Routledge.
- Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas "Erinnerung" No Date. Retrieved 01 Oct 2023.
(<https://www.memorialmuseums.org/staetens/druck/1482>)
- Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas "ARCHITEKT DANI KARAVAN" No Date. Retrieved 01 Oct 2023.

- (<https://www.stiftung-denkmal.de/denkmaeler/denkmal-fuer-die-im-nationalsozialismus-ermordeten-sinti-und-roma-europas/>)
- Der Spiegel Nr.51. (1970)
- Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienste. 2009. “Der Verfolgung der Sinti und Roma im Nationalsozialismus Wissenschaftliche Aufarbeitung und öffentliches Gedenken” Retrieved 11 Aug 2022.
(<https://www.bundestag.de/resource/blob/410880/917c712d81cb4578775060ed6f592b2b/W D-1-020-09-pdf-data.pdf>)
- Diepgen, Eberhardt.1994. “Jenseits von Bonn (II) Erklärung des Regierenden Bürgermeisters von Berlin, Eberhard Diepgen, vor dem Berliner Abgeordnetenhaus am 27. Januar 1994” Retrieved 11 Aug 2021.
(<https://www.blaetter.de/ausgabe/1994/maerz/jenseits-von-bonn-ii-erklaerung-des-regierende-n-buergermeisters-von-berlin-erhard-diepgen-vor-dem>)
- Długoborski, Walclaw. 1998. “Zur Einführung.” pp.16-24 in *Sinti und Roma im KL AUSCHWITZ-BIRKENAU 1943-44*. Oświęcim: Verlag Staatliches Museum Auschwitz-Birkenau.
- Documentary Centre of German Sinti and Roma 2004. “Sinti and Roma at school – The opinion of teachers” Retrieved 10 Oct 2022.
(https://zentralrat.sintiundroma.de/en/wp-content/uploads/sites/2/2012/06/7_oliver-v.-mengersen_-sinti-and-roma-at-school--the-opinion-of-teachers.pdf)
- Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma 2004. *DAS DOKUMENTATIONS-UND KULTURZENTRUM* Heidelberg: Dokumentations und Kulturrezentrum.
- Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma “Leitbild und Entstehung” No Date.Retrieved 14 Jan 2023. (<https://dokuzentrum.sintiundroma.de/ueber-uns/leitbild/>)
- Editoriale Domus Spa. 2012. “Memorial to the Sinti.” Nov 16. Retrieved 17 July 2022.
(<https://www.domusweb.it/en/news/2012/11/16/memorial-to-the-sinti.html>)
- Erhard, Ludwig. 1965. “Ein fester Wille zur Versöhnung” *Bulletin Des Presse-und Informationsamtes der Bundesregierung Nr.81*/p.641, 11 May. Retrieved 14 Aug 2022.
(<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/476248/5e652d05db27f0f05d0bb60bd1095883/20-jahrestag-ende-wk2-data.pdf?download=1>)
- Find a grave. 2009. “Dina Gottliebowa – Babitt” No Date. Retrieved 10 July 2022.
(https://www.findagrave.com/memorial/40129244/dina-gottliebowa_babbitt)
- Förderkreis Denkmal für die ermordeten Juden Europas. 2005. “Erinnerung und Gedenken an die bis zu sechs Millionen jüdischen Opfer des Holocaust” No Date. Retrieved 2 April 2022.
(<https://www.holocaust-denkmal-berlin.de/>)
- Frankfurter Allgemeine Zeitung (FAZ). 1999a. “Es kann keinen Ablaßhandel mit den Opfern geben” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*. 04 March.
- Frankfurter Allgemeine (FAZ). 1999b. “Mehr Geld für Gedenkstätten und ein Denkmal für Sinti und Roma” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*. 24 July.
- Frankfurter Allgemeine Zeitung (FAZ). 2005. “Denkmal-Streit:Sinti, Roma oder Zigeuner?” 7 February. Retrieved 11 August 2022.
(<https://www.faz.net/aktuell/feuilleton/denkmal-streit-sinti-roma-oder-zigeuner-1213650.html>)
- Georg Eckert Institute for International Textbook Research. 2020. “The Representation of Roma in European Curricula and Textbooks Analytical Report” No Date. February. Retrieved 27 June 2021. (<https://repository.gei.de/handle/11428/306>)
- Gilsenbach, Reimar. 1998. “Wer wusste was? Wer will nichts wissen? Wie die Deutschen ihre Verbrechen gegen Sinti und Roma, insbesondere den Völkermord von Auschwitz-Birkenau, aus ihrer Erinnerung verdrängt haben” pp.90-104 in *Sinti und Roma im KL AUSCHWITZ-BIRKENAU 1943-44*. Oświęcim: Verlag Staatliches Museum Auschwitz-Birkenau.
- Gruppenführung am Denkmal für die im National Sozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas “Besuchenzahlen 2022” No Date. Retrieved 01 Oct. 2023.

- (<https://www.stiftung-denkmal.de/denkmaeler/denkmal-fuer-die-im-nationalsozialismus-ermordeten-sinti-und-roma-europas/>)
- Hancock, Ian. 2001. "Responses to the Porrajmos: The Romani Holocaust" pp. 69-95 in *Is the Holocaust Unique?: Perspectives on Comparative Genocide*, edited by Alan S. Rosenbaum. Boulder, Colo.: Westview Press.
- Hancock, Ian. 2002a. *We are the Romani People*. Hatfield: University of Hertfordshire Press.
- Hancock, Ian. 2002b "Elie Wiesel, Simon Wiesenthal, Romanies and the U.S. Holocaust Memorial Council" No Date. Retrieved 28 Aug. 2022.
(https://radoc.net/radoc.php?doc=art_e_holocaust_wiesenthal&lang=en&articles=true)
- Herzog, Roman. 1997. "Zum 50. Jahrestag des Endes des Zweiten Weltkrieges - Staatsakt in Berlin am 8. Mai 1995 - Ansprache des Bundespräsidenten". Retrieved 11 August 2022.
(<https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/bulletin/zum-50-jahrestag-des-endes-des-zweiten-weltkrieges-staatsakt-in-berlin-am-8-mai-1995-ansprache-des-bundespraesidenten-801084>)
- Information Centre exhibition. 2007. *Materials on The Memorial to The Murdered Jews of Europe*. Berlin: Nicolaische Verlagsbuchhandlung.
- International Auschwitz Committee. 2008. Remember To Think Oświęcim: International Auschwitz Committee.
- Jewish News of Northern California. 2017. "In Auschwitz, she was forced to paint. Now her family wants her art returned" 15 August. Retrieved 17 July.
(<https://jweekly.com/2017/08/15/auschwitz-forced-paint-now-family-wants-art-returned/>)
- Jewish Virtual Library. 2023. "Vital Statistics: Jewish Population of the World (1882 - Present)" Retrieved 8 October 2023.
(<http://www.jewishvirtuallibrary.org/jsource/Judaism/jewpop.html>)
- Johannes, Kahrs. 2003. "Denkmal für die im Nationalsozialismus verfolgten Homosexuellen" speech given at conference in Deutscher Bundestag –15. Wahrperiode –83. Sitzung, Berlin, Deutschland. 12 December Retrieved 22 March 2022.
(<https://dserver.bundestag.de/btp/15/15083.pdf>)
- Johnson, Eric A. & Reuband Karl-Heinz. 2006. *What We Knew: Terror, Mass Murder, and Everyday Life in Nazi Germany*. Cambridge, MA: Basic Books.
- Joskowicz, Ari. 2016 "Separate Suffering, Shared Archives Jewish and Romani Histories of Nazi Persecution" *History and Memory*, vol.28, No.1 (Spring / Summer 2016), p.111.
<https://www.jstor.org/stable/fce41a6b-29b0-3875-a31c-bea31a74f117?seq=8>
- Kansteiner, Wulf. 2001. "The Rise and Fall of Metaphor: German Historians and the Uniqueness of the Holocaust" pp.221-244 in *Is the Holocaust Unique?: Perspectives on Comparative Genocide*, 3rd ed. Edited by Alan S. Rosenbaum. Boulder, Colo.: Westview Press.
- Kansteiner, Wulf. 2004. "History of the Screen and the Book: The Reinvention of the Holocaust in the Television and Historiography of the Federal Republic of Germany" Retrieved 3 November 2021. (<http://www.oslo2000.uio.no/program/papers/m3c/m3c-kansteiner.pdf>).
- Karavan, Dani. 2012. "Hommage und die im Holocaust Ermordeten Sinti und Roma" pp.55-72. in *Das Schwarze Wasser Das Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas*. Berlin: Edition Braus Berlin GmbH.
- Kirsch, Jan-Holger. 2003. *Nationaler Mythos oder historische Trauer? Der Streit um ein zentrales Holocaust-Mahnmal für die Berliner Republik*. Wien: Böhlau Verlag GmbH & Co. KG.
- Körnische Rundschau 2008. "Berlin:Baustart für Mahnmahl für Sinti und Roma" 19 December.
- Krausnick, Michail. 2007. *Elses Geschichte Ein Mädchen überlebt Auschwitz*. Berlin: FISCHER
- Liga für Menschenrechte. 1997. "zweiter Aufruf symbolischen Errichtung eines Mahnmals zur Erinnerung an die Verfolgung, Ermordung und Discriminierung der Sinti und Roma Europas" No Date. in Liga (Internationale Liga für Menschenrechte). 2000. Mahnmahl für die ermordeten Sinti und Roma Europas: 1994-2000. Booklet prepared by the Sinti and Roma Committee. Berlin.
- Memorial and Museum Auschwitz-Birkenau Former German Nazi Concentration and Extermination Camp. "Roma People The exhibition The Destruction of the European Roma" No Date. Retrieved 07 Dec 2023.

- (<https://www.auschwitz.org/en/visiting/national-exhibitions/roma-people/>)
- Merkel, Angela. 2008. "Speech by Federal Chancellor Angela to the Knesset in Jerusalem on 18 March" Retrieved 11 August 2021.
(http://www.knesset.gov.il/description/eng/doc/speech_merkel_2008_eng.pdf)
- Minderheitensekretariat.de "Die deutschen Sinti und Roma" No Date. Retrieved 30 Sep 2023.
(<https://www.minderheitensekretariat.de/die-deutschen-sinti-und-roma/>)
- Neue Zürcher Zeitungonline.2021. "Israelischen Bildhauer Dani Karavan mit 90 Jahren gestorben" 30 May. Retrieved 7 July 2022.
(<https://www.nzz.ch/feuilleton/israelischer-bildhauer-dani-karavan-mit-90-jahren-gestorben-id.1627778?reduced=true>)
- Newsweek.1998. " 'Hitler Boots Ratings'. An Interview with the writer at the center of the debate over the trivialization of the Holocaust" Newsweek. 21 December.
- NewsweekOnline.2001. "Saved By The Paintings" 15 July. Retrieved 11 August 2022.
(<https://www.newsweek.com/saved-paintings-154469>)
- New York TimesOnline.2006. "History Claims Her Artwork, but She Wants It Back" 30 August. Retrieved 11 Aug 2022.
(<https://www.nytimes.com/2006/08/30/arts/design/30surv.html>)
- Novick, Peter. 1999. *THE HOLOCAUST IN AMERICAN LIFE* Boston, Mass: MartinerBooks.
- Passauer Neue Presse (PNP). 2000. "Sinti und Roma drängen auf eigenes Mahnmal" Passauer Neue Presse. 31 July.
- Perspektive Berlin. 1989. "Aufruf" Frankfurter Rundschau. 30 January.
- Perspektive Berlin. 1995. Ein Denkmal für die Ermordeten Juden Europas: Dokumentation 1988-1995. Berlin: Perspektive Berlin.
- Presse-und Informationsamt des Landes Berlin.2008. "Wowereit nahm an Gedenkveranstaltung für Roma und Sinti teil" 19 Dec.
- Pirmasenser Zeitung (PZ). 2000. "Mahnmal auch für Sinti und Roma" *Pirmasenser Zeitung*. 29 July.
- Reisin, Fanny-Michaela und Schuch, Jane. 1998. "Zur Diskussion um das Berliner Holocaust-Denkmal Replik auf Micha Brumlik Wortmeldung des Liga-Ausschuss "Sinti und Roma" No Date. in Liga (Internationale Liga für Menschenrechte). 2000. Mahnmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas: 1994-2000. Booklet prepared by the Sinti and Roma Committee. Berlin.
- Rose, Romani (ed.), 2003. *The National Socialist Genocide of the Sinti und Roma*. Heidelberg: Dokumentations und Kulturezentrum.
- Rose, Romani. 2012. "Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma Europas Rede zur Einweihung des Denkmals in Berlin am 24. Oktober 2012" Retrieved 13 Aug 2022.
(http://zentralrat.sintiundroma.de/wp-content/uploads/2016/03/Rede_Rose.pdf)
- Rosh, Lea. 2007. "From three to four years, into seventeen Information Centre exhibition" p.9. in *Materials on the Memorial to the Murdered Jews of Europe* edited by Foundation for the Memorial to Murdered Jews of Europe. Berlin: Nicolaische Verlagsbuchhandlung.
- Rürup, Reinhard. 1999. "Stellungnahme in der öffentlichen Anhörung des Ausschusses für Kultur und Medien des Deutschen Bundestages in Berlin am. 20 April"
- San Diego Union Tribune. 2009. "Dina Babbitt; Auschwitz artist bartered work to save her life; 86" 14 August. Retrieved 26 December 2021.
(<https://www.sandiegouniontribune.com/sdut-dina-babbitt-2009aug14-story.html>)
- Sauerländer Linenthal T. Edward. 1995. *PRESERVING MEMORY*. New York: Viking Penguin.
- Schröder, Gerhard. 1998. "Deutsche Beteiligung an der NATO- Luftüberwachungsoperation über den Kosovo (Drucksache 14/16)." speech given at conference in Deutscher Bundestag – "14. Wahlperiode – 3. Sitzung" Bonn, Deutschland. 10 November. Retrieved 09 Oct 2023.
(<https://dserver.bundestag.de/btp/14/14003.pdf>)
- Schröter, Gisela. 1999. speech given at conference Deutscher Bundestag in Deutscher Bundestag_ Deutscher Bundestag Stenographischer Bericht 48. Sitzung. Bonn, Freitag, den 25. Juni 1999.

- Schuman, Howard, Akiyama, Hiroko and Knäuper, Bärbel. 1998. "Collective Memories of Germans and Japanese about the Past Half-century" *Memory* 6 (4): 427-454. Retrieved 14 August 2022.
(https://www.mcgill.ca/healthpsychologylab/files/healthpsychologylab/collective_memories_of_germans_and_japanese_about_the_past_half_century.pdf)
- Senatsverwaltung für Bau und Wohnungswesen. 1994. "ungewohnte Zeichen gegen das Vergessen-Bausenator stellt neue Broschüre zu Denkmälern des Mahnens und Gedenkens vor" 10. November. in Liga (Internationale Liga für Menschenrechte). 2000. Mahnmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas: 1994-2000. Booklet prepared by the Sinti and Roma Committee. Berlin.
- Senatsverwaltung für Kulturelle Angelegenheiten (StS). 1992a. "Vermerk zum Termin am 24. April 1992 zur Holocaust Gedenkstätte" Berlin, 28 April. Ute Heimrod/Günter Schlusche/Horst Seferens(Hg.), *Denkmalstreit-das Denkmal?*. Berlin 1999. p.91.
- Senatsverwaltung für Kulturelle Angelegenheiten (II). 1992b. "Vermerk II zum Termin am 26. Mai 1992" Berlin, 29 June. Ute Heimrod/Günter Schlusche/Horst Seferens(Hg.), *Denkmalstreit-das Denkmal?*, Berlin 1999. p.92.
- Sinti Allianz Deutschland e.V. 2000. Sinti Allianz. Köln: Sinti Allianz Deutschland e.V. Retrieved 27 Feb 2022 (<http://sintiallianzdeutschland.de>)
- SpiegelOnline. 1970. "Kniefall angemessen oder übertrieben?" 13 December Retrieved 11 August 2022.
(<https://www.spiegel.de/politik/kniefall-angemessen-oder-uebertrieben-a-861df9eb-0002-0001-0000-000043822427?context=issue>)
- SpiegelOnline. 1998. "Trauer ohne Scham" 8. February. Retrieved 11 August 2022.
(<https://www.spiegel.de/politik/trauer-ohne-scham-a-9d3cbd74-0002-0001-0000-000007809448?context=issue>)
- SpiegelOnline. 2004. "Gedenken : Jedem das Seine" 5 January. Retrieved 11 August 2022.
(<https://www.spiegel.de/kultur/jedem-das-seine-a-a6f493a6-0002-0001-0000-000029610192>)
- SpiegelOnline. 2005a. "DenkmalstreitSinti-Allianz spricht sich für "Zigeuner" aus" 1 March. Retrieved 11 August 2022.
(<http://www.spiegel.de/kultur/gesellschaft/denkmalstreit-sinti-allianz-spricht-sich-fuer-zigeuner-aus-a-344248.html>)
- SpiegelOnline. 2005b. "Sinti und Roma Der Mahnmalstreit eskaliert" 12 March. Retrieved 17 July 2022.
(<http://www.spiegel.de/kultur/gesellschaft/sinti-und-roma-der-mahnmalstreit-eskaliert-a-46146.html>)
- Sprecher der Berliner Senats 1998. "Presseerklärung" Berlin. 24 August.
- Stavginski, Hans-Georg. 2002. *Das Holocaust-Denkmal Der Streit um das "Denkmal für die ermordeten Juden Europas" in Berlin (1988-1999)*. Paderborn: Ferdinand Schöningh.
- Stenographischer Bericht, 48. Sitzung. Bonn, den 25. June. Retrieved 22 February 2022.
(<http://dipbt.bundestag.de/doc/btp/14/14048.pdf>)
- Stiftung Denkmal für die ermordeten Juden Europas (StDfdeJE). No Date.
"Denkmal für die im Nationalsozialismus ermordeten Sinti und Roma" Retrieved 2 April 2022.
(<https://www.stiftung-denkmal.de/denkmaeler/denkmal-fuer-die-im-nationalsozialismus-ermordeten-sinti-und-roma-europas/>)
- Stuttgarter Zeitung (StZ). 2006. "Denkmal für Sinti und Roma wird gebaut" *Stuttgarter Zeitung*. 09 May.
- Süddeutsche Zeitung (SZ). 2000. "Unterwegs in die Wirklichkeit" *Süddeutsche Zeitung*. 28 July.
- Süssmuth, Rita. 1994. "Gedenkworte für die in Auschwitz ermordeten Sinti und Roma und Begrüßung des Vorsitzenden des Zentralrates der deutschen Sinti und Roma, Herrn Romani Rose, mit einer Delegation" in Deutscher Bundestag Plenarprotokoll 12/227. 18 Mai. Retrieved 11 Aug 2022 (<https://dserver.bundestag.de/btp/12/12227.pdf>)
- Süssmuth, Rita. 1999. "Errichtung eines zentralen Mahnmals" speech given at conference in Deutscher Bundestag 48. Sitzung" Bonn, Deutschland. 25 June. Retrieved 20. February

2022.
(<https://dserver.bundestag.de/btp/14/14048.pdf>)
- Tagesspiegel. 1989. "Aufruf des Zentralrats Deutscher Sinti und Roma" *Tagesspiegel*. 11 April.
- Tagesspiegel. 1993. "Zentralrat Deutscher Sinti und Roma Aufruf zum >>National Holocaust-Mahnmal in Berlin<<An den Bundeskanzler und den Regierenden Bürgermeister von Berlin" *Tagesspiegel*. 16 December.
- Tagesspiegel. 1994. "Denkmal für die ermordeten Sinti und Roma am Reichstag geplant" *Tagesspiegel*. 19 April. .
- Tagesspiegel. 2008a. "Gedenken an NS-Opfer: Mahnmale für Sinti und Roma und Homosexuelle werden gebaut" *Tagesspiegel*. 1 January December.
- Tagesspiegel. 2008b. "Gedenkstätte: Baustart für Denkmal der ermordeten Sinti und Roma" *Tagesspiegel* 19 December.
- Tagesspiegel. 2006. "Sinti-Allianz lehnt Denkmal-Kompromiss ab" *Tagesspiegel*. 9. May.
- Tageszeitung (TAZ). 1989. "Dabei kommen belanglose Gedenkstätten raus!" *Tageszeitung*. 13 April.
- Tageszeitung (TAZ). 1999a. "Sinti-Mahnmal angemahnt" *Tageszeitung*. 24 July.
- Tageszeitung (TAZ). 1999b. "Roma und Sinti setzen Zeichen" *Tageszeitung*. 31 July-1 August.
- Tageszeitung (TAZ). 2003. "Kompromiss für Roma-Mahnmal" *Tageszeitung*. 09 October.
- Tageszeitung (TAZ). 2008. "Holocaustmahnmal für Sinti und Roma Endlich Baubeginn" *Tageszeitung*. 19 December.
- Tageszeitung (TAZ). 2012. "Der Ort des Nichts" *Tageszeitung*. 24 October.
- Tebbutt, Susan. 2000. "'My Name in the Third Reich was Z: 5742': the political art of the Austrian Rom, Karl Stojka" *Scholarship and the Gypsy Struggle*. ed. Thomas Acton. 2000. pp.69–80.
- Törne, Anna.1998. "Wiedergutmachung für Sinti und Roma-eine zweite Verfolgung?" pp.378-395 in *Sinti und Roma im KLAUSCHWITZ-BIRKENAU 1943-44*. Oświęcim, Poland: Verlag Staatliches Museum Auschwitz-Birkenau.
- Tynauer, Gabrielle. 1985. "The fate of the Gypsies during the Holocaust Report to the United Holocaust Memorial Council" pp.5-6, pp.32-33 Booklet prepared by United States Holocaust Library.
- Ulrich, Bernd. 2019. "Heuss-Rede vor 70 Jahren Nazi-Verbrechen und deutsche Kollektivscham" 7 December. Retrieved 14 August 2021.
(https://www.deutschlandfunk.de/heuss-rede-vor-70-jahren-nazi-verbrechen-und-deutsche.871.de.html?dram:article_id=465204)
- United States Holocaust Memorial Council. 1986. "Day of Remembrance in Memory of the Gypsy Victims of Nazi Genocide" speech given at conference in Russel Senate Office Building Washington, D.C. 16 Sep. Booklet prepared by the United States Holocaust Memorial Council in Association with the American Rom Community.
- United States Holocaust Memorial Museum. 2022. "Visitors to the Museum Since opening in April 1993" No Date. January. Retrieved 07 Oct 2023.
(<https://www.ushmm.org/information/press/press-kits/united-states-holocaust-memorial-museum-press-kit/>)
- United States Holocaust Memorial Museum. 2023. "How Many People Did The Nazis Murder?" 26 September. Retrieved 08 Oct 2023.
(<https://encyclopedia.ushmm.org/content/en/article/documenting-numbers-of-victims-of-the-holocaust-and-nazi-persecution>)
- Vermeersch, Peter. 2006. *The Romani Movement: Minority Politics and Ethnic Mobilization in Contemporary Central Europe*. New York & Oxford: Berghahn Books.
- Welt. 2000. "Neumann mahnt Senat wegen Mahnmal" *Welt*. 24 May.
- Welt. 2003. "Streit um Inschrift für Mahnmal der Sinti und Roma" *Welt*. 20 November.
- Wild, Volker and Ferdinand, Jan. 2014. "20 Jahre Bundesdenkmalpolitik zum Nationalsozialismus" *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 62. (2014), 11:881-900.
- Willems, Susanne. 1998. "Anerkennung und Entschädigung von Sinti und Roma. Vom Fortbestand rassistischer Ausgrenzung nach in Deutschland nach 1945" pp.366-377 in *Sinti und Roma im KLAUSCHWITZ-BIRKENAU 1943-44*. Oświęcim, Poland: Verlag Staatliches Museum

Auschwitz-Birkenau.

- Wippermann, Wolfgang. 1998. "Warum Brauchen wir ein Holocaust-Denkmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas?" No Date. in Liga (Internationale Liga für Menschenrechte). 2000. Mahnmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas: 1994-2000. Booklet prepared by the Sinti and Roma Committee. Berlin.
- Wippermann, Wolfgang. 2005. Auserwählte Opfer? Shoah und Porrajmos im Vergleich, Eine Kontroverse. Berlin: Frank & Time.
- Woche. 1998. "Shoah-Stiftung nach Berlin" *Woche*. 27 November.
- Young, James E. 1999. "America's Holocaust: Memory and the Politics of Identity" pp.68-82. in *The Americanization of the Holocaust* Edited by Hilene Franzbaum. Baltimore, Maryland: The Johns Hopkins University Press.
- ZeitOnline. 1999. "Eine offene Republik" 4 Februar. Retrieved 6 August 2022. (<https://www.zeit.de/1999/06/199906.schroeder-gespra.xml>)
- Zentralrat Deutscher Sinti und Roma. 1994. "Presserklärung Holocaust-Mahnmal für die Sinti und Roma beim Reichstag" 9 November. in Liga (Internationale Liga für Menschenrechte). 2000. Mahnmal für die ermordeten Sinti und Roma Europas: 1994-2000. Booklet prepared by the Sinti and Roma Committee. Berlin.
- Zentralrat Deutscher Sinti und Roma. 2017. "45 Jahre Bürgerrechtsarbeit deutscher Sinti und Roma" No Date. Retrieved 14 Aug 2022. (https://zentralrat.sintiundroma.de/wp-content/uploads/2017/05/buch_45jahre_web.pdf)